

東京都北区地域防災計画

(震災対策編・風水害対策編)

平成30年3月改定

東京都北区防災会議

東京都北区地域防災計画平成30年3月改定

目次

はじめに	1
平成30年3月改定の概要	3
震災対策編 本編	
第1部 総 則	7
第1章 計画の概要	9
1 計画の目的	9
2 計画の性格及び範囲	9
3 計画の修正	10
4 計画の習熟	10
第2章 区の概況	11
1 位 置	11
2 地形と地質	11
3 人 口	11
4 被害想定	12
4-1 首都直下地震	12
4-2 南海トラフ巨大地震	17
5 地域危険度	19
5-1 調査の目的	19
5-2 調査の方法	19
5-3 調査結果	20
第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定	21
第2部 施策ごとの具体的計画	23
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割	25
1 区、区民、事業者の基本的責務	25
2 防災機関業務大綱	27
第2章 区民と地域の防災力向上	40
【基本方針】	40
【予防対策】	41
1 自助による区民の防災力向上	41

1-1	区民による自助の備え	41
1-2	防災意識の啓発	42
1-3	防災教育・防災訓練の充実	48
1-4	外国人支援対策	55
2	地域による共助の推進	55
3	消防団の活動体制の強化	59
4	事業者による自助・共助の強化	60
5	ボランティアとの連携	63
6	小・中学校の防災対策	66
【応急対策】		68
1	自助による応急対策の実施	68
1-1	区民自身による応急対策	68
1-2	外国人の情報収集等に係る支援	68
2	地域による応急対策の実施	70
3	消防団による応急対策の実施	71
4	事業者による応急対策の実施	73
5	ボランティアとの連携	73
6	応急教育・応急保育	75
6-1	応急教育の実施	75
6-2	応急保育の実施	77
第3章 安全なまちづくりの実現		78
【基本方針】		78
【予防対策】		79
1	安全に暮らせるまちづくり	79
1-1	地域特性に応じた防災まちづくり	79
1-2	河川等の整備	84
1-3	高層建築物及び地下街等における安全対策	84
1-4	がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	86
2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	88
2-1	建築物の耐震化及び不燃化の促進	88
2-2	エレベーター対策	92
2-3	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	94
2-4	文化財施設の安全対策	94
3	応急危険度判定のための態勢整備	95
4	液状化、長周期地震動への対策の強化	96
4-1	液状化対策の強化	96
4-2	長周期地震動対策の強化	97
5	出火、延焼等の防止	97
5-1	消防水利の整備、防火安全対策	97
5-2	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	100
5-3	危険物等の輸送の安全化	102

【応急対策】	103
1 消火・救助・救急活動及び警備活動	103
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	103
2-1 河川施設等の応急対策	103
2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	103
2-3 公園・児童遊園の応急対策	104
3 社会公共施設等の応急対策	104
4 被災住宅の応急危険度判定	106
5 被災宅地の応急危険度判定	107
6 危険物等の応急措置による危険防止	107
6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	107
6-2 危険物輸送車両等の応急対策	115
6-3 危険動物の逸走時対策	117
【復旧対策】	118
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	118
1-1 河川施設等の復旧	118
1-2 二次的な土砂災害防止対策	118
1-3 公園・児童遊園の復旧	118
2 社会公共施設等の復旧	119
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	120
【基本方針】	120
【予防対策】	121
1 道路・橋りょう	121
2 鉄道施設	125
3 河川施設等	128
4 緊急輸送ネットワークの整備	129
4-1 緊急輸送ネットワーク	129
4-2 緊急道路障害物除去等	130
4-3 地域内輸送拠点の設置等	131
5 水道	132
6 下水道	133
7 電気・ガス・通信等	135
7-1 電気施設の安全化	135
7-2 ガス施設の安全化	136
7-3 通信施設の安全化	138
7-4 共同溝の整備促進	140
7-5 電線類の地中化推進	140
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保	140
9 電源等の確保	141
【応急対策】	142
1 道路・橋りょう	142
1-1 道路・橋りょうの応急対策	142

1-2	交通規制	145
1-3	輸送ルートの確保	149
2	鉄道施設	150
3	河川施設等	153
3-1	河川及び内水排除施設	153
3-2	防災用船着場の運用	155
3-3	河川障害物の除去	156
4	水道	156
5	下水道	157
6	電気・ガス・通信等	158
6-1	電気	158
6-2	ガス	160
6-3	通信	161
【復旧対策】		163
1	道路・橋りょう	163
2	鉄道施設	163
3	河川施設等	163
4	水道	165
5	下水道	165
6	電気・ガス・通信等	166
6-1	電気	166
6-2	ガス	166
6-3	通信	166
6-4	ライフライン復旧関係者の受入れ	167
第5章	広域的な視点からの応急対応力の強化	168
【基本方針】		168
【予防対策】		169
1	初動態勢の整備	169
1-1	活動庁舎等の設備	169
1-2	初動態勢の強化	169
1-3	地区本部態勢の強化	169
1-4	夜間・休日等勤務時間外の態勢	170
1-5	夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	171
1-6	平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	171
1-7	福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	171
1-8	防災職員住宅居住者の活用	171
1-9	各種訓練の充実	171
1-10	庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	172
2	事業継続体制の確保	172
3	消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備	175
3-1	消火・救助・救急活動態勢	175
3-2	警備態勢の整備	175
4	広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）	176

5 応急活動拠点の整備	176
5-1 オープンスペースの確保	176
5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保	177
5-3 ボランティアの活動拠点の明確化	177
【応急対策】	178
1 初動態勢	178
1-1 区の責務	178
1-2 区の活動態勢	178
1-3 防災機関の活動態勢	191
2 消防・救助・救急及び警備活動	195
2-1 震災消防活動	195
2-2 救助・救急活動	197
2-3 警備	198
3 応援協力・派遣要請	199
4 応急活動拠点の調整	203
第6章 情報通信の確保	204
【基本方針】	204
【予防対策】	205
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	205
2 区民等への情報提供体制の整備	206
3 区民相互の情報連絡等の環境整備	207
【応急対策】	208
1 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	208
2 緊急地震速報の利用	210
3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）	211
3-1 基本方針	211
3-2 情報収集・伝達態勢の確立	212
3-3 区の被害調査要領	215
3-4 都への報告	219
4 広報態勢	220
5 相談窓口態勢	226
6 区民相互の情報連絡等	226
第7章 医療救護等対策	227
【基本方針】	227
【予防対策】	228
1 初動医療体制の整備	228
1-1 情報連絡体制等の確保	228
1-2 医療救護活動の確保	229
1-3 負傷者等の搬送体制の整備	232
1-4 防疫体制の整備	232
1-5 在宅難病患者への対応	233

2 医薬品・医療資機材の確保	233
3 医療施設の基盤整備	234
4 遺体の取扱いに関する体制整備	235
【応急対策】	237
1 初動医療態勢	238
1-1 医療情報の収集伝達態勢	238
1-2 初動期の医療救護活動	239
1-3 負傷者等の搬送態勢	243
1-4 保健衛生態勢	244
2 医薬品・医療資機材の供給	247
3 医療施設の確保	248
4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	249
【復旧対策】	257
1 防疫体制の確立	257
2 火葬	259
第8章 帰宅困難者等対策	262
【基本方針】	262
【予防対策】	263
1 帰宅困難者対策条例等の周知徹底	263
2 帰宅困難者への情報通信態勢整備	269
3 一時滞在施設の確保	270
4 徒歩帰宅支援のための態勢整備	271
【応急対策】	273
1 駅周辺での混乱防止	273
1-1 駅周辺の混乱防止	273
1-2 集客施設及び駅等における利用者保護	274
1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	276
2 事業者等における帰宅困難者対策	278
【復旧対策】	280
1 徒歩帰宅者の代替輸送	280
1-1 鉄道運行情報等の提供	280
1-2 代替輸送手段の確保	281
2 徒歩帰宅者の支援	282
第9章 避難者対策	284
【基本方針】	284
【予防対策】	285
1 避難体制の整備	285
1-1 基本的な避難行動	285
1-2 避難所等の定義及び指定	287
2 要配慮者の避難等支援体制の整備	288

2-1	要配慮者の考え方	288
2-2	避難行動要支援者への支援の考え方	290
2-3	避難行動要支援者の避難行動支援	292
2-4	福祉避難所等の定義及び指定	293
2-5	福祉避難所の周知	293
3	避難所の管理運営態勢の整備等	294
3-1	避難所の開設・管理運営	294
3-2	避難所における女性への配慮	296
3-3	福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	296
4	避難所等の耐震化及び安全対策の促進	298
4-1	避難所等の耐震化及び安全対策の促進	298
4-2	避難所等の応急危険度判定のための態勢整備	299
【応急対策】		300
1	避難誘導	300
2	避難場所・避難所等の開設・管理運営	302
2-1	避難場所の開設・管理運営	302
2-2	避難所等の開設	303
2-3	避難所（区立小・中学校等）の運営	305
2-4	福祉避難所の運営	310
3	動物救護	312
4	ボランティアの受入れ	313
5	被災者の他地区への移送	313
6	避難所外の避難者への対応	315
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進		316
【基本方針】		316
【予防対策】		317
1	食料及び生活必需品等の確保	317
2	飲料水及び生活用水の確保	319
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	321
4	車両・舟艇等輸送機関の確保	321
【応急対策】		322
1	物資の供給	322
2	飲料水の供給	325
3	物資の調達要請	327
4	救援物資の受入れ・配分	328
5	義援物資の取扱い	328
6	輸送車両等の調達	329
【復旧対策】		331
1	多様なニーズへの対応	331
2	炊き出し	331
3	水の安全確保	332
4	生活用水の確保	333

5 物資の輸送	333
第11章 放射性物質対策	334
【基本方針】	334
【予防対策】	334
1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等	334
【応急対策】	335
1 情報連絡態勢	335
2 区民への情報提供等	335
【復旧対策】	337
1 保健医療活動	337
2 放射性物質への対応	337
第12章 区民生活の早期再建	338
【基本方針】	338
【予防対策】	339
1 罹災証明書の発行準備	339
2 情報システムのバックアップ体制の構築	340
3 トイレの確保及びし尿処理	340
4 ごみ処理	341
5 がれき処理	341
6 災害救助法等	342
7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制	343
【応急対策】	344
1 住家被害認定調査等	344
2 義援金の募集・受付・配分	345
3 トイレの確保及びし尿処理	345
4 ごみ処理	347
5 がれき処理	347
6 土石、竹木等の除去	348
7 災害救助法等の適用	349
8 激甚災害の指定	350
【復旧対策】	352
1 被災住宅の応急修理	352
2 応急仮設住宅の供給	353
3 公的住宅や民間賃貸の供給	355
4 被災者の生活相談等の支援	355
5 義援金の募集・受付・配分	357
6 被災者の生活再建資金援助等	358
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	358
6-2 被災者生活再建支援金の支給	358
7 職業のあつせん	359

8	各種減額・免除等	359
8-1	特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	359
8-2	国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等	360
8-3	国民年金保険料の免除	360
8-4	後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除	360
8-5	介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	361
8-6	障害福祉サービス費の減額・免除	361
9	日本郵便㈱の復旧・復興支援	361
10	融資	362
11	がれき処理の実施	362
12	災害救助法の運用等	362

第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制 364

【基本方針】	364
【予防対策】	365
1 受援に関する方針の作成	365
2 相互応援協定締結自治体との交流	365
3 災害対応派遣要員の事前把握	365
【応急対策】	366
1 応急期受援体制	366
2 救出救助機関からの受援	366
3 人的受援	367
3-1 応援要請先	367
3-2 応援要請手続き	367
3-3 プッシュ型人的支援の受入れ	367
3-4 受援業務	368
3-5 ボランティアとの連携・支援	368
4 物的受援	369
4-1 物資の調達要請	369
4-2 プッシュ型支援の受入れ	369
4-3 個人・企業からの物資の受入れ	369
4-4 物資の集積と搬送	370
4-5 継続的要請	370
5 費用負担	370
6 被災地への人的物的応援	371
6-1 被災地への人的応援	371
6-2 被災自治体への物的支援	371

第3部 災害復興計画 373

第1章 復興の基本的な考え方	375
1 復興の基本的な考え方	375

2 北区震災復興マニュアル	376
第2章 震災復興本部	377
1 震災復興本部の設置	377
2 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係	378
3 震災復興本部における各部の分掌事務	378
3-1 震災復興本部における各部の分掌事務	378
3-2 復興に関わる専門職員の確保	380
3-3 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化	380
第3章 震災復興計画の策定	381
1 震災復興基本方針の策定	381
2 震災復興計画の策定	381
3 特定分野計画の策定	381
震災対策編 担当表	383

風水害対策編 本編

第1部 総 則	403
第1章 計画の方針	405
1 計画の目的	405
2 計画の性格及び範囲	405
3 北区・区民等の基本的責務と役割	406
4 計画の修正	407
5 震災対策編との関係	408
6 計画の習熟	408
7 計画の前提	408
第2章 北区の概況	411
1 北区の地形と管内河川の概況	411
2 水防上注意を要する（重要水防）箇所	412
3 北区の水害履歴	417
第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務	423
1 水防活動	423
2 水防の責任と任務	424
第2部 災害予防	425
第1章 水害予防対策	427
1 管内河川の改修計画	427
2 水防に関する施設計画	428
3 水防資機材・施設及び水防工法	429
4 高潮対策	433
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策	433
6 土砂災害防止法の運用	436
7 水害発生箇所の解消	436
8 都市型水害対策	437
9 流木対策	437
10 浸水対策	437
11 気象情報等	441
12 荒川下流タイムライン（拡大試行版）に沿った防災行動計画	460
第2章 都市施設対策	462
1 電 気	462
2 電 話	463
3 交 通	463
4 地下空間への浸水被害対策	464
5 下水道施設に関する情報共有	464

第3章 風水害時の避難所等の特定	466
1 風水害時の避難場所.....	466
第4章 物資・輸送対策	469
1 食料等の確保.....	469
2 飲料水及び生活用水の確保.....	469
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備.....	469
4 車両・舟艇等輸送機関の確保.....	469
第5章 区職員の防災力向上	470
1 水防訓練.....	470
2 図上演習等の実施.....	471
3 各種マニュアル等の作成.....	471
第6章 地域防災力向上	472
1 周知・啓発.....	472
2 防災訓練.....	473
3 地域におけるマニュアル等の整備.....	474
4 避難行動要支援者の支援.....	474
第3部 災害応急・復旧	475
第1章 本部体制	477
1 状況に応じた機動的な体制.....	477
2 危機管理情報収集体制.....	478
3 水防本部.....	478
4 除雪本部.....	482
5 災害対策即応本部.....	483
6 災害対策本部（風水害時）.....	484
第2章 応援協力・派遣要請	494
1 災害時協定締結団体の実施業務.....	494
2 関係機関への出動要請.....	495
3 風水害初動対応マニュアル等による活動.....	495
4 河川管理者の水防活動への協力.....	496
第3章 情報収集・伝達	497
1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報.....	497
2 情報・伝達・報告.....	501
3 防災無線放送設備等.....	502
4 要配慮者への情報提供.....	502
5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有.....	502
6 竜巻に関する情報収集・伝達.....	503
7 地下空間への情報提供.....	504
8 被害調査計画.....	504

9 広報活動	507
第4章 消防機関の水防活動計画	511
1 活動方針	511
2 水防態勢等	511
3 部隊編成	511
4 活動内容	512
5 災害予警報	512
第5章 避難対策	513
1 避難	513
2 風水害時の避難所等	519
3 避難所の運営	520
4 避難所関係の対象、費用の限度額	521
5 保育園等と避難先一覧	521
6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供	524
7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策	524
8 広域避難対応	527
第6章 物資・輸送対策	528
1 食料の配給	528
2 ヘリコプターの発着点	528
第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等	529
1 衛生・防疫活動	529
2 ごみ処理	529
3 がれき処理	529
4 障害物除去	529
第8章 流木対策	530
第9章 ライフライン対策	531
1 都市施設応急対策	531
2 公共土木施設応急対策	533
第10章 被災者対策	534
1 被災者の生活確保	534
2 融資制度	534
3 生活相談窓口	534
4 義援金等	534
風水害対策編 担当表	535

用語集	541
索引	561
資料編	

【震災対策編】

1. 地域危険度 条例及び公表の経緯、町丁目別危険度一覧表	573
2. 北区における地域危険度の分布	577
3. 地域危険度マップ（北区）	578
4. 軽可搬消防ポンプ配備状況	579
5. 消防団の現勢	579
6. 分団本部所在地及び受持区域	580
7. 整備地域・重点整備地域	581
8. 延焼遮断帯の図	583
9. 避難路の図	585
10. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	587
11. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	588
12. 学校施設の耐震化状況	589
13. 庁舎等施設の耐震化状況	589
14. 住宅の耐震化の現状	590
15. 民間特定建築物の耐震化の現状	591
16. 緊急輸送道路沿道図	593
17. 消防水利の現況（北区内）	595
18. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況	595
19. 毒物・劇物取扱事業者	595
20. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線 取扱事業者の現況	595
21. 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図	597
22. 対象処理施設配置図	599
23. 災害時臨時離着陸場候補地	600
24. ヘリコプター発着場基準および表示要領	601
25. ヘリサイン表示施設一覧	602
26. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項	603
27. 自衛隊 部隊名称・住所（駐屯地名等）	604
28. 北区防災システムの全体像	605
29. 被害の認定基準	607
30. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報	608
31. 北区内の救急病院	611
32. 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より 一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について	613
33. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より 一時滞在施設の考え方	614
34. 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より 一時滞在施設の運営	616

35. 北区防災地図	619
36. いっとき集合場所一覧表	621
37. 避難場所一覧	625
38. 避難所一覧	627
39. 災害備蓄倉庫の位置及び名称	628
40. 備蓄物資一覧	629
41. 備蓄物資一覧（福祉避難所）	630
42. 災害時給水ステーション（給水拠点）別給水計画	631
43. 災害用給水所（深井戸）一覧表	632
44. 耐震性地下貯水槽一覧	633
45. 営業所保有の応急給水用資機材	637
46. 給水資機材等	637
47. 激甚災害指定基準	638
48. 局地激甚災害指定基準	640
49. 応急仮設住宅建設予定地一覧	641
50. 罹災証明書の範囲	642
51. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	643
52. 見舞金・見舞品	644
53. 被災者生活再建支援金支給額	645
54. 災害援護資金貸付	646
55. 実費弁償	647
56. 気象庁震度階級関連解説表	648
57. 災害救助法の適用基準・適用手続き	650

【風水害対策編】

1. 雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱	653
2. 水防関係機関一覧表	655
3. 水位上昇時における各河川（区内）の設定水位	656
4. 風水害時の避難所一覧	658
5. 水防法に基づき指定する地下街等	659
6. 水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧	660
7. 東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～	667
8. 東京都北区洪水ハザードマップ ～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合～	669
9. 荒川水系入間川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	671
10. 東京都北区土砂災害ハザードマップ	673
11. 荒川下流タイムライン拡大施行版	677

はじめに



平成30年3月改定の概要

1 計画改定の経緯

平成 23（2011）年 3 月 11 日に未曾有の大災害である東日本大震災が発災し非常に多くの尊い生命と財産が失われた。

国はこの東日本大震災を踏まえて、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正を行い、東京都は平成 24（2012）年 4 月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、同年 11 月には「東京都地域防災計画（平成 24 年改定）」を公表した。

北区では、東日本大震災を区の災害対策のあり方を再検討する大きな機会ととらえて、平成 23（2011）年度に「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置した。

検討会では、北区において甚大な被害が発生しうる震災及び都市型水害について、特に区民、地域との連携なくしては防災対策が成り立たない「避難所開設・運営」「災害時要援護者対策」「備蓄対策」「都市型水害対策及び情報伝達」「防災に関する組織・人材育成及び地域等におけるネットワークづくり」をテーマとして議論を重ね、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」をまとめた。

区ではこの提言を区が主導して実現していくため、また、そのような視点をもって実効性の高い地域防災計画とするため、区民はもとより、区議会、関係防災機関等と協議・調整を重ね、現在の北区地域防災計画のもととなる「東京都北区地域防災計画（地震対策編）（平成 24 年改定）」として、東京都北区防災会議の決定を経て、平成 25 年 3 月に計画改定を実施した。

一方、風水害編については、それまでの都市型水害に留まらない検討を、伊豆大島や広島県での土砂災害など近年の風水害を教訓にするとともに、荒川等の氾濫による大規模水害を含めた水害について、対策を講じられるよう平成 27（2015）年 3 月に「東京都北区地域防災計画（風水害編）（平成 27 年 3 月改定）」の改定を実施した。

区では東日本大震災以来、区政の優先課題の一つに「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力で取り組む」の姿勢のもと、本計画の実現に積極的に取り組み、都市基盤としての災害対応力と、人的資源による地域防災力の向上を図ってきた。

さらに、平成 29（2017）年 3 月には、「東京都北区地域防災計画」の改定及び修正から 2 か年が経過したことを受け、災害対策基本法第 42 条第 2 項の定めに基づき、主にこの間の取り組み内容を反映させる時点修正を主とした計画修正を実施した。

本年の改定においては、熊本地震(平成 28（2016）年)などの大きな災害によって明らかになった災害対策上の課題や教訓、国及び東京都の法令・制度や動向等を踏まえ、本計画の改定を行った。

2 東京都北区地域防災計画の基本方針

「東京都北区地域防災計画」の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 国や東京都の動向も十分踏まえるとともに、東日本大震災など過去の大災害等から得た教訓を可能な限り反映した計画とする。
- (2) 震災対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月公表）」を踏まえ、減災目標等を見直すとともに、区における取組内容を明確化する。
- (3) 「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」や、北区の地域特性等を踏まえた計画とする。
- (4) 自助・共助・公助の役割をいま一度明確にして、それぞれの主体の力を強めるための方策を一層推進する。特に公助の主体である区は、防災に関する業務内容を明確化して、全庁的な防災態勢を強化する。
- (5) 災害対策基本法の改正の趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。

3 平成30年3月の主な改定項目

- (1) 受援体制の事前準備
内閣府が作成した「地方公共団体のための災害受援体制に関するガイドライン」などを参考に「受援」に関する章（震災対策編第2部第13章）を新設する。
- (2) 避難行動要支援者に対する支援の充実
避難行動要支援者に対する支援を充実させるため、避難行動要支援者名簿等に関する項目を追加記載する（震災対策編第2部第9章）。
- (3) 被災者生活支援体制の強化
罹災証明書の発行システム導入準備等、被災者の生活再建支援に関する取組について追加し、災害発生時における被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制を整備する（震災対策編第2部第12章）。
- (4) 水防体制・情報提供の整理
荒川下流タイムライン【拡大試行版】の策定・公表（荒川下流域タイムライン専門部会、平成29（2017）年5月）や、東京都北区洪水ハザードマップ【荒川が氾濫した場合】の改訂（北区、平成29（2017）年5月）を踏まえ、水防体制・情報提供等を整理する（風水害対策編第2部第1章）。
- (5) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等
水防法や土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成・避難訓練を実施等が義務化されたことを踏まえ、本計画に名称及び所在地を記載し、必要な対策を講じる（風水害対策編第2部第1章）

震災対策編 本編

第 1 部 総則

第1章 計画の概要

1 計画の目的

東京都北区地域防災計画は、北区災害対策本部（以下、「区災対本部」という。）、防災機関、その他諸機関が有する全機能を有効・適切に発揮し、また事業者、自主防災組織及び区民が総力を結集して、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36(1961)年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の自然的条件及び過去の教訓を生かし、あらゆる自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧・復興を対象とする。

構 成	内 容
震災対策編	
第1部 総則	・首都直下地震等の被害想定 ・被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標)等
第2部 施策ごとの具体的計画	・平常時に行う予防対策、事前対策 ・発災直後からの応急対策、復旧対策 等
第3部 災害復興計画	・震災復興の基本的な考え方 ・震災復興本部 ・震災復興計画の策定 等

3 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたとき（地区防災会議等から地区防災計画の提案のあった場合も含む）は修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

4 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

第2章 区の概況

1 位 置

北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接している。東西は約2.9km、南北約9.3kmで、面積は20.61km²である。

2 地形と地質

北区の地形は山の手台地と下町低地の2つに大分される。京浜東北線の東側が下町低地、西側が山の手台地である。台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。一方低地部は、海拔3～5mの平坦な地形になっているが、低地が土砂の堆積によってできたためである。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

3 人 口

1. 世帯人口

平成30(2018)年1月現在

区 分	世 帯	男	女	計
王 子	64,751	56,683	57,356	114,039
赤 羽	72,526	67,663	68,475	136,138
滝 野 川	55,976	48,771	49,082	97,853
合 計	193,253	173,117	174,913	348,030

2. 昼夜間人口

平成27(2015)年国勢調査

昼 間 人 口	夜 間 人 口	流出超 過人口	流 入 人 口			流 出 人 口		
			総 数	通勤者	通学者	総 数	通勤者	通学者
329,753	341,076	11,323	84,063	71,214	12,849	95,386	85,403	9,983

4 被害想定

4-1 首都直下地震

平成24(2012)年4月に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」における、北区の被害想定の内容を反映している。

この被害想定では、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、それまでの被害想定と比べ、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）がされた。

「首都直下地震等による東京の被害想定」想定地震（平成24(2012)年4月）

種 類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震 源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード（以下「M」と表記）7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20～35km		約0～30km	約2～20km

想定するシーン（季節・時刻）

シーン設定	想定される被害の特徴
冬、朝5時	- 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。 - 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊等による圧死者が発生する危険性が高い。 - オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬、昼12時	- オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 - 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、冬の朝5時と比較して少ない。
冬、夕18時	- 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 - オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留。 - ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 - 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

注）平成25(2013)年12月に国の中央防災会議において「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が公開されたが、東京都の想定と近似のため、本計画で想定する被害は、東京都が見直した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」に基づくものとする。

第1 東京湾北部地震の被害想定

首都直下地震の中でも、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震について、北区の被害想定結果を示す。

1. 地震の規模等

前 提 条 件	
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6弱 74.3%、6強 25.7%）

2. 被害想定

条件	規 模		東京湾北部地震（M7.3）					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	2,658		2,658		2,658	
		液状化(棟)	29		29		29	
		急傾斜地崩壊(棟)	104		104		104	
		計	2,792※		2,792※		2,792※	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	193	200	288	300	619	643
	ライフ ライン	電力(停電率)	10.5%		10.6%		11.3%	
		固定電話(不通率)	0.7%		0.8%		1.7%	
		ガス(供給停止率)	0.0 ～57.9%		0.0 ～57.9%		0.0 ～57.9%	
		上水道(断水率)	32.6%		32.6%		32.6%	
		下水道(管きよ被害率)	26.0%		26.0%		26.0%	
	エレベーター閉じ込め台数(台)		97	98	98	98	99	99
	震災廃棄物(万t)		100	100	100	100	101	101
	人的被害	死者(人)		184	184	103	104	125
うち要配慮者死者数(人)		102	103	75	75	93	94	
負傷者(人)		4,298	4,298	2,534	2,534	2,836	2,837	
うち重傷者(人)		393	393	239	239	267	268	
避難者(人)		71,534	71,565	71,931	71,982	73,310	73,410	
滞留者数(人)		-		247,350		247,350		
うち帰宅困難者数(人)		-		69,466		69,466		
自力脱出困難者(人)		1,328		774		865		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第2 多摩直下地震の被害想定

想定されている地震のうち、多摩直下地震について、北区の被害想定結果を示す。

1. 地震の規模等

前 提 条 件	
地震の震源地	東京都多摩地域
地震の規模	M7.3（震度別面積率：6弱 89.4%、6強 10.6%）

2. 被害想定

条件	規 模		多摩直下地震M7. 3					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	1, 657		1, 657		1, 657	
		液状化(棟)	25		25		25	
		急傾斜地崩壊(棟)	104		104		104	
		計	1, 786		1, 786		1, 786	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	109	114	160	167	299	312
	ライフ ライン	電力(停電率)	7. 2%		7. 2%		7. 4%	
		固定電話(不通率)	0. 4%		0. 5%		0. 7%	
		ガス(供給停止率)	0. 0～ 49. 2%	0. 0～ 100. 0%	0. 0～ 49. 2%	0. 0～ 100. 0%	0. 0～49. 2%	
		上水道(断水率)	27. 4%		27. 4%		27. 4%	
		下水道(管きよ被害率)	24. 8%		24. 8%		24. 8%	
		エレベーター閉じ込め台数(台)	87	87	87	87	87	87
		震災廃棄物(万t)	76	76	77	77	77	77
	人的被害	死者(人)	118	118	67	67	79	79
うち要配慮者死者数(人)		66	66	48	48	59	59	
負傷者(人)		3, 171	3, 172	1, 869	1, 869	2, 094	2, 090	
うち重傷者(人)		251	251	155	155	173	172	
避難者(人)		57, 282	57, 300	57, 497	57, 526	58, 084	58, 139	
滞留者数(人)		－		247, 350		247, 350		
うち帰宅困難者数(人)		－		69, 466		69, 466		
	自力脱出困難者(人)	827		485		541		

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第3 元禄型関東地震の被害想定

想定されている地震のうち、元禄型関東地震について、北区の被害想定結果を示す。

1. 地震の規模等

前提条件	
地震の震源地	神奈川県西部
地震の規模	M8.2（震度別面積率：6弱 98.7%、6強 1.2%）

2. 被害想定

条件	規 模		元禄型関東地震 M8.2					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	1,200		1,200		1,200	
		液状化(棟)	19		19		19	
		急傾斜地崩壊(棟)	105		105		105	
		計	1,324		1,324		1,324	
	火災	焼失棟数(棟)	193	200	288	300	619	643
		倒壊建物を含まない						
	ライフ ライン	電力(停電率)	5.4%		5.4%		5.6%	
		固定電話(不通率)	0.3%	0.4%	0.4%		0.6%	
		ガス(供給停止率)	0.0～44.7%		0.0～44.7%		0.0～44.7%	
		上水道(断水率)	41.6%		41.6%		41.6%	
		下水道(管きよ被害率)	24.1%		24.1%		24.1%	
	エレベーター閉じ込め台数(台)		80	80	80	80	81	81
	震災廃棄物(万t)		64	64	64	64	65	65
人的被害	死者(人)		88	88	50	51	60	60
	うち要配慮者死者数(人)		49	49	36	36	44	44
	負傷者(人)		2,706	2,706	1,590	1,590	1,780	1,780
	うち重傷者(人)		186	186	117	117	129	129
	避難者(人)		66,108	66,120	66,277	66,296	66,751	66,784
	滞留者数(人)		-		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		-		69,466		69,466	
	自力脱出困難者(人)		599		353		392	

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第4 立川断層帯地震の被害想定

想定されている地震のうち、立川断層帯地震について、北区の被害想定結果を示す。

1. 地震の規模等

前 提 条 件	
地震の震源地	東京都多摩地域
地震の規模	M7.4（震度別面積率：5弱以下 11.9%、5強 86.4%、6弱 1.7%）

2. 被害想定

条件	規 模		立川断層帯地震 M7.4					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別 建物 全壊	ゆれ(棟)	1		1		1	
		液状化(棟)	0		0		0	
		急傾斜地崩壊(棟)	7		7		7	
		計	9※		9※		9※	
	火災	焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	2	2	4	4	9	9
	ライフ ライン	電力(停電率)	0.0%		0.0%		0.0%	
		固定電話(不通率)	0.0%		0.0%		0.0%	
		ガス(供給停止率)	0.0～0.0%		0.0～0.0%		0.0～0.0%	
		上水道(断水率)	2.9%		2.9%		2.9%	
		下水道(管きよ被害率)	17.7%		17.7%		17.7%	
	エレベーター閉じ込め台数(台)		32	32	32	32	32	32
	震災廃棄物(万t)		3	3	3	3	3	3
人的被害	死者(人)		1	1	1	1	1	1
	うち要配慮者死者数(人)		1	1	1	1	1	1
	負傷者(人)		90	90	60	60	64	64
	うち重傷者(人)		3	3	3	3	4	4
	避難者(人)		3,792	3,793	3,801	3,801	3,825	3,827
	滞留者数(人)		－		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		－		69,466		69,466	
自力脱出困難者(人)		1		0		0		

※ 小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

第5 首都直下地震に係る法整備

平成25(2013)年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26(2014)年3月に首都直下地震緊急対策推進基本計画が閣議決定（平成27(2015)年3月改定）されるとともに、都内全域が首都直下地震緊急対策区域に指定された。緊急対策区域を含む地方公共団体は、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、特定緊急対策事業推進計画を定めることができる。

4-2 南海トラフ巨大地震

北区においては、南海トラフ地震の被害想定において、最大震度は5強程度とされており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」の指定地域に含まれていない。そのため、南海トラフ地震等の対応に関しては、都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第1 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23(2011)年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24(2012)年3月31日に第一次報告として、震度分布（250mメッシュ）・津波高（50mメッシュ）の推計結果がとりまとめられた。また、平成25(2013)年3月に、今回、被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

北区における、南海トラフ巨大地震の被害推計結果は、最大震度5強となり、津波被害の発生は想定されていない。

第2 南海トラフ地震に関する法整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25(2013)年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、平成25(2013)年12月に施行された。その後、平成26(2014)年3月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」が指定された。

第3 東海地震の対応

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とする巨大地震である。

地震の直前予知が可能であるとの考えの下、地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後にあらかじめ定めておいた緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする大規模地震対策特別措置法が昭和53（1978）年に施行され、地震防災対策強化地域が指定された。

しかし、平成25（2013）年にとりまとめられた「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい。」とされた。その一方で、南海トラフ沿いにおける観測網の充実により地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきた。

そのため、気象庁は、中央防災会議防災対策実行会議における「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告に基づき、新たな防災対策が定められる当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うこととし、平成29（2017）年11月から運用が開始された。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	(1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 (3) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

出典：南海トラフ地震に関する情報（気象庁、平成29（2017）年11月）

5 地域危険度

平成30(2018)年2月に東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回）」の概要は次のとおりである。

5-1 調査の目的

東京都震災対策条例第12条の規定により次の目的で調査された。

- (1) 地震に強い都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

※ 地域危険度 条例及び公表の経緯、町丁目別危険度一覧表【資料編p573参照】

5-2 調査の方法

第1 危険度の種類

地震動に起因する建物倒壊及び火災の危険性を評価し、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を測定した。また、避難や救助、消火活動などの災害時活動に寄与する道路等の整備状況を評価した「災害時活動困難度」測定した。さらに、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に「災害時活動困難度」を加味して総合化し、「総合危険度」とした。

なお、第7回測定調査との主な変更点は、以下の通り。

- (1) 「災害時活動困難度を考慮した建物倒壊危険度」、「災害時活動困難度を考慮した火災危険度」は測定項目の対象外とされた。
- (2) 「総合危険度」と「災害時活動困難度を考慮した総合危険度」の2種の項目を測定対象としていたが、「災害時活動困難度を加味した総合危険度」のみを新たに「総合危険度」として測定した。

なお、本調査は、被害想定調査とは異なり、震源を特定した地震を想定しない。

第2 調査方法

「地域危険度」とは、ある地域の地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を地域間で相対評価したものである。市街化区域を対象に、町丁目ごとの危険の度合いをランク1（危険度が低い）から、ランク5（危険度が高い）の五段階で評価した。

5-3 調査結果

第1 建物倒壊危険度

「建物倒壊危険度」とは、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものである。この危険度は地域の建物特性と地盤特性により測定している。

第2 火災危険度

「火災危険度」とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける可能性があり、その危険性の度合いを評価したものである。この危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

第3 災害時活動困難度

地震により建物が倒壊したり火災が発生したりした時には、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）が、その後の被害の大きさに影響する。このような活動のしやすさ（困難さ）を、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標が「災害時活動困難度」である。

第4 総合危険度

「総合危険度」とは、地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊（「建物倒壊危険度」）や火災の危険性（「火災危険度」）に、避難や消火・救助など、各種の災害対応活動の困難さ（「災害時活動困難度」）を加味して、1つの指標にまとめたものである。

※ 地域危険度 町丁目別危険度一覧表、町丁目別危険度一覧表【資料編p573参照】

※ 北区における地域危険度の分布【資料編p577参照】

※ 地域危険度マップ（北区）【資料編p578参照】

第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定

北区ではこれまで、北区地域防災計画及び北区防災対策推進5カ年計画（平成26（2014）年3月策定）に基づき、減災目標を定め、災害対策を推進してきた。また、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」の提言に基づき、平成24（2012）年度から新たに着手した事業もある。

一方、東京都地域防災計画では、「災害対策を推進する目的には、災害による人的、物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれる。このため、こうした趣旨を明らかにする観点から、平成24（2012）年の地域防災計画修正の際に、減災目標の名称を『被害軽減と都市再生に向けた目標』へと改めたうえで、目標を定めた。」としている。

この趣旨に即して北区では、平成24（2012）年度の計画改定にあたり、災害対策を推進する目標を、被害を軽減する減災の観点と、早期からの復旧・復興対策の着手という観点から捉え「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」とし、下記のとおり定めることとした。北区ではこれらの目標を10年以内に達成できるようにする。

目標 1

- ① 死者を6割減少させる：被害想定約180人→約70人以下
※ 想定されている最大の死者数：184人
（東京湾北部地震・冬の朝5時・風速4または8m/秒）
- ② 避難者を約4割減少させる：同約7.3万人→約4.4万人以下
※ 想定されている最大の避難者数：73,410人
（東京湾北部地震・冬の夕18時・風速8m/秒）
- ③ 建築物の全壊棟数を約6割減少させる：同約3,400棟→約1,300棟以下
※ 想定されている最大の全壊棟数：3,412棟
＝原因別建物全壊2,792棟＋火災による焼失（倒壊含まない）620棟
（東京湾北部地震・冬の夕18時・風速8m/秒）

《目標を達成するための主な対策》

- 建物の耐震化
- 家庭内の家具類の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- 救出・救護体制の強化
- 木造住宅密集地域の不燃化
- 区民や事業者の火災対応力の強化
- 消防力の充実・強化

目標2

東京都と連携し、帰宅困難者の安全を確保する

《目標を達成するための主な対策》

北区帰宅困難者対策基本方針より

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなど事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定、滞留者等への案内・広報の充実
- 沿道の災害時帰宅支援ステーション等の整備による、より一層の安全・安心の確保

目標3

避難所の環境整備等に努めるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

《目標を達成するための主な対策》

- 避難所運営態勢の強化
- ライフラインの早期復旧
- 応急危険度判定の迅速化
- 復興態勢の強化

第2部

施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

1 区、区民、事業者の基本的責務

基本理念
地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業者が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして、第三に区民及び事業者と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とする。

区 分	基本的責務
区	区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、最大の努力を払わなければならない。 (1) 区は、北区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に推進していかなければならない。また、地域防災計画を定期的に見直し、この計画に基づく災害予防、応急及び復旧対策等を充実させなければならない。 (2) 区は、区民及び事業者による自助・共助の活動に対し、助言及び支援を行う。 (3) 区職員は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。
区 民	区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。 (1) 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 イ 家具類の転倒・落下・移動の防止 ウ 出火の防止（感震ブレーカーの設置など） エ 初期消火に必要な用具の準備 オ 飲料水や食料及び常備薬類の確保 カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

区 分	基本的責務
区 民	(2) 区民は、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び復興に努めなければならない。 (3) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、災害後の区民生活の再建と安定を図り、まちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (1) 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における区民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 (2) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24(2012)年東京都条例第17号 平成25(2013)年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。 (3) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。 (4) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺区民に対する災害対策活動の実施等、周辺区民等との連携及び協力に努めなければならない。 (5) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」とする）を作成しなければならない。

2 防災機関業務大綱

北区及び区の地域における防災機関が、震災に関して処理する業務は概ね次のとおりである。

第1 北 区

機関の名称	事務または業務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	(1) 災害関係対策予算に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること (3) 災害情報の収集及び整理に関すること (4) 報道機関への連絡態勢に関すること (5) 写真等による情報の収集及び記録に関すること (6) 震災復興本部事務局の体制整備に関すること (7) 復興計画の総合調整に関すること (8) その他政策経営部の所管に関すること
総務部 (災対総務部)	(1) 区災対本部の職員の動員に関すること (2) 区災対本部の人員の配置及び調整に関すること (3) 区災対本部の職員の服務及び給与に関すること (4) 車輛、舟艇等輸送機関の調達に関すること (5) 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関すること (6) 外国人への情報支援に関すること (7) 他の自治体への応援要請及び収容要請に関すること (8) 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること (9) 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関すること (10) 所管施設の保全及び保安に関すること (11) その他総務部の所管に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 区災対本部の通信情報の総括に関すること (2) 都、その他防災関係機関との連携に関すること (3) 区災対本部長室の庶務に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他危機管理室の所管に関すること

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務または業務の内容
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部に関する事 (2) 地区本部と自主防災組織との連携に関する事 (3) 被害概況の把握と報告に関する事 (4) 帰宅困難者に関する事 (5) 生活相談総合窓口の開設準備に関する事 (6) 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関する事 (7) 災害時の体育施設等の利用に関する事 (8) 所管施設の保全及び保安に関する事 (9) その他地域振興部の所管に関する事
区民部 (災対区民部)	(1) 給水計画に関する事 (2) 物資等の管理及び輸送に関する事 (3) 生活相談総合窓口の開設と運営に関する事 (4) 義援金の受領及び配分に関する事 (5) 罹災証明書の発行に関する事 (6) 被災者台帳の作成に関する事 (7) 電子計算システムの復旧に関する事 (8) その他区民部の所管に関する事
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) ごみ処理及びし尿収集に関する事 (2) 廃棄物処理に関する事 (3) 行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋火葬に関する事 (4) 放射性物質の測定に関する事 (5) 所管施設の保全及び保安に関する事 (6) その他生活環境部の所管に関する事
健康福祉部 (災対医療衛生部を除く健康福祉部) (災対健康福祉部)	(1) 要配慮者の災害対策に関する事 (2) 福祉避難所の設置及び管理運営に関する事 (3) 災害時のボランティア（医療以外）に関する事 (4) 避難場所に関する事 (5) 所管施設の保全及び保安に関する事 (6) その他健康福祉部の所管に関する事

第2部 施策ごとの具体的計画
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務または業務の内容
北区保健所 健康福祉部健康推進課 (王子・赤羽・滝野川 健康支援センター) (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設に関すること (2) 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関する こと (3) 災害時のボランティア（医療）に関すること (4) 医療及び助産救護に関すること (5) 医薬品の調達及び配給に関すること (6) 防疫に関すること (7) 健康相談（放射性物質に係るもの含む。）に関すること (8) 動物の救護に関すること (9) 所管施設の保全及び保安に関すること
まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 (災対まちづくり部)	(1) 防災まちづくり計画に関すること (2) 復興まちづくり計画に関すること (3) 応急仮設住宅に関すること (4) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること (5) 建築物の被害状況調査に関すること (6) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する こと (7) 所管施設の保全及び保安に関すること (8) その他まちづくり部の所管に関すること
土木部 (災対土木部)	(1) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及 び避難路の確保に関すること (2) 道路等占有物件の対策に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 堤防、道路、橋りょう、公園、トンネル等の点検、整備 及び復旧に関すること (5) 障害物等の除去に関すること (6) 水防活動に関すること (7) 河川の流木対策に関すること (8) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関する こと (9) 所管施設の保全及び保安に関すること (10) その他土木部の所管に関すること

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

機関の名称	事務または業務の内容
会計管理室 (災対会計管理室)	(1) 金銭及び物品の出納管理に関すること (2) その他会計管理室の所管に関すること
教育振興部 (災対教育振興部)	(1) 避難所の設置及び管理運営に関すること (2) 園児、児童・生徒の保護及び救護に関すること (3) 応急教育に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他教育振興部の所管に関すること
子ども未来部 (災対子ども未来部)	(1) 保育園児及び児童の保護及び救護に関すること (2) 災害遺児等の保護に関すること (3) 応急保育に関すること (4) 女性被災者に係る相談に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他子ども未来部の所管に関すること
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関すること (2) その他区議会事務局の所管に関すること

第2 都関係機関

機関の名称	事務または業務の内容
警視庁第十方面本部 王子・赤羽・滝野川 警察署	(1) 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること (2) 交通規制に関すること (3) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること (4) 被災者の救出及び避難誘導に関すること (5) 行方不明者の調査に関すること (6) 遺体の見分及び検視に関すること (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第五消防方面本部 王子・赤羽・滝野川 消防署	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
王子・赤羽・滝野川 消防団	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物施設及び重要対象物等の状況把握に関すること (4) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上等に関する こと (5) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
都建設局 都第六建設事務所 都東部公園緑地事務所	(1) 河川の保全及び復旧に関すること (2) 砂防施設の保全及び復旧に関すること (3) 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること (4) 水防活動に関すること (5) 河川における流木対策に関すること (6) 河川、道路等における障害物の除去等に関すること (7) 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること
都交通局 (北自動車営業所)	(1) 都営バス施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) バスによる輸送協力に関すること
都水道局 (北部支所 北営業所)	(1) 応急給水に関すること (2) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること
都下水道局 (西部第二下水道事務所)	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の内容
財務省 関東財務局 東京財務事務所	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること (2) 国有普通財産の管理及び処分に関すること
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 災害時に関する予報及び警報の発表及び伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理、災害応急対策に関すること

第4 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の内容
東日本旅客鉄道(株) (東京支社)	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全に関すること (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
東京地下鉄(株) (後樂園駅務管区)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること (2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること (3) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東日本電信電話(株) (東京北支店)	(1) 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
東京電力パワーグリッド(株) (大塚支社)	(1) 電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2) 電力需給に関すること
東京ガス(株) (北部支店)	(1) ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給に関すること
日本郵便(株) (王子・赤羽郵便局)	(1) 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

機関の名称	事務または業務の内容
首都高速道路(株)	(1) 首都高速道路等の建設及び保全に関すること (2) 首都高速道路等の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
北区医師会	災害時における医療救護活動の協力に関すること
北歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
滝野川歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
北区薬剤師会	応急医薬品の優先供給に関すること
北区接骨師会	医療救護活動に関すること
東京都獣医師会北支部	動物救護活動に関すること

第5 自衛隊

機関の名称	事務または業務の内容
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出 ウ 防災に関する訓練の実施 (ア) 自衛隊の実施する訓練 (イ) 北区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 (2) 災害派遣の実施 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護または応急復旧に関すること イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関すること

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

第6 協力機関

北区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定等を締結し、災害時における協力を依頼している。

平成30(2018)年4月現在

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
自治体関係		
群馬県甘楽町	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県中之条町	北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定	相互応援
群馬県前橋市	北区と前橋市の災害時における物資等の支援に関する協定	物資応援
埼玉県川口市	災害時における情報交換に関する協定	情報交換
	北区防災行政無線局設置等に関する協定	無線設置
特別区	特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定	相互支援
山形県酒田市	北区と酒田市との災害時における相互援助協定	相互応援
応急対策業務		
北区街灯保安会	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区造園協力会	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区土木緊急工作隊	災害時における応急対策業務に関する協定	資機材等の提供
北区管工会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
北区建設業協会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
北区総合建設業協議会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
北区電設工業会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定	区有建築物等の応急対策
東京土建一般労働組合北支部	災害時における協力に関する協定	被災建築物の応急修理等

第2部 施策ごとの具体的計画
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
東京都建築士事務所協会北支部	災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定	建築物応急危険度判定員等の派遣
宇佐見産業株式会社	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
株式会社タカサゴ	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
株式会社都市整美センター	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定	し尿収集車両等の供給
食料等の物資供給		
株式会社イオン	災害時における物資の供給に関する協定	物資の供給
東京都北区麺類組合災害対策本部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都麺類協同組合 王子・赤羽・滝野川支部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都麺業連合協同組合赤羽支部	災害時における麺類等の供給に関する協定	麺類等の供給
東京都米穀小売商業組合北支部	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	精米の供給
飲料水及び生活用水等		
医療法人社団博栄会 赤羽中央総合病院	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	応急給水
小山酒造	自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定	応急給水
東京都公衆浴場商業協同組合北支部	災害時における公衆浴場及び井戸の使用に関する協定	生活用水の提供
東京都水道局	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	応急給水
	避難所における応急水栓の設置及び使用に関する覚書	
東日本旅客鉄道(株)東京支社	深井戸使用に関する協定	応急給水
輸送業務		
東京都トラック協会北支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定	輸送用車両の供給
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定	輸送用軽自動車両の供給
タクシー・バス事業者8社	災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定	人員輸送等

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
避難所施設・一時滞在施設		
予備避難所・妊婦救護所		
都立赤羽商業高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
都立飛鳥高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
都立桐ヶ丘高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
都立王子総合高等学校	避難所施設利用に関する協定	予備避難所の開設
学校法人渡辺学園 (東京家政大学)	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人星美学園	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所及び妊婦救護所の開設
学校法人帝京大学	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人東洋大学	災害時における協力体制に関する協定	予備避難所の開設
学校法人東京成徳学園	避難所の開設等に関する協定	予備避難所の開設
福祉避難所		
都立王子第二特別支援学校	避難所施設利用に関する協定	福祉避難所の開設
都立王子特別支援学校	避難所施設利用に関する協定	福祉避難所の開設
都立北特別支援学校	避難所施設利用に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設はくちょう	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設リハビリパーク滝野川	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
東京北医療センター介護老人保健施設さくらの杜	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
介護老人保健施設太陽の都	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設

第2部 施策ごとの具体的計画
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
特別養護老人ホームうきま幸朋苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム王子光照苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム新町光陽苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホームみずべの苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	福祉避難所の開設
たいよう事業所	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
あゆみステーション	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
就労・生活支援センター飛鳥晴山苑	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の開設
一時滞在施設		
川田工業株式会社	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在備施設の開設
王子地区の民間10事業者	災害時における施設利用の協力に関する協定	一時滞在備施設の開設
垂直避難施設		
東京都都市整備局 (都営住宅)	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設
独立行政法人都市再生機構	大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定	水害時の緊急避難施設
東京都住宅供給公社	大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設
医療・薬品		
東京都北区医師会	東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定	医療救護
北区薬剤師会	災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定	医薬品の供給
公益社団法人北区柔道接骨師会	災害時における接骨師会の協力に関する協定	傷病者への応急手当

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
公益社団法人東京都北歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定	歯科医療救護
公益社団法人東京都滝野川歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定	歯科医療救護
公益社団法人東京都助産師会北地区分会	災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定	妊産婦等の支援
公益財団法人東京都獣医師会北支部	災害時における動物救護活動に関する協定	動物救護活動
アルフレッサ株式会社	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
東邦薬品株式会社 豊島・北営業所	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
株式会社スズケン 城北第二支店	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
株式会社メディセオ	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	医薬品等の調達
東京北医療センター	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
花と森の東京病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
明理会中央総合病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
赤羽中央総合病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
王子生協病院	緊急医療救護所の設置に関する協定	緊急医療救護所
情報・通信		
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定	洪水時等の情報交換
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	各種情報の交換
株式会社ジェイコム東京北	災害時における臨時災害放送局開設に関する覚書	臨時災害放送局の開設・運営
	防災情報等の広報に関する覚書	防災情報の広報
	防災行政無線の連動サービスに関する覚書	防災行政無線との連動
東京消防庁滝野川消防署	非常通信の運用に関する協定	非常通信運用の協力

第2部 施策ごとの具体的計画
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割

団体・施設の名称	応援協定等の名称	内容
東京都北区商店街連合会	災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定	放送設備の使用
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	迅速な情報提供
東京都	罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定	家屋台帳情報の提供
相談窓口		
有限会社東京フェミニストセラピーセンター	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
特定非営利法人女性ネットさやさや	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	災害時における女性被災者等の相談窓口設置に伴う業務等に関する協定	相談業務
その他		
北区リサイクラー事業協同組合	災害時における遺体搬送等の業務に関する協定	遺体搬送等の業務
社会福祉法人 北区社会福祉協議会、 特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構	災害時におけるボランティア活動に関する協定	災害ボランティアセンターの運営等
城北環境衛生同友会	災害時における消毒作業活動に関する協定	消毒作業活動
東京消防庁王子消防署	震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定	消防水利の活用
東京都理容生活衛生同業組合 赤羽・王子・滝野川支部	災害時における理容サービス提供に関する協定	理容サービスの提供
日本郵便株式会社	北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定	郵便業務

第2章 区民と地域の防災力向上

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

北区に住み、生活をおくる区民、自主防災組織、事業者等は、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに区民、事業者、区、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進する。

予防対策	
1 自助による区民の防災力向上	1-1 区民による自助の備え 1-2 防災意識の啓発 1-3 防災教育・防災訓練の充実 1-4 外国人支援対策
2 地域による共助の推進	
3 消防団の活動体制の強化	
4 事業者による自助・共助の強化	
5 ボランティアとの連携	
6 小・中学校の防災対策	
応急対策	
1 自助による応急対策の実施	1-1 区民自身による応急対策 1-2 外国人の情報収集等に係る支援
2 地域による応急対策の実施	
3 消防団による応急対策の実施	
4 事業者による応急対策の実施	
5 ボランティアとの連携	
6 応急教育・応急保育	6-1 応急教育の実施 6-2 応急保育の実施

【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

1-1 区民による自助の備え

第1 区民による自助の促進

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの住宅用防災機器等の準備
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (6) 日常備蓄（ローリングストック）の考え方を取り入れながら、飲料水（1日1人3リットル目安・3日分程度）、食料などの備蓄食料や、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
- (7) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なものの、1週間分程度の備蓄（ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄）
- (8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (9) 区・都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (10) 町会・自治会、自主防災組織などが行う行事への積極的な参加を通じた、近隣との顔の見える関係の構築
- (11) 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- (12) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への備え
- (13) 避難所への同行避難に備えたペットのしつけ、健康管理、避難所での飼育に備えた必要な資材（ケージ・その他の飼育用具）と当面のペットフードの用意
- (14) 地震保険・共済への加入

第2 要配慮者世帯等における自助の促進

区では、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする人を「要配慮者」、さらに、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要となる人を「避難行動要支援者」と位置づけ、その方々を事前に把握するための「避難行動要支援者名簿への登録申請制度」をはじめ、支援体制の構築を進めている。

そこで区民においても、要配慮者がいる世帯では、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を推進する。

- (1) 区が要配慮者向けに早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」等の意味を正しく理解し適切な避難行動を図る。その際、支援を求める者をあらかじめ決めておく。

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

- (2) 災害発生時の支援を必要とする場合は、避難行動要支援者名簿に登録することで、自主防災組織や防災関係機関等へ事前に情報を提供する。
- (3) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なものの、1週間分程度の備蓄を行う。ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものを用意する。
- (4) 要配慮者が日頃から備えておくべきことや災害時にとるべき行動等を記した「東京防災※」等を活用して、災害に対する日頃からの備えを進める。
 ※平成27(2015)年9月東京都発行
- (5) 区の要配慮者向けの支援事業を活用した家庭内での家具転倒防止装置や感震ブレーカーの設置などを図る。
- (6) 災害時の避難支援を容易とするため、日頃から地域のイベントなどへ積極的に参加し、身近に住む者同士の顔の見える関係を構築しておく。

→ **第2部 施策ごとの具体的計画**

第9章 避難者対策【予防対策】2 要配慮者の避難等支援体制の整備

2-2 避難行動要支援者への支援の考え方（p290）参照

1-2 防災意識の啓発

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)

区や各防災関係機関は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、感震ブレーカーの設置等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機関名	対策内容
区	1. 区民への防災意識啓発の推進 (1) 広報内容 ア 地震の備え イ 地震発生のおそれ ウ 区の防災対策（避難場所）、防災施設の現況、備蓄物資の内容等 エ わかりやすい避難情報の発信 (2) 広報媒体 ア 北区ニュース 区発行の広報紙で随時防災関係記事を掲載する。 イ パンフレット 災害対策に活用できるよう、住民向けには北区防災地図を作成し、区

機関名	対策内容
区	内全戸に配布している。 また、地震の科学館（防災センター）では、来館者の防災意識向上のため、啓発用パンフレットを作成している。 ウ ホームページ 平時より、毎月の防災に関する情報や、北区内で発生した火災件数の発生状況、災害時の避難等について、また防災センター「地震の科学館」などの防災施設の現況等について、情報を掲載している。 北区ホームページ「防災・防犯」 http://www.city.kita.tokyo.jp/bosai-bohan/index.html 北区ホームページ「東京都北区防災センター（地震の科学館）」 http://www.city.kita.tokyo.jp/bosai/bosai-bohan/bosai/shoboshokagaku/ エ 北区防災アプリ「防災タウンページアプリ」 防災拠点となる施設・場所を地図上で確認することができる「避難マップ（北区MAP）」、家庭の備蓄を手軽に管理できる「これだけリスト」、区内の浸水リスクをARで視覚的に確認できる「浸水シミュレーション」等、日常的に使える機能を備えたアプリをApp Store、Google Playで配信している。 オ ツイッター・フェイスブック 北区公式ツイッター（@kitaku_tokyo）・北区公式フェイスブック（@kita.city.tokyo）を活用し、平時からの情報発信を行っている。 カ 各種イベントの開催 備蓄倉庫や耐震性貯水槽、災害用給水所（深井戸）防災資機材倉庫等の防災施設等を、防災訓練や防災フェスタ等のイベントの開催を通じ区民へ周知していく。また、区民が集まる場や機会を捉えて、防災に関する出展や出前講座を行うことで、防災意識の啓発や、東日本大震災の経験を風化させないための活動を行う。 キ 防災用品等の普及促進 防災用品等のあっせん等により、食料、飲料水等の備蓄、ラジオ・懐中電灯等の準備、家具類の転倒・落下・移動防止対策、感震ブレーカーの設置など、家庭内の予防・安全対策の普及を図る。 なお、感震ブレーカーについては、不燃化特区内の木造住宅を対象として集中的に感震ブレーカーの配布事業を行い、通電火災の危険性の周知と、感震ブレーカーに対する意識を高める契機とするとともに、大規模な延焼火災が発生するリスクの低減を図る。 ク 防災セミナー講師派遣事業等の活用 自主防災組織等の防災講座開催を支援し、防災意識等の向上について普及・啓発している。 ケ 平成27(2015)年9月に東京都が配布した防災ブック「東京防災」を区民に広く周知する。

機関名	対策内容
区	2. 職員への災害対策の意識啓発の推進 (1) 区各部は防災訓練の実施と、それに伴う不断のマニュアルの見直しを実施する。 (2) 区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。 (3) 職員救急法講座を開催する。
東京消防庁	1. 広報内容 (1) 住宅防火10の心得（日常生活における注意事項など） 東京消防庁ホームページ「住宅防火10の心得」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201210/10_kokoroe/ (2) 地震に対する10の備え（家具類の転倒・落下・移動防止、非常用品など） 東京消防庁ホームページ「地震に対する10の備え」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/sonae10.htm (3) 地震 その時10のポイント（身体防護、出火防止など） 東京消防庁ホームページ「地震 その時10のポイント」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/point10.htm (4) 地震から命を守る「7つの問いかけ」（要配慮者向け） (5) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識 (6) 事業者の地震対策（事業所防災計画） (7) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等の活動紹介及び加入促進 2. 広報媒体 (1) 印刷物による普及 ア 防災読本等：「地震に備えて」「広報 とうきょう消防」「住宅火災、放火火災の実態」「職場の地震対策」「消防119」「防災週間ポスター」「わが家の防火対策安全安心チェック」 イ 外国人の安全対策の推進 外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。 ウ 要配慮者についての意識啓発 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用とした意識啓発を行う。 (2) ホームページ・ソーシャルネットワークサービス ア 「防災週間」等の機会を促え地震に対する防災意識醸成を目的とした内容を掲載 イ 具体的な地震対策、地域別の延焼危険度及び出火危険度を掲載 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/saigai/

機関名	対策内容
東京消防庁	(3) 講習会等：「講習会」「防災イベント・防火のつどい等」「消防相談所」「東京版救急受診ガイド」「救急相談センター＃7119」 (4) 常設展示による普及 PRセンター、消防防災資料センター（消防博物館）、都民防災教育センター（防災館：本所、池袋、立川） (5) 広報媒体による普及 ラジオ、テレビ、新聞、CATV、衛星放送等に対する情報提供、取材協力 (6) 「はたらく消防の写生会」の開催及び防火防災標語の募集等 3. 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 (1) 地域の防火防災功労賞 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
東日本旅客鉄道㈱	(1) ホームページ (http://www.jreast.co.jp/) に、防災対策等の安全対策、列車の運行状況等について掲載している。
東日本電信電話㈱	1. 広報の方法及び内容 防災展及び地域防災演習時における災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 2. 広報媒体 (1) NTTの災害対策 (2) 「災害伝言ダイヤル171」 (3) ホームページ 災害に強い通信サービスを実現するための取り組みや、災害用伝言ダイヤルについて紹介 http://www.ntt-east.co.jp/saigai/
東京電力パワーグリッド㈱	1. 広報の方法及び内容 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載している。また、「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用）を制作し、防災対策の理解を求め、防災意識の高揚を図っている。 2. 広報媒体 (1) ホームページ ア 大地震により広範囲、長時間停電が発生した場合の停電・復旧情報 電力施設の被害状況、復旧予定等、地震発生時における電気による二

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

機関名	対策内容
東京電力 パワー グリッド(株)	次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報の、ホームページ及び携帯サイトへの掲載 イ 具体的な防災対策を紹介 災害に強い設備づくり、災害に備えた復旧態勢の整備等 http://www.tepco.co.jp/
東京ガス(株)	1. 広報の方法及び内容 防災の日及び防災週間を中心に一般住民に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。 2. 広報媒体 以下のような媒体を通じて、東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策を紹介している。 (1) パンフレット 「SAVE YOURSELF」「東京ガスの地震・防災対策」 (2) ビデオ 「東京ガスの地震防災対策」 (3) ホームページ ア 超高密度リアルタイム地震防災システム 4,000ヶ所の全地区ガバナ（整圧器）に設置された高性能地震計（SIセンサー）によりリアルタイムに地震情報を収集し、被害推定及び遠隔遮断が可能になったシステムの紹介 イ ガス供給停止区域・ガス供給停止件数 大地震によりガスの供給が停止した場合の供給停止区域、供給停止件数情報、地震時のガスの取扱いに関するご注意等について掲載 http://www.tokyo-gas.co.jp/
都水道局	1. 広報内容 (1) 地震発生に際しての都水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他 2. 広報の方法 (1) ツイッターの活用 震災時の情報伝達手段として有効とされるツイッターを活用した情報提供を行う。 (2) 様々な広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 水道キャラバンやホームページ、その他配布物により分かりやすくPRを実施していく。

機関名	対策内容
都水道局	3. 広報媒体 (1) パンフレット 「水道・くらしのガイド」 (2) ビデオ 「近くにあります給水拠点」
都福祉保健局	1. 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、マニュアルに基づく研修会（トリアージ※研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）を実施する。 ※傷病者の緊急度に応じた分類 2. 病院における防災意識の高揚 (1) 「防災週間」にあわせ、都内の全病院に対し訓練指針等について周知していく。 (2) 社会福祉施設等へも同じく周知する。 3. 要配慮者への支援 (1) 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。 (2) 区市町村職員を対象とした要配慮者研修を実施する。
首都高速道路㈱	災害時発生時における利用者等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報を利用者に周知するよう、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進するものとする。

1-3 防災教育・防災訓練の充実

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／消防団／都水道局／都福祉保健局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)

区や各防災関係機関は、幼児期から社会人までの連続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神が身につくように支援する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別や年齢、国籍による視点の違いに配慮し、女性や子ども、外国人の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

第1 区民防災教育の推進

各家庭における出火防止措置等の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止等に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

1. 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- (1) 住宅用火災警報器の普及・維持管理
- (2) 消火器及び簡易自動消火装置等の住宅用防災機器などの設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止措置、日用品等の落下防止措置の徹底
- (5) 火を使用する場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテンなどへの防災製品の普及
- (7) 灯油、ベンジン、アルコールなど、危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

2. 出火防止等に関する教育訓練の主な指導事項

- (1) 起震車を活用した「地震体験訓練」の推進
- (2) 家具類の転倒・落下・移動防止措置の推進
- (3) ガラスの飛散防止措置等けがの防止対策の推進
- (4) 家屋や塀の強度の確認
- (5) 消火器の準備や風呂水のくみ置き等消火の備えの徹底
- (6) 住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の設置による火災発生の早期発見と出火防止対策の推進
- (7) 非常用品の準備の徹底
- (8) 安否確認の方法、集合場所、避難経路等家族で話し合いの徹底
- (9) 防災マップ作り、地域危険度の確認等地域の危険性の把握
- (10) マスメディアを活用した防災情報の収集や消防署等が実施する防災講習会への参

加による防災知識の取得

- (11) 防災訓練等の参加による防災行動力の向上
- (12) ライフライン停止等に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (13) ライフライン復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- (14) 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
- (15) 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末、出火したときは、落ち着いて消火することを徹底
- (16) 避難等により自宅を離れる場合は、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断など出火防止の徹底

第2 防災教育の充実

1. 小中一貫型防災教育の実施

区は、赤羽岩淵中学校サブファミリーを防災教育重点サブファミリーに指定し、北区の地理的条件も加味し、新たな視点での校内避難訓練、小中連携した避難訓練等を実施している。その結果を検証した上で、全サブファミリーでの実施を目指す。

2. 中学生の防災学校

区は、災害時に地域の力として重要な役割を担うことが期待される中学生の防災活動への興味を高め、将来の地域防災リーダーとして育成することを目的とした「中学生の防災学校」を区立全中学校を対象に、消防署及び消防団と連携して今後も継続して行う。さらに、地域の防災活動への参加も促すことで、地域一体での防災力の向上を図る。

3. 防災運動会の開催

区は、町会自治会や関係機関と連携して、子どもから大人までより多くの区民に気軽に楽しみながら防災行動について学んでもらうことを目的に防災運動会を開催する。

4. 防災フェスタの実施

区は、災害時において乳幼児を抱えて避難をしなければならない子育て中のファミリー層に向けた体験型イベントを開催し、防災知識等の習得とともに、ファミリー層が地域の防災活動へ参加していくためのきっかけづくりを図る。

5. 起震車を活用した防災教室

区は、区所有の起震車により、自主防災組織や学校、保育園等に出向き防災教室を開催し、地震体験等を通じた防災意識の高揚を図る。

6. 北区防災センター（地震の科学館）

防災センターは、地震に関する知識を体系的に学習できる展示機器や、現実感のある体験施設を備えており、この施設を拠点として地域の防災教育を広める。

施設の利用を通じて、地震についての正しい情報と、いざというときにパニックにならないための各種体験を提供する。また、防災ファミリー教室、応急手当講習会等を開催し防災意識の高揚を図る。

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

なお、防災センターは、区内のみならず他区市町村等からの見学・研修にも随時応じている。

7. 救出活動技術の普及・啓発

区は、消防署等と連携して、防火防災管理者、自衛消防隊員をはじめ、自主防災組織の救出・救護班員、また、広く区民に対し、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

8. 応急救護知識及び技術の向上

区は、消防署等と連携して、区民に対し、応急救護知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を積極的に図る。

応急手当普及用資機材の整備・充実を図るとともに、消防署・消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習等の効果的な普及啓発活動を展開する。

第3 防災訓練の充実

全ての区民が自信をもって災害に対応できるよう、地震等の疑似体験を通して、防災に関する知識、対処法を身につける。防災訓練では初歩的な基礎訓練を中心に実施する。

自主防災組織や事業者等は、区や防災関係機関と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、区等とともに必ず検証を行い、必要に応じて各種計画やマニュアル等の修正に反映させる。

1. 合同訓練

(1) 訓練方針

災害対策基本法に基づき、北区における自主防災組織、防災関係機関及び住民が一体となって震災訓練を実施することにより、北区地域防災計画の習熟を図るとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として実施する。

(2) 実施内容

ア 区防災会議において北区震災総合訓練について確認し実施する。

イ 主な訓練内容は、発災初動期の応急対応訓練と避難所開設運営訓練であるが、必要に応じて通信訓練など他の訓練を組み合わせる。

(3) 参加機関

自主防災組織等・事業者・民間団体・ボランティア・防災関係機関・区

(4) 訓練の検証

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて防災体制の改善等を行う契機とする。

2. 個別訓練

2-1. 消防訓練〔区及び消防署〕

(1) 訓練方針

地震火災時等の各種災害に対処するため、区及び各消防署において、消防団、事業者、区民を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果をふまえて総合訓練を実施する。

(2) 震災消防訓練

災害時の各種災害に対処するため、各消防署において、消火・救助体験ハウス、訓練用通報装置及び応急救護訓練用人形等を整備して、消防団、事業者、区民を対象として基本的防災訓練を個別に行う。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	(1) 情報活動訓練 ア 参集(情報収集)・初動措置(災害対応)訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練 (2) 部隊編成訓練 (3) 消火、救出救護訓練 (4) 消防署隊との連携訓練 (5) 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 (6) 地域住民との協働による消火救出救護訓練 (7) 水防訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年1回以上実施する。
区 民	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 初期消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 通報連絡訓練 (7) 避難訓練 (8) 避難所運営訓練 (9) 帰宅困難者対策訓練 (10) 水防訓練 (11) その他の訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年1回以上実施する。
事業者	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 避難訓練 (7) 情報収集訓練 (8) 帰宅困難者対策訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し実施する。またそのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。

第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	(1) 応急救護訓練 (2) 災害情報提供訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) その他の訓練	火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。

(3) 救助救急訓練

住民をはじめ防災関係機関との協力体制を確立し、災害時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
区民 区業者会 医師会 日本赤十字社	(1) 各種救助事象による救出訓練 (2) 仮救護所の設置・運営訓練 (3) 現場救護所の設置訓練 (4) 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ） 及び救急処置並びに搬送訓練 (5) 救急救助資機材の活用訓練	震災訓練に合わせて実施するほか火災予防週間等において行う。

2-2. 総合的防災訓練 [警視庁]

大震災発生の際、防災関係機関と地域住民が一体となり、迅速的確な対応が出来るよう各種の防災訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
防災関係機関 自主防災組織 区 民 事 業 者 等	(1) 警備要員招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 各級警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 装備資機材操作訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 広報訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 津波対策訓練 (10) 通信伝達訓練	宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

2-3. 區職員訓練

(1) 防災訓練の実施

災害対策本部運営訓練等、各部の分掌事務に基づく、業務内容の確認、習熟を目的とした訓練を計画的に実施するため、区災対本部・各部において年間実施計画を策定し、それに基づき訓練を実施して、検証するとともに結果を報告する。

また、参集訓練についても定期的または臨時に実施する。

(2) 区職員自衛消防隊訓練の実施

職員による自衛消防隊を編成し、屋内消火栓等による初期消火訓練、ケガ人の救助訓練、来庁者及び職員の避難訓練を行う。

(3) 区職員研修

職員等の防災研修を新規採用職員、転入職員を対象に実施するとともに、各部は所属職員に災害時における業務分掌を周知するための研修を実施する。

職員に職員救急法講座（防災講座・資機材活用訓練・上級救命講習等）を実施し、その際、北区の防災体制と職員の責務の習熟を図り、防災資機材操作の研修を行うことにより、職員の防災行動力の向上を図る。

(4) AED保有施設職員に対する救命講習の実施

AED（自動体外式除細動器）を保有する区施設及び区関係機関等に勤務する区職員に対し、年1回以上、AEDの操作要領を中心とした普通救命講習を実施し、各種災害・事故発生時の応急救護力の向上に努める。

2－4．無線通信訓練

(1) 訓練方針

区は、地域防災行政無線（移動系）の操作方法及び運用の習熟化を図るため、実施要領に基づき無線通信訓練を実施する。

(2) 訓練項目

- ア 非常通信訓練
- イ 無線統制訓練
- ウ 本部運営訓練
- エ 定期通信訓練

2－5．下水道施設の復旧等にかかわる訓練〔都下水道局〕

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
都下水道局 民間団体 ほか	下水道局防災訓練 (1) 被災現場・事業者・本庁間の情報連絡 (2) 緊急点検及び緊急措置訓練 (3) 民間団体との連携による応急復旧訓練 (4) 相互支援に関わる情報連絡訓練など	毎年1回、本庁及び全事業所において実施する。

2－6．指定公共機関

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

機関名	訓練項目
各鉄道機関	(1) 消火訓練 (2) 応急救護訓練 (3) 車両脱線復旧訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 避難誘導訓練(駅間停車列車等)
各放送機関	(1) 情報連絡・組織連絡訓練 (2) 放送施設の保守・運用等 (3) 災害時特別番組制作のための訓練 (4) 非常無線・備品の点検
その他の機関	(1) 非常参集 (2) 情報連絡訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 施設の応急復旧訓練

2-7. 事業所防災訓練の指導【消防署】

- (1) 事業所自衛消防組織の活性化を図るため、事業者が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導を行う。
- (2) 特に病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間2回以上実施するよう指導している。

第3 防災関係機関等における防災教育・防災訓練の充実

1. 警察署

テロ対策のために全警察署に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進

2. 消防署

- (1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- (2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火態勢等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- (3) 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練（まちかど防災訓練）など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施
- (4) 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
- (5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- (6) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実
- (7) 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施
- (8) 区民の応急救護に関する技能の向上
- (9) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- (10) 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施

- (11) 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- (12) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- (13) 自主防災組織本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した要配慮者等への防火防災啓発及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- (14) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
- (15) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進

1-4 外国人支援対策

担当	総務部／危機管理室／区民部／まちづくり部

区は、外国人居住者の増加、東京オリンピック・パラリンピック開催等による外国人旅行者の増加に向けて、都や国際交流団体等とも連携し、外国人に対する防災知識を普及するとともに、今後、災害発生時に備えた情報提供手段等の整備を都と連携して推進していく。

また、今後、区で策定する「多文化共生指針」に基づき、外国人居住者に適切な支援を行うとともに、地域の防災訓練への参加を促すなど、自助力向上のための意識啓発を行う。

- (1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進
特別区防災担当課長会を通じた在京大使館との情報交換などを通じ、関係機関と連携しながら、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- (2) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援
東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- (3) 外国語標記の推進
消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物などの外国語標記を推進する。

2 地域による共助の推進

担当	区各部／警察署／消防署／各防災関係機関

第1 自主防災組織等の強化

1. 自主防災組織

自主防災組織は、災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織である。

自主防災組織の活動拠点は、区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

とし、軽可搬消防ポンプ等の資機材倉庫を設置するとともに、訓練でも活用する。

なお、活動区域内に公園等が存在しない場合は、新たなオープンスペースの整備が図られるまで、隣接する自主防災組織等と共用するなどして応急対応する。

(1) 事前対策

- ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- イ 発災から避難所生活までを扱った自主防災組織の行動計画について、区の支援も得て、検証を行いながら見直しを行う。
- ウ 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施する。
- エ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を促す。
- オ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
- カ 地域内の避難行動要支援者等の把握に努め、災害時の支援態勢を整えておく。
- キ 地域内の企業・事業者との連携・協力について検討する。
- ク 行政との連携・協力について検討する。

(2) 区が実施する自主防災組織活性化対策

ア 組織の結成促進

- (ア) 未結成の地域の区民等に対しては積極的な支援・助言により、自主防災組織の組織化を進める。
- (イ) 都と連携して自主防災組織の活性化を図るため、より一層きめ細やかな支援・助言を行う。

イ 活動環境の整備

スタンドパイプセットや、炊き出しセット等の活動用資機材の整備を進める。

ウ 訓練用資機材整備

消防署と連携して、訓練の技術指導や実技体験訓練等に必要な資機材を整備する。

エ 組織の活性化

- (ア) 「防災セミナー講師派遣事業」等の開催をはじめ、きめ細かな支援を行う。
- (イ) 自主防災組織間の情報交換や、女性・次世代の防災リーダーの育成を目指して、自主防災組織やそのリーダーを対象とした講習会や交流会を開催する。
- (ウ) 自主防災組織等の活動の活性化を図るため、区民等に対し、自主防災組織等の活動に関する情報を提供する。
- (エ) 消防署と連携して、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、防災講習会、座談会、映画会の開催等各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。
- (オ) 必要に応じ、組織の統合・再編、「地区防災会議活動計画」「自主防災組織活動計画」の改定等を提案していく。
- (カ) 女性リーダーの育成・支援に取り組み、女性の参加を促すことで、自主防災組織の活性化を促進する。

2. 地区防災会議

地区防災会議は地域全体としての安全を確保するために、自主防災組織で構成される合議体で、区、防災関係機関などと連携し、会議内の自主防災組織の指導、調整を行う。

地区防災会議の活動拠点は、区内19か所の地域振興室とする。

(1) 事前対策

ア 自主防災組織相互の協力体制づくりを図る。

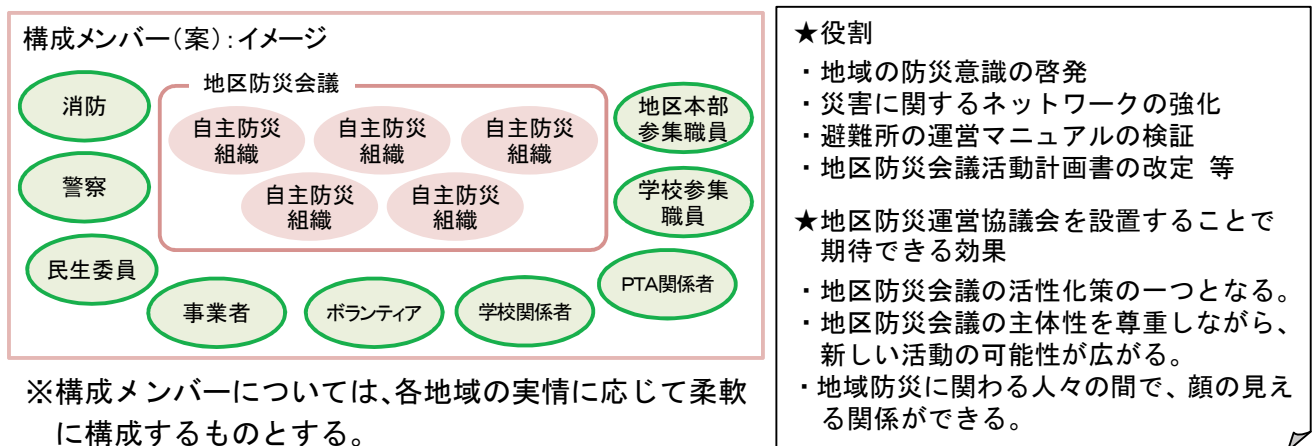
イ 地区活動計画について、区の支援も得て、検証を行い、随時見直しを行う。

ウ 北区内の企業・団体等との連携強化に努める。

3. 「地区防災運営協議会」の設置

区では、地区防災会議を主体に地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を順次設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上を図り、ひいては災害発生時における自主防災組織等を主体とした防災態勢の迅速な構築につなげる。

19の地区防災会議に対し、平成25(2013)年度より順次、地区防災運営協議会の設置を進めている。他協議会等との連携も踏まえて、全地区での設置を目標に取組を進めている。



4. 地区防災計画

(1) 計画の作成・提案

地区防災会議等は、地区防災運営協議会等の場を活用して、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対し、当該計画を区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

なお、従前に策定している各地区防災会議活動計画書等をもとに各地区の特性に合わせた見直しを行い、区防災会議に提案するものとする。

また、区防災会議は、地区防災計画に係る提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて区地域防災計画にその一部または全部を定める。

(2) 作成・運用の支援等

区は、災害に強いまちづくりに際し、地区防災会議等による計画作成の促進を図るとともに、地区防災会議等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、必要な助言等を行うものとする。

5. 防災資機材等の充実

区では、自主防災組織の活動体制を強化するため、救助機材（ジャッキ、バール、ノコギリ、ポンプ、バーナー、格納倉庫等）の支給や大規模自主防災組織への軽可搬消防ポンプ等の支給を行ってきた。また、既存スタンドパイプに給水機能を付与する「緊急用簡易給水栓」及び小型消防ポンプとスタンドパイプを接続させるための「媒介金具」を配備し、資機材の機能を強化した。

今後は各自主防災組織の特性に合わせた資機材の配備充実や機能向上を計画的に推進していく。また、商店街を対象として、スタンドパイプの配備を進める。

- (1) 自主防災組織を対象に、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプセットを配備している。
- (2) 軽可搬消防ポンプ用として区内の耐震性地下貯水槽（容量40t以上）の蓋を利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に整備している。

※ 軽可搬消防ポンプ配備状況【資料編p579参照】

6. 防災関係機関による対策

- (1) 警視庁では、次のような対策を行う。

テロ対策のために全警察署に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進

- (2) 東京消防庁では、次のような対策を行う。

ア 防災意識の啓発（再掲）

イ 防災教育・防災訓練の充実（再掲）

ウ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火態勢の強化を推進

エ 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、自主防災組織等への指導に反映

オ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第2 公共的団体等との協力体制の強化

- (1) 区は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備する。
- (2) 区並びに防災関係機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。このため区は、各種公共的団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

第3 事業者との連携強化

区は、区内事業者に対して災害時等における地域への支援についての意向等の調査を行うとともに、一般社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会等の協力も得て、防災について地域貢献の意志を有する事業者や、地域と地元事業者との連携事例などを把握し、事業者と地域の自主防災組織、また区との連携強化を推進することにより、地域防災力の向上を図る。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第2章 区民と地域の防災力向上
【予防対策】4 事業者による自助・共助の強化（p60）参照

第4 ボランティア・NPOとの協力体制の強化

- (1) 区は、日常的に活動を行っているボランティア・NPOとの情報交換を行い、相互に協力、補完する体制を構築する。
- (2) 災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から東京都北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、その準備を進める。
- (3) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」と定め、東京都北区市民活動推進機構や北区社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営支援に向けた準備を進める。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第2章 区民と地域の防災力向上
【予防対策】5 ボランティアとの連携（p63）参照

第5 相互支援ネットワークの育成

- (1) 区は地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。
- (2) 地域の自主防災組織と事業者の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制の整備を推進する。
- (3) 店舗兼住宅のような小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動し、事業者が保有する資機材を活用した体制づくりを行うよう支援・助言する。

3 消防団の活動体制の強化

担当	区各部／消防署／消防団

消防団は、震災初動期は、自主防災組織と、以後段階的に消防署隊とそれぞれ連携し、

第2部 施策ごとの具体的計画

第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

初期消火、消防活動及び救出救護等に従事するとともに、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

区及び消防署は、ともに連携して、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

- (1) 消防団の存在と活動を周知する広報と、性別を問わず、幅広い世代に向けての団員募集を積極的に展開することによって、入団促進及び消防団の活性化を図る。
- (2) 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材を整備する。
- (3) 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (4) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (5) 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (6) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる特殊技能団員を育成する。
- (7) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (8) 消防団に積極的に協力している事業者を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (9) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。また、地域と一体となった消防団募集活動を推進するとともに、消防団活動に参加しやすい体制づくりを推進する。
- (10) 区は活動運営費助成、資機材等の支給などを通じて、消防団活動の強化を図る。

4 事業者による自助・共助の強化

担当	危機管理室／消防署／事業者

第1 事業者の役割

事業者は、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して各種防災対策を図る。

- (1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員及び利用者等の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。
- (2) 社屋内外の安全性対策、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策に取り組み、安否確認体制を整備する。

- (3) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。
- (4) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を講じる。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第8章 帰宅困難者等対策（p262）参照

第2 事業所防災体制の充実

事業者は、その事業活動に関して震災による被害を防止するため、事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

消防署は、事業者に対し、東京都震災対策条例（以下「対策条例」という。）第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成等を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

1. 事業所防災計画の作成指導

- (1) 防火管理者の選任を要する事業所
対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。
 - ア 震災に備えた事前計画
 - イ 震災時の活動計画
 - ウ 施設再開までの復旧計画
- (2) 防災管理者の選任を要する事業所
対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前アからウの事項について、事業者の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。
- (3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
 - ア 小規模事業所については、事業所用防災計画の作成資料として、区が作成する「事業所防災計画 北区版」等を配布し、作成を指導する。
 - イ 震災発生時には、作業員による組織的な統制ある活動が有効であることから、訓練等の指導を推進する。
 - ウ 区は、一般社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会等を通じて「事業所防災計画」の作成を支援する。
- (4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画
都市ガス、電気、鉄道・軌道、高速道路及び通信等、防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

2. 自衛消防組織の充実

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例第55条の5の規定に基づき、自衛消防技術認証を有する者を配置することが義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。

(1) 自衛消防隊の設置

ア 災害時には、一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。また、応急救護能力を向上させるため、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の育成を行う。

イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

ウ 地域が一体となった防災体制を強化するため、事業者に対し、地域との連携体制の確立を要請する。

エ 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、消防計画・事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進し、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

(2) 危険物施設の防災組織

ア 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

イ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」と東京消防庁が連携し、同協議会の活動等への助言、働きかけを行う。

第3 事業者への啓発

区は、事業者の自助・共助の強化に向けて、次のような方法・内容について啓発を行う。

- (1) 事業者の自主防災機能の向上、近隣住民の救出救助活動支援体制づくり、企業内備蓄を要請していく。
- (2) 関係のある事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
- (3) 地域との支援協定などについても検討を促していく。
- (4) 広報紙や防災展等で、事業者相互間及び事業者と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

5 ボランティアとの連携

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／健康福祉部／北区保健所／まちづくり部／ 土木部／消防署

第1 北区防災ボランティア

北区防災課に登録している「北区防災ボランティア」は、他県等から参集するボランティアの受入、調整、及び必要な活動のあっせん等を行うため、「災害ボランティアセンター」で他団体と協力して活動する。

なお、災害時に防災ボランティアが的確な活動ができるよう、東日本大震災や熊本地震の教訓を参考に、関係機関と調整を図りながら、現行制度のあり方等について見直しを進める。

第2 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成7(1995)年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

東京都防災ボランティア等が、災害発生時に迅速で効果的な活動を行うため、区は日頃より、連携体制の構築に努める。

東京都防災ボランティア等の概要

要件	活動内容
防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員 建築士法(昭和25(1950)年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- (1) 東京消防庁では、災害時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7(1995)年から行っている。平成18(2006)年には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図っている。
- (2) 東京消防庁災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、東京消防庁災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、東京消防庁災害時支援ボランティア用救助資機材を整備するとともに、東京消防庁災害時支援ボランティア育成指針に基づき個々の知識及び技術の向上や、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。
- (3) 登録資格者
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者
ア 応急救護に関する知識を有する者
イ 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
ウ 元東京消防庁職員
エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者
- (4) 災害時の活動内容
災害時には、東京消防庁管内のあらかじめ登録した部署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。
ア 応急救護活動
イ 消火活動の支援
ウ 救助活動の支援
エ 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援
オ 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
カ その他、必要な支援活動
- (5) 平常時の活動内容
平常時には、以下の活動を実施する。
ア 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加
イ チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加
ウ その他、登録消防署の要請による活動

第4 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

- (1) 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8(1996)年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。
- (2) 登録資格者
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者
- (3) 活動内容
 - ア 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動
 - イ 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動
 - ウ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第5 赤十字ボランティアとの連携

- (1) 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。
- (2) 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災関係機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に、赤十字ボランティアとの連携を図る。

赤十字ボランティアの概要

要件	活動内容
赤十字救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
北区赤十字奉仕団 北区において組織された奉仕団	災害時には区と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を実施する。
特殊赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。
個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施する。

要件	活動内容
青年学生赤十字奉仕団 勤労青年や学生によって組織された奉仕団	災害時には避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。

第6 民間機関との連携

- (1) 既に協定を締結している民間・企業団体等との訓練等を通じて、一層の連携体制を図る。
- (2) 新たに生鮮食料を含む食料品組合、飲食業組合、衣料品組合、自転車商組合、商店街、葬祭業、そして区内に所在するスーパー等と有益性を考慮しながら協定の締結を推進する。

6 小・中学校の防災対策

担当	教育振興部

第1 学校防災マニュアルの活用

教育振興部では、特に東日本大震災を踏まえ、学校教職員の役割等を大幅に見直しを行い、平成26(2014)年3月に「学校防災マニュアル」を改定した。

今後とも、各学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修にマニュアルが活用され、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努めていく。

第2 事前対策

1. 校長の役割

「学校防災マニュアル」等に基づき、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時の応急計画（学校防災計画と消防計画）を樹立し、指導の方法を明確にしておく。

2. 校長が災害の発生に備えて講じるべき措置

- (1) 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、区または自主防災組織等が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。
- (2) 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- (3) 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (4) 勤務時間外における教職員の連絡・参集態勢及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

- (5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

3. 児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引渡し）及び保護

震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引取りに来るまで、児童・生徒等を学校で待機させる。

引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを記録するための引渡しカードをあらかじめ準備しておく。

さらにその後、大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。また、保護者等が被災または交通網の遮断等により、長時間引取りに現れない事態も想定される。このような場合には備蓄室にある備蓄食料や毛布等を活用する。

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施

1-1 区民自身による応急対策

- (1) 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火防止と初期消火に努める。
- (2) 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- (3) 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

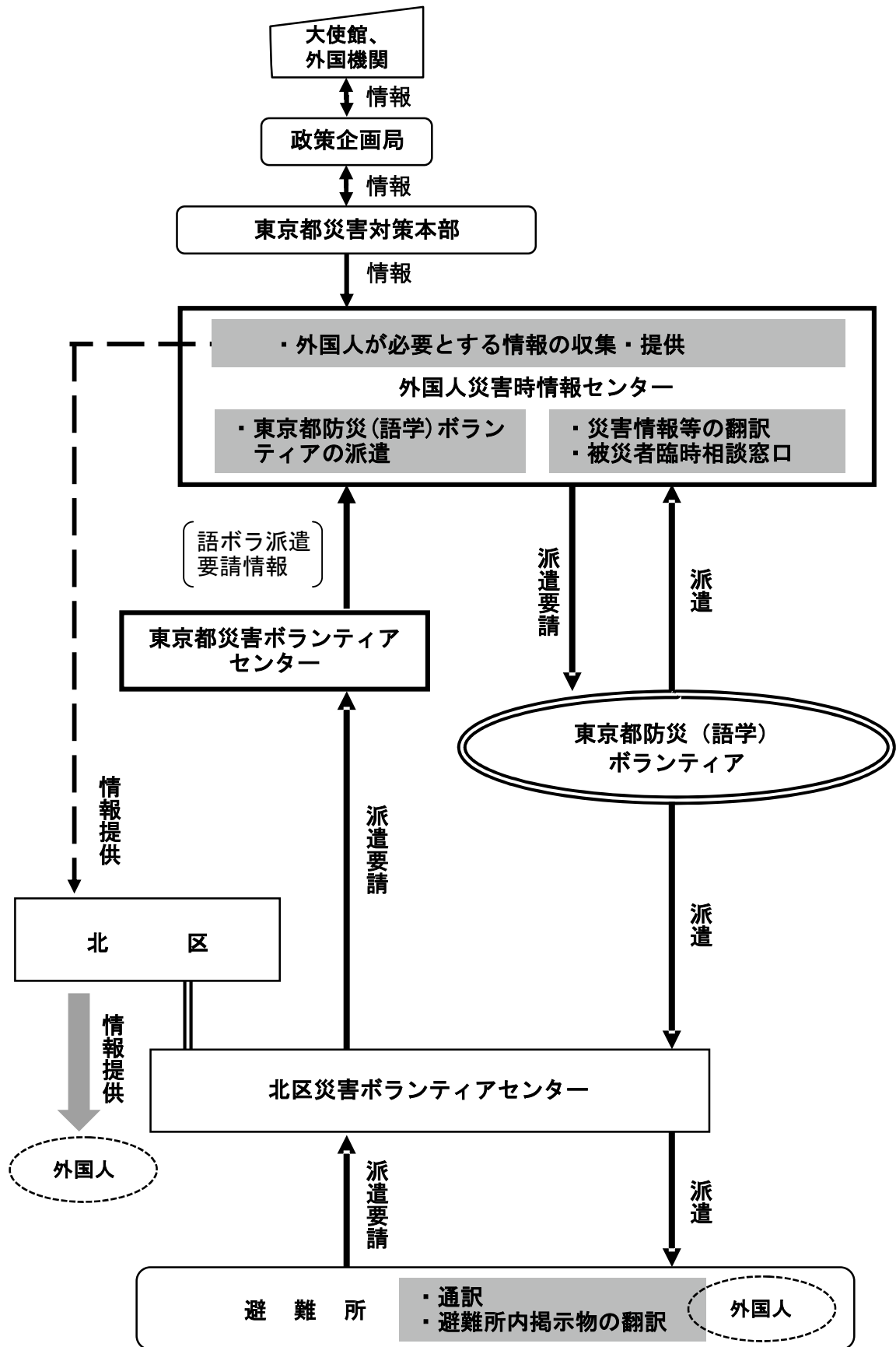
1-2 外国人の情報収集等に係る支援

担当	(災対)総務部／(災対)区民部／都生活文化局／都政策企画局／都産業労働局／観光関連事業者等

- (1) 区は、都が設置する「外国人災害時情報センター」と情報交換し、在住外国人に対して情報提供を行う。

機関名	対策内容
区	(1) 在住外国人への情報提供 (2) 外国人災害時情報センターとの情報交換
都生活文化局	(1) 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ア 外国人が必要とする情報の収集・提供 イ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 (2) 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応
都政策企画局	大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
都産業労働局	外国人旅行者に対する情報提供への協力
観光関連事業者等	外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

- (2) 住民登録対象外の外国人旅行者を行方不明者として把握した場合、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。



2 地域による応急対策の実施

担当	(災対)総務部／(災対)危機管理室／(災対)地域振興部／(災対)健康福祉部／(災対)医療衛生部／(災対)まちづくり部／消防署

第1 自主防災組織

1. 活動内容

(1) 自主防災組織

災害時には、区、防災関係機関、近隣企業との連携のもとに、日頃の活動や自主防災組織相互の協力態勢を発揮して応急活動を行う。

(2) 地区防災会議

ア 地区防災会議は、発災後速やかに地区本部を地域振興室内に開設する。

イ 地区本部は、区、防災関係機関との連携のもとに被害情報の収集伝達を行う。

ウ 地区本部は、被害を最小限にとどめるために有効な指示を自主防災組織に出し、調整を行う。

エ 地区本部は、区の要請に基づき、地区防災会議内で被害の軽微な自主防災組織が、被害の大きな自主防災組織を応援するための調整を行う。

2. 活動業務

(1) 初期消火活動及び出火防止

ア 火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、軽可搬消防ポンプを活用した初期消火を実施する。

イ 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

ウ 消防団、消防署等と連携し、区民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める。

(2) 救出・救護活動

ア 地域の資機材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資機材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を実施する。

イ 要配慮者のうち避難行動要支援者名簿登録者については、名簿等をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(3) 避難所運営

ア 避難所運営マニュアル等に基づき区(学校教職員・区職員)や地域住民・ボランティアと連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営を行う。

イ 避難所等の地域拠点において、救援物資の配分や炊き出し等を避難者等と協力して行う。

(4) 情報の収集・伝達

ア 地域内を巡回し、地域住民等の状況や災害による危険箇所等の有無等の各種情報を収集し、定期的また状況に応じて、区や防災関係機関等に連絡する。

イ 地域住民等に対して、災害防止広報を行う（出火防止広報、余震注意広報、流言防止広報、町内の情報広報など）。

(5) 秩序の維持

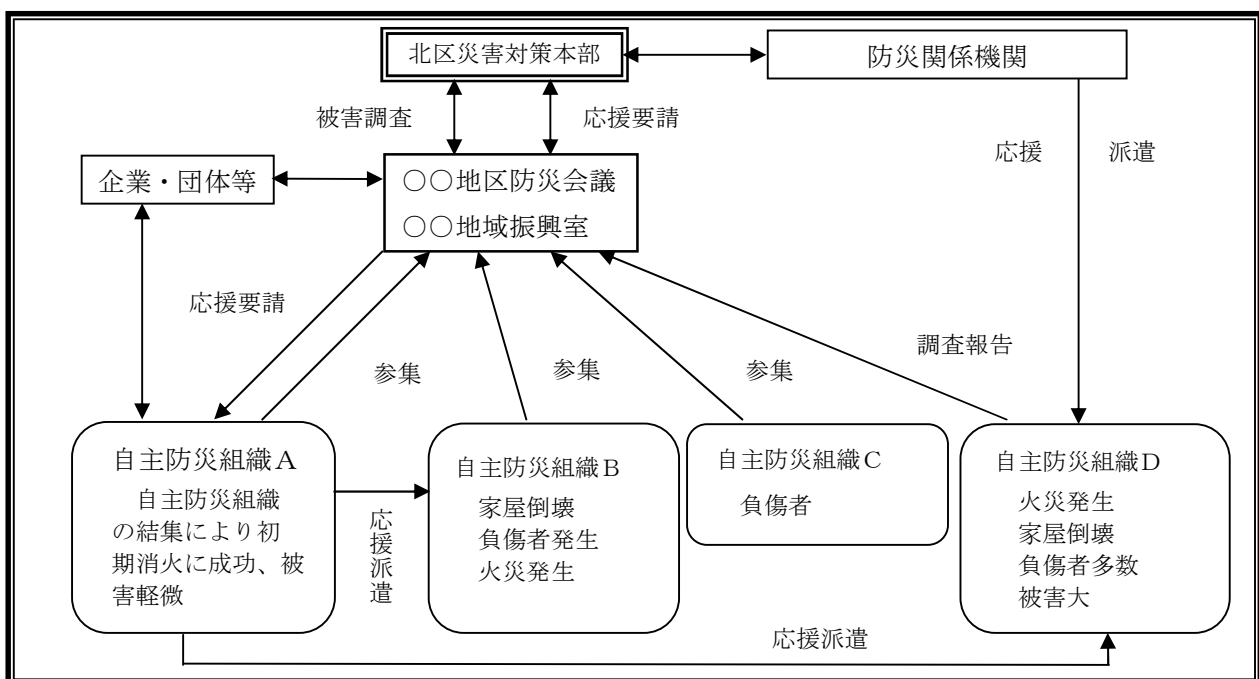
警察署等と連携して、地域内のパトロール等を定期的に行うことで、秩序維持に協力する。

3. 協力方法

あらかじめ各組織において定めている態勢に基づき、自主的に初期消火等の必要な応急活動に着手することとする。

(1) その後、区をはじめとする防災関係機関の活動態勢が確立するに従って、逐次各震災応急対策活動主体を防災関係機関に移行する。

(2) 移行後は補充的活動として、災害業務に協力するものとする。



災害時の自主防災組織等の連携模式図

3 消防団による応急対策の実施

担当	(災対) 危機管理室／各防災関係機関

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

第2部 施策ごとの具体的計画
第2章 区民と地域の防災力向上【応急対策】

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。あわせて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難行動に用いられる道路の確保は、消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

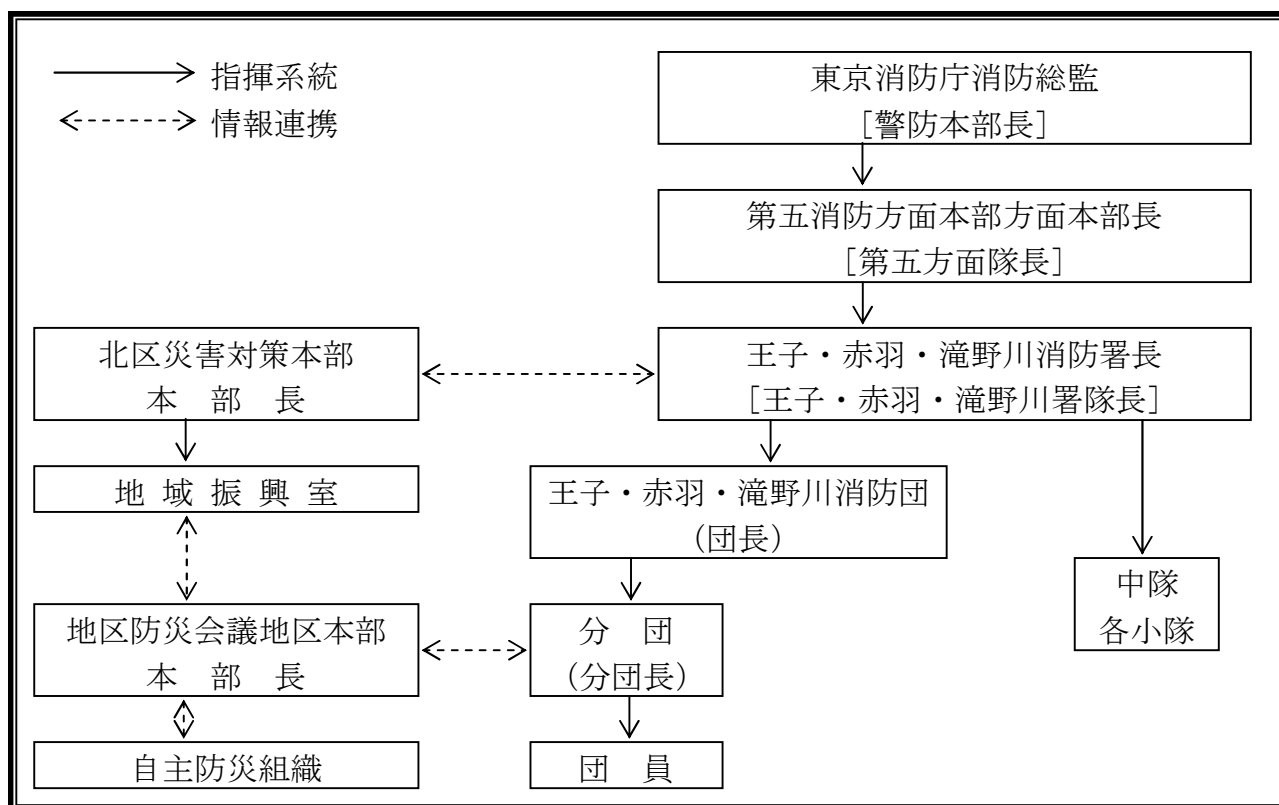
所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、活動障害排除等を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。



指揮系統図（水防も含む）

※ 消防団の現勢

【資料編p579参照】

※ 分団本部所在地及び受持区域【資料編p580参照】

4 事業者による応急対策の実施

担当	事業者

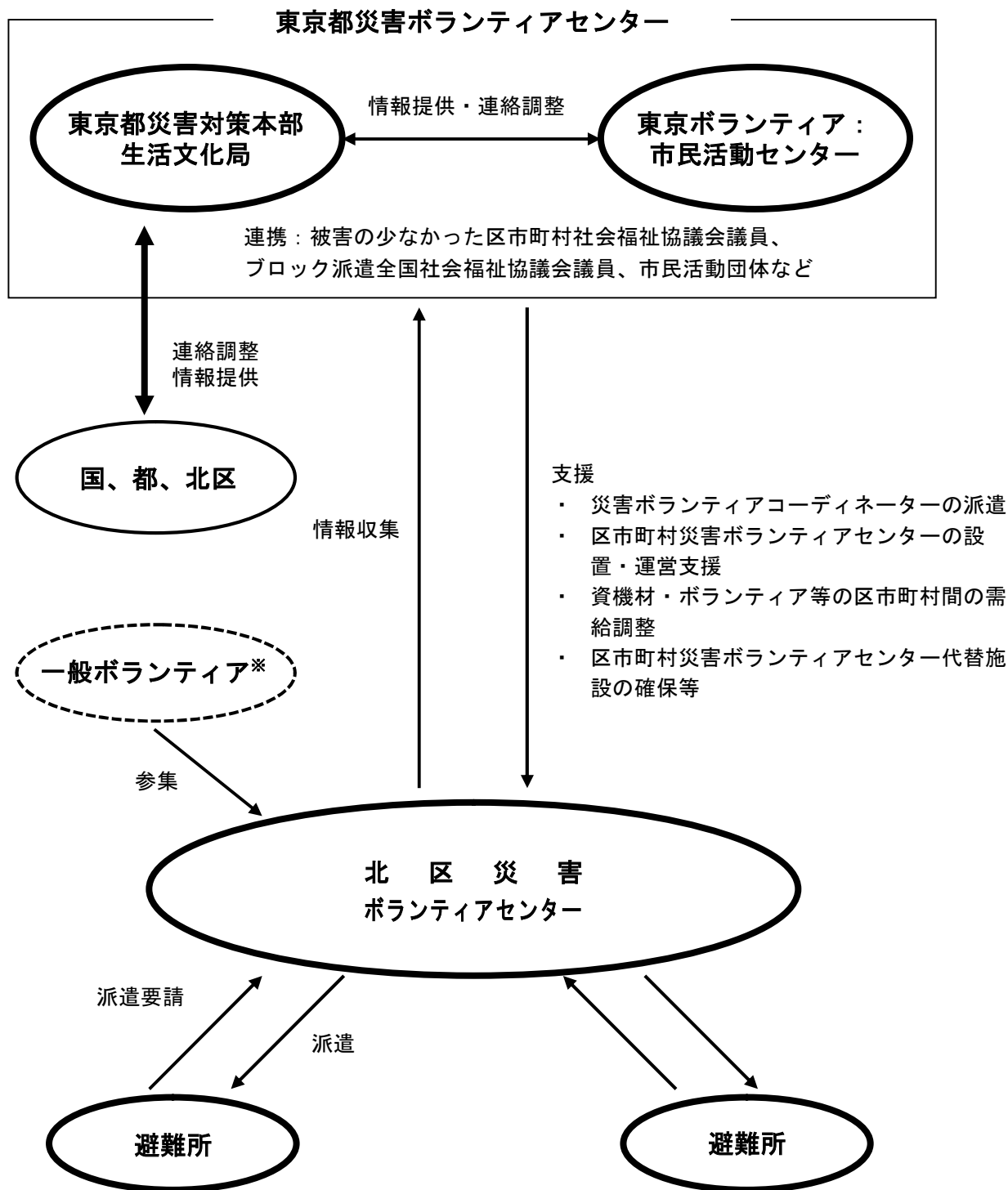
事業者は、自らの組織力をもって、また近隣住民、自主防災組織、区及び防災関係機関等と連携を図り、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすよう努める。

- (1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- (2) 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- (3) 正確な情報を収集、提供する。
- (4) 施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- (5) 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- (6) 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- (7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

5 ボランティアとの連携

担当	(災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

- (1) 北区では、災害時のボランティア活動の本部となる「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」）を、NPO・ボランティアぷらざに設置する。また、ボランティアの円滑な活動のため、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」に活動拠点を設置する。なお、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。
- (2) 「東京都災害ボランティアセンター」と連携し、ボランティア活動に対する情報収集や調整等を行う。
- (3) センターの立ち上げ・管理・運営は、北区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。ただし、管理・運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、区は必要な援助、情報提供を行う。
- (4) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図る。



※ 専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

業務手順

6 応急教育・応急保育

6-1 応急教育の実施

担当	(災対) 教育振興部

第1 活動方針

1. 児童・生徒等の安全確保

学校については、避難所として開設されるため、一般避難者との混乱防止を図る。

2. 応急教育の実施

児童・生徒等の安全を確保するとともに、健康と精神の安定を維持するためにも、教育の場をできるだけ早期に再開させることに努める。

第2 災害時の対応

- (1) 学校長は、平成26(2014)年3月に教育委員会がまとめた「学校防災マニュアル」をもとに、各学校の特性にあった「学校防災マニュアル」を整備し、これに基づき対応を行う。
- (2) 学校長は、震度5弱以上の大地震が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、学校防災計画で定められた役割分担に従い活動に従事する。
- (3) 学校長は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引取りに来るまで、学校で待機させる。
- (4) 学校長は、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。学校職員は、引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引き渡したかを引渡しカードに記録する。
- (5) また、学校長は、その後さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することを検討する。また、保護者等が被災または交通網の遮断等により長時間引き取りに現れない場合は、備蓄食料や毛布等の配布を検討する。
- (6) 学校長は、災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- (7) 学校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。
- (8) 学校長は、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- (9) 学校長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (10) 学校長は、臨時の学級編制を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第3 災害復旧の体制

- (1) 学校長は、教職員を掌握し校舎の整備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
- (2) 学校長は、被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (3) 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定める。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (4) 学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (5) 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導、また心のケア対策も十分留意する。
- (6) 学校長は、教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (7) 学校長は、避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (8) 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- (9) 学校長は、他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして(5)に準じた指導を行うように努める。

第4 避難所となった学校での児童生徒の保護

- (1) 保護者へ引き渡した時点で、帰宅（下校）と同様の扱いとする。
- (2) 保護者への引渡しができない状況では、一時的に学校が保護し、保護者の安否確認等の適切な措置を講じる。
- (3) 児童生徒の救護（心身のケア）に関する態勢として、スクールカウンセラー、教育相談所、児童相談所、病院等との連携を図る。

第5 学用品の給与

- (1) 災害により学用品をそう失し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品を給与する。
- (2) 学校長は、児童・生徒等の安否確認と同時に、教科書・文房具などの紛失・消失状況を把握し、教育委員会に報告する。
- (3) 学用品の給与は災害救助法施行細則による。

6-2 応急保育の実施

担当	(災対) 子ども未来部

第1 基本方針

災害発生の場合、区内の保育園児の安全を確保するとともに、緊急の場合も含めて、保育業務を中断することなく、その実施に努める。

第2 応急保育の実施

1. 保育園施設で実施する場合（全保育園対象）

- (1) 施設の安全性が確保され、かつ機能が維持されている場合に、応急保育を実施する。
- (2) 災害遺児の一時的な受入れは、原則的に未就学児とする。
- (3) 適切な施設へ早急に収容するための対応について、児童相談所等関係機関と連携を図る。

2. それ以外の施設で実施する場合

専門的な教育を受けた保育士を派遣する。

第3 緊急・一時的保育

区は、保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が震災救援活動のボランティアとして参加する場合、その子を保育する。

第3章 安全なまちづくりの実現

【基本方針】

防災まちづくりの最終目標は、「燃えない、壊れないまちづくり」である。

災害から区民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市の機能を維持するために、「北区都市計画マスタープラン」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された、安全で災害に強いまちの実現に向けて、防災まちづくり事業を推進し、都市構造そのものの防災性を高める取組みを推進する。

また、同時に、地域の防災機能の向上に有用である道路・河川の整備や、公園などのオープンスペースの確保の取組みも推進していく。

予防対策	
1 安全に暮らせるまちづくり	1-1 地域特性に応じた防災まちづくり 1-2 河川等の整備 1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策 1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進 2-2 エレベーター対策 2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 2-4 文化財施設の安全対策
3 応急危険度判定のための態勢整備	
4 液状化、長周期地震動への対策の強化	4-1 液状化対策の強化 4-2 長周期地震動対策の強化
5 出火、延焼等の防止	5-1 消防水利の整備、防火安全対策 5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 5-3 危険物等の輸送の安全化
応急対策	
1 消火・救助・救急活動及び警備活動	
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	2-1 河川施設等の応急対策 2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策 2-3 公園・児童遊園の応急対策
3 社会公共施設等の応急対策	
4 被災住宅の応急危険度判定	
5 被災宅地の応急危険度判定	
6 危険物等の応急措置による危険防止	6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 6-2 危険物輸送車両等の応急対策 6-3 危険動物の逸走時対策
復旧対策	
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	1-1 河川施設等の復旧 1-2 二次的な土砂災害防止対策 1-3 公園・児童遊園の復旧
2 社会公共施設等の復旧	

【予防対策】

1 安全に暮らせるまちづくり

1-1 地域特性に応じた防災まちづくり

担当	まちづくり部／土木部／都都市整備局

第1 防災まちづくり事業の推進

1. 防災都市づくり推進計画

東京都は、東京都震災対策条例（平成12(2000)年東京都条例第202号）第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を展開している。

その一環として平成28(2016)年3月に、①整備地域のさらなる改善、②「倒れない」都市づくり、③安全で良好な住環境の形成を主な考え方として「防災都市づくり推進計画」を改定している。

(1) 整備地域（5地域）

「防災都市づくり推進計画」の中で、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」に指定された地区について、防災まちづくり事業の活用や避難路となる道路の拡幅事業を推進するなど、防災性の向上を図る。

ア 十条・赤羽西地域（岸町2丁目、上十条1～5丁目、十条仲原1～4丁目、西が丘1～3丁目、赤羽西1～5丁目、中十条1～4丁目が該当）

イ 池袋西・池袋北・滝野川地域（滝野川6～7丁目が該当）

ウ 西ヶ原・巣鴨地域（滝野川1丁目、西ヶ原1～4丁目が該当）

エ 志茂地域（岩淵町、神谷3丁目、志茂1～5丁目が該当）

オ 荒川地域（上中里3丁目、昭和町1～3丁目、田端新町1～3丁目が該当）

(2) 重点整備地域（4地域）

木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、特に改善を必要としている地区について従来よりも踏み込んだ取組みを行う「不燃化特区」の区域を「重点整備地域」として指定し、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する。

ア 十条駅周辺地区（上十条1・2丁目、十条仲原1・2丁目、中十条1丁目の一部と2・3丁目、岸町2丁目の一部が該当）

イ 補助81号線沿道地区（西ヶ原1丁目・3丁目の一部が該当）

ウ 赤羽西補助86号線沿道地区（赤羽西1丁目・4丁目・5丁目の一部、赤羽台2丁目の一部が該当）

エ 志茂地区（志茂1丁目の一部と2丁目、3～5丁目の一部、神谷3丁目の一部が該当）

※ 整備地域・重点整備地域【資料編p581参照】

2. 木密地域不燃化10年プロジェクトの推進

(1) 不燃化特区（4地区）

東京都は、平成24(2012)年に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を策定し、整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定することで、都と区が連携して不燃化を強力に推進している。

地区は、1. 防災都市づくり推進計画(2)重点整備地域参照。

(2) 特定整備路線（3路線）

東京都は、平成24(2012)年に策定した「木密地域不燃化10年プロジェクト」の中で、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」に選定し、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行うことで、整備を推進している。

ア 補助73号線（上十条2丁目～十条仲原2丁目）

イ 補助81号線（西ヶ原3丁目）

ウ 補助86号線（志茂1丁目）、（赤羽西5丁目～1丁目）

第2 安全な市街地の整備と再開発

1. 市街地再開発事業の推進

- (1) 対象：木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害発生時に被害が生じる危険性が高い地区
- (2) 内容：細分化された土地を統合し、不燃化かつ高度利用化を図る。あわせて、震災時には、道路・交通広場などの公共施設等整備と有効なオープンスペースを確保する。
- (3) 予定：十条駅西口地区で事業の推進に取り組んでいる。

2. 土地区画整理事業の推進

- (1) 木造密集地などにおいて、不燃化促進を図るとともに居住環境の保全・都市空間の確保などのため、東京都とともに土地区画整理事業を推進する。
- (2) 北区では、田端地区で事業の推進に取り組んでいる。

第3 その他の防災まちづくり事業等

1. 都市防災不燃化促進事業の推進

- (1) 早急に不燃化の促進を図る必要のある区域を「不燃化促進区域」に指定し、耐火建築物等の建築を支援する。
- (2) 建築主に、建築費等の一部を助成することにより不燃化の促進を図る。
- (3) 北区では、以下の地区及び周辺等で推進する。
 - ア 小台通り地区（昭和60(1985)～平成6(1994)年度：完了）
 - イ 環状7号線地区（平成元(1989)～平成15(2003)年度：完了）
 - ウ 本郷・区役所前通り地区（平成6(1994)～平成15(2003)年度：完了）
 - エ 北本通り地区（平成9(1997)～平成18(2006)年度：完了）

- オ 補助88号線地区（平成16(2004)年度～平成26(2014)年度：完了）
- カ 補助83号線南地区（平成22(2010)年度～平成31(2019)年度）
- キ 補助83号線北地区（平成28(2016)年度～平成37(2025)年度）
- ク 補助85号線地区、十条駅付近（今後事業化予定）
- ケ 補助73号線沿道地区（平成28(2016)年度～平成37(2025)年度）
- コ 補助86号線志茂地区（平成27(2015)年度～平成37(2025)年度）
- サ 補助86号線赤羽西地区（平成27(2015)年度～平成37(2025)年度）
- シ 補助81号線沿道地区（平成28(2016)年度～平成37(2025)年度）
- ス 地区防災道路志茂地区（平成27(2015)年度～平成37(2025)年度）
- セ 補助86号線赤羽南地区（今後事業化予定）
- ソ 延焼遮断帯※または避難路として位置付けがあり、かつ幅員20m以上の道路沿道
- タ 避難場所周辺
- チ 防災街区整備地区計画区域内の特定地区防災施設周辺
- ※ 延焼遮断帯とは、東京都が定めた防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯をいい、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に分類されている。

※ 延焼遮断帯の図【資料編p583参照】

2. 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進

老朽住宅等密集地域の防災性と居住環境の向上を図るため、木造住宅の建替えや共同化を促進し、併せて地区レベルでの主要生活道路や公園等の基盤整備を行う。

- ア 上十条3・4丁目地区（平成6(1994)年～平成25(2013)年度：完了）
- イ 十条駅東地区（平成18(2006)年度～平成32(2020)年度）
- ウ 西ヶ原地区（平成17(2005)年度～平成32(2020)年度）
- エ 志茂地区（平成18(2006)年度～平成32(2020)年度）
- オ 十条駅西地区（平成26(2014)年度～平成32(2020)年度）
- カ 十条北地区（平成26(2014)年度～平成35(2023)年度）

3. 規制誘導策の導入

(1) 新たな防火規制

建築物の耐火性能を強化するため、主に整備地域を対象に平成19(2007)年6月以降順次、東京都建築安全条例による新たな防火規制の導入を図っている。

(2) 地区計画等

災害に強いまちに誘導するため、防災街区整備地区計画等の地区計画等の導入を図っている。

4. 道路・橋りょう等の整備

(1) 都市計画道路の整備促進

広幅員の道路は、震災時において火災の延焼防止効果をもつ。また避難、緊急物資等の輸送ルートにもなるなど多様な機能を有している。

防災上の観点からも、広幅員の道路が必要であり、今後も都市計画道路の整備を推進していく。特に緊急道路障害物除去路線や準緊急道路障害物除去路線に指定されている道路については、一層の整備促進を図っていく。

現在事業中の都市計画道路は、区施行分が補助87号線、補助181号線及び区画街路

第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

3号線であり、十条駅西口地区市街地再開発組合施行分が補助73号線、補助85号線である。

また、区施行予定路線の補助243号線、補助245号線、鉄道附属街路1～6号線は、今後計画的に整備していく予定である。

一方、東京都施行分は、放射10号線、環状5-2号線、補助73号線、補助81号線、補助83号線、補助85号線、補助86号線、補助88号線、補助90号線、補助92号線及び補助245号線である。

なお引き続き、環状5-1号線、環状7号線、補助83号線、補助85号線、補助92号線の未着手区間については、早期事業着手を東京都に要請していく。

木密地域不燃化10年プロジェクトで特定整備路線に選定された補助73号線、補助81号線及び補助86号線の整備や十条駅付近の連続立体交差事業については、東京都と連携を図りながら推進していく。

(2) 公共施設（学校等）周辺道路の整備促進

学校周辺の生活道路の拡幅整備及び沿道の不燃化を促進し、災害時に区民が容易に小・中学校等へ避難できるよう検討する。

(3) 狭あい道路拡幅事業の推進

防災・消火活動・通行上等、支障となる4m未満の道路を、家屋の建替え時に幅員4mの道路として拡幅整備を行う。

(4) 避難路の整備

避難場所への避難は原則として自由避難であるが、延焼遮断帯に指定されている道路以外で、避難上必要かつ重要な道路を避難路として指定する。特に、都市計画道路で未整備なものうち、延焼遮断帯以外で避難上必要な道路を避難路として位置付け計画的に整備を進める。

※ 避難路の図【資料編p585参照】

(5) 橋りょうの整備

ア 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線で、耐震性が不足している橋りょう、交通の支障となる橋りょうについて、架替・補強等の整備を促進する。

イ 道路防災総点検（平成8(1996)年度）の結果に基づき、緊急輸送路等防災上重要な位置付けにある橋りょうから計画的に整備を進める。

(6) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

補助83号線（十条台小学校付近～環状7号線間）整備にあわせて、民間活力を誘導した沿道建物の不燃化や共同化など沿道でのまちづくりを実施し、避難路の確保を推進する。沿道まちづくりにあたっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

第4 都市空間の確保

1. オープンスペースの整備・活用

(1) オープンスペースの整備推進

- ア 避難場所内もしくは隣接地を中心に、防災上の観点から、赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで、公園・緑地の整備を積極的に推進していく。
- イ 河川堤防の高規格堤防化の推進、大規模建築物や集合住宅の壁面後退による歩道空間の拡大等、多様な整備手法で有効なオープンスペースの確保を図る。

(2) オープンスペース利用計画の策定推進

- ア 災害時に、避難誘導、救出救護、医療搬送、物資輸送、ボランティア参集、ライフライン復旧、がれき処理などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害軽減を果たし、住民の生活再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- イ 都は、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを、東京都震災対策条例に定めており、これに基づきオープンスペースの具体的な使用計画を策定することになっている。
- ウ 区は、区内のオープンスペース利用計画策定に際し、都と協議し、区民の利益に沿って協力していくものとする。

2. 防災公園の整備

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路などさまざまな空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

(1) 新河岸東公園

東京都下水道局の浮間水再生センターの上部を子どもスポーツ広場として整備し、平成15(2003)年4月より開放しているが、災害時にはオープンスペースとして活用する。

(2) 西ヶ原みんなの公園

染井墓地・駒込中学校一帯避難場所内に約22,000㎡の都市公園として平成22(2010)年4月に開園した。公園内には災害時に活用できるマンホールトイレやかまどベンチの設置とともに災害用給水所(深井戸)、災害用備蓄倉庫を備え地域の避難場所、防災拠点として活用していく。

(3) 赤羽スポーツの森公園・赤羽自然観察公園

赤羽スポーツの森公園は、桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区避難場所内に約38,000㎡の都市公園として平成22(2010)年4月に開園した。公園内に災害時に活用できるマンホールトイレや生活用水用浅井戸施設を有する。

また、隣接する区立赤羽自然観察公園には災害用給水所(深井戸)や災害用マンホールトイレ、かまど、かまどベンチ、同時多発する延焼火災を防御するための深井戸無限水利を有しているなど多機能なオープンスペースとして、防災機能の充実に図っている。

(4) 街区公園・児童遊園の利活用

公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備を推進する。

1-2 河川等の整備

担当	まちづくり部／土木部／都建設局

河川構造物等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者の海上輸送基地や首都圏の経済活動の停滞を回避するなど重要な役割を担う河川等の耐震強化を図る。

1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策

担当	まちづくり部／土木部／警察署／消防署／都都市整備局

高層建築物※、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、区は都等と連携して、施設の安全化や避難誘導、救出救護態勢の整備等を進める。

※ 高層建築物：高さが31mを超える建築物をいわゆる高層建築物という。

- (1) 地下街等については、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。

区では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの貸与、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進などを進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練などを推進することとしている。

- (2) 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、都、区、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物※内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物※の各課題に対する取組を進めていく。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現

【予防対策】2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-2 エレベーター対策（p92）参照

- (3) 都、区及び指定確認検査機関は、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
- (4) 都及び区は、既存の高層建築物及び地下街に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。
- (5) 警察署は、高層建築物等、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を

図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- (ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- (イ) 防災関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- (ア) 地下街警備要図の作成
- (イ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

(6) 消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、下記の防火安全対策を講じるように指導する。

- (ア) 高層の建築物の防火安全対策
- (イ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- (ウ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- (エ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- (オ) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

(7) 消防署は、関係事業者に対して次の対策を指導する。

ア 火災予防対策

- (ア) 火気使用設備器具の出火防止対策の推進
- (イ) 火気使用場所の可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
- (ウ) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策(混乱防止対策)

- (ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (イ) ビルの防災センターからの迅速な放送態勢の整備
- (ウ) ショーケース、看板、複写機等の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- (エ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (オ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (カ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火・防災管理対策

- (ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (イ) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同統括防火管理に関する協議事項の徹底
- (ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (エ) 救出・救護知識の普及
- (オ) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- (カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施

エ 消防活動対策

消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部

第1 がけ・擁壁等の安全化

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、区では、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。新たに宅地造成等の開発行為を行う者に対しては、都市計画法に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行っている。

今後、区は土砂災害防止法の対象外である高さ2.0m以上・傾斜度30度以上のがけ・擁壁等の現況調査を実施し、その調査結果をもとにさらなる意識啓発や相談窓口の充実等に取り組むとともに、「がけ・擁壁等の安全・安心支援事業」を推進する。

第2 擁壁等安全対策支援事業

防災基盤の整備を一層推進するため、申請者の負担を少なくする「擁壁等安全対策支援事業」を実施している。さらに、土砂災害支援事業として、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の土砂災害対策工事に必要な経費の一部助成（土砂災害改修費用の1/5、75万円限度）を実施している。また、狭あい道路拡幅整備事業によるがけ地での道路後退の場合にも、当事業を適用している。

平成30(2018)年4月現在

対象物	高さ2.0mを超える擁壁及び道路に面した高さ1.5m以上の擁壁の新設及び改修に係る工事費を助成する。 (1) 擁壁新築工事 ア RC造（既製品含む）で構造計算により安全を確認した擁壁 イ 間知石積造で宅地造成等規制法の基準（※）を満たす擁壁 （※東京都都市整備局「都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアル」参照） (2) 既存擁壁改修工事 擁壁を改修することにより安全性を確認できる既存擁壁
補助内容	工事費の1/3（400万円限度）、土砂災害特別警戒区域内工事費の1/2（600万円限度）

第3 土砂災害防止法の運用

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13(2001)年4月に施行された。本法は、平成26(2014)年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ改正され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として平成27(2015)年1月に施行された。本法はさらに、平成29(2017)年6月には要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために改正された。
- (2) 同法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規

制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進するものである。

- (3) 土砂災害防止法に基づき、都は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (4) 都は、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告を実施する。
- (5) 平成28(2016)年3月、都は北区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した（特別警戒区域は23か所）。指定に伴い、平成29年（2017）3月には土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の危険性・避難場所・避難経路等、警戒避難体制に関する事項について定め、住民に対し周知を行った。
- (6) 都は、平成30(2018)年1月末現在、土砂災害警戒区域11,503か所（うち土砂災害特別警戒区域8,800か所）を指定している。平成29（2017）年11月には北区内73か所の基礎調査結果が新たに公表されており、区は今後の区域指定に向け、迅速かつ確実に情報を伝達できる体制を整えるとともに、さらなる避難場所の充実を図る。

第4 急傾斜地の安全化

都は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域を指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧【資料編 p587 参照】

※急傾斜地崩壊危険区域一覧【資料編 p588 参照】

第5 ブロック塀等の安全化

- (1) 区が主体となって、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っている。
- (2) 新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導している。
- (3) 庁舎等区有施設の接道部緑化を進めるほか、民間生垣助成など接道部緑化事業を積極的に推進していく。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進

担当	総務部／地域振興部／区民部／まちづくり部／教育振興部／消防署

第1 基本方針

- (1) 区は、「東京都北区耐震改修促進計画」（平成29(2017)年3月改定）に基づき、住宅、建築物の耐震化を推進する。
- (2) 区は、防災上重要な区有建築物(避難施設となる学校等)について耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進めていく。
- (3) 公共施設等の補強・改築に際し、免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。

住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率		
	平成27(2015) 年度末時点	平成32(2020) 年度末目標	平成37(2025) 年度末目標
住宅	79.5%	95%	※1
民間特定建築物	87.5%	95%	※2
防災上重要な公共施設等	94.4% ※3	—	—

※1 耐震性が不十分な住宅を概ね解消

※2 次回改定時に定める

※3 出来るだけ早期に耐震化率100%を達成

- (4) 区は、区内建築物について、非構造部材（落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス等）について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

第2 公共施設等の安全化

1. 区有建築物の耐震補強

- (1) 区は、平成18(2006)年度末現在の区内の防災上重要な区有建築物288棟を対象として、平成22(2010)年2月「区有建築物の耐震化整備プログラム」を定め、計画的に耐震化を推進してきた。防災上重要な建築物288棟には、震災時に防災活動の拠点となる庁舎、会館、小・中学校、体育館等と、要配慮者が利用する福祉施設、また保育所、幼稚園、区民センター、区営住宅及びその他多数の区民が利用する区有建築物が対象となっている。耐震診断は、全て完了しており、年度ごとに耐震化状況を報告し、公表している。

- (2) 上記「耐震化整備プログラム」に先立ち、区は平成7(1995)年度より、災害時の避難所となる区立小・中学校を中心に、区有建築物の耐震調査を開始し、調査結果に基づき、順次補強工事を行ってきた。平成24(2012)年度に区立小・中学校の耐震補強工事は完了している。
- (3) 今後も、要配慮者等が利用する福祉施設、避難所等の公共施設等の耐震補強工事等を行うとともに、避難所、医療救護所等、防災・復興の拠点となる施設の耐震化についても同時に計画的に実施する。
- (4) 天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について確認を行うとともに、必要に応じて落下防止対策等を実施する。

2. 区有施設の安全対策

- (1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類、コピー機・書庫等の転倒・落下防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、要配慮者等が利用する福祉施設、避難所、医療救護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。
- (2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機・通信設備等の施設・備品類等を整備、ホストコンピュータ及び端末機の位置ずれや転倒防止等の安全対策を実施する。
- (3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。

※ 学校施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

※ 庁舎等施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

第3 民間建築物の耐震・不燃化

1. 指導方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。
- (2) 建築物の位置、構造、設備は建築基準法関係法令に基づき、また消防用設備等関係については消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。
- (3) 建築物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、消防用設備等及び防火避難用設備の設置・維持管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。
- (4) 建築物周辺における「がけ・擁壁」の実態を、調査資料などを基に整理し、防災上の見地から改修及び補修工事の指導を行う。
- (5) 災害時及び平常時における建築物から道路上等への落下のおそれのある窓ガラス、看板、外装材等の落下物の実態調査等を必要に応じて行い、改修指導を行う。

2. 耐震診断、耐震改修の促進

「東京都北区耐震改修促進計画」（平成29(2017)年3月改定）に基づき、区の実施計画を推進する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

- (1) 民間建築物の耐震診断・耐震改修
建築士事務所協会等の協力による耐震診断相談や耐震診断士派遣事業等の活用を、区民に周知する。
- (2) 耐震改修促進法に基づく認定
- (3) 木造住宅等の耐震化
- (4) 重要な建築物の耐震化
- (5) マンションの改良工事助成、耐震診断助成
- (6) 自己用住宅の不燃化促進
- (7) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化
- (8) 木造住宅密集地域の耐震化

※ 住宅の耐震化の現状【資料編p590参照】

※ 民間特定建築物の耐震化の現状【資料編p591参照】

3. 木造民間住宅耐震改修促進事業

地震時における木造民間建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修により耐震性の向上を図る。

耐震化促進のため、耐震診断士を派遣するとともに、耐震補強設計、耐震改修、建替工事を実施する者に対し、それぞれの経費の一部を助成する。

木造民間住宅耐震改修促進事業

対象物	昭和56(1981)年5月31日以前に建築に着手した木造2階建て以下で地階を有しない住宅
補助内容	(1) 耐震診断士の派遣 耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行う。 (2) 耐震補強設計費助成 耐震補強設計に係る費用の2/3(20万円限度)を助成する。 (3) 耐震改修工事費助成 耐震改修工事に係る費用の2/3(100万円限度、ただし整備地域は120万円限度、高齢者世帯等は150万円限度)を助成する。 (4) 耐震建替工事費助成 北区の指定する地域内において、耐震改修工事に要すると想定される費用相当額の2/3(100万円限度、ただし整備地域は120万円限度、高齢者世帯等は150万円限度)を助成する。 (平成30(2018)年4月現在)

4. マンションの耐震化等

- (1) 分譲マンション耐震改修促進事業
北区内にある、新耐震設計基準以前に建設された分譲マンションについて、改修費の一部を助成し、耐震化を促進する。
 - ア 耐震アドバイザー助成
 - イ 耐震診断費用助成
 - ウ 耐震改修設計費用助成
 - エ 耐震改修工事費用助成

(2) 賃貸マンション耐震診断助成事業

北区内にある、新耐震設計基準以前に設計された賃貸マンションについて、耐震診断に係る費用の一部を助成し、耐震診断を促進する。

ア 耐震アドバイザー助成

イ 耐震診断費用助成

第4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路の沿道の建築物（緊急輸送道路沿道建築物）の耐震性の向上を図る。

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の要件

ア 敷地が緊急輸送道路に接する建築物

イ 昭和56(1981)年5月31日以前に建築に着手した建築物（旧耐震基準）

ウ 道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物

※ 緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第7条第1項で規定される要安全確認計画記載建築物・耐震診断義務付け建築物）と一般緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第14条第1項第3号で規定される建築物）の総称であり、東京都北区耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進する。

※ 緊急輸送道路沿道図【資料編p593参照】

(2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、沿道建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部助成を行う。

また、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定し、沿道建築物の所有者に対し、耐震診断実施等を義務化する一方、より手厚い助成を行う。（適用期間は、平成30年度までに補強設計に着手するもの。）

ア 緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

(ア) 耐震診断費用の4/5（200万円限度）

(イ) 耐震補強設計費用の2/3（200万円限度）

(ウ) 耐震改修工事費用及び耐震建替え工事費用の2/3（最大3,000万円限度）

イ 特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

(ア) 耐震診断費用の原則10/10

(イ) 耐震補強設計費用の最大5/6

(ウ) 耐震改修工事費用及び耐震建替え工事費用の最大5/6

(エ) 除却工事費用の原則1/3

（事業はいずれも、平成30(2018)年4月時点）

2-2 エレベーター対策

担当	総務部／まちづくり部／土木部／区各部／都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会

地震時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の態勢を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための態勢を構築する。

第1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

1. 区有施設

区は、都施設の対策に準じて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

2. 民間施設等

- (1) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。
- (2) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを所有者等に配布するなど、閉じ込め防止対策を推進する。さらに、百貨店や病院など不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物について、改修計画の報告を求めている。
- (3) 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
- (4) 区は、都と連携して、所有者等への閉じ込め防止対策の実施を働きかける。

エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第2 エレベーターの早期復旧態勢の構築

ビルの機能を早期により多く復旧させるために「1ビル1台」の復旧ルールの徹底と普及に努める。

1. 「1ビル1台」ルールの徹底

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。

このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く区民・事業者等に普及啓発する。

2. 自動判断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

区は、今後の開発状況を見ながら、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、民間施設に対して、本システムの導入の働きかけを検討する。

第3 救出態勢の構築

1. 救出要員を増員するための講習の実施

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者等による救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会等を実施する。

2. エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

- (1) 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
- (2) 区は都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には公的機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

3. 緊急通行車両等事前届出済証の交付

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、協会加盟のエレベーター保守管理会社に対して、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／区民部／生活環境部／健康福祉部／北区保健所／まちづくり部／土木部／教育振興部／子ども未来部／消防署

第1 屋外広告物に対する規制

- (1) 区は東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。
- (2) 震災対策の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図っている。

第2 自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

第3 家具類の転倒・落下・移動の防止

- (1) 区は、パンフレット・講習等を通じて、家具の転倒・落下・移動防止対策の普及を図る。
- (2) 消防署は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - ア 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック等を活用した防災指導
 - イ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
 - ウ 普及啓発等を実施していく際には、関係機関及び業界団体等と連携した対策の周知を図る。
- (3) 区では、要配慮者世帯を対象に家庭内での家具転倒防止設置事業の実施と同時に、広く区民に家具類の転倒・落下・移動防止器具のあっせん等を通じ、普及を図る。

第4 収蔵品等の落下・転倒防止

区教育委員会は、博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

2-4 文化財施設の安全対策

担当	教育振興部

1. 所蔵文化財リストの整備
2. 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施

3. 消防用設備及び防災設備等の点検・整備

4. 文化財防災点検の実施

点検内容（主要項目）は以下のとおりとする。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
 - ア 文化財の定期的な見回り・点検
 - イ 文化財周辺環境の整理・整頓
- (2) 防災体制の整備
 - ア 防災計画の作成
 - イ 巡視規則や要項の作成等
- (3) 防災知識の啓発
 - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
 - ア 外観点検
 - イ 機能点検
 - ウ 総合点検
 - エ 代替措置の整備
- (6) 緊急時の態勢整備
 - ア 消防機関への円滑な通報態勢の確立
 - イ 隣者の応援態勢
- (7) 消防署は、各々の文化財の物質的な特徴をふまえ、消防上必要な行政指導をする。
- (8) 文化財の搬出用具等の整備と、防災関係機関との密接な連絡体制の確立を図るよう指導する。
- (9) 指定文化財について、その所有者に対し、地震による倒壊、焼失及び破損等に対する意識啓発を行う。

3 応急危険度判定のための態勢整備

担当	総務部／まちづくり部

第1 民間建築物の判定のための態勢整備

応急危険度判定は区が地震発生後、応急対策の一つとして行うべきものであるが、大規模な災害の場合、判定を必要とする建築物の量的な問題等で、行政職員だけでは対応が難しい場合がある。

そのため、区では、東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員に登録されている者のうち、北区に在住もしくは在勤の方に、組織的、機動的に活動していただくために、「北区被災建築物応急危険度判定委員会」を組織し態勢を整備している。

第2 民間建築士等との連携

災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等の区有建築物について迅速な応急危険度判定を実施するため、民間建築士等との連携を図っていく。

- (1) 関係団体との間に、震度5強以上の地震発生時の避難所等の点検や応急危険度判定の早期実施に関する協定の締結、また、その一環として、各避難所等の点検等を担当する事業者等を、あらかじめ定めておき、迅速に対応する。

ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定

：東京都建築士事務所協会北支部

イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定

：北区建設業協会、北区総合建設業協議会、北区電設工業会、北区管工会

- (2) 民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定員会が既に整備している会員用連絡ツール（メーリングリスト）の強化等を図る。
- (3) 関係団体窓口での案内配布、また区ホームページによる周知等を通じ、民間建築士等に対し応急危険度判定員への登録や北区被災建築物応急危険度判定員会への加入を呼びかける。

第3 建物被災状況簡易チェックシートの作成

- (1) 応急危険度判定前に、避難所等区有建築物の使用を決める必要がある場合等に備え、施設長等も確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を作成しておき、災害時に活用する。
- (2) 「建物被災状況簡易チェックシート」を用いて、施設長や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、施設長等のスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

4 液状化、長周期地震動への対策の強化

4-1 液状化対策の強化

担当	まちづくり部／都都市整備局／都建設局／都港湾局／都水道局／都下水道局

第1 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

- (1) 区は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実・強化を図っていく。
- (2) 区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。

- (3) 区は、区民からの相談に対し地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、「液状化による建物被害に備えるための手引」の活用などについて、都と連携し取り組んでいく。
- (4) 都は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえて作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供する。

第2 公共施設等に対する液状化対策

液状化のおそれのある地域に公共施設等の工事をする際、液状化対策として建築物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、液状化対策を促進する。

4-2 長周期地震動対策の強化

担当	危機管理室／まちづくり部／消防署／都総務局／都都市整備局

第1 室内の安全確保

区は、都や消防署と連携し、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第2 建築物所有者等の対策の推進

都は、高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士や建設業の団体等に対して、国の対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具類の転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。

第3 危険物等施設における被害の防止

消防署は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

5 出火、延焼等の防止

5-1 消防水利の整備、防火安全対策

担当	危機管理室／消防署／都水道局／その他の防災関係機関

第1 出火等の防止

1. 出火等の防止

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

- (1) 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種安全対策を推進する。
- (2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤や出火防災対策を講じた電気器具等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- (3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。また、一般住宅等については防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止、安全確保要領の指導を行う。
- (4) 各事業者に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業者に対しては、計画の作成を指導する。
- (5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、感震ブレーカーの普及とともに通電火災の危険性について区民等への指導を行っていく。

2. 消火器等の普及

- (1) 災害時における同時多発火災を防止するため、家庭に消火器、住宅用火災警報器を設置するよう求めている。
- (2) 区は、家庭用消火器の詰め替え事業者紹介事業に引き続き取り組む。

3. 街路設置消火器の保全

街路消火器の設置を推進する。これら消火器については、年1回の保守点検・清掃と薬剤の詰め替え等の管理を行っていく。

第2 初期消火態勢の強化

- (1) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、災害時においても十分にその機能が保持され、初期消火ができるよう、耐震措置を講じるよう指導する。
- (2) 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。
- (3) 過去の地震被害調査結果等を踏まえ、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が災害時にも機能するよう、耐震装置を講じるよう指導を強化する。
- (4) 不燃化特区など特定地域での感震ブレーカーの配布、避難行動要支援者のみの世帯に対する感震ブレーカー等の取り付け支援を行う。

第3 火災の拡大防止

1. 消防水利の整備

- (1) 国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進する。
- (2) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利（河川等の無限の水量を有する水利、深井

戸や耐震性を有する防火水槽及び応急給水施設等の大容量を有する水利)の開発・確保などに努める。

- (3) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する
- (4) 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (5) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (6) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、防災関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- (7) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽等を設置するとともに、区や都と連携した水利整備方策の推進に努める。
- (8) 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金(消防水利補助金制度)を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- (9) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- (10) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。

※ 消防水利の現況(北区内)【資料編p595参照】

2. 消防活動路等の確保

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、狭あい道路の広幅員化、袋小路の解消、U字溝等の埋設化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備など防災関係機関とともに検討する。
- (2) 障害物排除機能を有する不整地走行能力の高い車両を導入するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署及び消防署との連携体制を継続する。

3. 消防活動が困難な区域における対策

- (1) 消防水利の整備、消防団用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実などをすすめる。
- (2) 消火活動の阻害要因の把握・分析や、延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動が困難な区域の解消に向けて、消防活動の円滑化を進める立場から、防災都市づくり事業等に対して提言及び要望を行う。

5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

担当	危機管理室／北区保健所／消防署／都環境局／都福祉保健局／都生活文化局／各学校／その他の防災関係機関

第1 石油等危険物施設の安全化

区内には、石油製造所・貯蔵所等の危険物施設は、777か所（平成29年4月1日現在、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所を含む）ある。

区は、消防署等との連携を密にすると共に防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

- (1) 消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の推進などにより、出火防止、流出防止対策の推進を図っていく。
- (2) 消防署は、震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、災害発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業者指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- (3) 消防署は、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- (4) 消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、適正な貯蔵取扱、事業所防災計画の作成に関する事業所指導を徹底し、出火防止対策や流出防止対策の推進を図る。
- (5) 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」と東京消防庁が連携し、同協議会の活動等への助言、働きかけを行う。

第2 液化石油ガス消費施設の安全化

所管する都環境局等との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第3 火薬類保管施設の安全化

北区には、火薬庫外貯蔵場所が警察関係を含めて7か所が所在する。

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第4 高圧ガス保管施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

※ 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況【資料編p595参照】

第5 毒物・劇物取扱施設の安全化

所管する都福祉保健局との連携を密にすると共に、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

※ 毒物・劇物取扱事業者【資料編p595参照】

機関	対策内容
区	販売業についての危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
都福祉保健局	(1) 製造業・輸入業等についての危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 (2) 震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
都生活文化局	私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。
都教育庁	学校における毒物・劇物災害を防止するため、都は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。
学 校	学校の実験室等には、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止を図るため、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努める。
事業者	漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

第6 化学物質関連施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第7 放射線等使用施設の安全化

所管する原子力規制庁及び都をはじめ、防災関係機関との連携を図る。

※ 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱事業者の現況 【資料編p595参照】

5-3 危険物等の輸送の安全化

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都福祉保健局／その他の防災関係機関

危険物積載車両等により指定数量以上の石油類を輸送運搬又は移送する場合の当該走行車両については転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務等の規制が行われている。

- (1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。
- (2) 鉄道タンク車により危険物を輸送する場合は、東京都震災対策条例に基づき関係事業者が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- (3) トラック等の危険物を運搬する車両についてもタンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策への指導を強化する。
- (4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認するとともに、活用推進を図る。
- (5) 下水管に流入した場合には、当該下水道管理者に連絡する。

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動及び警備活動

担当	警察署／消防署／消防団／自衛隊

災害発生後は、迅速・的確な消火活動及び警備活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動及び警備活動を実施する。

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化（p168）参照

2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

2-1 河川施設等の応急対策

担当	（災対）土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

堤防・護岸施設といった公共土木施設が災害により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、区は都及び防災関係機関と連携して速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

担当	（災対）まちづくり部／（災対）土木部／警察署／消防署／都建設局

急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、防災関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

第1 情報の収集・伝達計画

(1) 情報内容

収集・伝達する情報の内容は、危険区域の範囲及びその付近の降雨量、区域内の状況（土石の移動状況、斜面形状、地表水、湧水の状況、竹木等の傾倒、人家等の損壊状況等の現象、被災住民の数）等とする。

(2) 伝達方法

ア 被害の発生する危険がある時

(ア) 情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該

当地域の住民に防災無線放送により事前注意を呼びかける。

- (イ) 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区が適切に避難勧告等の判断が行えるよう、情報を提供する。

イ 被害が発生した時

- (ア) 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都に報告する。
(イ) 情報を得た機関は、救助救急活動を実施するとともに、詳細を他の防災機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告・指示等により人的被害の防止にあたる。

第2 人命の保護、救出

- (1) 避難住民の保護は、区災対本部の運用計画及び各防災機関の業務計画による。
(2) 救出方法は、警察、消防機関の救出方法による。
(3) この他、細部に至る伝達方法等については、該当地区の自主防災組織活動計画によるものとする。

2-3 公園・児童遊園の応急対策

担当	(災対) 土木部

- (1) 公園・児童遊園の被害状況を把握するため、すべての公園・児童遊園・防災広場、遊び場等の現地調査を行う。
(2) 調査は避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に行う。
(3) 被害状況については、明らかになり次第、防災機関に伝達する。
(4) 被害を受けた公園等については、避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に応急措置を行う。応急対策としては、安全対策、災害応急施設の機能確保を優先し、現場調査で必要性の高い作業を順次行う。
(5) 応急対策が終了した公園等については、その事項を防災機関等に伝達する。

3 社会公共施設等の応急対策

担当	(災対) 総務部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／各施設管理者

第1 社会公共施設等の応急危険度判定の実施

1. 応急危険度判定の実施態勢

- (1) 災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用

できるかどうかを応急的に判定する。地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

機関名	対策内容
区	(1) 区の所管する公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体への協力を要請する。 (3) 社会公共施設（区と協定を締結している医療機関・福祉避難所等）の管理者から判定実施の支援要請があった場合、区は、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。 (4) 区立公共施設等の応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、区災対本部を通じて都に支援要請を行う。
社会公共施設 の 管 理 者	(1) 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

- (2) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等は、施設長等が「建物被災状況簡易チェックシート」を活用し、判断を行う。

第2 社会公共施設等の応急対策

1. 各医療機関

- (1) 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

2. 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「要配慮者対策班」等、防災関係機関に連絡し援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3. 学校施設

- (1) 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- (2) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、防災関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

- (4) 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- (5) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

4. 文化財施設

- (1) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、その結果を区及び区教育委員会に報告する。
- (2) 防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

5. 区立文化施設・社会教育施設

区立文化施設・社会教育施設については、直ちに被害状況を調査し、被害状況によって使用可能な場合は、施設ごとに再開等の計画を立て、危険な場合は早急に閉館する。

4 被災住宅の応急危険度判定

担 当	(災対) まちづくり部

第1 判定制度の目的

区は、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、地震発生後、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

第2 判定対象宅地

判定の対象となる住宅は、都都市整備局、都住宅供給公社、都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建住宅・共同住宅等とする。

第3 判定の実施

- (1) 区長は、その区域内において地震により多くの建物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員に出動要請等、必要な支援を知事に要請する。なお、民間の事業者に関しては、原則として所有者・管理者の責任で行う。

第4 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

5 被災宅地の応急危険度判定

担 当	(災対) まちづくり部

第1 判定制度の目的

区は、災害対策本部が設置される規模の地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第2 判定対象宅地

宅地造成等規制法(昭和36(1961)年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第3 判定の実施

- (1) 区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、応急危険度判定が必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 判定の実施を決定した場合、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

第4 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

6 危険物等の応急措置による危険防止

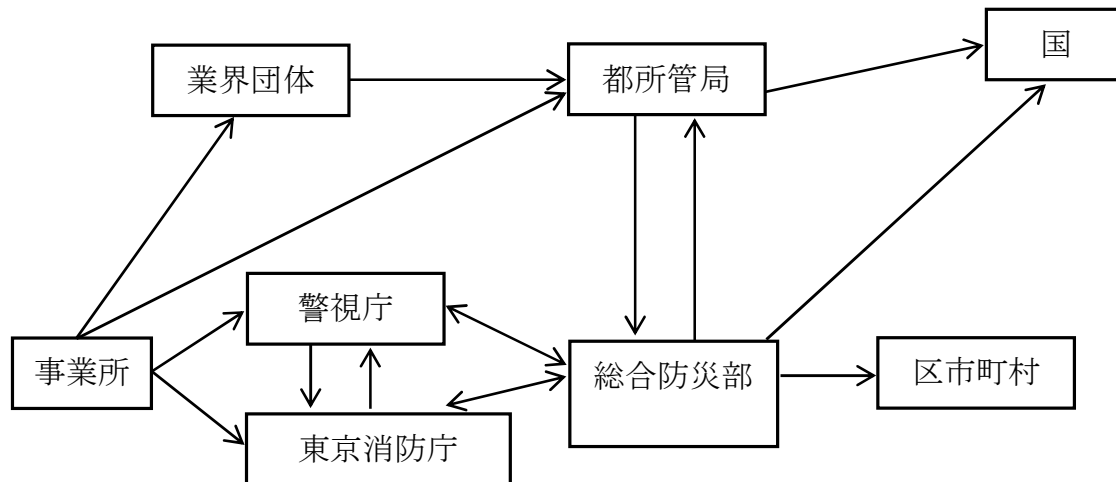
6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 生活環境部／(災対) 医療衛生部／(災対) 教育振興部／警察署／消防署／

地震発生に伴い、火災及び危険物・有毒ガス等の漏えい・爆発などの発生が予想される。施設の関係者、周辺地域の住民及び防災関係機関との緊密な連携・協力態勢につい

第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

て確立しておく。また、化学物質等による二次災害から住民・応急活動に従事する者を守るための措置を確立しておく。



一般的な事故報告等の流れ

第1 石油类等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	関係事業者の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第2 液化石油ガス消費施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	対応措置
都環境局	(1) 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業者に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第3 火薬類保管施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	対応措置
都環境局	(1) 危険防止措置を指導 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	(1) 危険防止措置の監督又は指導 (2) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第4 高圧ガス保管施設の応急措置

1. 高圧ガス災害時応援連絡態勢

都では、通常の事故については東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所、準防災事業所が応援出動する態勢をとっている。

しかし、災害時には、防災事業所自体が地震の被害を受けるおそれがあり、また、

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

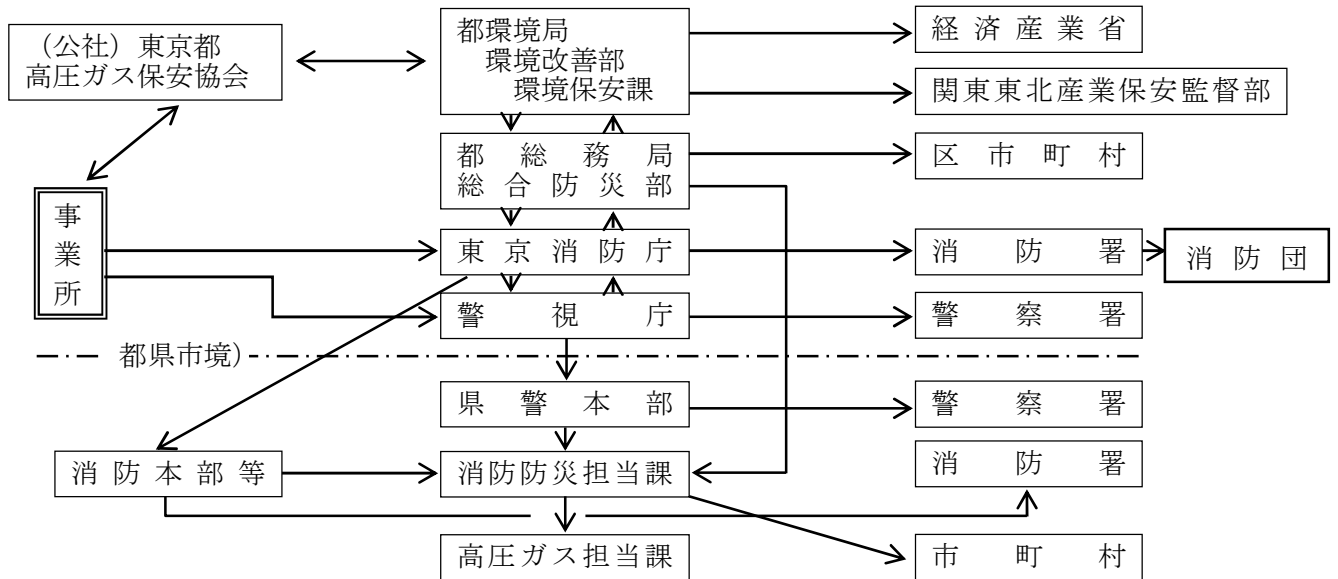
個々の防災事業所単独では対応が困難になる状況が考えられる。

このため、震災被害を受けていない地域の支部から、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢を取ることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

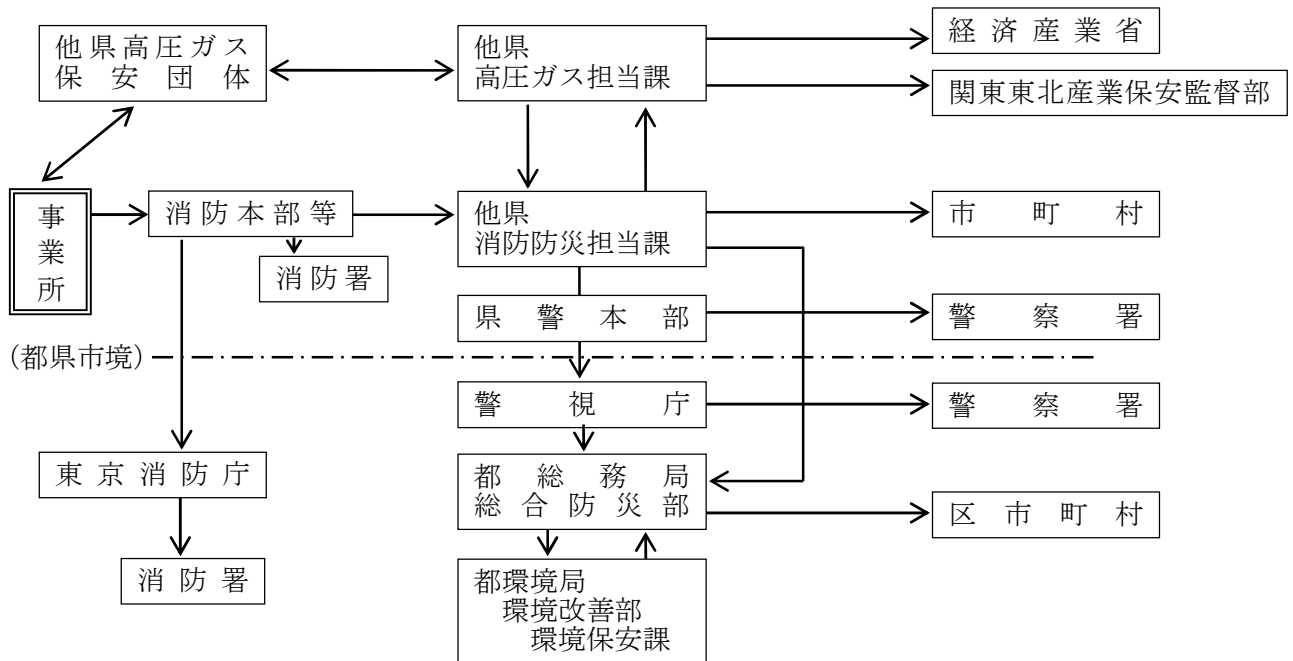
また、必要に応じて、住民の避難措置を行う。

2. 高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統

都において事故が発生した場合



隣接県において事故が発生した場合



(注) 1 太線は基幹ルートである。

(注) 2 有線の途絶時には、総務省消防庁の無線により通報する。

第2部 施策ごとの具体的計画

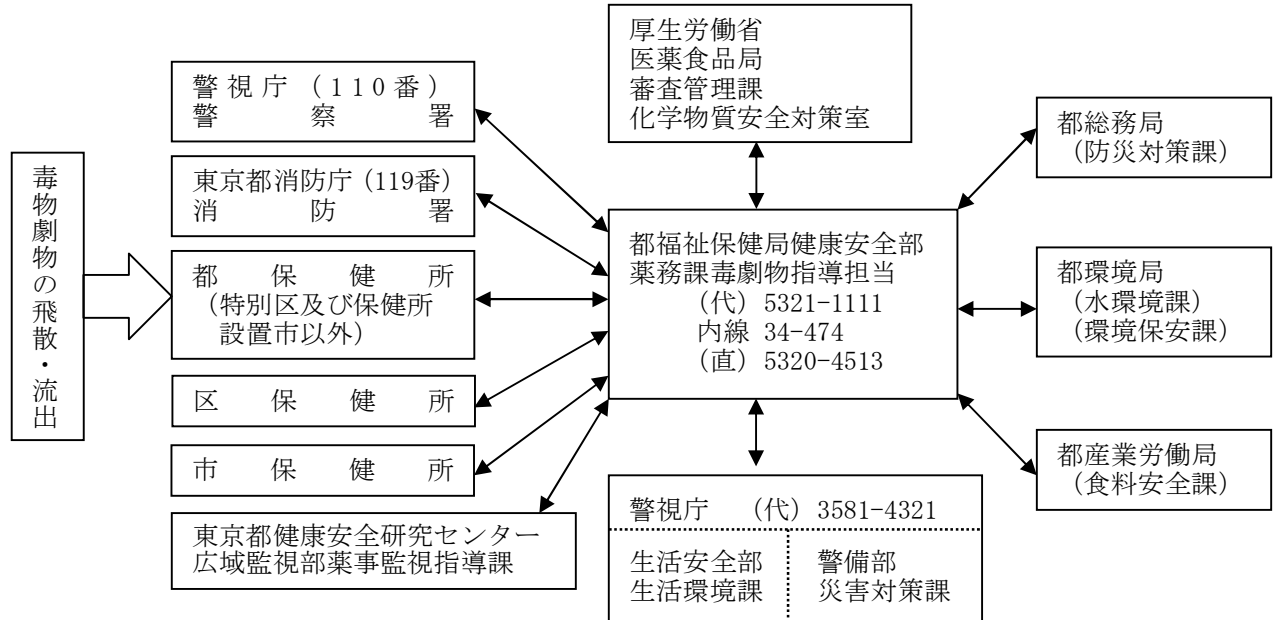
第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

機関名	対応措置
都総務局	都県市境付近での漏えい事故の際、防災関係機関へ連絡通報する。
都環境局	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
警察署	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の防災関係機関と連携した避難の勧告または指示及び区へのその内容の通報を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第5章【応急対策】「2-1 震災消防活動（p195）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	都及び防災関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
東京都高圧ガス地域防災協議会	災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示する。

第5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は次のとおりとする。

1. 毒物・劇物事故通報態勢系統図



機関名	対応措置
都福祉保健局 区	(1) 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 (2) 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 (3) 防災関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
都下水道局	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都教育庁	あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導する。
警察署	(1) 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

機関名	対応措置
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の防災関係機関と連携した避難勧告または指示を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第5章【応急対策】「2-1 震災消防活動（p195）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第6 化学物質関連施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	化学物質対策	PCB対策
都環境局	区と連絡調整し、必要に応じて防災関係機関に情報を提供する。	区との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。
区	適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、防災関係機関に情報を提供する。	PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、防災関係機関に情報を提供する。
事業者等	適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。	発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第7 放射線等使用施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	(1) 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都福祉保健局	RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施する。
区	防災関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

6-2 危険物輸送車両等の応急対策

担当	(災対) 医療衛生部／警察署／消防署／消防団

第1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
都環境局	(1) 防災関係機関との密接な情報連携 (2) 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 (3) 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警察署	(1) 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	(1) 防災関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害応急対策は、第2部 第5章【応急対策】「2-1 震災消防活動(p195)」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

機関名	対応措置
関東東北産業 保安監督部	(1) 都及び防災関係機関との密接な情報連絡 (2) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じた対策を推進する。
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
JR貨物	(1) 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 (2) 消防、警察等の防災関係機関への通報

第2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58(1983)年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機関名	対応措置
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2) 派遣係官及び専門家の対応
警察署	(1) 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	(1) 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努める。 (2) 事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	(1) 事故の通報を受け、直ちに防災関係機関に連絡 (2) 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置

機関名	対応措置
第三管区 海上保安本部	(1) 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 (2) 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1) 事故発生後直ちに、防災関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 (2) 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

6-3 危険動物の逸走時対策

担当	(災対) 医療衛生部／警察署／消防署

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
都総務局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
都福祉保健局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整を行う。
都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導する。
都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置をとる。
警察署	情報の受理及び伝達ならびに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
消防署	情報の受理及び伝達ならびに被災者の救助及び搬送を行う。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川施設等の復旧

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

河川管理施設について、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

1-2 二次的な土砂災害防止対策

担当	(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り安全対策を行う。

1-3 公園・児童遊園の復旧

担当	(災対) 土木部

- (1) 避難所・救護所に隣接・近接する公園等、避難場所に指定されているか、隣接・近接している公園等、その他の公園の順に、給水管、配水管、まず、電気系統、トイレの点検を行い、必要に応じて応急復旧工事を街灯保安会、造園協力会、管工会の協力を得て行う。
- (2) 避難所・救護所に隣接する公園等については、トイレ及びそれに付随する設備の応急復旧を最優先で行う。

2 社会公共施設等の復旧

担当	(災対)総務部／(災対)まちづくり部／(災対)教育振興部／(災対)各部

区立施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によって再開が可能なものについては、速やかに再開する。また、被害が大きく再建・廃止する必要が生じた施設については、復興計画を策定する。

(1) 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財施設

文化財管理者は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会、都教育委員会及び文化庁と修復等において協議を行う。

(3) 区立文化施設・社会教育施設

ア 区教育委員会は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【基本方針】

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の都民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が不可欠である。

そこで本章では、区民のくらしや都市機能を支える交通ネットワークやライフライン確保についての対策を示す。

予防対策	
1 道路・橋りょう	
2 鉄道施設	
3 河川施設等	
4 緊急輸送ネットワークの整備	4-1 緊急輸送ネットワーク 4-2 緊急道路障害物除去等 4-3 地域内輸送拠点の設置等
5 水道	
6 下水道	
7 電気・ガス・通信等	7-1 電気施設の安全化 7-2 ガス施設の安全化 7-3 通信施設の安全化 7-4 共同溝の整備促進 7-5 電線類の地中化推進
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保	
9 電源等の確保	
応急対策	
1 道路・橋りょう	1-1 道路・橋りょうの応急対策 1-2 交通規制 1-3 輸送ルートの確保
2 鉄道施設	
3 河川施設等	3-1 河川及び内水排除施設 3-2 防災用船着場の運用 3-3 河川障害物の除去
4 水道	
5 下水道	
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気 6-2 ガス 6-3 通信
復旧対策	
1 道路・橋りょう	
2 鉄道施設	
3 河川施設等	
4 水道	
5 下水道	
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気 6-2 ガス 6-3 通信 6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ

【予防対策】

1 道路・橋りょう

担 当	土木部／警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都都市整備局／都青少年・治安対策本部／関東地方整備局／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)

第1 基本方針

機関名	耐震性と施設の安全対策
区 ・ 都建設局 ・ 東京消防庁 ・ 首都高速道路(株) ・ 関東地方整備局	道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（国土交通省道路局長、都市局長通知）及び「道路橋示方書」（平成29(2017)年7月改定）に従い、地質・構造などの状況に応じ、東日本大震災級の地震に対しても、落橋や倒壊を生じないように、引き続き安全性を強化する対策を実施する。 自動車専用道路のトンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者等が安全に脱出できるようにしている。 一定規模以上の洞道（通信ケーブル専用の地下道）・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握している。非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

第2 各機関の対策内容

機関名	対策内容または事業計画
区	(1) 広幅員の歩道における街路緑化の推進 (2) 道路擁壁の安全度調査の実施 ア 擁壁の現況調査を行い、補修計画を策定し、施工を実施する。 イ 張出し歩道の補修計画を策定し、その整備を行う。 (3) 施工の実施 健全度調査・詳細調査・耐荷耐震診断の結果を踏まえた改修計画に基づき、落橋防止工事、補強工事及び架替工事等を実施する。 (4) 道路等の補修 日常的な巡回調査を実施するとともに、定期的な路面下空洞調査などにより、現状及び危険箇所の把握を行う。また、交通安全施設をはじめとする道路付属物の整備及び補修を実施する。 (5) 道路敷や水路敷の管理 災害時に避難通路として活用できるよう管理する。
都建設局	(1) 首都圏三環状道路等の高速道路網の早期完成や連続立体交差事業等、道路整備を推進

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

機関名	対策内容または事業計画
都建設局	(2) 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 (3) 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 (4) センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進 (5) 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進 (6) 情報収集用資機材や、障害物除去※用資機材を確保
首都高速道路(株)	安全性、信頼性の高い首都高速道路の確立 1. 道路施設等関連対策 (1) 災害時において、安全性、信頼性の高い首都高速道路網を確保するため、代替性の確保、多重化の観点からネットワーク等の充実に努めるとともに、首都高速道路及び関連施設の整備にあたっては、地質、構造等の状況に応じ、防災上十分な安全を見込むとともにトンネル防災設備、緊急避難用非常口その他の防災設備の整備に努める。 (2) また、点検要領等に基づき巡回点検等を計画的に実施するなどにより、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に道路防災対策等を推進して、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標としつつ、災害時における緊急交通路及び緊急輸送路としても機能の確保を図るよう努める。 (3) 具体的には、橋脚の耐震性向上補強対策を計画的に実施するとともに、支承及び連結装置に耐震性向上対策に取り組む。 2. 防災中枢機能の確保 災害応急等の防災機能を果たす施設、設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努める。 3. 利用者の安全確保 (1) 不特定多数の者が利用する施設等の災害発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、首都高速道路等においては、各種施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制に係る整備の強化を図るとともに、特に突発的災害の発生に備え、お客様の避難誘導計画等の作成及び訓練の実施に努める。 (2) その際、多数の避難者の集中やそれに伴う混乱等の発生などを想定し、事態対応が円滑に行えるように適切な配慮をするとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者の存在を充分考慮に入れ、的確な対応を可能とするような計画に努める。

機関名	対策内容または事業計画
	4. 道路通行規制の基準等 異常気象時、災害発生時において、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、迅速に道路交通規制が実施できるよう必要な体制の整備等を図るものとし、事前に関係都県公安委員会等への必要な協議調整を実施しておくとともに、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と緊密な連携を保ち、交通規制等を円滑に実施できるような体制の構築を図り、お客様等への周知を図る等必要な措置を適切に講じる。

※（道路）障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

第3 道路占用物件の安全対策

1. 公道上突出看板等の落下防止

公道上に突出した看板等が災害時、地上に落下して、人の生命及び身体に被害を与えたり、交通機能を阻害しないよう調査し、是正指導する。調査・指導は、避難道路、緊急道路障害物除去路線等の優先順位に従って行う。

2. 避難道路、緊急道路障害物除去路線等の道路パトロールの強化

災害時を念頭に、道路の不法占用、不法使用、屋外広告物の取締・指導、道路附属物の損傷発見等の道路パトロールを強化する。

3. 放置自転車等の撤去及び啓発活動

災害時の避難道路、緊急道路障害物除去路線等を確保するとともに、救護・救援活動が円滑に行えるように、放置自転車等の撤去の強化と啓発活動に努める。

第4 道路占用施設の安全対策

- (1) 道路占用施設の安全対策は各占用企業者等占用者が行う。
- (2) 道路管理者は区内の企業者占用物配置図面を常備するとともに、地震発生後は、防災関係機関との連絡調整を図り、ライフラインの復旧を支援する。
- (3) 占用企業者連絡調整会議を年1回以上開催し、区の防災計画に関する情報を提供するとともに、各占用企業者の道路占用施設の現況・変更状況報告を受け、災害時の効率的な応急・復旧作業について検討していく。

第5 自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

第6 避難道路沿いの施設の安全化

機関名	対策内容
都水道局	水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図る。
都下水道局	避難所等からの排水を受ける管きょや避難道路に埋設されている管きょについて、マンホールと管きょの接続部分を可とう化やマンホール浮上対策など、耐震性の向上に努める。
東京電力パワーグリッド(株)	(1) 設備強化 ア 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用する。 イ 電線混触による短絡断線防止対策として絶縁電線を使用する。 ウ 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用する。 (2) 設備管理 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化する。
東京ガス(株)	導管の耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

2 鉄道施設

担 当	都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)

第1 基本方針

各鉄道機関は、地震災害が発生した場合の設備の故障や利用者の混乱を防止するため、施設の強化や防災設備の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

また、構造物を「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10(1998)年12月運輸省通達、平成24(2012)年7月改定）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13(2001)年6月国土交通省通達）により、適切に対応する。

機関名	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	ア 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 イ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ウ 気象庁等から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止
都都市整備局	鉄道駅や駅間施設の耐震化を支援
東京消防庁	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成、知事への届出の指導

第2 各機関の安全対策

1. 都営交通施設

(1) 防火設備の配置

建築物の防火設備として、火災感知器、消火ポンプ等を配置するとともに、車両には消火器を設置し、交通施設を災害から防護して、輸送の確保を図る。

(2) 現況施設災害予防計画の策定

- ア 乗客輸送に関する諸施設及び建物、それに付随する設備、車両等の防災設備の充実を促進する。
- イ 災害発生時にその被害を最小限に防止するため、あらかじめ危険箇所に対する予防対策を立て、営業所長は予防対策を職員に周知徹底させる。
- ウ 非常災害時の指令系統の組織を再確認する。
- エ 各取扱責任者において、防災設備の適切な管理を行わせる。

(3) 災害予防体制の確立

- ア 地震による災害並びに大規模な火災などが発生するおそれのある場合には、その災害に対する未然防止策を図る。
- イ 災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。
- ウ 運行中の電車が停止した場合、車内マイク等を活用して利用者の動揺防止に努めるとともに車外の安全を確認のうえ、避難場所を案内する。

2. 東日本旅客鉄道(株)施設

(1) 施設の現況

ア 区内における線名及び線路の延長

- (ア) 東北本線 7.9km
- (イ) 京浜東北線 7.7km
- (ウ) 埼京線 5.9km
- (エ) 山手線（貨物線） 1.5km
- (オ) 東北新幹線 9.5km

イ 区内の鉄道高架橋、電気施設

- (ア) 高架橋 55か所
- (イ) 架道橋 51か所
- (ウ) 河川橋 6か所
- (エ) 変電所 2か所（赤羽、王子）

ウ 施設の耐震性

- (ア) 耐震設計は、条件に応じた震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。
- (イ) 主要構造物は関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

エ 事業計画

- (ア) 鉄道沿線に設置した地震計からの情報及び緊急地震速報の情報を活用した防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。
- (イ) 「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構造物については、補強工事を実施している。
- (ウ) 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備が整備されている。

(2) 災害予防計画

ア 災害に対する防災体制の確立

- (ア) 本社、東京支社及び各地区・駅に災害対策本部を設置する。
- (イ) 各災害対策本部の組織及び業務分担内容は、社内規定による。

イ 情報収集体制の整備

JR専用電話回線網が整備されているほか、各対策本部に通信衛星による電話回線が配備されている。

ウ 施設の点検整備

(ア) 保守点検の実施

平常から土木構造物等の検査員によって、耐震性能及び環境条件の変化等により生じる危険箇所の発見のため、定期または随時点検を行い、改良補強に努めている。

(イ) 駅舎及び車両の防火対策

- ・駅舎の防災対策：消防設備等の強化、防災訓練の実施等により、駅舎の防災能力の向上に努めている。

- ・車両の防火対策：危険物持込禁止の徹底等、車内における人的、物的被害を最小限にとどめるための対策を引き続き推進する。

エ 放送設備

異常事態発生時に備え、乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備の有効活用並びに視覚的に情報を提供するシステムを確立する。

(ア) 放送案内文の検討、アナウンス教育、情報の集約等、異常時の情報管理体制の確立

(イ) 大型ディスプレイの設置等視覚的な情報提供手段の整備

オ 地震発生時の運転取扱

地震の揺れを感じた区間及び規模等に応じ、列車の速度規制または運転中止を行い、列車運行の安全を確保する。

(3) 防災知識の普及計画

ア 社員に対する教育

大地震発生時の対応マニュアルを全社員に配布し、社員の責任分野を明確にさせるとともに非常参集、人命救助及び情報の収集・報告等について教育を行っている。

イ 乗客に対する災害時の広報

駅、列車等における二次的災害の発生、混乱防止を図るため、それぞれの状況に応じた災害時の対応についての広報に努めている。

(4) 訓練計画

系統的に地震総合防災訓練、非常召集訓練、非常参集訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、初期消火訓練及び応急復旧訓練等を計画し、定期または随時実施している。

(5) 災害用資機材等備蓄計画

災害の発生を予測して、資機材を分散して常備しておき、災害の規模に応じて不足する分は、他の方面から集結するシステムを取っている。

3. 東京地下鉄(株)施設

(1) 計画方針

地震による被害の未然防止を図るとともに、発生した災害により鉄道施設等に被害があった場合は、その被害の迅速かつ的確な復旧を図り、もって輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

北区内の南北線は約6.0kmであり、区内の駅は、西ヶ原、王子、王子神谷、志茂、赤羽岩淵の5駅である。一日平均約10万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

ア 防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずると共に、防災体制を確立する。

イ 排水施設

東京地下鉄(株)における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

ウ 停電対策

- (ア) 東京電力パワーグリッド㈱から複数系統で電力の供給を受けている。全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。
- (イ) 万一に備えて、駅及び列車内は蓄電池により照明を確保している。
- (ウ) 駅間のトンネル内は、非常用発電機を集約設置方式で設備し、非常灯による照明を確保している。

エ 構造物の耐震性

- (ア) 構造物は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10(1998)年12月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13(2001)年6月国土交通省通達）により、適切に対応する。
- (イ) トンネルは関東地震級相当の地震に耐えられる構造になっている。

オ 建築施設等の耐震性

- (ア) 地上構造物は、法規で定められた構造・強度基準で設計・建造してある。
- (イ) 変電所設備用鉄構は水平震度0.3（震度階級6相当）で建造してある。

カ 防火対策

- (ア) 地下構内では、都市ガスや油脂類等の可燃物の使用を禁止しており、地震による出火可能性はほとんどない。
- (イ) 地下鉄車両の防火対策は国土交通省「普通鉄道構造規則」並びに国土交通省の通達に基づき整備する。
- (ウ) 車両に使用する材料は難燃性以上の判定を受けたものを使用する。
- (エ) 各車両には消火器（中性強化消火器）を2本設置する。

3 河川施設等

担 当	土木部／都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局

区及び各機関は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

区は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、土のう、水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

4 緊急輸送ネットワークの整備

4-1 緊急輸送ネットワーク

担 当	各防災関係機関／都各局

- (1) 各防災関係機関、都各局は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。
- (2) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

【第一次緊急輸送ネットワーク】

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

【第二次緊急輸送ネットワーク】

第一次緊急輸送路^{※1}と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

【第三次緊急輸送ネットワーク】

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

- (3) 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- (4) 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路^{※2}」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- (5) 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、防災関係機関と連携して水上輸送基地についても必要な整備等を図る。

※1 緊急輸送路

知事が指定する拠点(指定拠点)への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路

※2 緊急自動車専用路

震災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

4-2 緊急道路障害物除去等

担当	土木部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)

1. 緊急道路障害物除去路線

東京都では、緊急輸送路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、災害時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととしている。

- (1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送路）
- (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

2. 緊急道路障害物除去路線の作業態勢

- (1) 緊急道路障害物除去路線の作業分担

機関名	実施内容
都第六建設事務所	都道 環状7号、環状8号、明治通り他
国土交通省 関東地方整備局	国道 17号（中仙道）
首都高速道路(株)	中央環状線

- (2) 緊急道路障害物除去

都は、緊急道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	「災害時における応急対策業務に関する協定」及び協力承諾書に基づき道路上の障害物除去等を実施する。
警視庁	緊急交通路確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
国土交通省 関東地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
東日本 高速道路(株)	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
首都 高速道路(株)	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、防災関係機関等と協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

(3) 障害物除去用資機材の整備

機関名	実施内容
都第六建設事務所	協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。
国土交通省 関東地方整備局	発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

※ 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図【資料編p597参照】

3. 準緊急道路障害物除去路線（北区が優先的に障害物を除去する路線）

北区では、より効果的で円滑な緊急輸送を実施するため、都の指定する緊急道路障害物除去路線を補完する路線を、準緊急道路障害物除去路線に指定している。北区準緊急道路障害物除去路線については、災対土木部が土木緊急工作隊の協力を得ながら、早期に障害物除去を実施する。

準緊急道路障害物除去作業にあたって、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて防災関係機関が協議して処理する。併せて、作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。なお、被害の規模や状況によって、区長は、知事または自衛隊に支援を要請する。

4-3 地域内輸送拠点の設置等

担 当	地域振興部

- (1) 地域内輸送拠点とは他自治体・民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点を指す。
- (2) 幹線道路・ヘリコプターの離発着可能場所近辺に事前確保する。
- (3) 救援物資等の緊急輸送手段として、河川を利用した水上輸送拠点を利用する。
- (4) ヘリコプターの離発着場所をあらかじめ調査する。
- (5) 車両・要員の確保等、救援物資等の輸送態勢を確立する。
- (6) 荒川の緊急用河川敷道路や河川敷ヘリポート（場外離着陸場・災害時臨時離着陸場）等を活用する。なお、各施設の運用については、荒川下流防災施設活用協議会が定める「荒川下流防災施設活用計画」に従う。

5 水道

担 当	都水道局

第1 基本方針

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、災害時における飲料水を確保するために必要な施設を整備する。

第2 水道システムの耐震強化

震災時においても給水を可能な限り確保するため、水道施設の耐震強化とバックアップ機能の強化を推進する。

- (1) 震災時における安定的な給水の確保のため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。
- (2) 管路については、平成22(2010)年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25(2013)年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10カ年事業」を推進している。こうした取組を着実に推進していくとともに、これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルート耐震継手化を平成31(2019)年度までに100%完了する。さらに、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルート、緊急輸送道路、液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、給水管についても耐震化を実施していく。
- (3) 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。
- (4) 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを配置し電源の確保を図っていく。
- (5) 震災時における材料の調達には、迅速・確実に確保する観点から、水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。(水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)

第3 災害時給水ステーション(給水拠点)の整備

- (1) 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所から概ね半径2kmの距離内に1

か所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに212か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を確保している。なお、区内には災害時給水ステーション（給水拠点）が3か所が整備されている。

- (2) 給水拠点が遠い地域等への対応を図るため、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討を行い、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取り組みを行う。
- (3) 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- (4) 応急給水槽にエンジンポンプなど応急給水用資機材の計画的な更新を図り、資機材の整備を推進するとともに、これら資機材を収納する倉庫を整備する。災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- (5) 区職員及び自主防災組織が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場、給水所等において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。
- (6) 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。
- (7) 万全な応急給水を期するため、水道局北営業所と区防災課との間で、平成24(2012)年9月に「東京都水道局・北区震災対策連絡調整会議」を設置した。以降、定期的に意見交換を行い、実践的な応急給水訓練を推進していく。

6 下水道

担 当	都下水道局

第1 基本方針

首都直下地震などの地震や津波への震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する。

第2 施設の現況

北区内の公共下水道は、平成元年度末で100%普及達成しており、平成29(2017)年3月現在では以下のとおりである。

1. 下水道管

総延長：幹線27,613m、枝線444,316m、計471,929m

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

2. ポンプ所

- (1) 王子ポンプ所（北区堀船3-7-7）
- (2) 神谷ポンプ所（北区神谷3-10）

3. 終末処理場

- (1) みやぎ水再生センター（足立区宮城2-1-4）
- (2) 浮間水再生センター（北区浮間4-27-1）

第3 下水道施設の震災対策

1. 下水道の耐震化

- (1) 避難所や災害復旧拠点などの施設から排水を受け入れる下水道管を対象に、下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。
- (2) 避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の液状化によるマンホールの浮上抑制対策を推進する。
- (3) 地区内残留地区において、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進する。（※平成30年4月現在、北区内における地区内残留地区の指定なし。）
- (4) 放流きょや吐口など、地震時に壊れると津波等により浸水につながるおそれのある施設に対して耐震診断を完了し、耐震対策に着手する。

2. 水再生センター等の耐震化

- (1) 設備の再構築に合わせて、効率的に耐震化していく。
- (2) 耐震診断を行い、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら耐震化補強を推進する。
- (3) 断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても、運転可能な無注水形ポンプを再構築や改良に合わせて導入する。
- (4) 電力供給が途絶えた時の非常用発電設備として、ガスタービン発電設備と電力貯蔵用電池とを組み合わせ活用する。
- (5) 想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など、震災後においても必ず確保を維持するため、必要最低限の耐震対策を実施する。

3. 下水道施設の防災施設としての活用

- (1) 下水道施設の上部利用
下水道施設の増設や再構築を実施する際、北区等、防災関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努める。
- (2) 下水道を利用した仮設トイレ対策
避難所などの周辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの指定を促進し、トイレ機能の確保を図る。
- (3) 災害復旧用資機材の備蓄及び民間団体との協定締結
迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

7 電気・ガス・通信等

7-1 電気施設の安全化

担 当	東京電力パワーグリッド(株)

第1 基本方針

- (1) 電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予備措置を講ずる。
- (2) 「電気設備の技術基準」に適合するように定期的に各設備の点検巡視を行う。

第2 施設防災対策の現況

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

施設名		耐震設計基準
火力発電		機器及び屋外鉄構の耐震設計は水平加速度 0.2～0.5G、建物については、建築基準法により耐震設計を行っている。
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G程度、ダム、水門、鉄管は水平加速度 0.12～0.24G、建物は建築基準法により耐震設計を行っている。
変電設備		機器は動的設計（0.3G共振、共振正弦2波）、屋外鉄構は水平加速度0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は水平加速度0.2 G以上としている。
送電設備	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電設備		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注） 1 Gは980ガル

- (1) 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状の送電線で一端受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- (2) 送電線は変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

第3 巡視調査

(1) 配電設備

ア 管内全域にわたり、配電設備全般を5年に1回以上目視による巡視点検調査をして不良箇所の発見摘出に努める。

イ 緊急改修を要する箇所は、現場からただちに通報し、即時改修する。その他要改修事項は、緊急度を考慮し計画的な改修を推進する。

(2) 一般の利用者

ア 管内一般の利用者宅の屋内配線などを4年に1回調査し、不良箇所を発見、利用者へ知らせて早期改修を図る。

イ 改修要請の通知をしても、なお、未改修のものについては、3ヵ月以内に訪問調査をして、改修促進を図る。

第4 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

7-2 ガス施設の安全化

担 当	東京ガス㈱

第1 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第2 施設の機能の確保

既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能の確保に努める。

1. 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

2. 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

第3 整備計画

1. 整圧所設備

(1) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。

(2) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

2. 供給設備

導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

第4 防災教育訓練の実施

各事業所は、ガス供給設備またはガス供給上の事故による二次災害の防止に努めるため、非常災害対策関係諸規則等に基づき防災訓練を実施する。

第5 平常時における広報宣伝

ガスの使用者に対しガス施設及び消費機器の取扱い、注意事項等に関して、平素より周知に努める。

施設名	安全化対策
ガス製造設備	消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
ガス供給設備	大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護装置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。
通信施設	災害時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともにガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
その他の安全設備	(1) コンピュータ設備 災害に備え、バックアップする体制を整備する。 (2) 自家発電設備等 常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。 (3) 防災中枢拠点整備 災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

7-3 通信施設の安全化

担 当	東日本電信電話(株)

第1 基本方針

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第2 施設の安全対策他

- (1) 防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、随時防災訓練を実施する。なお、必要に応じ北区等、防災関係機関の防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から防災関係機関と防災計画について連絡調整する。
- (3) 避難場所等に特設公衆電話を事前に設置する。
- (4) 耐震、耐火性の強い共同溝へのケーブル収容並びに洞道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを収容する。
- (5) 軟弱地盤、液状化地域に対して、差し込み継手あるいは離脱防止継手等を設置する。
- (6) 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- (7) 地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。
- (8) 震災による孤立地帯対策として、携帯用無線機、移動電源車、TZ403無線車、ポータブル衛星局を主要地区に配備する。
- (9) 緊急防護設備の確保
 - ア 交換設備、電力設備、その他所内主要設備の倒壊防止のための措置を実施する。
 - イ 防火扉、消火栓、消火器等の点検整備をする。
 - ウ 台風、洪水等、異常気象情報などの収集を行い、災害を予測し、時期を逃さず準備警戒態勢を発動する。また、事前に災害対策機器等の点検を実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

機関名	安全化対策
日本郵便(株) 東京支社	(1) 局舎等の不燃堅牢化改善計画の推進 (2) 防災中枢機能等の確保、充実 (3) 局舎等における災害予防措置 (4) コンピュータシステムの安全確保
東日本電信電話(株) NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行うこと (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと
K D D I	(1) 通信設備の災害予防対策 震災等の災害時における通信サービスを確保するため、平素より以下に掲げる災害予防対策を進めている。 ア 通信設備、建物の防災設計 イ 通信設備の信頼性向上 ウ 中央局の分散配置 エ 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容 オ 通信用電源の確保 カ 設備安全点検の実施 キ 災害対策設備の配備 (2) 災害時の措置計画(通信疎通の管理) 通信サービスの疎通状況を24時間体制で監視し、被害の状態から、交換迂回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【予防対策】

7-4 共同溝の整備促進

担 当	東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあることから、事業の促進を図る。

機関名	現況及び整備計画
都第六建設事務所	経年変化により安全性の低下したものについては、適切に補修する。
関東地方整備局	地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進する。
東京消防庁	(1) 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。また、届出には洞道等の経路概略図・消火、電気、換気設備等の概要書・火災に対する事項を記載した安全管理対策書・その他安全管理に関する図書を添付しなければならない。 (2) 通信ケーブル等を収容する洞道・共同溝及び道路トンネル等については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、防災関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

7-5 電線類の地中化推進

担 当	土木部／都建設局

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

東京都無電柱化方針	平成19(2007)年6月
東京都無電柱化推進計画	平成26(2014)年12月

8 ライフラインの復旧活動拠点の確保

担当	土木部

広域応援を受け入れるためのライフライン復旧活動拠点をあらかじめ確保し、災害時に必要に応じて活用する。

9 電源等の確保

担当	危機管理室／教育振興部

区は、避難所等に小型発電機、LED式バルーン照明等の照明器具、ソーラー式ランタン、地区本部となる19の地域振興室にソーラー式ランタン及び小型発電機を配備しているが、災害時の拠点となる施設等におけるさらなる自立・分散型電源等の設置をめざす。

なお、平成29(2017)年度末に竣工したなでしこ小学校以降、学校を改築する場合は、非常用発電機を整備することとしている。

【応急対策】

1 道路・橋りょう

1-1 道路・橋りょうの応急対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／首都高速道路(株)

第1 基本方針

地震が発生した場合、道路管理者等は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、収集した被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ連絡する。そして、道路交通の安全確保を図るため、所轄警察署と協議のうえ交通規制等の措置や通行止め、迂回道路の選定及び指示など、通行者の安全対策を講ずる。

被災道路、被災橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保する。その後、生活安定の早期回復を図るため、本格的な復旧作業に着手するものとする。

第2 区の応急対策

1. 応急措置（地震発生直後）

- (1) 道路、橋りょうに関する被害状況を把握するため、「道路橋りょう被害状況調査要領」に基づき調査を実施する。
- (2) 被害状況に応じて、二次被害防止のために、「道路法第46条」の規定に基づき通行止めや迂回措置等の交通規制を行う。（公安委員会へ事後通知）
- (3) 被害状況の調査結果を基に、応急作業計画を立て、防災関係機関（道路公園管理事務所、土木緊急工作隊、街灯保安会、造園協力会、占用企業者、公共交通機関）に指示する。
- (4) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線、避難所周辺道路の応急措置及び障害物の除去を下記の要領に従い実施する。
 - ア 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急措置作業の実施。
 - イ 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物の除去。
- (5) 二次災害の生ずるおそれのある箇所の応急措置を行う。

2. 応急復旧（発生後2～4週間程度）

- (1) 復旧作業は、緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。
- (2) 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急復旧作業を実施する。
- (3) 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物を除去する。
- (4) 橋りょうや歩道橋については、「橋りょう等応急復旧対策作業要領」に基づき、応急復旧作業を実施する。

- (5) 一般道路においては、道路の陥没や損壊で、これを放置することにより、二次災害を生ずるおそれがある箇所に応急復旧作業を行っていく。
- (6) 道路管理者は、区内全域の占用物配置図面を基に、防災関係機関との連絡調整及び必要な情報の提供を行う。あわせて、都市施設の被害発生状況図を作成し、各占用企業者の円滑な復旧作業を支援する。

第3 都の応急対策

1. 応急措置

- (1) 都第六建設事務所所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して緊急点検を行う。
- (2) 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
- (3) 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。

2. 応急復旧

- (1) 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- (2) 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

第4 首都高速道路側の応急対策

災害応急対策を実施するにあたっては、首都高速道路が関係都県等の地域防災計画において災害時の緊急交通路及び緊急輸送路としての指定を受けていることの重要性に鑑み、発災後速やかに首都高速道路等に係る被害規範等を把握し的確に受伝達するとともに役員及び社員の速やかな非常参集の実施により災害の規模に応じた適切な対応体制を構築し、迅速な緊急道路啓開及び災害復旧へ向け、二次災害等に留意しつつ必要な諸施策を順次実施していくよう努める。このため、日頃から国、関係都県等及び関係防災諸機関等との緊密な連携を保つように努め、災害時の応急復旧等が迅速かつ的確に実施できるよう諸般の整備を図る。

また、実施にあたっては、利用者等の安全に最大限配慮するとともに、利用者等への各種情報提供も時機に応じて適切に行っていくよう努める。

1. 災害情報等の収集・連絡

- (1) 災害情報等の収集・連絡
- (2) 通信手段の確保

2. 災害対応の実施

- (1) 対応体制の構築
- (2) 相互調整の実施

3. 災害応急対策

- (1) 災害発生直後の緊急点検等

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

- (2) 災害発生時における応急措置
- (3) 自衛隊の応援派遣等

4. 災害時における緊急交通路及び緊急輸送路の確保

- (1) 迅速な道路啓開の実施
- (2) 措置等の事前検討等
- (3) 利用者に対する広報の実施

第5 関係団体との連携

区及び都は、人材・資材・重機等の確保を図るため、関係団体との間で災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。

(1) 区が締結している協定

「災害時における応急対策業務に関する協定」

(北区と北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会)

(2) 都が締結している協定

「災害時における応急対策業務に関する協定」

(都と(一社)日本道路建設業協会、(一社)東京建設業協会、(一社)東京都中小建設業協会、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会)

1-2 交通規制

担当	警視庁／警察署／都災対本部

第1 交通規制の内容

1. 第一次交通規制（災害発生直後）

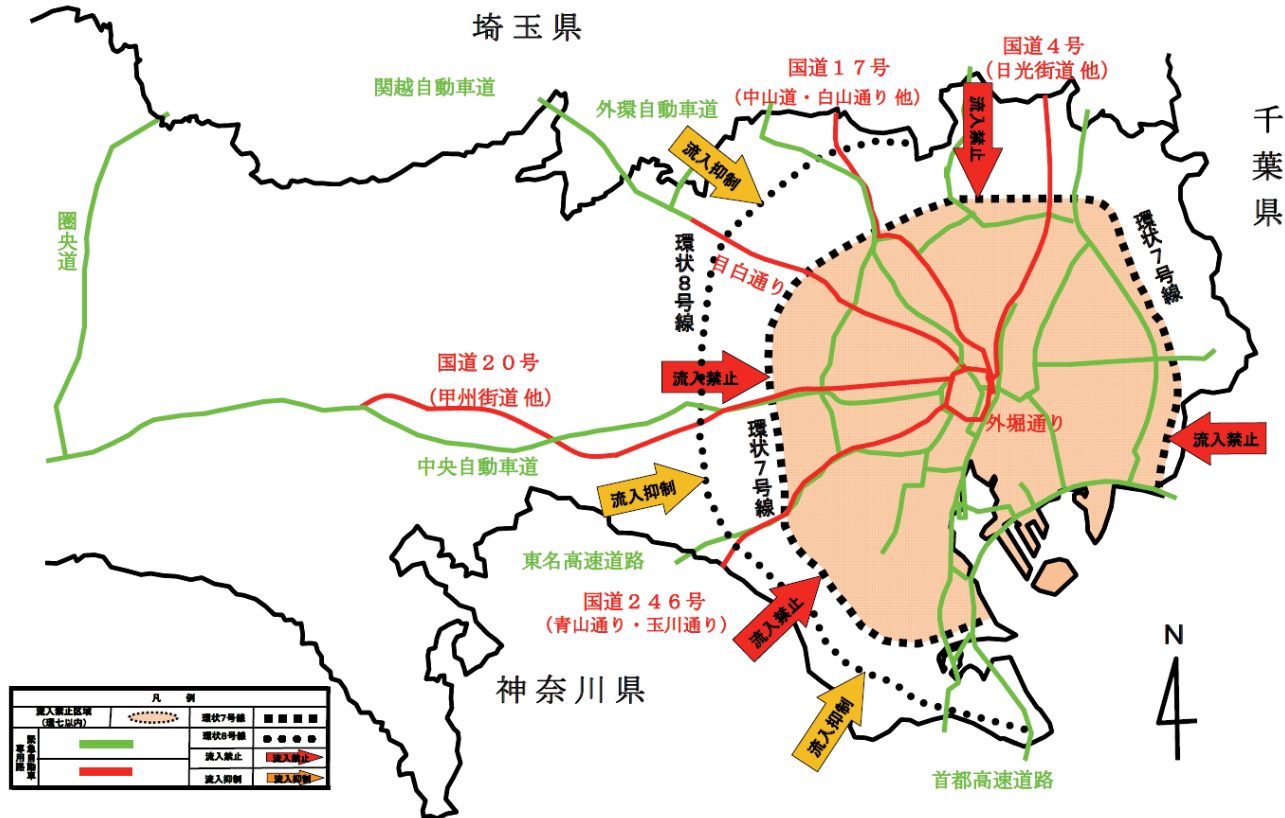
道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- (1) 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- (2) 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
- (3) 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線(北区は国道17号中山道が該当)の合計7路線を「緊急自動車専用路」として、一般車両の通行禁止
- (4) 都内に極めて甚大な被害が生じている場合には、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施

注 自転車・路線バス

環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

2. 第二次交通規制

災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。

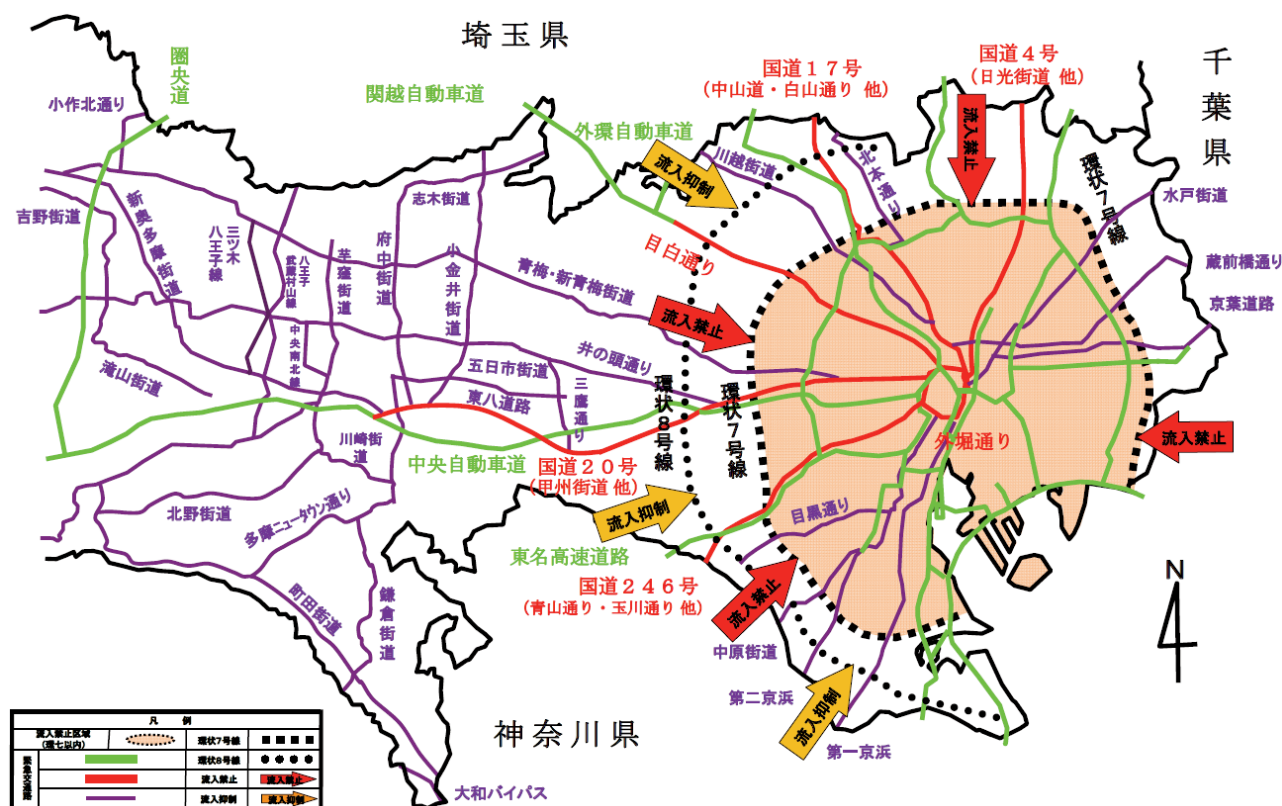
また、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

前述の「緊急自動車専用路」を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況に応じて緊急交通路に指定する。

注 自転車・路線バス

環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図【第二次】】



3. 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

第2 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、交通規制ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(4) 装備資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

(5) 交通管制システム等の適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

第3 緊急物資輸送路線の指定

都本部は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

第4 緊急通行車両等の確認

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37(1962)年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

1. 緊急通行車両等の種類

- (1) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- (5) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (6) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

- (8) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- (9) 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- (10) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- (13) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

2. 事前届出車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、警視庁が行い、公安委員会が決定する。

- (1) 事前の確認
都市交通対策課長または警察署長を窓口として行う。
- (2) 緊急通行車両の災害現場での確認
都市交通対策課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長が警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等で行う。
- (3) 確認機関の審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められ、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下、「届出済証」という。）の交付を受けている車両については、届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下、「標章等」という。）を交付する。

3. 広域応援の車両

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

4. 交通規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

5. 広報活動

- (1) 報道機関への広報要請
新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。
- (2) 運転者等に対する広報
現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

1-3 輸送ルートの確保

担当	(災対) 土木部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱

第1 輸送ルートに関する情報収集

機関名	実施内容
区	(1) 道路被害の状況 道路の被害状況を自ら調査するとともに、防災関係機関、自主防災組織や都建設局等を通じて、道路の被害情報を収集する。 (2) 交通情報 警察署から交通規制や交通状況に関する情報を収集する。 (3) 道路障害物除去状況 都建設局等から道路の復旧状況、障害物除去状況について把握する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	(1) 震災初期における被害状況の情報収集は、緊急点検等により、迅速かつ的確に集約して行う。 (2) また、警視庁等の防災関係機関と連絡調整を図る。
警視庁	道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の防災関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
国土交通省 関東地方整備局	震災後においては、緊急道路パトロールや道路情報モニター等による情報の収集に努めるとともに、道路関係機関やライフライン各機関と緊密な連絡を図り、迅速な情報収集態勢をとる。 地震計を整備し、より迅速で密度の高い地震情報収集態勢を確立する。
首都高速道路㈱	震災後、ただちに状況把握のため点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の防災関係機関と緊密な連携を図る。

第2 輸送ルートの決定

- (1) 輸送の優先性（緊急性）及び目的地等から、情報をもとに輸送路を確認し設定する。
- (2) その結果は、災対各部並びに防災関係機関に速やかに伝達する。

2 鉄道施設

担当	都交通局(都電荒川線)／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)

第1 基本方針

- (1) 震災後の都市機能の確保や各種復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

第2 災害時の活動態勢と初動措置

- (1) 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- (2) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車(車内)無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。
- (3) 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

第3 乗客の避難誘導

- (1) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- (2) 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- (3) 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄駅まで、駅長(運転司令等)と連絡の上、誘導する。
- (4) 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

第4 事故発生時の救護活動

- (1) 各鉄道事業者は、災害時に事故が発生した場合、負傷者の救護を優先に実施する。
- (2) 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。

第5 浸水事故発生時の措置

地震発生時、浸水の発生するおそれのある駅等は、浸水防止板、防水扉等を使用して浸水防止対策を講じる。

機関名	活動内容
都交通局	(1) 旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとる。
東日本旅客鉄道(株)	(1) 土のう等を配備し、駅舎、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 (2) 旅客を安全な場所へ誘導するなど避難措置をとる。
東京地下鉄(株)	(1) 止水板、防水扉、換気口浸水防止機及び防水ゲート等により浸水を防止する。 (2) トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。 (3) 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し安全を図る。

第6 都営交通施設の応急対策

1. 応急措置

(1) 営業所の取扱い

営業所長は地震計が震度4以上の連絡を受けたときは、次による運転規制を実施しなければならない。

ア 震度4の場合

直ちに全電車に対し20km以下の徐行運転をするよう指令し、先行する電車の停止した地点まで連続徐行運転し、運転手からの通報に基づき、安全を確認した後、運転規制を逐次緩和又は解除する。

イ 震度5弱以上の場合

直ちに全線に対して、運転中止の指令をした後、関係区に点検を依頼する。営業所長はこの点検完了に基づいて、運転規制を逐次緩和又は解除する。

(2) 乗務員の取扱い

ア 乗務員は電車を運転中に強い地震を感知し、運転を継続することが危険と認めたとき又は電車無線により運転中止の指令を受けたときは、以下のとおりの扱いとする。

- ・橋りょう、勾配の急な坂路を進行中のときは、特に電車の動揺に注意して、危険防止に努める。
- ・がけ付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物等に注意して停車は極力さける。
- ・運転を再開するときは、営業所長の指示による。

イ やむを得ず停留場間に停車する場合は、安全な場所に停車し、停止位置を確認の上、電車無線等により営業所へ連絡する。

2. 旅客の避難誘導

乗務員は車内放送などにより状況を説明し、お客様の混乱及び下車を防止するとともに、負傷者がいる場合は救護を行う。その後、車外の安全を確認し、最寄りの避難場所を案内する。

第7 東日本旅客鉄道(株)施設の応急対策

1. 応急措置

地震その他の災害により線路、橋りょう、その他の鉄道施設及び車両等に被害が生じたときは、東京支社に支社対策本部、現地に事故復旧本部を設置し、速やかに関連会社等の協力を得て復旧に努め、人員及び救援物資等の輸送にあたる。

2. 乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。

(1) 駅における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定められた場所に誘導する。

(2) 列車における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄りの駅まで駅長（輸送指令）と連絡のうえ誘導する。

第8 東京地下鉄(株)施設の応急対策

1. 応急措置

(1) 列車の取り扱い

ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、ただちに一齐発車待ち装置及び無線装置等により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。

イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行、または架線の動揺等により地震を感知し危険と認めた場合、または総合指令所から緊急停止の指示があった場合は、ただちに列車を停止させた後、乗客に混乱防止の案内放送を行い、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、利用客に混乱防止の案内放送を行い、沈着冷静な行動により、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(3) 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努め、状況によっては、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(4) 浸水の措置

駅出入口は止水板、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに、万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(5) 停電の措置

ア 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

イ 駅構内停電の場合には、予備電源を付着した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明器具は、合図灯、探見灯、サーチライト等を常備し、避難誘導を図る。

2. 旅客に対する避難誘導

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。

負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時避難させる。

- (1) 地下よりも地上が安全と認めたとき
あらかじめ定めた場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。
- (2) 地上よりも地下が安全と認めたとき
この場合は、一時駅構内の安全な場所に避難させ、状況により誘導する。

3 河川施設等

3-1 河川及び内水排除施設

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／都下水道局／国土交通省荒川下流河川事務所

第1 基本方針

地震により、堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急復旧に努める。

第2 応急措置

機関名	対策内容
災対 土木部	(1) 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都第六建設事務所に報告するとともに必要な措置を実施する。 (2) 区内の河川管理施設の応急・復旧を、都の助言のもとに実施する。
都第六 建設事務所	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を実施する。 (3) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 (4) 区の管理する河川について、大規模な応急復旧については、第六建設事務所が特例条例により対処する。 (5) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

機関名	対策内容
都下水道局	(1) ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特にはんらん水による被害の防止拡大に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 水再生センター内で備蓄している資機材を駆使し、排水対策に努めるとともに、区、関係部局及び消防団との連絡態勢を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図る。 (3) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には災害時における応急対策に関する協定等により対処する。 (4) 管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
国土交通省 荒川下流 河川事務所	(1) 地震が発生した場合、ただちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特にはんらん水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び区を行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第3 緊急に復旧すべき施設等の復旧

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止の全壊または決壊で、放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3-2 防災用船着場の運用

担 当	(災対) 土木部／都災策本部／都建設局

平常時には、水上バスの発着場として使用し、災害時には水上輸送基地として使用する。現在、荒川の岩淵船着場（国・北区）、隅田川の神谷船着場（北区）・豊島船着場（北区）、新河岸川の北赤羽船着場（北区）・志茂（志茂5丁目）船着場（国）が整備されており、他に浮間・志茂（神谷3丁目）・堀船にも防災船着場の設置を計画している。

●防災船着場一覧

	船着場名称	河川名	設置者	管理者	整備年度	所在地	坂路の有無	背後地スペースの有無
整備済	神谷	隅田川	北区	北区	平成2年度	北区神谷1丁目	△	×
	岩淵	荒川	国	国	平成11年度	北区志茂5丁目	○	○
	岩淵	荒川	北区	北区	平成11年度	北区志茂5丁目	○	○
	北赤羽	新河岸川	東京都	北区	平成15年度	北区浮間1丁目	×	△
	志茂	新河岸川	国	国	平成19年度	北区志茂5丁目	×	△
	豊島	隅田川	北区	北区	平成21年度	北区豊島5丁目	△	○
整備予定	志茂	隅田川	北区	北区	平成30年度	北区神谷3丁目	○	△
	浮間	新河岸川	北区	北区	未定	北区浮間5丁目	×	×
	堀船	隅田川	北区	北区	未定	北区堀船3丁目	×	×

坂路の有無 ○：車両坂路、△：人坂路、×：坂路なし(階段のみ)

背後地スペースの有無 ○：物資等搬出入の円滑な活動が可能、△：活動が可能、×：活動が制限

※ 防災船着場整備計画（東京都建設局、平成28年1月改定）表6「防災船着場設置状況」を編集。

都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、次のとおりとする。

機関名	都・区災対本部等設置期間中	都・区災対本部等立ち上げ時
都災対本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災対本部に運用の指示をする。)	都災対本部は、区災対本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災対本部へ引き継ぐ。 引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

機関名	都・区災対本部等設置期間中	都・区災対本部等立ち上げ時
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災対本部に報告する。

3-3 河川障害物の除去

担 当	都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局

機関名	実施内容
都第六建設事務所	東京建設業協会等との協定に基づき、河道内の障害物除去等を実施する。
都建設局	(1) 舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。 (2) 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。
国土交通省 関東地方整備局	河川の機能を確保するため、防災関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

4 水道

担 当	都水道局

第1 対策内容

- (1) 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底
- (2) 施設の点検・被害調査を実施
- (3) 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

第2 詳細な取組内容

- (1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- (3) 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- (4) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

- (5) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- (6) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (7) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
- (8) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

5 下水道

担 当	都下水道局

第1 基本方針

- (1) 下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の排水及び処理に支障のないように応急措置を講じ、施設の機能保持に努める。
- (2) 下水道施設の調査、保安点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。
- (3) 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。
- (4) ポンプ所、水再生センターにおけるポンプ及び諸機械の運転を継続する。

第2 対策内容

- (1) 管路の緊急調査、ポンプ所・水再生センター等の緊急調査、工事現場の点検等を行う。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 応急復旧にあたっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

1. 下水道管

- (1) 緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

2. 水再生センター・ポンプ所

- (1) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (2) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

- (3) 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ガスタービン発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (4) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

3. 工事現場

- (1) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- (2) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

6 電気・ガス・通信等

6-1 電気

担 当	東京電力パワーグリッド(株)

第1 基本方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。

第2 災害発生時の対策

1. 設備の運転保持

- (1) 送電の継続
治安維持並びにお客さまサービスのうえから、原則として、送電は可能なかぎり継続する。
- (2) 危険予防措置
建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、直ちに送電を停止し、防災関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。
また、警察・消防からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

2. 被害状況の収集・周知

被害状況把握の遅れは、復旧計画樹立に大きく影響するので、あらゆる方法により被害状況の早期把握に努める。

3. 復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品の在庫を把握し調達が必要な資機材は次により速やかに確保する。

ア 隣接するエリア間、各現業機関相互での融通・流用

イ 本社、本部に対する応急資機材の請求

ウ 現地調達

(2) 輸送

復旧資機材の輸送には、あらかじめ調達契約のある業者の車両、舟艇等により行うが、なお不足する場合には、他の業者、他の電力会社からの融通についても本社本部を通じて配慮し輸送力の確保に努める。

なお、道路、橋りょう等の被害状況についても十分把握し目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。

4. 応急復旧

(1) 復旧順位（応急工事）

応急工事の実施にあたっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

(2) 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援隊作業員には、あらかじめ所定の腕章を着用させる。また、連絡車、復旧作業車には、あらかじめ所定の標識を掲示し、東京電力パワーグリッド(株)復旧作業隊であることを明示する。

5. 通電火災への対応

災害時に破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合にショートが起こり、火災が発生することがある。このような通電火災による人的被害を防止するため、電力会社は区と連携し下記のような措置を講じる。

(1) 電力会社は通電時のチェック・点検を行う。

(2) 電力会社は通電再開にあたっては区災対本部に報告を行う。

(3) 広報車等により通電日時・立会い実施など必要事項を住民に周知する。

(4) 通電は住民等の立会いの下で安全確認を行った後に実施する。

6. 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

6-2 ガス

担 当	東京ガス(株)／ガス事業者

第1 基本方針

ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧を行うことにより、公共施設としての機能を維持する。

第2 対策内容

1. 災害時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所における送出入量の調整または停止
- (4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- (5) その他、状況に応じた措置

2. 応急措置

- (1) 非常事態災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (3) 地震の発生直後、どの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム防災地震システム（SUPREME）」により被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価し適切な応急措置を行う。
- (4) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (5) その他現場の状況により適切な措置を行う。

3. 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止・被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

4. 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を要する資機材は、次の何れかの方法により確保する。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通

5. 災害時における復旧資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、区災対策本部に依頼し

て、迅速な確保を図る。

6. 車両の確保

常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

7. 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後・復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- (2) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- (3) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また区等、防災関係機関とも必要に応じて連携を図る。

8. 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡態勢の明確化など、態勢の確立に努めるものとする。

災害が発生した場合は、災害情報・被害情報等を巡回点検・出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

9. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

10. LPガスの活用

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

6-3 通信

担 当	通信事業者

第1 基本方針

災害の発生に際しては、電気通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、公共機関等重要回線の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信回線の確保を図る。

第2 対策内容

非常災害が発生したときは、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、北区役所内に設置される区災対本部と連携を密にするとともに、情報の収集、伝達及び応急対策計画等の総合調整を図り、速やかに応急復旧を実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

- (1) 災害（災害救助法が適用される規模）が発生した場合、または発生のおそれがある場合は次の各号に定める応急措置を実施する。
 - ア 緊急通信確保
 - イ 被災エリアへの特設公衆電話の設置
 - ウ 移動無線車の発動依頼
 - エ 移動電源車の発動依頼
 - オ 災害時の停電時公衆電話無料化
 - カ 電話回線混雑緩和のための全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）の設置
（災害時に被災された方等がメッセージを登録すれば、全国どこからでもメッセージを再生して聞くことができ、安否等の確認がスムーズに行なえるボイスメールシステム）
- (2) 災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、動員を円滑に実施するため、災害の状況等に応じて非常呼集の動員数を決定し、呼び出しを行う。
- (3) 災害状況の把握と速報については、上部機関及び北区等防災関係機関に通報する。

※ 対象処理施設配置図【資料編p599参照】

【復旧対策】

1 道路・橋りょう

担 当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路(株)

第1 区の対応

区は、区道上の障害物除去及び応急復旧を実施する。

第2 都の対応

被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

第3 首都高速道路(株)

- (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- (2) 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

2 鉄道施設

担 当	都交通局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)

- (1) 鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設等

担 当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局

第1 区の対応

- (1) 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- (2) 区内の河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第2 都の対応

1. 第六建設事務所／都建設局

- (1) 河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区を行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。なお、都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- (2) 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水する。
- (3) 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- (4) 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

2. 都下水道局

- (1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

第3 国(関東地方整備局)の対応

- (1) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 都及び区を行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- (3) 国が緊急に復旧すべき施設は以下のとおり
 - ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - エ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの
 - オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

4 水道

担 当	都水道局

第1 送・配水管路、給水装置の復旧

- (1) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (2) 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- (3) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (4) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- (5) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。
- (6) 都水道局では、必要に応じて区への技術支援を実施する。

5 下水道

担当	都下水道局

下水道施設の被害を起因とした道路陥没や液状化によるマンホールの浮上などが発生したときは、区民の安全を最優先に下水道施設の復旧を実施する。基本的な復旧の順序は、水再生センター、ポンプ所、幹線等の基幹施設から復旧に努め、その後、枝線、汚水ます・取付管の復旧作業を実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【復旧対策】

6 電気・ガス・通信等

6-1 電気

担当	東京電力パワーグリッド(株)

- (1) 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

6-2 ガス

担当	東京ガス(株)

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

6-3 通信

担当	通信事業者

第1 基本方針

各社の対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

- (1) 応急復旧に必要な資料装備等を備蓄しておく。
- (2) 被災状況については、区等、防災関係機関へ定期的に報告し、また復旧・回復状況も定期的に情報交換を行う。

第2 実施内容

機関名	実施内容								
東日本電信電話(株)	(1) 災害復旧 ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。 イ 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。 (2) 復旧の順位 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。） </td></tr> <tr> <td>3</td><td>第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </tbody> </table>	順位	復旧する電気通信設備	1	・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
順位	復旧する電気通信設備								
1	・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの								
2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）								
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの								

※他の通信事業者については、各社の応急計画に基づいて活動する。

6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ

担当	(災対) 土木部

区は、ライフラインの早期復旧にあたり、復旧資材や車両等の置き場、作業人員の受入スペースなどを確保し、ライフライン復旧関係者が効率的に作業を行えるような応援受入拠点を設ける。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの人命を救うことに繋がる。このため、区災対本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、庁内、東京都、防災関係機関等との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要になる。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要であり、また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要になる。

そこで本章では、大規模な地震が発生した場合における、区災対本部の態勢や、他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。

予防対策	
1 初動態勢の整備	1-1 活動庁舎等の設備 1-2 初動態勢の強化 1-3 地区本部態勢の強化 1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢 1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 1-8 防災職員住宅居住者の活用 1-9 各種訓練の充実 1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎
2 事業継続体制の確保	
3 消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備	3-1 消火・救助・救急活動態勢 3-2 警備態勢の整備
4 広域連携体制の構築 （災害時相互応援協定の締結の推進）	
5 応急活動拠点の整備	5-1 オープンスペースの確保 5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保 5-3 ボランティアの活動拠点の明確化
応急対策	
1 初動態勢	1-1 区の責務 1-2 区の活動態勢 1-3 防災機関の活動態勢
2 消防・救助・救急及び警備活動	2-1 震災消防活動 2-2 救助・救急活動 2-3 警備
3 応援協力・派遣要請	
4 応急活動拠点の調整	

【予防対策】

1 初動態勢の整備

1-1 活動庁舎等の設備

担当	区各部

- (1) 構造・敷地面積・延床面積などの規模や設備、平常時や非常時の電気設備・給水衛生設備等の現状についての把握に努める。
- (2) 発災直後から円滑な応急対策活動を実施するため、非常用発電設備・飲用水・トイレ等洗浄用水など非常時に必要な設備を事前に整えておく。
- (3) 電気や給水衛生等の設備や備蓄の程度を加味し、利用可能な日数をあらかじめ把握しておく。

1-2 初動態勢の強化

担当	区各部

- (1) 区は、各種訓練の実施等を通じ、また北区業務継続計画を踏まえて、区災対本部各部の業務及び必要人員等を継続的に見直す。
- (2) 区は、災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を区職員に周知を図る。
- (3) 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

1-3 地区本部態勢の強化

担当	地域振興部

1. 地区本部の態勢・役割等の見直し

- (1) 災害発生時、地区防災会議は、管轄内の被害状況及び避難所の情報集約・本部報告を行う地域の拠点として、地域振興室内に「地区本部」を設置し、地域振興室長及び地区本部参集職員が、地区本部の設置・運営支援を行う。
- (2) 区は、地区本部への支援態勢をより強化するため、所管地域の面積、避難所数等に応じて地区本部参集職員数を見直すとともに、災害発生時における地域振興室長の代行者を明確にしておく。
- (3) 区地域振興室長等は、日頃から地区防災運営協議会等に参加し、自主防災組織等との間に顔の見える関係を築いておく。

2. 地区本部参集職員の活動支援

- (1) 区は、地区本部の設置から対応を時系列に沿って記した「地区本部運営マニュアル」を作成する。
- (2) 各地区本部では、地域等の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各地区本部版のマニュアルを作成し、そのマニュアルを用いた参集訓練や地区本部設置・運営訓練を行い、地域振興室長等のスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢

担当	区各部

1. 災害警戒態勢

災害警戒態勢は、「東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程」（東京都北区訓令甲第19号）に基づき実施しているが、その概要は以下のとおりである。

勤務時間	職員の勤務時間外及び休日
従事者	副参事または専門副参事以上の職層にある者
勤務場所	防災センター2階宿直室
主な任務(事務)	災对本部長への災害対策本部の設置の要請、災害に関する情報の収集、整理及び伝達、その他災害対策

2. 職員の自動参集態勢

(1) 指定幹部職員

平成13(2001)年4月より、夜間休日等勤務時間外における災害対策本部立ち上げ等の初動態勢確保を目的として、「緊急非常配備指定参集幹部職員（以下「指定幹部職員」という。）」制度を設けた。

本制度は、あらかじめ北区内または近隣区在住管理職員を「指定幹部職員」として指名し、災害時（震度5弱以上の地震時）に自動参集するものである。災害対策各部に1名ずつ指定しており、今後、訓練等を通じて任務の習熟を図る。

(2) 指定職員

指定職員は、夜間、休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震、または、これに準ずる程度の災害が発生した時、速やかに定められた場所に参加し、指定幹部職員等の指揮のもと、東京都北区災害対策本部条例施行規則及び各部要領に基づく事務を分掌する。指定職員は、指定場所に徒歩または自転車等で、概ね60分以内で参集可能な職員（再任用・再雇用職員を含む。）のうちからあらかじめ指定する。

1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	教育振興部

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営態勢の整備等
3-1 避難所の開設・管理運営
第3 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化（p295）参照

1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	教育振興部

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営態勢の整備等
3-1 避難所の開設・管理運営
第4 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化（p295）参照

1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化

担当	健康福祉部

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策 【予防対策】 3 避難所の管理運営態勢の整備等
3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化（p296）参照

1-8 防災職員住宅居住者の活用

担当	総務部

区では、通常業務と兼務して夜間・休日等における防災業務に従事する職員を対象とした防災職員住宅を整備しており、その居住者を指定職員として活用していく。

1-9 各種訓練の充実

担当	危機管理室

区は、防災関係機関等と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、検証を必ず行い、必要に応じて地域防災計画や各種マニュアル等の修正に反映させる。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【予防対策】

区職員においては特に、交代時の引継ぎを重視する。

- (1) 震災総合訓練
- (2) 避難所運営訓練
- (3) 災害対策本部、各部設置訓練、業務継続計画(BCP)に基づく訓練
- (4) 職員参集訓練、職員避難訓練、一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練）
- (5) 帰宅困難者対策訓練
- (6) 罹災証明書発行訓練
- (7) 水防訓練 など

1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎

担当	危機管理室

区は、北区業務継続計画において、本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。

2 事業継続体制の確保

担当	区各部

- (1) 事業継続計画（BCP）とは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 業務を継続するために必要なバックアップシステムや執務室及び休息室の確保、災害時に即応する要因の確保と災害対応の長期化を見据えた必要な資材・物資の確保及び通常業務の継続・再開に必要な資材・物資の調達などが基本となっている。
- (3) 「情報システムのBCP対策」として、災害による被害を受けない外部データセンターへの情報システムの移設、区施設被災時用バックアップ情報システムの外部データセンターへの配置による二重化等の情報システムの可用性を高める対策を検討・整備していく。
- (4) 業務継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。
 - ア 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定する。
 - イ 災害後に活用できる資源の制限を認識し継続すべき重要業務を絞りこむ。
 - ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討する。
 - エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処する。
 - オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をする。
 - カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機

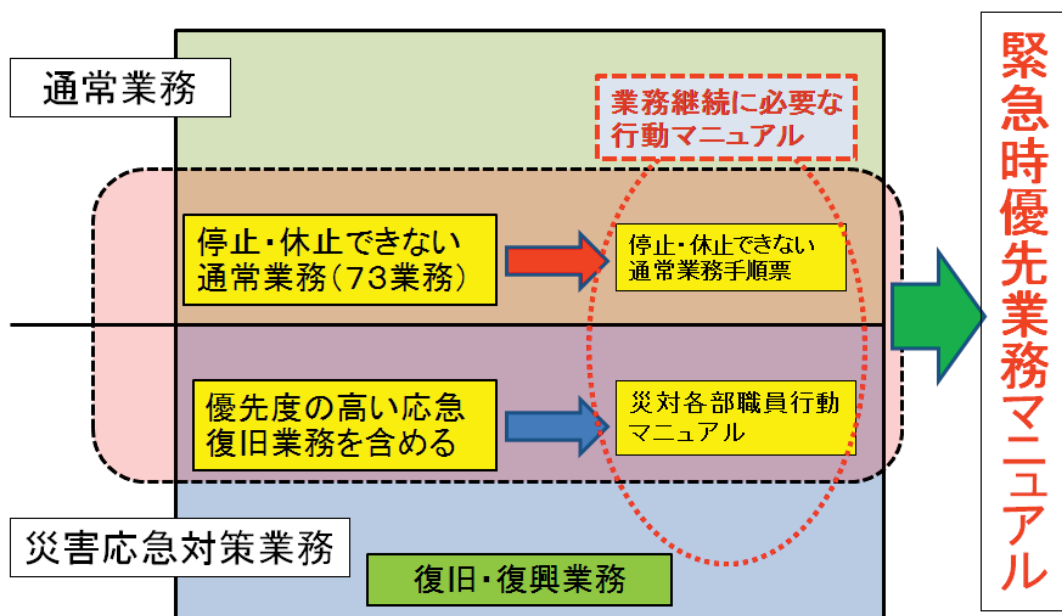
管理や緊急時対応の要素を含んでいる。

(5) 北区業務継続計画の管理（以下「BCM」という。）の取組みは、以下の特徴を持っている。

ア 区は平成23(2011)年3月に北区業務継続計画を策定し、事業継続体制の確保を図った。同計画では、北区地域防災計画を補完する計画として、災害対応を主とする応急対策業務を限られた要員で実施する中、停止・休止できない通常業務の継続も定めている。

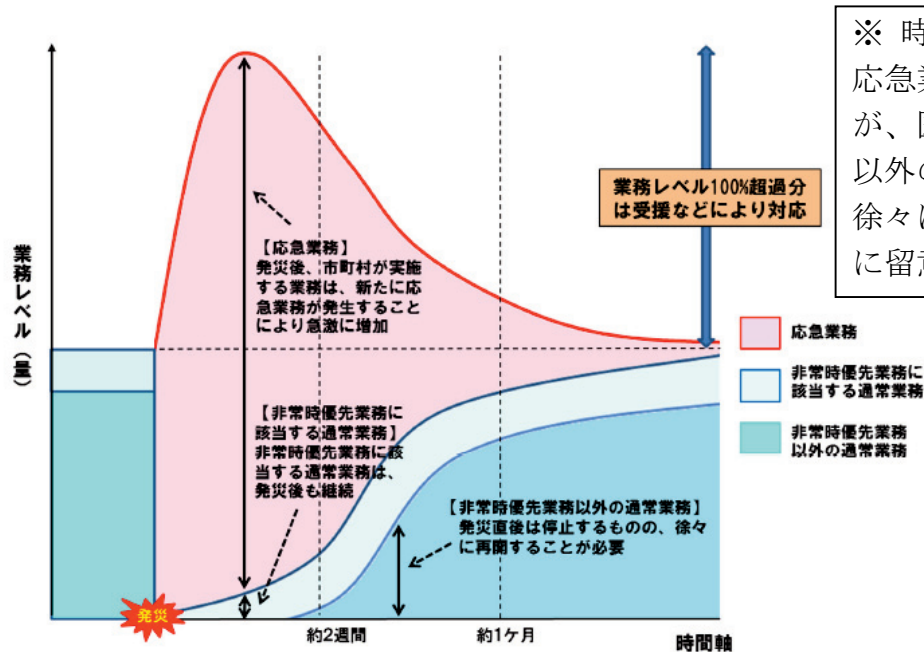
イ 区は平成25(2013)年3月に北区業務継続計画を改定した。緊急時優先業務の対象となる業務を災対各部職員行動マニュアルや停止・休止できない通常業務手順表に整理し、災害対応及び各種訓練を実践する中で課題を抽出し、BCMの推進体制のあり方について検討を進めるなどPDCAサイクルにのっとりた災害対応を図っていく。

ウ 区では、熊本地震での教訓や「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府、平成27年（2015）5月）及び「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府、平成28年（2016）2月）を踏まえ、特に重要な要素である、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、非常用発電機とその燃料の確保、業務を遂行する職員等のための水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保について、北区業務継続計画改定の中で充実を図る。

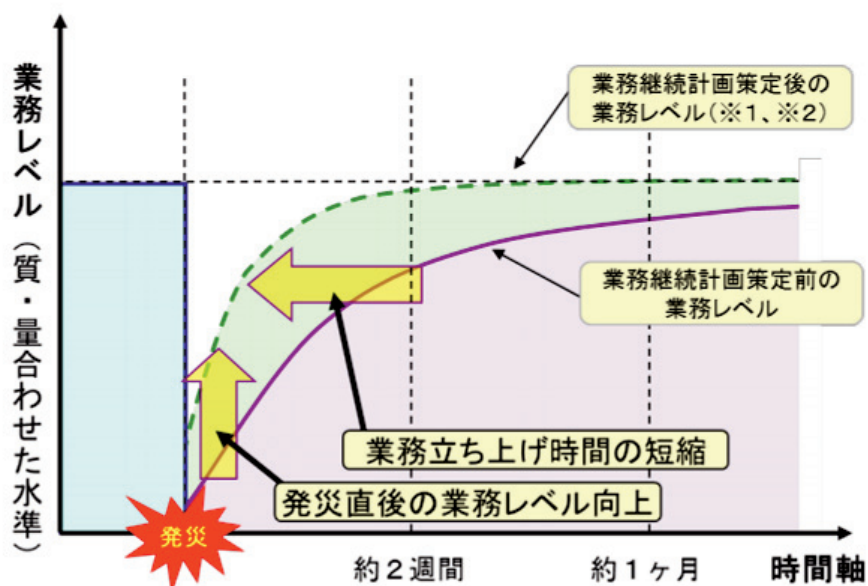


早期復旧に向けた区職員の行動マニュアルのイメージ図

第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【予防対策】



発災後に区が実施する業務の推移



BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府、平成28年（2016）2月）

3 消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備

3-1 消火・救助・救急活動態勢

担当	消防署／消防団

1. 区における現況

王子・赤羽・滝野川の3消防署に、ポンプ車、化学車、はしご車、照明電源車、補給車、人員搬送車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

平常の消防力を震災等大規模災害時においても最大限に有効活用するため、各消防署で地震被害の態様に対応した震災消防計画等を樹立し、有事即応態勢の確立を図っている。

また、王子・赤羽・滝野川の3消防団（23分団）に消防団員を擁し、可搬ポンプ等を配置している。各消防団単位で管轄する消防署と連携し、地震後に予想される市街地大火等に備えている。

2. 東京消防庁（消防署）の体制

(1) 消火・救助・救急体制の整備

ア 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応態勢を確立する。

イ 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助態勢の強化を図るとともに、消防署に救助用資機材を配置する。

ウ 救急・救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。

エ 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

オ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集態勢の強化を図る。

カ 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、多数傷病者の搬送補完態勢の確立を図る。

(2) 全庁的に総合震災消防訓練を毎年行い、震災消防活動体制の強化を図る。

3-2 警備態勢の整備

担当	警視庁／警察署

(1) 災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

(2) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【予防対策】

- (3) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資機材の整備を図る。
- (4) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- (5) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機材の整備を図る。

4 広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）

担当	区各部

- (1) 区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
- (2) 区は、他自治体や防災関係機関からの応援職員や応急危険度判定員の受入に備えて、備蓄や宿泊スペース等の検討を進める。

5 応急活動拠点の整備

5-1 オープンスペースの確保

担当	まちづくり部／土木部／都都市整備局

1. オープンスペースの整備推進

→ 第2部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全なまちづくりの実現

【予防対策】 1 安全に暮らせるまちづくり

1-1 地域特性に応じた防災まちづくり 第4 都市空間の確保（p83）参照

2. オープンスペース利用計画の策定推進

→ 同上

5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保

担当	危機管理室

- (1) 自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、国や都及び防災関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場所を、国や都及び防災関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (3) 区は、避難所となる学校の改修や改築にあわせて、ヘリサインの設置を進める。
- (4) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、自衛隊の災害時の活動拠点を「赤羽スポーツの森公園」と定める。
- (5) ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。

- ※ 災害時臨時離着陸場候補地 【資料編p600参照】
- ※ ヘリコプター発着場基準および表示要領 【資料編p601参照】
- ※ ヘリサイン表示施設一覧 【資料編p602参照】
- ※ 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する
申し合わせ事項 【資料編p603参照】

5-3 ボランティアの活動拠点の明確化

担当	危機管理室

- (1) 区は、災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から東京都北区市民活動推進機構（北区NP0・ボランティアぷらざ）、北区社会福祉協議会等と引き続き連携を深める。
- (2) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」と定める。なお、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。

【応急対策】

1 初動態勢

1-1 区の責務

担当	(災対) 各部

- (1) 区は、区域に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- (2) 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (3) 区は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。
- (4) 区は、災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、東京都北区危機管理基本指針に基づき区本部が設置された場合に準じて処理する。
- (5) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（災対本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

1-2 区の活動態勢

担当	(災対) 各部

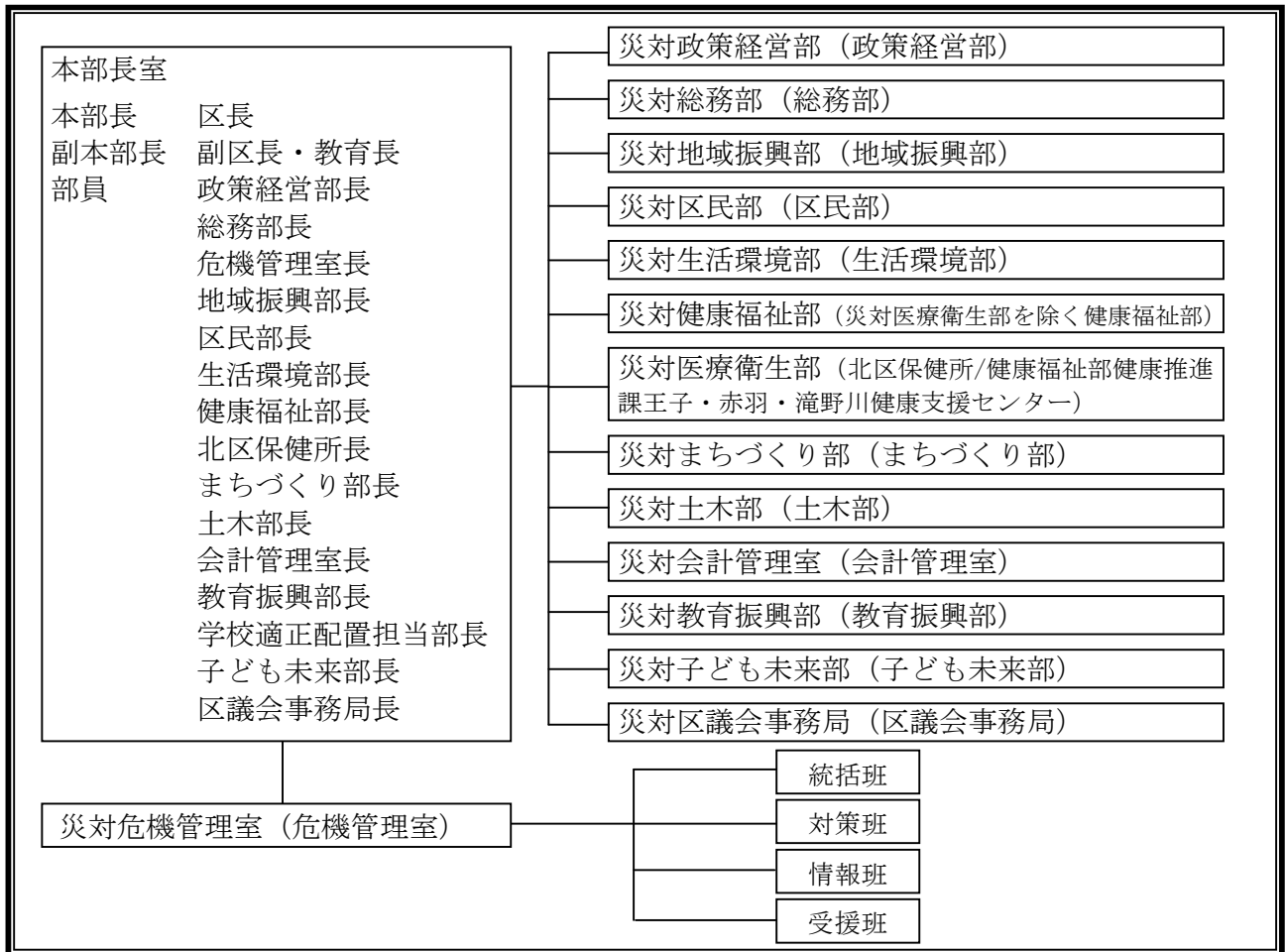
区は、上記の責務を遂行するため必要がある場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。職員は、防災機関業務大綱に示された災害対策各部の事務または業務を、職員行動マニュアルに従い、状況に合わせて的確かつ迅速に実施する。

第1 災害対策本部

1. 区災対本部の組織

東京都北区災害対策本部条例及び同条例施行規則に基づく区災対本部組織は、次に示すとおりである。

第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】



【災害本部の組織】

役職	構成員
災害本部長	区長
災害副本部長	副区長、教育長
災害本部員	区災害本部を構成する部の部長、学校適正配置担当部長、危機管理室長
危機管理室長	危機管理室長
本部長室班長	防災課長、危機管理課長、広報課長、職員課長
本部長室員	監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、地域振興課長、北区組織規程第9条第3項で規定する副参事（医療職は除く。） 危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員及び区長が区の職員の中から指名した者
災害各部職員	各部指定職員

【災害本部長等の職務】

役職	機能
災害本部長	区災害本部の事務を総括する。
災害副本部長	災害本部長を補佐する。
災害本部員	災害本部長の命を受け、本部長室の事務に従事し、部の事務を掌理する。
危機管理室長	災害本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
本部長室班長	危機管理室長の命を受け、班の業務を掌理する。
本部長室員	班長の命を受け、班の業務に従事する。
災害各部職員	部長の命を受け、部の事務に従事する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

【災対本部長の補佐機能】

班名	機能	構成員	
統括班	・ 災対本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	班長	防災課長
		副班長	選挙管理委員会事務局長
		班員	防災課・危機管理課職員、指定職員
対策班	・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階での各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 ・ 区災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	班長	危機管理課長
		副班長	監査事務局長・医療職を除く副参事
		班員	防災課・危機管理課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、指定職員
情報班	○ 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 ・ 被災情報 ・ 避難や救援の実施状況 ・ 安否情報 ・ 災害への対応状況 ・ その他統括班等から収集を依頼された情報 ○ 区災対本部の活動状況や実施した措置等の記録 ○ 通信回線や通信機器の確保 ○ 被災状況や区災対本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	班長	広報課長
受援班	○ 人員・物的受援に関する担当窓口を設置 ○ 災対各部に設ける受援担当と連絡調整 ○ 応援職員の配置調整、受入手配 ○ 物資供給元との連絡調整 ○ 支援物資に関する情報の把握 ○ 輸送に関する災対各部との連携	班長	職員課長
		副班長	地域振興課長
		班員	指定職員

2. 区災対本部の所掌事務等

本部長室の所掌事務及び各部の分掌事務は、東京都北区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

《応急活動の分掌事務》

北区における災害対応各部の分掌事務優先度および活動開始時期の目安を示す。

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 政策経営部	企画課 財政課 広報課 経営改革・公共 施設再配置推進 担当課	災害時における広報活動	1					
		災害情報の収集及び整理	1					
		報道機関への連絡態勢	2					
		写真等による情報の収集及び記録	3					
		災害関係対策予算	3					
		震災復興本部事務局の体制整備	4					
		震災復興計画の総合調整	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 政策経営部	総務課 職員課 契約管財課 営繕課	区災害本部の職員の動員	1					
		区災害本部の人員の配置及び調整	1					
		被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理	2					
		車輛、船舶等輸送機関の調達	2					
		外国人への情報支援	3					
		流通物資の調達の指導、協力及び総合調整	4					
		他の自治体への応援要請及び収容要請	4					
		区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保	5					
		区災害本部の職員の服務及び給与	5					

第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 危機管理室	防災課 危機管理課	都、その他防災関係機関との連携	1					
		区災害対策本部の通信情報の総括	1					
		本部長室の庶務	2					
対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 危機管理室 (広報課、監査 事務局、選挙 管理委員会事 務局を含む)	統括班	区災害対策本部の運営に関する事項	1					
		情報班が収集した情報を踏まえた災害対策本部長の重 要な意思決定に係る補佐	1					
		災害対策本部長の決定方針に基づく各班への指示	1					
	対策班	初動段階における各部の参集職員の調整	1					
		統括班の指示に基づく情報班や各部業務の支援 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 項	2					
※災害対策部長 の補佐機能	情報班	区災害対策本部の食料の調達等庶務に関する事項	2					
		災害対策本部員や災害対策本部職員のローテーション管理	3					
		国、都、他の区市町村等や防災関係機関及び地区 本部等からの情報収集、整理および集約	1					
		区災害対策本部の活動状況や実施した措置等の記録	1					
		通信回線や通信機器の確保	2					
		被災状況や活動内容の公表、報道機関との連絡調 整、記者会見等対外的な広報活動	3					

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 地域振興部	地域振興課 (地域振興室) 文化施策担当課 産業振興課 スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課	地区本部に関すること	1					
		地区本部と自主防災組織との連携	2					
		被害概況の把握と報告	2					
		帰宅困難者に関すること	2					
		流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画	3					
		災害時の体育施設等の利用	3					
		生活相談総合窓口の開設準備	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 区民部	区民情報課 戸籍住民課 税務課 収納推進課 国保年金課	給水計画に関すること	1					
		物資等の管理・輸送	2					
		生活相談総合窓口の開設と運営	2					
		罹災証明書の発行	3					
		義援金の受領及び配分	3					
		電子計算システムの復旧	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 生活環境部	リサイクル清掃課 環境課 北区清掃事務所	行方不明者の捜索・遺体の収容及び埋火葬	1					
		ごみ処理及びし尿収集	2					
		廃棄物処理	3					
		放射性物質対策（測定）に関すること	3					

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 健康福祉部 (災害医療衛生 部を除く健康 福祉部)	健康福祉課 健康推進課 地域医療連携推進担当課 生活福祉課・北部地域保護 担当課 高齢福祉課 長寿支援課 障害福祉課 介護保険課 障害者福祉センター	要配慮者の災害対策に関すること	1					
		福祉避難所の設置及び管理運営	2					
		避難場所に関すること	3					
		災害時のボランティア(医療以外)に関する こと	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災害 医療衛生部	北区保健所 生活衛生課 保健予防課 健康推進課 (王子・赤羽・滝野 川健康支援センター)	医療救護所及び緊急医療救護所並びに医療救 護活動拠点の開設	1					
		医療及び助産救護	2					
		防疫	3					
		医療救護協定に関する要請及び医療機関との 連絡	1					
		医薬品の調達及び配給	4					
		災害時のボランティア(医療)に関すること	4					
		健康相談(放射性物質に係るもの含む。)に 関すること	4					
		動物の救護に関すること	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 まちづくり部	都市計画課 王子まちづくり担当課 十条まちづくり担当課 住宅課 建築課	被災建築物の応急危険度判定	1					
		がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	2					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 土木部	土木政策課 施設管理課 道路公園課	障害物等の除去	1					
		緊急・準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保	1					
		応急資材及び労力の確保	2					
		堤防、道路、橋りょう、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧	4					
		道路等占有物件の対策	4					
		河川の流木対策	4					
		がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	4					

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対会計管理室	会計課	金銭及び物品の出納保管						

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対教育振興部	教育政策課	避難所の設置及び管理運営	1					
	学校改築施設管理課							
	学校支援課	園児、児童及び生徒の保護並びに 救護	2					
	生涯学習・学校地域連携課							
	教育指導課	応急教育	3					
	教育総合相談センター							
	飛鳥山博物館							
	中央図書館							
	学校適正配置担当課							

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対子ども未来部	子ども未来課	保育園児及び児童の保護並びに救護	1					
	子育て施策担当課		2					
	保育課	災害遺児等の保護	3					
	男女いきいき推進課	応急保育	3					
	子ども家庭支援センター							

対策部	課	分掌事務	優先 順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区議会事務局	区議会事務局	区議会議員との連絡						

3. 区災対本部の設置及び廃止

(1) 区災対本部の設置

区長は、区の地域について災害（第2部第12章 区民生活の早期再建【応急対策】7 災害救助法の適用に達する程度の災害をいう。以下本節において同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発する必要があると認めたときは区災対本部を設置する。

(2) 区災対本部設置の通知

- ア 区災対本部が設置されたときは、ただちに都知事にその旨を報告するとともに、各部長及び警察署・消防署等の防災機関に通知しなければならない。
- イ 各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。また、自主防災組織・区民にも設置したことを周知する。

(3) 区災対本部の廃止

- ア 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したときは、区災対本部を廃止する。
- イ 区災対本部の廃止の通知は、上記(2)に準じて処理する。

4. 区災対本部の非常配備態勢

(1) 非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
初 動 態 勢	区内で震度5弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	指定参集職員があらかじめ決められた指定場所に参集する。
第 1 次 非 常 配 備 態 勢	地震・水害等で局地被害が生じた時、または災害発生まで時間的余裕はあるが、注意と警戒を要する場合、その他状況により災対本部長が必要と認めた時。	震度5弱以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね3割程度とする。
第 2 次 非 常 配 備 態 勢	(1) 地震が発生し、区内のいくつかの地域に甚大な被害が生じた場合、第1次非常配備態勢の強化の必要があるとき。その他状況により災対本部長が、必要があると認めた時にその指令を発する。 (2) 警戒宣言発令時	震度5強以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね7割程度（第1次非常配備態勢職員を含む）とする。
第 3 次 非 常 配 備 態 勢	災害が拡大し、区災対本部の全力をもってこれに対処するとき。またはその他の状況により災対本部長が必要であると認めたときは、その指令を発する。	震度6弱以上の地震が発生した場合を想定し、全職員により区災対本部の全力をもって対処する態勢とする。

(2) 部内への周知

災対各部長はあらかじめ職員行動マニュアルを定め、所属職員に対し非常配備態勢等を周知徹底させておかなければならない。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

(3) 非常配備態勢の特例

災対本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部のみ非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

5. 例外措置

非常配備態勢の適用除外は次のとおりである。

- (1) 妊娠中の職員
- (2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護者がいない職員
- (3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- (4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）を有する職員
- (5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
- (6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員

6. 区災対本部の設置場所

区災対本部は本庁舎3階庁議室に設置する。なお、本庁舎に区災対本部の設置が不可能なときは、防災センター（西ヶ原2-1-6）大研修室に設置する。

第2 夜間・休日等勤務時間外の態勢

1. 指定職員の動員態勢

(1) 本庁舎における動員

災害対策本部態勢（13部態勢）の早期確立を第一とし、夜間休日時においても別態勢を組まずに13部態勢を基本に捉える。

ア 指定参集幹部：区内管理職（13名程度）、災対本部統括班・対策班・情報班の班長・副班長にあたる管理職を指定する。

イ 災対各部：原則45名（原則3名以上×12部＋まちづくり部9名）を指定する。

ウ 災対本部統括班：職員の統制のため10名程度を指定する。

エ 災対本部対策班：統括班が決めた対策を遂行するため35名程度を指定する。

オ 災対本部情報班：情報収集伝達を担当する要員30名程度を指定する。

カ 災対本部受援班：受援を担当する要員15名程度を指定する。

(2) 防災拠点における動員

ア 地区本部（地域振興室）：114名（6名×19か所）を指定する。

イ 地区本部（地域振興室）の発災時の業務は、情報収集及び自主防災組織との連携（主に情報面でのサポート）とする。

ウ 避難所（小・中学校等）：180名（3名×60か所）を指定する。

2. 指定職員以外の職員の動員

夜間・休日等勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、第一次非常配備職員、全職員の3割が指定された職場に区長の指示により参集することになっている。震度5強以上の地震が発生した場合、第二次非常配備態勢、全職員の7割が指定された職場に自動的に参集することになっている。震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が指

定された職場に自動的に参集する。

3. 初動態勢（態勢の整え方）

- (1) 指定幹部職員は、本部長室に参集し、①災害対策本部設置の準備、②庁舎に参集する指定職員の指揮監督、③情報の収集・区民への情報提供の指示等を行う。
- (2) 指定参集職員は、まず所属の災対部等が指定した場所に参集する。
- (3) 情報連絡機能、全体の活動の調整等を図る機能として対策班を立ち上げる。
- (4) 地区本部となる地域振興室、避難所となる学校等には指定職員が直接参集する。
- (5) その他、指定職員以外の職員は、順次勤務地に参集する。
- (6) 災对本部情報班は、災対各部の職員参集状況及び参集途上で集約した各種情報について把握・集約する。
- (7) 全体の指揮は、本部長等が到着するまでは、指定幹部職員が中心となっていく。
- (8) 発災直後において、担当災対部の活動要員が不足した場合は、指定幹部職員、災对本部対策班が他の災対部より職員を補充し、活動要員の調整を図る。
- (9) 発災当初の情報収集については、あらかじめ指定された災对本部情報班が行う。
- (10) 参集状況の向上に伴い、態勢初期に他部から臨時に派遣された職員は、本来の災対各部に戻り、予定された災对本部態勢に移行する。

指定参集態勢	人数	役割
指定幹部	13名程度	・ 本部長室の立ち上げ等の準備 ・ 参集職員の指揮・監督
災对本部統括班	10名以上	・ 災对本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災对本部長の重要な意思決定に関わる補佐 ・ 災对本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
災对本部対策班	35名程度	・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階における、各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災对本部員や災对本部職員のローテーション管理 ・ 区災对本部の食料の調達等庶務に関する事項
災对本部情報班	30名程度	・ 以下の情報に関する国、都、他区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 区災对本部活動状況や実施した措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ 被災状況や区災对本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動・初動段階での、情報の受発信
災对本部受援班	15名程度	・ 人員・物的受援に関する担当窓口を設置 ・ 災対各部に設ける受援担当と連絡調整 ・ 応援職員の配置調整、受入手配 ・ 物資供給元との連絡調整 ・ 支援物資に関する情報の把握 ・ 輸送に関する災対各部との連携

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

指定参集態勢	人数	役割
災対各部	45名以上 (3名×12部+9名×1部)	情報の整理、各部の態勢を立ち上げる
地区本部	114名 (6名×19か所)	・ 地区内の情報収集 ・ 区災対本部との連絡
避難所 (小・中学校等)	180名 (3名×60か所)	・ 避難所としての情報収集 ・ 区災対本部との連絡

第3 職員の配置及び服務

1. 職員の配置

- (1) 災対各部長は、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において区災対本部の事務に配置する職員の名簿を備えておかなければならない。
- (2) 災対各部長は、あらかじめ一定の様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、災対本部長へ報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- (3) 災対各部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2. 職員の服務

- (1) 災対本部職員は、区災対本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること
 - イ 不急の行事、会議、出張等中止すること
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - エ 出張等の場合においては、常に所在を明らかにしておくこと
 - オ 災対本部長は状況に応じ、一部の職員の帰宅を許可することができる。
- (2) 災対本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または区災対本部の活動に支障をきたすことのないよう特に注意しなければならない。

第4 都災対本部派遣員

- (1) 区は都の災害対策本部長室の事務に協力するため、都災対本部へ職員を派遣する。
- (2) 派遣は主として局地的な災害や事故を対象としたものであるが、地震災害においても派遣を要する場合がある。区はあらかじめ有事の際の都災対本部派遣員を定めることとする。

第5 活動要員の供給

1. 計画方針

災害時において本部要員のみでは十分にその効果をあげられないので作業員を雇い

上げ、救助活動の万全を期するものとし、平常時から災対総務部は建設業協会等に依頼して作業員供給について人員の確保に努めることとする。

2. 引渡し方法

作業員の待機及び災対各部への引渡方法は次のとおりとする。

- (1) 災対各部は必要な人員を災対総務部へ要求する。
- (2) 災対総務部は作業員を要求した部に授受する。
- (3) 経費の負担は、区災対本部の財務に規定するところによる。

第6 東京都防災センターとの連携

東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。区は東京都防災センターの指令室と情報共有を図り連携を強化する。

1-3 防災機関の活動態勢

担 当	(災対)危機管理室／警視庁／警察署／消防署／消防団／都交通局／東日本旅客鉄道㈱／首都高速道路㈱

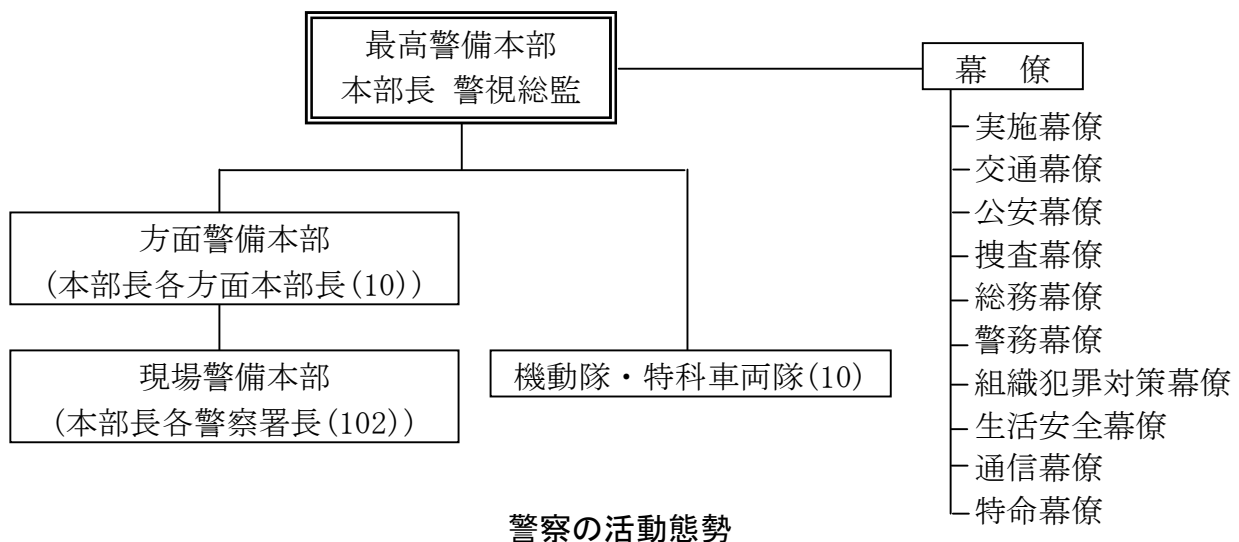
第1 責務

自然災害が発生した場合、防災関係機関等は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2 警備態勢

1. 警備本部等の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮態勢を確立する。



2. 部隊運用等

- (1) 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- (2) 警備要員は、東京都（島部を除く。以下同じ）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (3) 東京都に震度5強の地震が発生した場合、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
- (4) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。
- (5) 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。
- (6) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- (7) 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備にあたる。
- (8) 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制
 - ウ 被災者の救出救助及び避難誘導
 - エ 行方不明者の捜索及び調査
 - オ 遺体の見分及び検視
 - カ 公共の安全と秩序の維持
- (9) 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

第3 消防活動態勢

1. 震災署隊本部の設置

消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる態勢を確保している。地震発災時にはこれら機能を強化し、震災消防活動態勢を確立する。

2. 初動態勢

(1) 震災配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(2) 震災非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(3) 非常参集

- ア 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。
- イ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第4 消防団の活動態勢

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。あわせて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保は、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

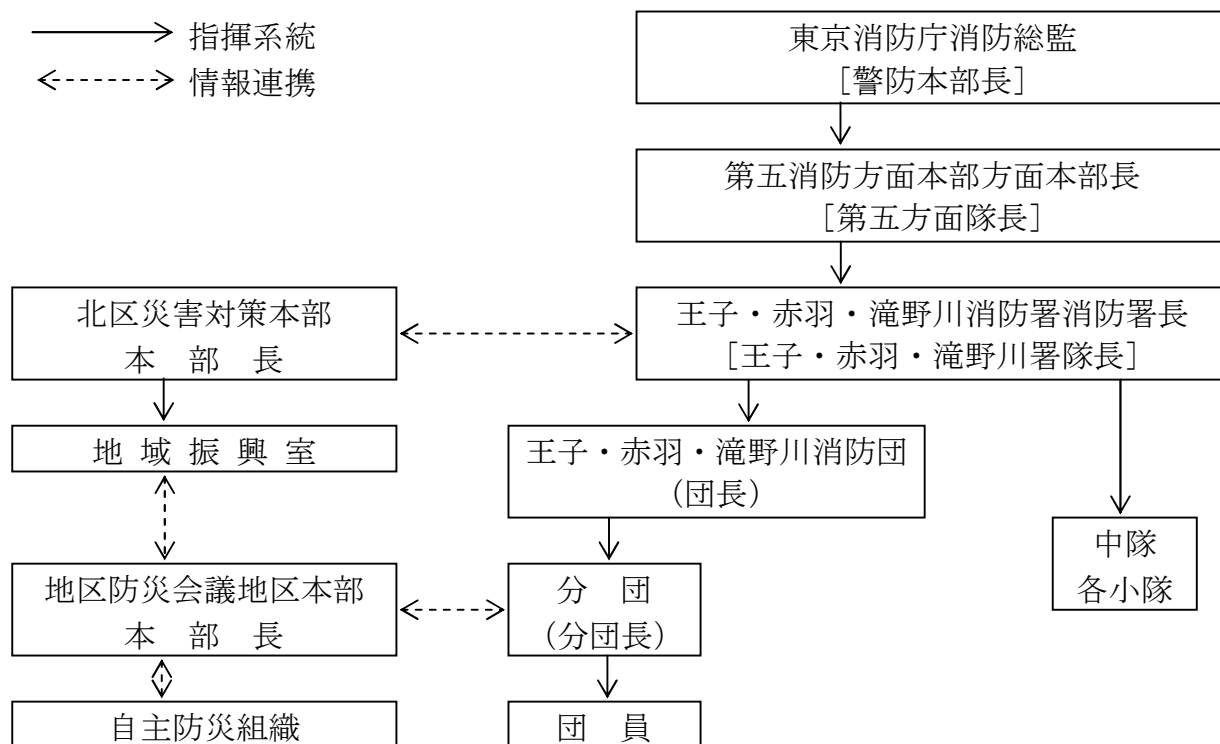
所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。



消防団 指揮系統図（水防も含む）

※ 消防団の現勢 【資料編p579参照】

※ 分団本部所在地及び受持区域 【資料編p580参照】

第5 首都高速道路(株)の活動態勢

警戒宣言が発令された場合又は災害が発生した場合等にあつては、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容のものを選択し、速やかに役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な措置を講じるとともに、緊急点検等により収集された情報等に基づく判断により、国、関係都県等及び関係防災諸機関等との緊密な連絡調整を図りつつ、時機に応じた適切な対応措置及び情報受伝達等を実施するとともに、必要な応急対策を迅速かつ的確に講ずる。

第6 都営交通の活動態勢

1. 配備

- (1) 営業所長は、非常配備態勢の各段階の動員計画に基づき職員を掌握するとともに、別に定めた細部の活動計画を職員に示達する。
- (2) 非常配備態勢に入った際の職員については業務の分担を再確認し、非番の職員については連絡方法の確認など活動態勢の推移に支障のないように措置する。
- (3) 状況に応じ、必要とする活動要員は迅速、的確に当該業務に着手させるものとする。

2. 乗務員の確保

- (1) 勤務時間中に非常態勢が予測される時は、乗務員の一部を仮泊待機させる。
- (2) 徒歩通勤可能者にはあらかじめ乗務員としての予告を与え常に状況に留意のうえ、非常災害の場合は直ちに参集させる。

第7 東日本旅客鉄道㈱の活動態勢

- (1) 東京30km圏で震度5弱以上の地震が発生した場合は、設備の安全確認やお客さまの安全確保を最優先する。また、運転中止によるお客さま等の混乱防止に対処するため、防災業務実施計画等あらかじめ定められたマニュアル等により、東京支社対策本部を設置し、被災状況等の情報収集にあたりるとともに、所要の社員を非常参集させる等により、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。
- (2) 東京30km圏に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行うとともに、救助活動完了後は、被災状況に応じて順次応急復旧等運転再開に向けての活動を展開する。

第8 その他の機関の活動態勢

防災機関等は自らの責務を遂行するために必要な組織のもと、災害対策に従事する職員を配置し、応急活動を展開できる態勢を整える。

2 消防・救助・救急及び警備活動

2-1 震災消防活動

担当	消防署／消防団

第1 活動方針

大震災発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷の危険はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命への危険が予想されるので、区民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を呼びかけるとともに、消防団を含め消防機関の全機能をあげて、延焼の拡大防止にあたり、地震災害から区民の生命と身体の安全を図る。

第2 活動内容

1. 活動の基本

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢を確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

2. 部隊の運用

- (1) 災害の規模等に応じて、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- (2) 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

3. 消防団の活動

- (1) 出火防止
発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 情報収集活動
ア 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
イ あわせて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。
- (3) 消火活動
ア 分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保を行う。
イ 消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。
- (4) 消防署隊への応援
ア 多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。
イ 道路障害排除等の活動を行う。
- (5) 救出・救護
ア 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行う。
イ 負傷者に対する応急救護処置を行う。
ウ 安全な場所への搬送を行う。
- (6) 避難場所の防護等
ア 避難指示（緊急）、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達する。
イ 関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第3 情報収集等

- (1) 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張り・情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- (2) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を行う。
- (3) 防災機関に職員を派遣し、相互に知り得た災害情報の交換を行う。

2-2 救助・救急活動

担当	警察署／消防署／自衛隊

第1 活動方針

災害時には、火災をはじめ建物・ブロック塀の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物及び水害等により多数の救助・救急事象が発生するものと予想されるので、防災関係機関との協力態勢を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期する。

第2 活動内容

機関名	活動内容
消防署	(1) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防署、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (2) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 (3) 救助・救急活動は消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (4) 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (5) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (6) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、医療機関へ迅速に搬送する。 (7) 警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
警察署	(1) 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 (2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 (3) 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 (4) 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 (5) 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

機関名	活動内容
自衛隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期す。 (2) 主な活動は下記のとおり。 ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 避難者等の捜索援助 エ 人員及び物資の緊急搬送 オ 応急医療、救護及び防疫 など
区	(1) 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 (2) 必要があるときは区災対本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。 (3) 区に災害救助法が適用されたときは、区長（災対本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

2-3 警備

担当	警察署

第1 警備方針

大震災が発生した場合は、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

第2 警備活動

大地震が発生した場合の警察の警備活動は、次のとおりである。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の調査等及び検視
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

3 応援協力・派遣要請

担当	(災対)総務部／(災対)危機管理室

第1 計画方針

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って、応急対策活動を実施するが、必要に応じて、他機関の協力を求め、実施の円滑を期するものとする。そのため、各機関は、平素から法令またはこの計画の定めるところに従って、防災関係機関と協議し協力態勢を確立しておくものとする。

- 第2部 施策ごとの具体的計画
第13章 円滑な受援（応援の受け入れ）体制 【応急対策】（p366）参照

第2 東京都への応援要請

東京都への応援要請は、東京都災害時受援応援計画（東京都、平成30年1月策定）に基づき実施する。

1. 応急措置等の要請要領

区長は、知事に応援または応援の斡旋を要請するにあたっては、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次にあげる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日改めて処理するものとする。

都総務局総合防災部防災対策課連絡先	
電話番号	5388－2455～9
無線電話番号	70213～70228
無線ファックス番号	70011～4

(1) 都に緊急措置の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用要請

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を申請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (カ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

ウ 都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請

- (ア) 災害状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関、他府県等の応援のあつせんを都に求める場合等

ア 他区市、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- (ア) 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所、期間
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合（災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17）

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

2. 派遣職員の処遇及び経費の負担

派遣職員の処遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条の定めるところによる。

第3 特別区への応援要請

- (1) 23区内においては、協定に基づき、被害の軽微な区が被災区に対し、物的・人的な支援を図る。
- (2) また、災害時の区間支援における連絡調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災直後に立ち上げる。

第4 他自治体への応援要請

大災害時の応急・復興対策において、相互応援協定等を締結した自治体（山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町、群馬県前橋市）に要請を行う。

第5 自衛隊への派遣要請

1. 災害派遣要請の要求（災害対策基本法 第68条の2第1項）

災対本部長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、この場合は自衛隊法施行令第106条に準じて、下記の各事項を明確にし、要請を行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

災対本部長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

2. 自衛隊への災害状況の通知（災害対策基本法 第68条の2第2項）

通信の途絶等により、都知事へ自衛隊派遣の要請を求めることができない場合には、その旨と区における災害の状況を、自衛隊の下記部隊に通知する。なお、知事との連絡が可能となり次第、速やかにその旨を都知事に通知しなければならない。

この場合において、通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※ 自衛隊 部隊名称・住所（駐屯地名等）【資料編p604参照】

第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

3. 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に関しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救護物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33(1958)年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
広報活動	人命財産の保護等に関わる情報、自衛隊及び防災関係機関の活動状況、都、区及び防災関係機関の告示事項等について広報活動を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては臨機に所要の措置をとる。

4. 派遣部隊の受入態勢

(1) 作業分担

自衛隊の災害派遣を要請した場合は、防災機関との効率的な作業分担に配慮する。

(2) 協力態勢

派遣部隊が到着した場合は、部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ、必要な措置をとる。相互の情報を交換し、互いに各種情報の迅速的確な把握に努める。

(3) 派遣部隊の活動拠点

派遣部隊の活動拠点は、「赤羽スポーツの森公園」を原則とする。ただし、不足等が生じた場合は、災害応急措置に必要な期間、その他、区立施設を利用することができる。活動拠点の選定にあたっては被災者の避難生活の状況等に配慮するものとする。

(4) ヘリコプター発着予定地点

ヘリポートには(3)の活動拠点を利用し、不足する場合は、都と協議する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として都区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、防災関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

4 応急活動拠点の調整

担当	(災対) 危機管理室／都災対本部

1. 区の対応

- (1) 区は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都災対本部に報告する。
- (2) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、都と調整を図り、使用にあたって、オープンスペースの利用要望を都に提出する。また、使用状況を定期的に都へ報告する。

2. 都の対応

- (1) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都災対本部で総合的に調整する。
- (2) 都災対本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、防災関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- (3) オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災対本部へ報告する。
- (4) 都災対本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- (5) 都災対本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - ア 離発着場の指定
 - イ 応急対策に使用する航空機の需給調整

第6章 情報通信の確保

【基本方針】

被災状況などの災害関連情報は、防災関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

そこで本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災関係機関等の相互の通信、区民への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

予防対策	
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	
2 区民等への情報提供体制の整備	
3 区民相互の情報連絡等の環境整備	
応急対策	
1 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	
2 緊急地震速報の利用	
3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）	3－1 基本方針 3－2 情報収集・伝達態勢の確立 3－3 区の被害調査要領 3－4 都への報告
4 広報態勢	
5 相談窓口態勢	
6 区民相互の情報連絡等	

【予防対策】

1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

担当	危機管理室／都総務局

第1 区の整備状況

1. 北区地域防災行政無線

(1) 移動系無線設備

- ア 相互通信が可能で、音声通信のほか、メールによる通信も行うことができる。
- イ 平常時は、機器取扱いの習熟を図るため、一般の行政事務連絡での活用や定期通信訓練を行っている。
- ウ 警察署、消防署、医師会、鉄道事業者、区施設等に配備している。

(2) 同報系無線設備

- ア 拡声子局（屋外スピーカー）は区内に110基整備（平成30(2018)年4月現在）してある。
- イ 自主防災組織、区立小・中学校、幼稚園・保育園及び、都立学校、区施設等に災害情報の発信手段を拡充するため、新たにポケベル波式戸別受信機の配備を行った。

第2 都の整備状況

1. 基本方針

- (1) 行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡態勢を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。
- (2) 防災関係機関との情報連絡において、専用電話や衛星携帯電話、光ファイバー網による回線、災害時優先電話、業務用MCA無線等、重層的な情報連絡を行う。
- (3) 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡態勢を構築する。
- (4) 東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災関係機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。
- (5) 東京都防災行政無線は、電話、ファックス機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

2. 東京都災害情報システム（DIS）

災害時に防災関係機関等から収集した被害・措置情報等を都災対本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、区や防災関係機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

都庁LANや区等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

3. 画像伝送システム

区及び建設事務所等には画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で、現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

4. 地震被害判読システム

警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

第3 区における整備計画

区は、関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するために、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1. 北区地域防災行政無線の充実

- (1) 計画的に無線従事者の養成に努めるとともに、難聴地域解消対策として回線品質の確保を図るものとする。
- (2) すでにデジタル化が済んでいる移動系無線設備に加え、同報系無線設備についても順次デジタル化を推進していく。

2. 防災関係機関との連携

- (1) 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び移動系無線を活用するよう、東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
- (2) 関係諸機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を出来る限り事前に定めておくものとする。自衛隊には緊急持ち込みで対応する。

3. その他

- (1) 連絡員は所属機関との交信用に無線機を携帯する。
- (2) 各機関とは移動系無線による連絡態勢を確保する。
- (3) 職員等のオートバイ・自転車・徒歩等による情報連絡等の態勢を確立する。

2 区民等への情報提供体制の整備

担当	政策経営部／危機管理室

1. 各種情報伝達手段の整備と活用

- (1) 区では、区民等に対して、様々な手段を用いて災害に関する情報を提供しており、その活用を呼びかけている。

ア 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）

イ ホームページ、ツイッター、フェイスブック

ウ 防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）

エ 防災アプリ（スマートフォン対応）による情報提供

避難場所や避難所、帰宅困難者の一時滞在施設などの区内の状況について情報提供している。

オ 自動電話応答サービスの提供

防災無線の放送内容を放送後、電話で確認することができる自動応答サービスを提供している。 TEL. 0120-061-724（フリーダイヤル）

- (2) 情報提供体制のさらなる強化を図るため、今後、ソーシャルネットワークサービスの効果的な運用、デジタルサイネージ（電子掲示板）、公衆無線LANなど多様な媒体活用の検討をする。

2. CATV企業体との連携

区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、CATV企業体との協定による連携体制を図る。

3. アマチュア無線の活用

アマチュア無線家の自発的な協力によって通信網を確保する。また、災害に備え、区内のボランティア団体と協働してアマチュア無線家のネットワーク化を図る。

4. 臨時災害FM放送局システムの運用

区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、災害時における臨時災害FM放送局システムを導入した。今後は、実災害に備えた環境整備を図るとともに、運用体制を整備する。

5. 民間企業（yahoo株式会社）との協定による連携

- (1) 区内で災害が発生した際、北区公式ホームページへのアクセス集中に伴うホームページサーバーのダウンを防ぐため、民間企業と連携し、災害時にはインターネット上にキャッシュサイトを構築する。
- (2) ヤフー防災速報アプリ（スマートフォン対応）による情報を広く区民等へ提供する。
- (3) 区内の避難所等の防災情報を民間企業に提供し、平常時からインターネット上に掲載するなどして、一般に広く周知する。

3 区民相互の情報連絡等の環境整備

担当	政策経営部／危機管理室

- (1) 区民は日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう努める。
- (2) ソーシャルネットワークサービスなど新しい通信基盤を活用した情報提供態勢の整備を推進する。
- (3) 通信事業者の協力も得て、広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- (4) 鉄道事業者と連携し、駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供態勢を検討する。

【応急対策】

1 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢(警報及び注意報などの第一報)

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／警察署／消防署／都総務局／都各局出先機関／東日本電信電話㈱

第1 一般的な災害原因に関する情報の通報

都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する。

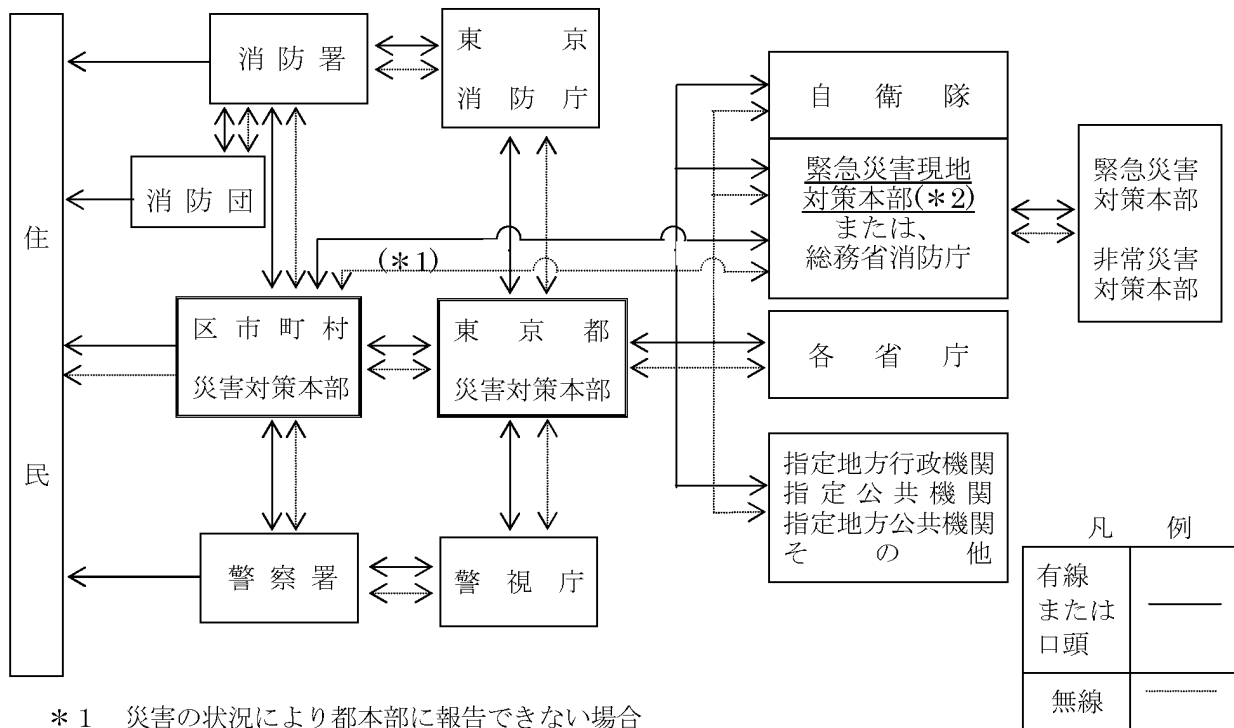
第2 津波の予警報の伝達

都、警察署または東日本電信電話㈱からの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都災対本部等の協力を得て、住民に周知する。

第3 防災関係機関の警報及び注意報などの発表・伝達

機関名	内容
都総務局	(1) 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区及びその他の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区、防災関係機関等に通報する。 (2) 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区に通知する。
都各局出先機関	都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の防災関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。
警察署	警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。
消防署	(1) 津波等の通報及び伝達 地震による津波等発生に関する一斉通報を受けた時は区民に周知する。 (2) 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を得たときは、直ちに区民に周知する。

機関名	内容
東日本電信電話(株)	(1) 警報の伝達 ア 気象業務法に基づいて気象庁からさいたまメディアウェーブに伝達された各種警報を、区及び防災関係機関に通報する。 イ 津波警報以外の警報の伝達は、ファックスにより区に通報する。 ウ 津波警報の伝達は、ファックスにより防災関係機関に通報する。 (2) 警報の取扱い順位等 警報はすべての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。津波警報（「津波警報解除」を除く。）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。警報の伝達料金は無料とする。



情報通信連絡態勢

第4 都災対本部等への連絡

- (1) 区は、都災対本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都災対本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- (3) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (4) 災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係機関から通報を受けたと

き、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般区民等に周知する。

- (5) 津波の注意報及び警報について、都又は東日本電信電話㈱からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。

第5 各放送機関との連携

- (1) 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難勧告等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。
- (2) 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
- (3) 実施機関
東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
- (4) 伝達する情報
ア 避難準備・高齢者等避難開始
イ 避難勧告
ウ 避難指示（緊急）
エ 警戒区域の設定

2 緊急地震速報の利用

担当	(災対) 各部

第1 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

第2 情報の利用

- (1) 区は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- (2) 区民や事業者の緊急地震速報についての理解を進めるために広報・周知を行うなどして対応力の向上を図る。
- (3) 区は、テレビ・ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送等の一般的に情報を入手できる方法や施設について区民に周知する。

対応の例

家庭、職場、学校等	・ 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。あわてて外に飛び出さない。 ・ 人が大勢いる施設：施設の係員の指示に従う。落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。
屋外	・ ブロック塀の倒壊等に注意。看板や割れたガラスの落下に注意して、建物から離れる。
自動車運転中	・ あわててブレーキをかけない。ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止する。
鉄道やバスなどに乗車中	・ つり革や手すりにしっかりつかまる。
エレベーターに乗車中	・ 最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢(被害状況等)

3-1 基本方針

担当	(災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

災害時に的確な応急活動を迅速に展開するためには、正確な情報を迅速に把握し、区及び防災関係機関の相互連絡を円滑に行うとともに、正確な情報を伝達することが必要である。

第1 速やかな情報の収集・伝達

災害対策本部及び各防災関係機関は、入手可能な情報の速やかな収集を図り、区内出先施設及び東京都、他の防災関係機関との相互連絡を密にし、他の機関に収集した情報を伝達する。

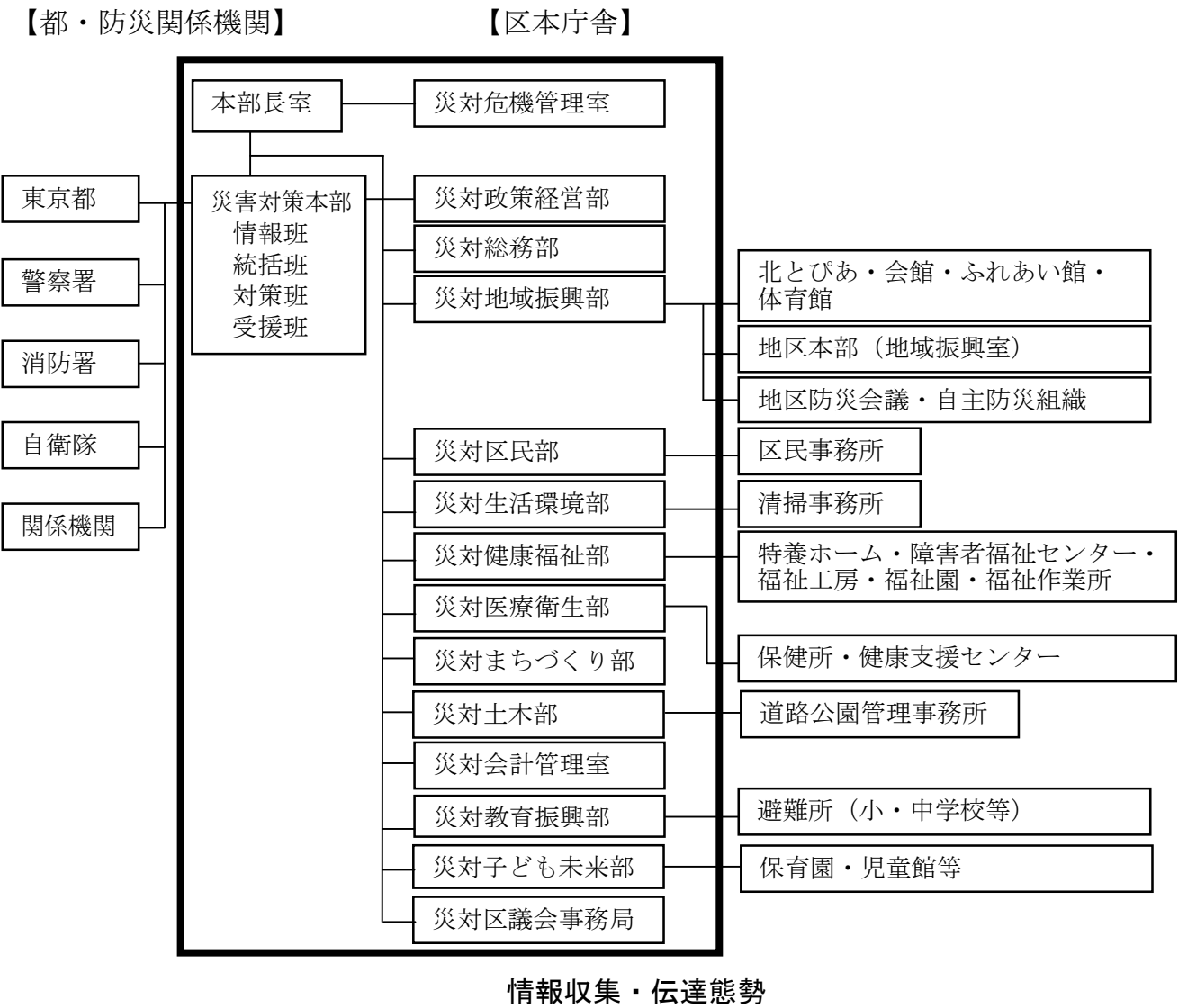
第2 北区地域防災行政無線(移動系)等の活用

災害時には、既存の有線・携帯電話の途絶や輻輳がかなり予想されるので、使用可能な既存回線を最大限活用するとともに、移動系無線等の積極的な運用を図る。

3-2 情報収集・伝達態勢の確立

担当	(災対) 各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

区災対本部における本庁舎と各出先、東京都及び防災関係機関との連絡系統は 下図のとおりである。なお、夜間・休日において、災害対策本部の態勢が整うまでの間、区の情報収集・伝達は北区防災センターの警戒待機者及び指定幹部職員が行う。



第1 区災対本部と防災関係機関との間の情報伝達態勢

本庁舎3階に設置される情報連絡室、情報収集員席で、情報班が中心となり、東京都及び防災関係機関との通信連絡、一般通報の受理等を行う。

第2 連絡責任者の配置

情報の重複、錯誤等を避けるため、区、都関係機関、防災関係機関に情報受発の総括者としてあらかじめ連絡責任者を指定する。

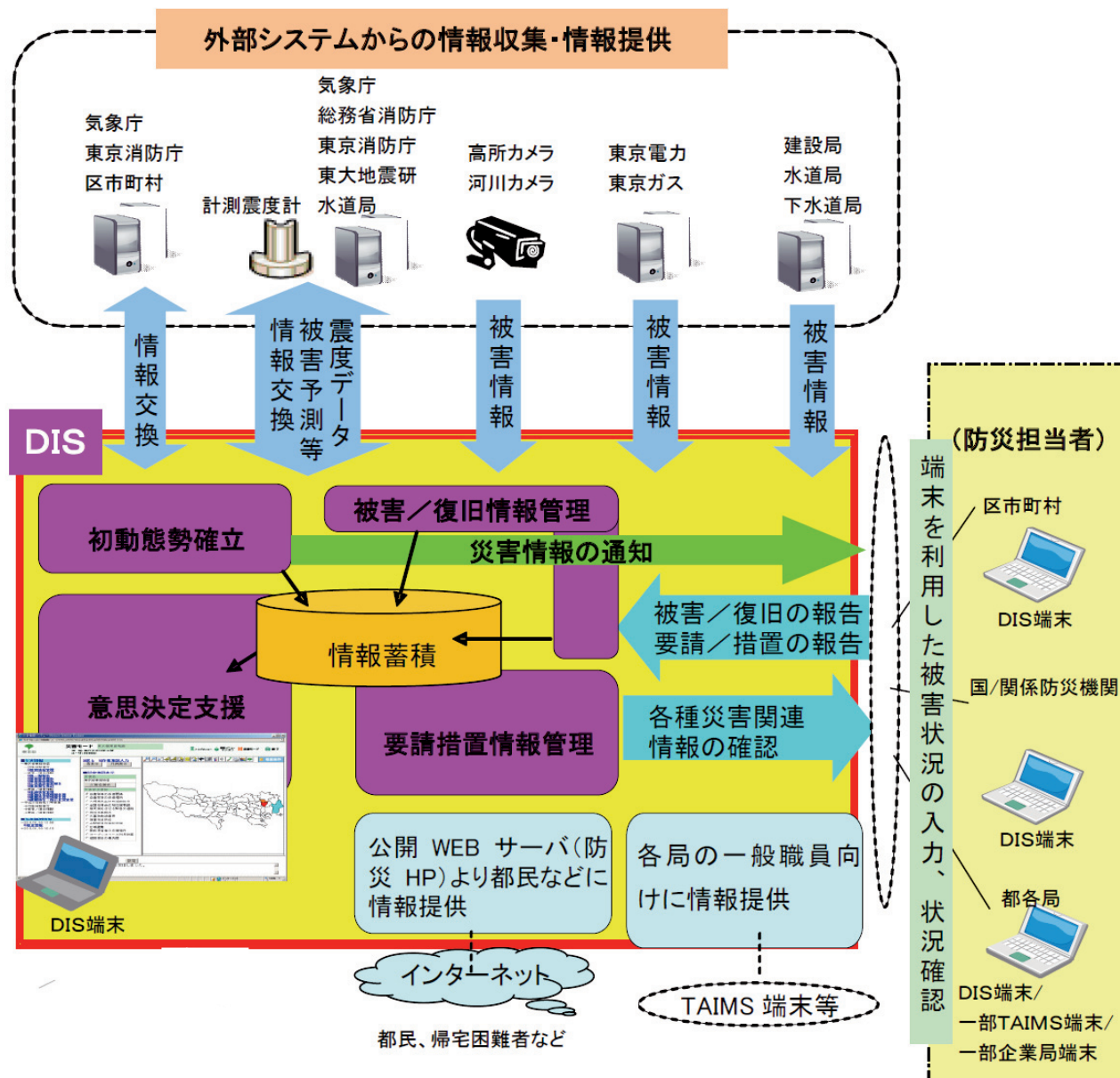
第3 連絡員の派遣

災害の状況により区災対本部と直接連絡する必要があるときは、本部の求めにより、または直接、各機関は本部長室に連絡員を派遣する。

第4 防災関係機関の情報連絡態勢

機関名	内 容
区	(1) 各出先施設との連絡は、原則その施設を管轄する災対部が担当する。 (2) 各施設の職員または本庁より派遣された職員は、有線並びに無線通信を最大限活用し、状況を順次報告または情報の収集を行う。 (3) 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。
都各局	東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により、各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 所在区市町村別の被害状況等を調査する。 (2) 国（総務省消防庁）への報告と他防災関係機関への通報を行う。 (3) 現地の状況調査及び被害状況等のとりまとめを行う。 (4) 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡を行う。 (5) 重層的な連絡態勢による外部機関との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 都への通報、関係機関との情報交換を行う。 (2) 地震被害判読システム等により災害情報を収集する。
東京消防庁	消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 地震被害予測システム等により被害予測を行う。 (2) 高所カメラ、地震被害判読システム等により災害情報を収集する。 (3) 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、防災関係機関との情報交換を行う。
その他の機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】

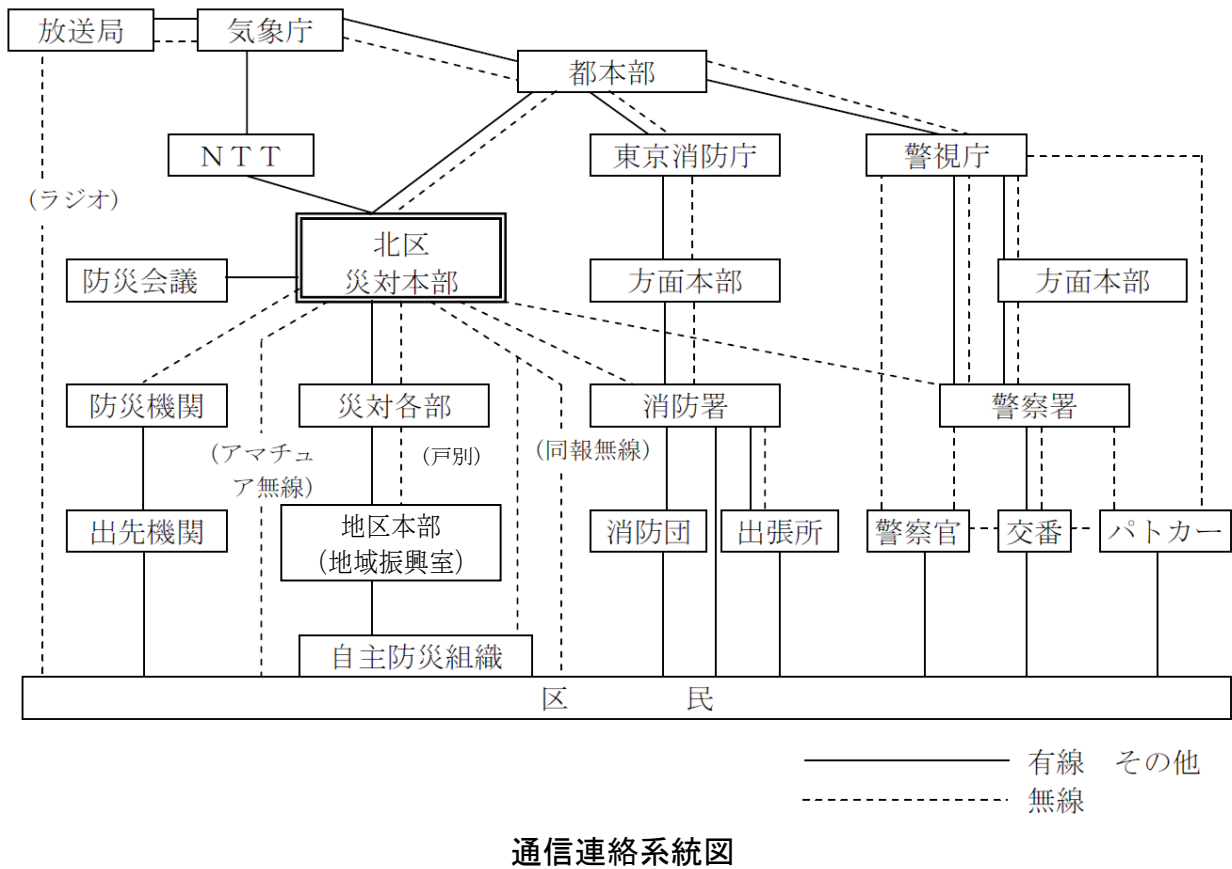


東京都災害情報システム (DIS) の場合

※ 北区防災システムの全体像【資料編p605参照】

第5 都への情報連絡

通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファックス、データ端末及び画像端末を使用して行う。なお、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加え、各種最新の通信手段の活用も図る。



3-3 区の被害調査要領

担当	(災対) 各部

第1 被害調査態勢

1. 区災对本部

- (1) 災対各部は、分掌事務に関する被害状況について、調査班を組織し現地調査を実施するとともに、所管する施設からの報告をもとに、定められた様式に従って被害情報をとりまとめる。
- (2) 警察、消防、ライフライン関係機関等からも派遣職員や無線等を通じて積極的に情報を収集する。

2. 地区本部

- (1) 各地区本部においても、管轄する区域の被害状況について、自主防災組織からの連絡員による報告等から定められた様式に従って被害情報をとりまとめる。
- (2) 消防団の各分団との被害情報の交換により、共通の認識に立つ。
- (3) 調査結果は速やかに災対地域振興部を通じて区災対本部に報告する。

第2 調査事項

・災害原因	・災害地住民の動向及び要望事項
・被害状況	・現地活動の障害事項
・応急措置状況	・その他必要な事項

第3 調査班の活動内容

調査班は、本部長の命により出動し、現地の状況を調査する。現地調査にあたっては、通信機材の有効適切な活用を図り、災対各部を通じて調査結果を災害対策本部に報告する。なお、調査の際、調査事項以外でも重要な情報を得たときは、直ちに報告するものとする。

※ 被害の認定基準【資料編p607参照】

第4 被害状況等の報告

1. 本部長室への報告

災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部長室に報告する。

(1) 報告の種類

区分	状況	内容
速報 (発生報告)	被害状況	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害対策の実施の都度、報告する。
中間報告	被害状況	災害発生後被害状況が確定するまで所掌事項について、所定の報告様式をとりまとめ、翌日報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日、前日の分についてとりまとめ報告する。
決定報告	被害状況	被害状況が確定したときは、電話または口頭により報告し、後日文書により報告する。
	措置状況	災害応急対策活動が完了した後、速やかに文章によりとりまとめて報告する。

(2) 報告事項及び報告主管部一覧表

報告事項		報告主管部
発 災 直 後	各地区別被害状況	自主防災組織→地区本部→災対地域振興部
	職員動員数	災対各部→災対総務部（職員課）
	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	避難者収容状況	避難所→災対教育振興部
	主要道路・橋りょう・河川・公園等被害状況及び障害物除去状況	災対土木部（道路公園課）
	医療・救護状況	災対医療衛生部（保健所・健康支援センター）
	物資需給状況	避難所等→災対教育振興部
	防災関係機関活動状況	防災関係機関→災対本部情報班
	人的被害状況	警察署・消防署→災対本部情報班
発 災 後 数 日 以 降	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	公共的建築物（区有施設以外）被害状況	災対まちづくり部・災対土木部・防災関係機関
	主要道路・橋りょう等被害状況及び障害物除去状況	災対土木部（道路公園課）
	文教施設（区有施設を除く）被害状況	各施設→災対本部情報班
	住家等被害状況	災対まちづくり部（都市計画課）
	河川・公園被害状況	災対土木部（道路公園課）
	がけ・擁壁等被害状況	災対まちづくり部（建築課） 災対土木部（道路公園課）
	医療機関被害状況	災対医療衛生部（保健所・健康支援センター）
	商工被害状況	災対地域振興部
	防災関係機関活動状況・鉄道不通状況	防災関係機関→災対本部情報班
	人的被害状況	警察署・消防署→災対本部情報班

2. 地区本部への報告

区の情報は、各地区本部、自主防災組織（地区防災会議）の代表者に順次伝達する。

3. 各機関の情報収集・伝達態勢

機関名	内容
都各局	(1) 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を都総務局に報告する。 (2) 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
警察署	主な収集事項は次のとおりとする。 (1) 家屋の倒壊状況 (5) 火災の拡大状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (6) 堤防・護岸等の破損状況 (3) 住民の避難状況 (7) 電気・水道・ガス・通信施設状況 (4) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (8) その他
消防署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、情報を収集し防災関係機関との相互の情報交換を図る。 ア 119番通報、加入電話及び駆付による被害状況の把握 イ 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した、被害状況の予測 ウ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 エ 消防団員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 ア 火災発生状況及び消防活動状況 イ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ウ 避難道路及び橋りょうの被災状況 エ 避難の必要の有無及び状況 オ 救急告示医療機関等の診療状況 カ その他消防活動上必要ある状況
国土交通省 荒川下流 河川事務所	河川の被害状況を把握するため、巡視を行う。また、CCTV等による情報収集にも努め、必要に応じ関係各機関に速やかに連絡する。
その他の 防災関係 機関	(1) 各防災関係機関は、所管施設に関する情報を、所定の方法により、本社等に報告する。 (2) 各防災関係機関は、区の被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、都に報告する。

3-4 都への報告

担当	(災対) 危機管理室

区は災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（都総務局災害対策部、平成5(1993)年4月）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況報告が東京都に対して出来ない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

第1 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況（被害の程度は、認定基準とする救助の種類に基づき認定する。）
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

第2 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、ファックス などあらゆる手段により報告する。）。

第3 報告の種類、期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発 災 通 知		即時	発 災 情 報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災 害 総 括
			被害情報、措置情報
要 請 通 知		即時	要 請 情 報
確 定 報	災害確定報告	応急対策が終了した後20日以内	災 害 総 括
	各種確定報告	同 上	被害情報、措置情報
災 害 年 報		翌年度4月20日	災 害 総 括

第4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告は、第2部 第12章 【予防対策】 6 災害救助法等（p342）、及び【応急対策】 7 災害救助法等の適用（p349）に定めるところによる。

4 広報態勢

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／警視庁／警察署／東京消防庁／消防署／都水道局／都下水道局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)

第1 基本方針

災害時には、区民が混乱することなく適切な判断による行動がとれるように、区や防災関係機関は一体となって、正確な情報を速やかに伝達することに努める。

第2 区からの広報態勢

区内及び区の所管施設において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。報道機関等の取材に対する広報窓口については、電話取材も含めて一本化した対応を図る。

1. 広報車による広報

- (1) 避難の勧告、指示、誘導等に関する事項
- (2) 災害状況に関する事項
- (3) 食料・物資の配給状況
- (4) 救護・衛生に関する状況
- (5) その他必要に応じて適切な事項

2. 同報系無線による広報

区は災害発生時または発生のおそれのある場合、同報系無線を活用し、拡声子局（屋外スピーカー）及びポケベル波式戸別受信機等によって区民等に対する広報活動を行う。

※ 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報【資料編p608参照】

3. インターネット等による広報

- (1) 区は災害発生時または発生のおそれのある場合、ホームページ、防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）などを活用し、区民等に対する広報活動を行う。
- (2) CATV等との連携を図り、区民等に対する広報活動を行う。
- (3) ツイッター、フェイスブックなど多様な媒体も活用する。

4. 防災関係機関への広報

各防災関係機関についても、移動系無線により区が把握している被害状況や避難者情報、応急活動状況を伝え、相互連絡をとることにより、それら機関を通じて現場への広報を実施する。

5. その他の広報手段

- (1) 「災害対策本部ニュース（仮称）」を発行し、避難所等に無線ファックスで速報するほか、区施設、駅、店頭等で配布する等多様な手段を講じる。

- (2) ホームページを利用して「災害対策本部ニュース（仮称）」などを公開し、広域的な情報提供にも努める。

6. 避難勧告等の情報伝達

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都区域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 避難準備・高齢者等避難開始
- イ 避難勧告
- ウ 避難指示（緊急）
- エ 警戒区域の設定

7. 要配慮者への情報提供

区は、多様な広報手段を活用、また民生児童委員など地域の人材と連携を図り、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

第3 防災関係機関による広報

機関名	広報内容等
警視庁	1. 広報内容 (1) 避難を必要とする情報 - ア 火災の発生及び延焼状況 - イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ - ウ 津波のおそれ - エ がけ（山）崩れのおそれ - オ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ (2) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 - ア 余震、津波等の気象庁の情報 - イ 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し - ウ ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し - エ 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し - オ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し - カ 交通規制の実施状況及び渋滞情報 - キ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 - ク その他混乱防止等を図るための情報 (3) デマ・流言打ち消し情報 2. 広報手段 - ア トランジスターメガホン - イ 交番(駐在所)備付けマイク - ウ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー - エ ヘリコプター、警備艇 - オ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ - カ ホームページ等

機関名	広報内容等
消防署	1. 広報内容 ア 「地震その時10のポイント」等の周知 イ 火災、水災に関する情報 ウ 東京版救急受診ガイド及び救急告示医療機関等の診療情報 エ 出火防止、初期消火の呼びかけ オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ カ 避難勧告又は指示に関する情報 キ その他区民が必要としている情報 2. 広報手段 ア 消防車両等の拡声装置等 イ 消防署、消防団の掲示板への掲示 ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 エ ホームページ等を活用した情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
東日本旅客鉄道(株)	1. 広報内容 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 2. 広報手段 (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ(http://www.jreast.co.jp/)等で区民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
東京地下鉄(株)	1. 広報内容 駅における広報案内。被災状況、列車の不通線区や開通見込みを掲示及び構内放送等により行う。また、列車内においては、乗り換え線の情報提供等を行う。 2. 広報手段 被災線区、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客への周知・案内を行う他、テレビ・ラジオ・ホームページ等にて都民への情報提供を行う。
東日本電信電話(株)	(1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット等により周知する。

第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】

機関名	広報内容等
	(3) 交換機の輻輳等が発生し災害伝言ダイヤル「171」を提供した場合、報道機関、自治体との協力態勢により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する他、必要に応じて広報車等により利用案内を実施する。
東京電力 パワーグ リッド(株)	(1) 広報内容 ア たれ下がった電線には絶対に触れないこと。 イ 使用中の電気器具のコンセントはただちに抜くこと。 ウ 外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (2) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。 (3) 利用者からの再点検申込等を迅速適切に処理するため必要な受付態勢を確立する。 (4) 利用者からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受け付けはもとより、本社・総支社・電力所及び火力発電所などの能率的受付処理態勢を確立しておく。 (5) (1)及び(2)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページや区の協力を得て、防災行政無線（同報系）も活用する。また広報車等により直接当該地域へ周知する。
東京ガス(株)	(1) ガスが出ない場合 震度5程度以上の地震が発生した場合は、ガスメーターが自動でガスをしゃ断する。ガスが出ないときは、簡単な復帰操作でガスの供給を再開することができるため、復帰操作を行うよう周知する。 ア ガスの復帰操作方法 (ア) すべてのガス機器を止める (イ) ガスメーターの左上にある黒いキャップを外す (ウ) 中にある黒いボタン（復帰ボタン）を奥までしっかり押してゆっくり手を離す (エ) 操作終了後3分間待ち、赤いランプの点滅が消えればガスが使える (2) ガス臭いときや、復帰操作をしてもガスが出ないとき 火気使用は厳禁、ガス栓・ガスメーターの元栓を閉め、直ちに東京ガスへ連絡するよう周知する。 (3) 供給を停止した場合 大地震によりガスの供給が停止した場合は、供給停止区域、供給停止件数情報、復旧情報を周知する。 (4) 広報手段 ホームページで行うほか、テレビ、ラジオ等の報道機関や警察署、消防署、区の協力を得て周知する。

機関名	広報内容等
都水道局	1. 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 浄水場・給水所の状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他区民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針、給水拠点の周知方法 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 2. 広報手段 (1) 広域的広報は、給水対策本部広報担当が都災対本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。
都下水道局	区・防災関係機関と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請について住民に広報する。
日本郵便 (株)	1. 広報内容 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 2. 広報手段 ア 郵便局窓口や局前等に掲出 イ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。
首都高速 道路(株)	1. 広報内容 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 2. 広報手段 ラジオ等各種メディア、首都高ホームページ、各種道路情報提供設備（標識・情報板・料金所看板等）

5 相談窓口態勢

担当	(災対) 各部／警察署／消防署

第1 区の対応

区は、区内3か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）の生活相談総合窓口をはじめとする相談所を適宜開設し、また巡回相談・出前型相談を実施し、要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を防災関係機関に連絡する。

第2 警察署の対応

区警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

第3 消防署の対応

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、被災者に対する出火防止などの各種相談、説明、案内にあたる。

6 区民相互の情報連絡等

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室

- (1) 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
- (2) 区は、通信事業者と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。
- (3) 区は、報道機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- (4) 区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護等対策

【基本方針】

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

そこで本章では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資機材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の基盤整備、遺体の火葬について示す。

予防対策	
1 初動医療体制の整備	1－1 情報連絡体制等の確保 1－2 医療救護活動の確保 1－3 負傷者等の搬送体制の整備 1－4 防疫体制の整備 1－5 在宅難病患者への対応
2 医薬品・医療資機材の確保	
3 医療施設の基盤整備	
4 遺体の取扱いに関する体制整備	
応急対策	
1 初動医療態勢	1－1 医療情報の収集伝達態勢 1－2 初動期の医療救護活動 1－3 負傷者等の搬送態勢 1－4 保健衛生態勢
2 医薬品・医療資機材の供給	
3 医療施設の確保	
4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	
復旧対策	
1 防疫体制の確立	
2 火葬	

【予防対策】

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

担当	北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部

第1 都全域及び各二次保健医療圏における情報連絡体制の構築

- (1) 都は、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターが、都全域や二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、区や防災関係機関等と連携し、情報連絡体制を構築する。
- (2) 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

第2 区における情報連絡体制の構築

- (1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「北区災害医療コーディネーター」を設置している。
- (2) 区は、地域の災害医療が円滑に進むように、北区災害医療コーディネーター等に協力して薬事に関する調整を行う「北区災害薬事コーディネーター」を設置している。
- (3) 北区災害医療コーディネーターがその機能を発揮できるためには、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握することが重要である。そのため、区は緊急医療救護所となっている医療機関等に北区地域防災行政無線（移動系）を配備するとともに、さらなる情報連絡体制を構築する。

災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対し医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
北区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対し医学的な助言を行う、区が指定するコーディネーター
北区災害薬事コーディネーター	薬事の観点から北区災害医療コーディネーターをサポートし、医療救護活動を円滑に行うため、区が指定するコーディネーター

医療対策拠点等

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の防災関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

※上記のほか、区は、平成24(2012)年度より災害医療運営連絡会を定期的に開催し、災害医療に関する方策を検討している。

1-2 医療救護活動の確保

担当	北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部

第1 東京DMATとの連携

- (1) 都は、東京DMATを擁する東京DMAT指定病院25病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
- (2) 東京消防庁は、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平時からの連携訓練・情報共有等を図る。
- (3) 区では、災害時の被害状況等に応じて迅速な対応支援ができるよう、日頃から防災関係機関との連携に努める。

※ 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）

東京DMATとは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームのことをいう。チーム編成は原則として医師1名、看護師等2名の計3名を基準とする。

第2 医療救護班等の確保

- (1) 災害時の速やかな医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成に向けて、北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会等との間に締結した「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等を基に、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。
- (2) 区は、発災後速やかに、緊急医療救護所及び医療救護所の医療救護活動や、在宅療養者の医療を支援する「医療救護活動拠点」を北区保健所等に設置する。区災害医療コーディネーターを中心として活動し、地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用する。
- (3) 区は、発災直後から超急性期にかけて、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対す

第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護等対策【予防対策】

る応急処置及び搬送調整を行う「緊急医療救護所」の設置場所を、災害拠点病院等との間に締結した「緊急医療救護所の設置に関する協定書」等に基づき災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に確保する。

- (4) 区は、急性期以降に、地域医療が回復するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む）への対応や避難者の健康相談等に対応するための「医療救護所」の設置場所を、学校避難所に確保する。
- (5) 災害時に妊婦への適切な対応を行うため、区は、妊婦救護所を設置する。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難所生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

区 分		主な活動内容
0	発災直後	○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所等の運営 ○ 医薬品の供給
2	急性期	○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢性期	
5	中長期	

医療救護所等の区分

名 称	説 明
緊急医療救護所	超急性期において、区が災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所で、急性期以降、近接病院等の状況から閉鎖を判断する。
医療救護所	概ね急性期以降に、区が学校避難所等に設置・運営する救護所で、地域医療が復旧するまでの間の医療機能を確保し、軽症者（慢性疾患等を含む）への対応や避難者の健康相談等を実施する場所 地域の医療機能や避難所の状況から、巡回による活動の実施や閉鎖を判断する
医療救護活動拠点	緊急医療救護所及び医療救護所の医療救護活動や、在宅療養者の医療を支援する場所として設置する拠点で、地域医療情報の集約、連絡調整、医薬品等の中継、応援医師やDMATの活動の拠点として活用する。

医療救護所等一覧

分類	組織・施設	所在地	備考
緊急医療救護所	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	医療機関
	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6	
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12	
	王子生協病院	北区豊島3-4-15	
医療救護所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	学校避難所
	赤羽岩淵中学校	北区赤羽2-6-18	
	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ヶ原3-5-12	
医療救護活動拠点	北区保健所/王子健康支援センター	北区東十条2-7-3	区施設
	赤羽健康支援センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川健康支援センター	北区西ヶ原1-19-12	

第3 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- (1) 都は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。
- (2) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

担当	地域振興部／北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／都総務局／都福祉保健局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部

- (1) 搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所及び医療救護所（以下、「医療救護所等」という。）までは自主防災組織が対応し、医療救護所等から災害拠点病院などの医療機関までは都及び区が対応する。
- (2) 区は、都、国、防災関係機関等と協議の上、自衛隊、警察災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースをあらかじめ確保する。
- (3) 都及び区は、車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。
- (4) 国及び都は、災害拠点病院等への傷病者数を踏まえ、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）を確保・運営するなどして、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）から非被災自治体医療施設への円滑な重症者等の搬送体制の整備に努める。

1-4 防疫体制の整備

担当	健康福祉部／北区保健所／都福祉保健局／東京都獣医師会北支部

第1 防疫用資機材の備蓄等

- (1) 初期防疫活動は、保健所等の現有防疫用資材を使用することから、防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- (2) 都は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社及び他縣市等からの受入・調達計画を策定しておく。
- (3) 都は、防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。

第2 被災動物の保護体制の整備

- (1) 区は、動物愛護及び危害防止の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関して、東京都獣医師会北支部や都、動物保護団体、ボランティア等の協力を得ながら、被災動物のための救護所の開設等、動物救護活動体制を整備する。
- (2) 飼い主は、自助の観点から、ペットフードやケージ等を備えるとともに、災害時の対応について近隣や獣医師等と話し合いをしておく。

1-5 在宅難病患者への対応

担当	健康福祉部

- (1) 区は、平時から在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者を把握し、都や医療機関等と連携した救護体制や搬送体制を検討する。
- (2) 特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に基づき、都や医療機関等とも連携し、避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだ「災害時個別支援計画」の作成等を進める。

2 医薬品・医療資機材の確保

担当	北区保健所／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社

第1 区における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 災害時のより一層の迅速な対応等に向けて、北区薬剤師会等との間に締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」をもとに、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。
- (2) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会、北区薬剤師会等と協議の上、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- (3) 北区薬剤師会及び災害薬事コーディネーターと連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数か所設置する）や運営方法、医薬品・医療資機材の納入先や搬送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。
- (4) 医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に北区薬剤師会及び卸売販売業者と協定締結も含め協議しておく。

第2 災害拠点病院等における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
- (2) 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第3 都における医薬品・医療資機材の確保対策

- (1) 都医療救護班や医療救護所等に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資機材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- (2) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機材の備蓄及び医薬品等を確保する。

第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護等対策【予防対策】

- (3) 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ防災関係機関と協議しておく。

医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
 イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
 ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる。（都に事前連絡が必要）
 エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。

3 医療施設の基盤整備

担当	都総務局／都福祉保健局／都病院経営本部

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、都が主体となって災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

災害拠点病院等の定義

指定区分	位置づけ	病院の指定
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院	基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院 災害拠点病院の指定要件 ア 原則として200床以上の病床を有する救急救命センターもしくは第二次救急医療機関であること イ 建物が耐震・耐火構造であること ウ 適切な容量の受水槽の保有や優先的な給水協定の締結などにより、災害時の診療に必要な水を確保すること等
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院	災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院

(1) 都の指定病院等

- ア 地域災害拠点中核病院（医療対策拠点）・・・帝京大学医学部附属病院
- イ 区内の災害拠点病院・・・東京北医療センター
- ウ 区内の災害拠点連携病院・・・救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
- エ 近隣の災害拠点病院・・・都立駒込病院、東京女子医科大学東医療センター

※ 北区内の救急病院【資料編p611参照】

都の指定病院等一覧（平成29(2017)年4月現在）

分類	組織・施設	所在地
地域災害拠点中核病院	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
区内の災害拠点病院	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56
区内の災害拠点連携病院	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19
	王子生協病院	北区豊島3-4-15
	神谷病院	北区神谷1-27-14
	赤羽東口病院	北区赤羽1-38-5
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11
近隣区の災害拠点病院	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10

4 遺体の取扱いに関する体制整備

担当	区民部／生活環境部／警察署／都福祉保健局／陸上自衛隊

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案*等の各段階において、区及び防災関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

1. 遺体安置場所の確保

被害想定を前提に、以下の要件を踏まえ遺体安置場所の確保について検討しておく。

- (1) 安置するスペース
- (2) 安置する期間（長期間が予想される）
- (3) 水等ライフラインの確保
- (4) 必要な資機材の確保と搬入

2. 遺体安置のための資機材の確保

区は、棺、ドライアイスなど必要な資機材について、備蓄の活用、（葬祭関係）事業者等や他自治体への協力要請により調達確保する。

あらかじめ、必要な資機材については、被害想定等を踏まえ、必要数量を試算して

第2部 施策ごとの具体的計画

第7章 医療救護等対策【予防対策】

おくとともに、（葬祭関係）事業者等との事前協定、他自治体との応援協定等による調達・確保する体制を構築しておく。

※ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

【応急対策】

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月)	避難所生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

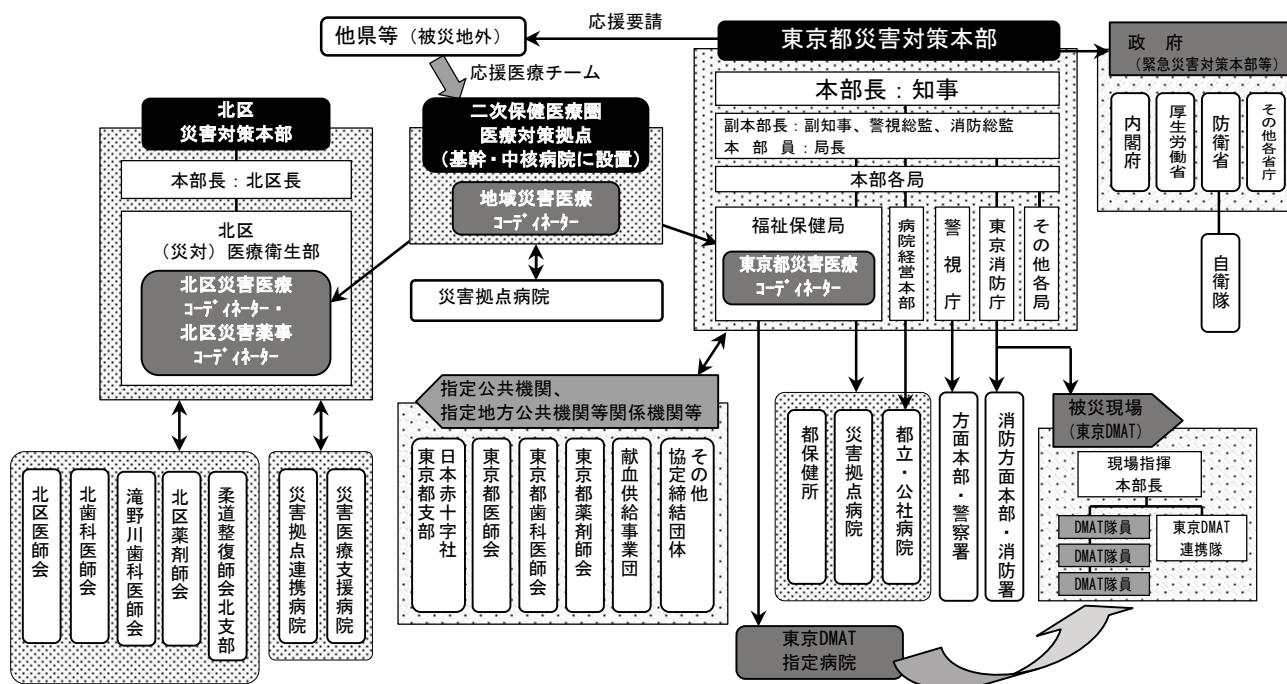
【主な医療救護活動】

区 分		主な活動内容
0	発災直後	○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所等の運営 ○ 医薬品の供給
2	急性期	○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢性期	
5	中長期	

1 初動医療態勢

1-1 医療情報の収集伝達態勢

担当	(災対)医療衛生部／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部



発災直後の連携体制(イメージ)

第1 医療情報の一元化

- (1) 医師会館に設置した地域防災無線等を利用して、北区保健所が医療情報を管理する。
- (2) 北区保健所に、区民に医療情報を提供するための、窓口を設置する。
- (3) 北区保健所の無線設備等が使用できない場合は、無線設備等が復旧するまで災害対策本部で情報の管理を行う。

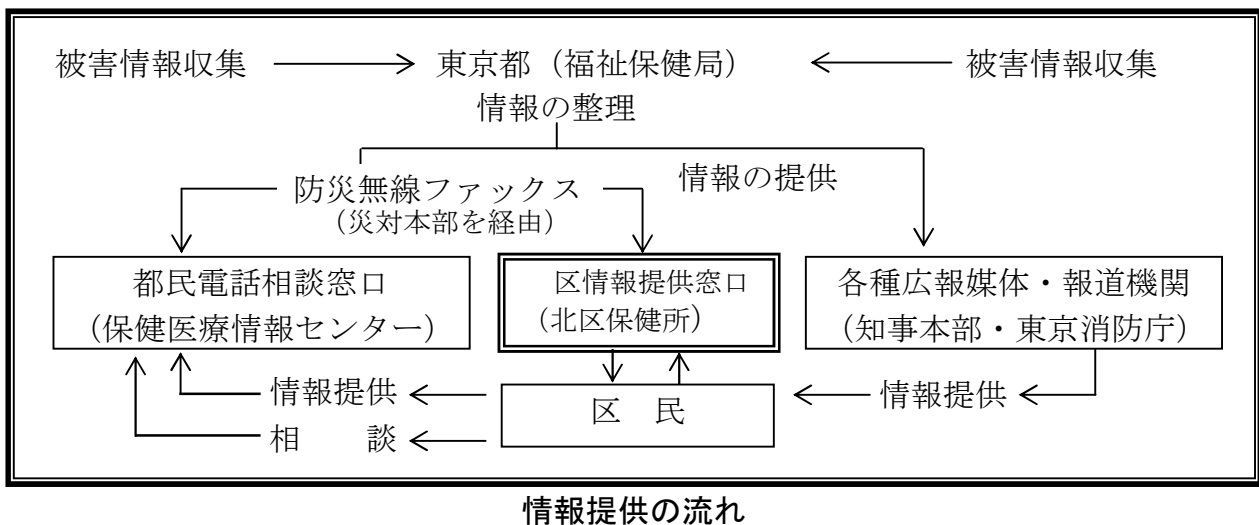
第2 医療機関等の被害情報の収集

- (1) 都は、東京都災害医療コーディネーターを中心に、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など防災関係機関と連携して、被害状況及び医療機関の活動状況、他県のDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- (2) 都は、二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターを中心に収集する。
- (3) 都は、収集した医療情報を区等の防災関係機関に提供する。
- (4) 都は、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に対し、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況などを周知する。

- (5) 北区保健所（災対医療衛生部）は、北区医師会及び区災害医療コーディネーター等や防災関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所、病院及び薬局の被害状況や活動状況について情報収集し、区災対本部及び二次保健医療圏内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

第3 区民への情報提供

- (1) 北区保健所の情報提供窓口、災害広報車、ホームページ等、様々な情報提供ツールを通じて、医療情報（医療救護所、診察可能病院・医院）を区民に提供する。
(2) 医療情報提供は、避難所や地区本部においても行う。

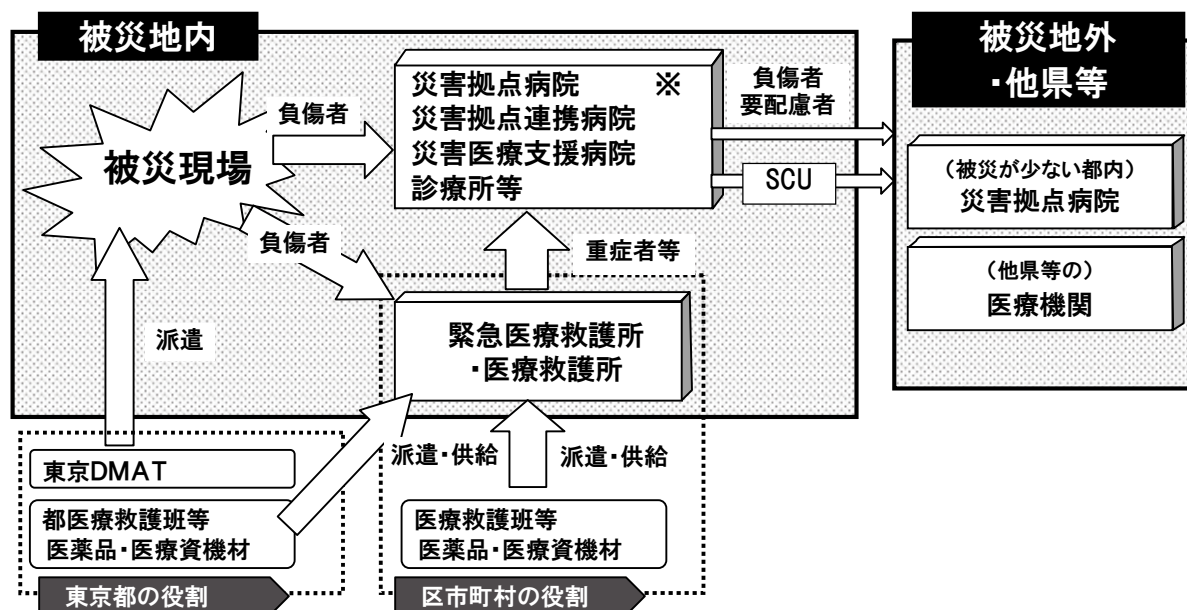


1-2 初動期の医療救護活動

担当	(災対) 医療衛生部／消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／東京DMAT／日本赤十字社

第1 都における初動期の医療救護活動の流れ

- (1) 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
(2) 東京DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
(3) 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日本赤十字社東京都支部に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）や日本赤十字社救護班の編成を要請し、派遣する。
(4) 都の医療救護班は、「災害時医療救護活動マニュアル」「災害時歯科医療救護活動マニュアル」及び「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。



災害時医療救護の流れ

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

第2 区における医療救護の流れ

- (1) 災害時における医療救護は、区が一次的に実施する。その際、北区災害医療コーディネーター及び北区災害薬事コーディネーター等の助言を受け、医療救護活動等を統括・調整する。
- (2) 区は、北区医師会等との協定により、災害時の医療救護体制を整える。
- (3) 北区医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、北区医師会は初動後直ちに区に報告する。この報告があったものについては、北区の要請があったものと見なす。
- (4) 区が応援の必要性を認めた場合、または、東京都が応援の必要性を認めた場合には、東京都が編成する医療救護班を、区が設置する医療救護所などに派遣し、医療活動を実施する。

第3 医療救護所等の開設

- (1) 緊急医療救護所の設置：災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所
(次表のとおり)
- (2) 医療救護所の設置：学校避難所7校（区内7地区に各1校）
- (3) 医療救護活動拠点の設置：区施設3か所

医療救護所等一覧

分類	組織・施設	所在地	備考
緊急医療救護所	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	医療機関
	花と森の東京病院	北区西ケ原2-3-6	
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12	
	王子生協病院	北区豊島3-4-15	
医療救護所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	学校避難所
	赤羽岩淵中学校	北区赤羽2-6-18	
	桐ヶ丘中学校	北区桐ヶ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ケ原3-5-12	
医療救護活動拠点	北区保健所/王子健康支援センター	北区東十条2-7-3	区施設
	赤羽健康支援センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川健康支援センター	北区西ケ原1-19-12	

災害拠点病院等一覧（平成29(2017)年4月現在）

分類	組織・施設	所在地
地域災害拠点中核病院	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
区内の災害拠点病院	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56
区内の災害拠点連携病院	花と森の東京病院	北区西ケ原2-3-6
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19
	王子生協病院	北区豊島3-4-15
	神谷病院	北区神谷1-27-14
	赤羽東口病院	北区赤羽1-38-5
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11
近隣区の災害拠点病院	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10

第4 医療救護班等の編成・派遣

(1) 北区医師会への派遣要請

ア 区は、北区医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。

イ 北区医師会の活動は、別に定める「災害時の医療救護活動についての協定書」によるものとする。

第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護等対策【応急対策】

(2) 歯科医師会への派遣要請

ア 区は、北歯科医師会及び滝野川歯科医師会に対し、歯科医療救護班の派遣を要請する。

イ 歯科医師会の活動は別に定める「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」によるものとする。

(3) 北区薬剤師会への派遣要請

ア 区は、北区薬剤師会に対し、薬剤師班の派遣を要請する。

イ 北区薬剤師会の活動は、別に定める「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」によるものとする。

(4) 柔道整復師会北支部

ア 柔道整復師会北支部に対し、柔道整復師の派遣を要請する。

イ 柔道整復師会の活動は、別に定める「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」によるものとする。

(5) 東京都助産師会北地区分会

ア 東京都助産師会北地区分会に対し、助産師の派遣を要請する。

イ 東京都助産師会北地区分会の活動は、別に定める「災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定書」によるものとする。

(6) 東京都に対する応援救護医療班の派遣要請

医療救護体制が不足する場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて都に対して応援を要請する。

医療救護班等の活動内容

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護 (5) 死亡の確認 (6) 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤等 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

第5 医療体制の充実

応急医療体制の充実を図るため、防災関係機関等に人員の派遣を要請する。

- (1) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア
- (2) 赤十字奉仕団
- (3) 他自治体への派遣要請
- (4) ボランティア医療関係者の受入れ、活用

第6 東京消防庁の支援

東京消防庁は、都から医療救護所等の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し、以下の内容について支援する。

- (1) 傷病者の収容先医療機関の選定
- (2) 収容先医療機関への搬送
- (3) 傷病者の応急処置

第7 東京DMATとの連携

- (1) 医療救護班は災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。
- (2) 都は、必要に応じて東京DMAT指定病院へDMAT出動要請を行い、各病院は、東京DMATを編成・待機する。東京DMATは、東京消防庁とともに被災現場へ出動し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。

1-3 負傷者等の搬送態勢

担当	(災対)地域振興部／(災対)医療衛生部／消防署(東京消防庁)／都総務局／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部

第1 負傷者等の搬送

- (1) 搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは自主防災組織が対応し、医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。
- (2) 医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者が発生した場合は、区災対本部等に搬送を要請する。
- (3) あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。
- (4) 区は、搬送手段を有する機関と連携し、緊急度や搬送人数等に応じて、次により搬送手段を確保する。
 - ア 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
 - イ 庁有車等による搬送を行う。
 - ウ 東京消防庁等に搬送を要請する。
- (5) 災害拠点病院等へ患者の転送を行う場合、転送を行う患者データを病院間で共有しあう。

- (6) 国及び都は、災害拠点病院等への搬送患者数を踏まえ、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を確保・運営するなどして、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）から被災地外の医療施設への円滑な重症者等の搬送に努める。

第2 医療スタッフの輸送

- (1) 原則として区が派遣する医療救護班等については区が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。
- (2) 車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに輸送手段の拡充を図る。

1-4 保健衛生態勢

担当	（災対）総務部／（災対）健康福祉部／（災対）医療衛生部／都福祉保健局／東京都獣医師会北支部

第1 保健活動

- (1) 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- (2) 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- (3) 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (4) 区単独では対応が困難な場合は、都に対して応援を要請するほか、区が独自に他区市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (5) 都は、関係区市等との応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (6) 都と連携して、派遣職員の受入れ及び輸送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- (7) 保健活動班における災対医療衛生部の役割は、次のとおりである。
- ア 保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として防災関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。
- イ 避難者や在宅生活者の健康相談を行う。
- ウ 食品営業施設等の監視指導等を行う。
- エ 医師、保健師、環境・食品衛生監視員等各種活動班に必要な人員を確保する。
- オ 被災状況に応じた活動内容及び活動班（応援班を含む）の派遣先を決定する。
- カ 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。
- キ 各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう防災関係機関との連携を図る。

第2 医療相談体制

区は、都と協力して心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、次のような対応をとる。

- (1) 本庁舎、医療救護所等拠点となる施設に、必要に応じて医療相談窓口を適宜設置し、保健活動班を派遣する。
- (2) 保健活動班は、医療相談、健康相談、被災者の状況把握に努める。

第3 こころのケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。

被災後の混乱状況下において、被災住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えた適切なメンタルヘルスケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

- (1) 保健活動班は、避難所において、保健師とボランティアの連携による被災患者との対話でのケアを中心に実施する。
- (2) 重症の被災患者については、都が中心となって専門精神相談員、精神科医から構成する巡回精神相談チームが対応するものとし、区は前述チームの活動について、体制や状況等に応じて各種支援する。
- (3) 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- (4) 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

第4 在宅難病患者への対応

- (1) 区は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- (2) 区は、医療機関等及び都と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

第5 在宅人工呼吸器使用者への対応

- (1) 区等は、「在宅人工呼吸器使用者リスト」を基に、医療機関等と連携して在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- (2) 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- (3) 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第6 透析患者等への対応

1. 都の対応

- (1) 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、防災関係機関に情報を提供する。

第2部 施策ごとの具体的計画

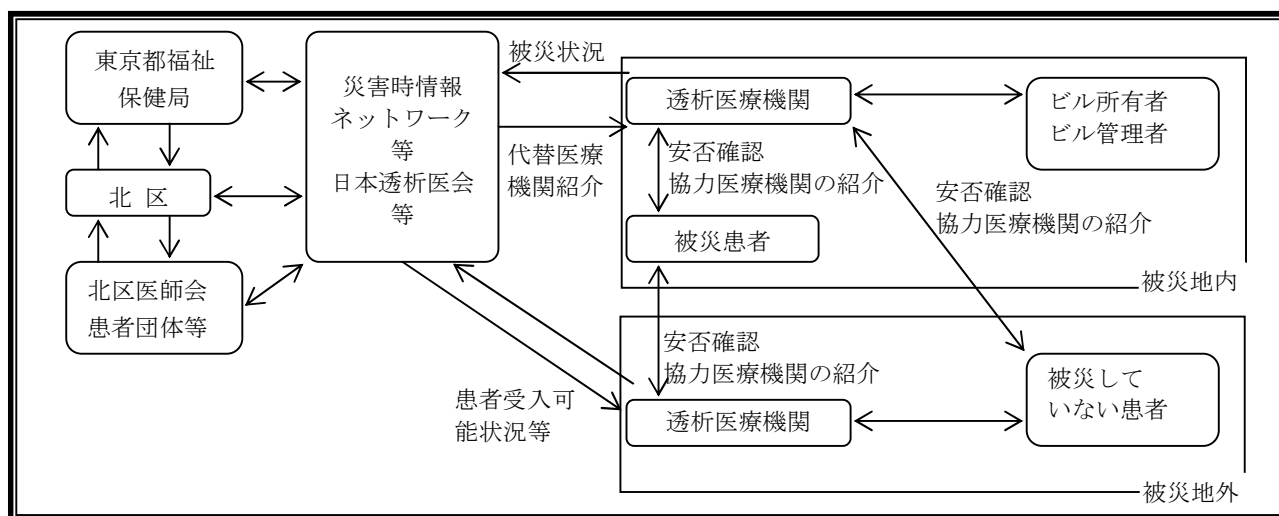
第7章 医療救護等対策【応急対策】

- (2) 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について防災関係機関と調整する。
- (3) 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

2. 区の対応

都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき保健衛生対策の充実に努める。

- (1) 区は、都、医師会及び透析医療機関等と協力して、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、東京都に報告する。
- (2) 透析医療機関及び患者からの問い合わせがあった場合、区は都を経由して情報を収集し、提供する。
- (3) 「東京都区部災害時透析医療ネットワーク」の情報等を参考にする。



透析患者の災害時透析医療情報連絡体制系統図（ビル診療所の場合）

第7 被災動物の保護

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体・ボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。

(1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を3か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

2 医薬品・医療資機材の供給

担当	(災対)医療衛生部／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団

- (1) 区は、北区薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や医療救護所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。なお、災害薬事センターのセンター長は災害薬事コーディネーターが務めるものとする。
- (2) 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。
【災害薬事コーディネーターの業務】
災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。
 - ① 医薬品等の管理に関する調整業務：医療救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
 - ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
 - ③ 薬事関係者の関係業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等
- (3) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会と協議の上、医療救護所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、北区と北区薬剤師会の間で締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」に基づき調達する。なお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- (4) 備蓄及び北区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、北区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。
- (5) 医薬品等の卸売販売業者等は、都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
- (6) 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。
- (7) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

3 医療施設の確保

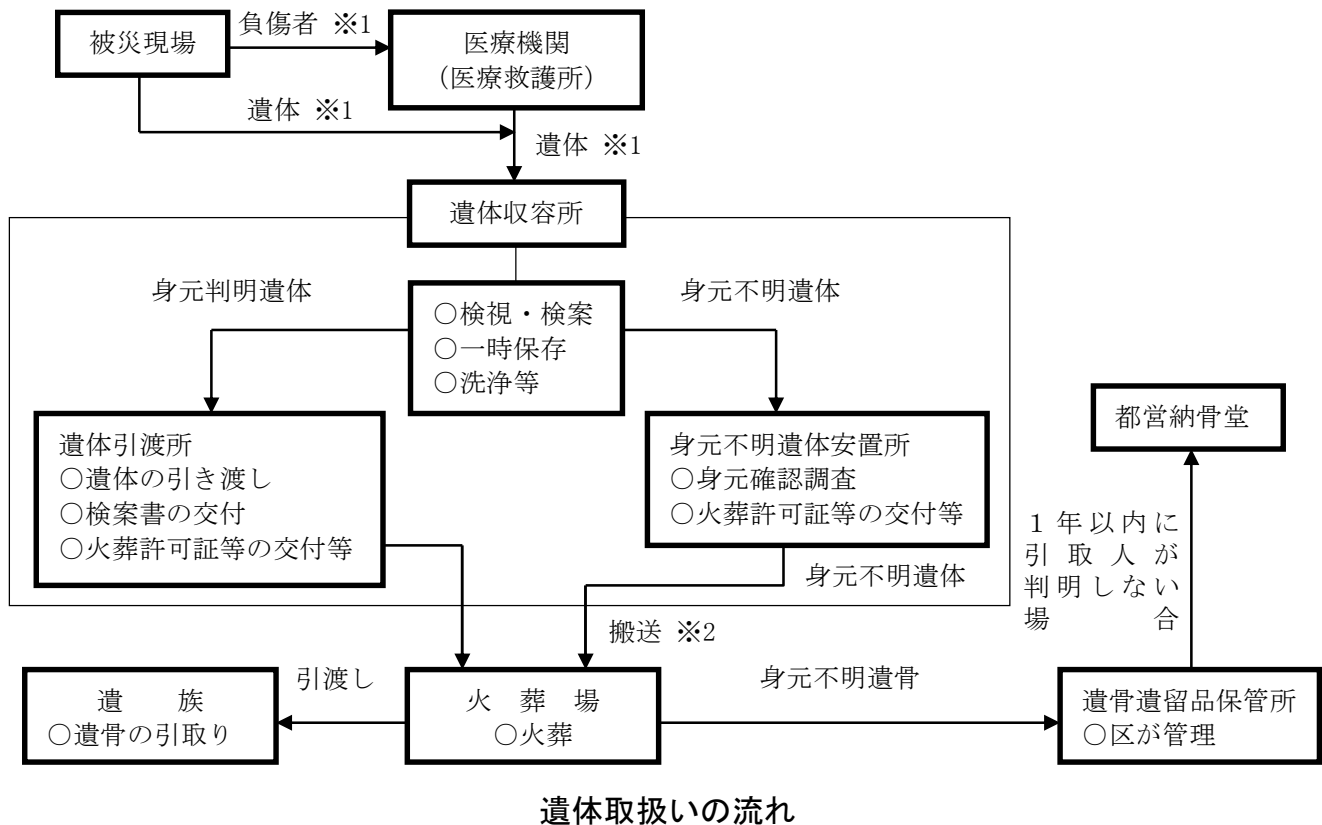
担当	(災対)医療衛生部／都福祉保健局／都総務局／都病院経営本部／自衛隊／第三管区海上保安本部

- (1) 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、都が主体となって、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
- (3) 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
- (4) 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、併せて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。
- (5) 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）は、傷病者搬送のための巡視船艇、航空機又は医療施設を有する巡視船を出動させる。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

担当	(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／警察署（警視庁）／都福祉保健局／都総務局／陸上自衛隊／各防災関係機関

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。遺体の取扱いについては、死者の尊厳に十分配慮することとする。



※1 警察署は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請する。

第1 遺体及び行方不明者の搜索

遺体及び行方不明者の搜索は、迅速な対応が求められる。区、警察、自衛隊、ボランティア等防災関係機関が連携し、協力を得て実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 防災関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。 (2) 必要な場合、作業員の雇い上げ、資機材等借り上げを行う。 (3) 行方不明者の搜索及び遺体を発見・収容した場合には、区は次の書類を整備する。 ア 救助実施記録日計表 イ 遺体搜索状況記録簿 ウ 搜索用機械器具燃料受払簿 エ 遺体搜索用関係支出証拠書類
警察署	(1) 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (2) 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 (3) 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 (4) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
陸上自衛隊 第1師団等 災害派遣部隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期するとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。 (2) 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分	内 容
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）

区 分		内 容
国庫負担	対象となる経費	(1) 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 (2) 捜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1) 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2) いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

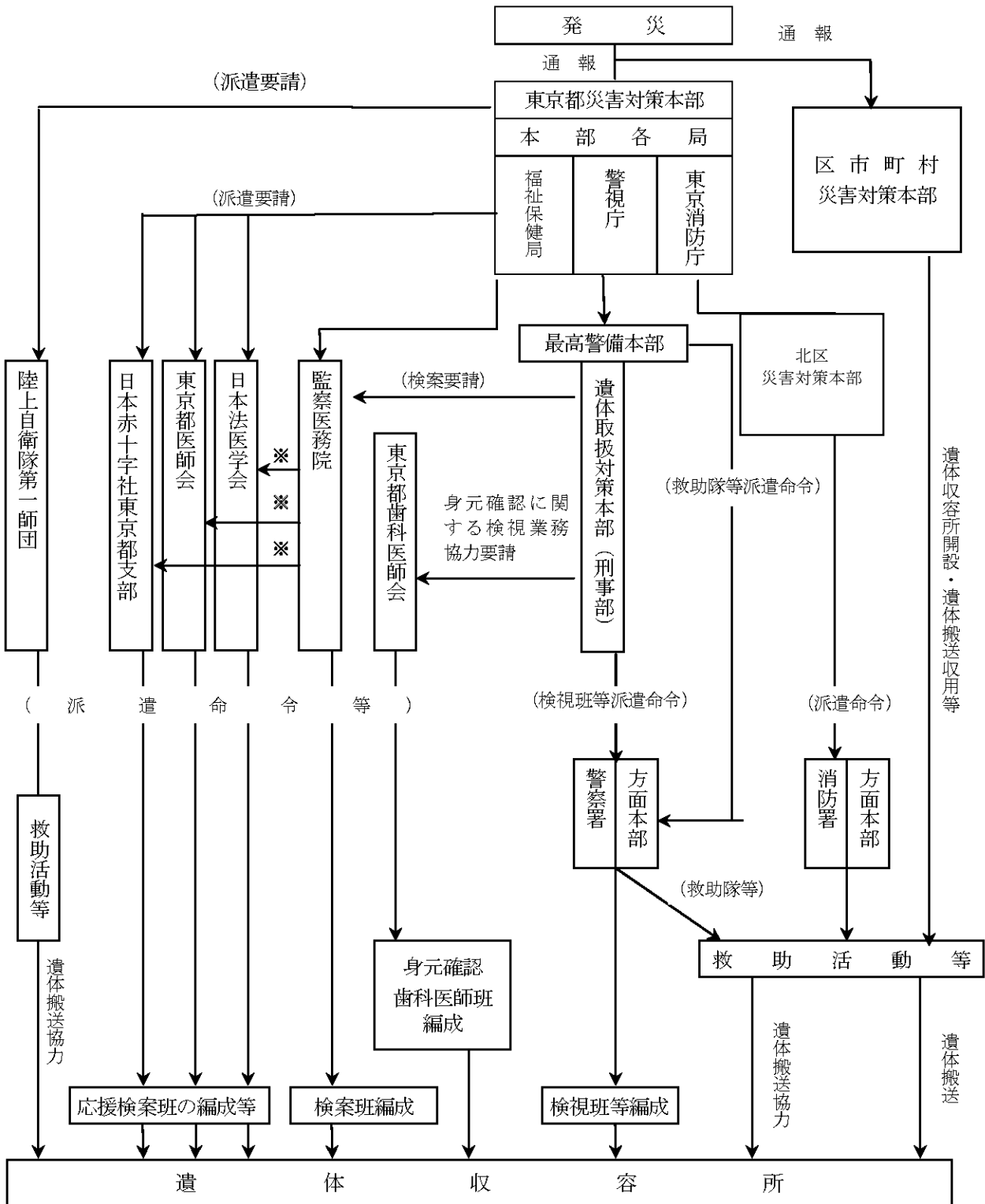
【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分	内容
遺体処理の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都に申請する。
国庫負担の対象となる経費	遺体の一時保存のための経費 (1) 既存建物を利用する場合：借上費は通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合：一体あたり5,000円以内 (3) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用：遺体一体あたり3,300円以内（平成18(2006)年度基準）

第2 遺体の搬送(遺体収容所まで)

- (1) 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- (2) 搬送は、警察署への通報や状況に応じて、防災関係機関への協力依頼、作業員の雇上げ、ボランティアの活用等を行う。
- (3) 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・日時・場所・状況・身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
- (4) 都は、区及び防災関係機関等との連絡調整を実施する。
- (5) 都は、状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護等対策【応急対策】



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

第3 遺体収容所の設置

区は、災害発生後、速やかに遺体収容所を開設し、都及び警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。

(1) 区の業務

- ア 遺体収容対策本部の設置、広報、防災関係機関との連絡調整等
- イ 遺体収容所への管理責任者の配置
- ウ 遺体搬入、収容受付、遺体処理票のチェック
- エ 身元確認、身元不明遺体の管理、引取不可の遺骨の管理
- オ 検視の補助、遺体洗浄、腐敗防止
- カ 検案・遺体検案書の発行の補助
- キ 遺体検案書の受取、死亡届及び埋火葬許可証の発行
- ク 火葬場への遺体の搬送及び随行、遺体(遺骨)の引渡し、遺体処理票回収
- ケ 本部との情報交換、遺体処理票整理、収容所内情報伝達
- コ 物資の調達及び管理、協定業者からの受入れ
- サ 区の対応のみで十分でないと認められるときの、都及び防災関係機関への応援要請

(2) 遺体の一時保存・管理

遺体の安置・保存に必要な柩等の物品を事前に備蓄、または調達等により確保する。遺体の腐敗防止のため、都と連携して必要に応じて作業員を雇いあげるなどして要員を確保し、遺体の洗浄・縫合・消毒の処置を実施する。遺体収容状況に関し、報道機関への情報提供など、住民広報に努める。

なお、遺体の一時保存・管理に関しては、事前に次の書類を用意する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

第4 検視・検案・身元確認等

検視・検案は、原則として遺体収容所において集中的に実施することとし、区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように都及び警察署と連携を図る。

機関名	活動内容
区	(1) 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 (2) 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
警察署	(1) 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 (2) 検視班は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 (3) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。
都福祉保健局	(1) 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 (2) 検案体制が都の対応能力のみでは十分でないと認められときは、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 (3) 検視・検案に必要な資機材が不足する場合、関係団体に支援を要請する。
北区医師会	区の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
北歯科医師会 滝野川歯科医師会	区及び警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。

第5 遺体の身元確認

時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 (4) 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警察署	(1) 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2) 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 (3) 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。

第6 区民への死亡者に関する情報提供

区は、大規模災害に伴う死者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、区役所庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

第7 遺体の遺族への引き渡し

区は、警察署や防災関係機関と連携し、警察署の「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

第8 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

- (1) 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- (2) 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行する。

第9 遺体の搬送(遺体引渡所及び身元不明遺体安置所から火葬場まで)

- (1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容対策本部が災害遺体送付票を作成のうえ指定された火葬場に送付する。
- (2) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し遺骨遺留品保管所に送付する。遺骨及び遺留品の引き取りを希望するものがあるときは、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ、引き渡す。
- (3) 火葬場までの搬送に必要な霊柩車、寝台車を葬祭業者等に依頼し、確保（燃料の確保も考慮）する。また、他の車両の活用も図る。
- (4) 各収容所の火葬班は、遺体・遺骨の紛失等が起きないように、遺族とともに火葬場までの搬送に随行する。

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

担当	(災対) 医療衛生部／都福祉保健局

第1 各班の役割

- (1) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成、または担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。
- (2) 防疫活動の実施状況について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。
- (3) 防疫活動の実施にあたって区の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または北区医師会、北区薬剤師会等に協力を要請する。都が実施する防疫活動について協力する。

1. 防疫班

- (1) 避難所等の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。
- (2) 医療救護班、保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。特に、避難所開設後は速やかに行う。
- (3) 健康調査等を行った結果、必要に応じて就業制限・入院勧告などを行う。
- (4) 食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。
- (5) 避難所において、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

2. 消毒班

- (1) 感染症の蔓延を防止するために必要がある場合は、患者宅・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- (2) 避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

3. 防疫検水班

- (1) 被災家屋、避難所、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行いまたは消毒薬を配布して指導する。
- (2) 被災地の井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するかまたは消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

4. 食品衛生指導班

保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

- (2) 仮設店舗等の衛生指導
- (3) 食品集積所の衛生確保
- (4) 避難所の食品衛生指導（以下は、主な留意点）
 - ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ウ 手洗いの励行
 - エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - カ 情報提供
 - キ 殺菌・消毒剤の手配、調整
- (5) 食中毒発生時の対応
- (6) その他食料品に起因する危害発生の防止

5. 環境衛生指導班

都が示した「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」をもとに、マニュアルを作成し、保健衛生対策の充実に努める。

- (1) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握
- (2) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定
- (3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保
- (4) 避難住民間のプライバシーの確保
- (5) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、室内環境の保持や寝具類の衛生確保などのための助言・指導
- (6) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

第2 感染症対策

- (1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、区は都と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- (2) 区及び都は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- (3) 区は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- (4) 都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- (5) 区は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

第3 入浴サービスの提供

1. 基本方針

避難所で生活する被災者、自宅が被害を受けライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態と心身の疲労回復を図る。

（災対）医療衛生部等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

2. 提供方針

（1）公衆浴場の再開支援

ア 区内において業務再開可能な公衆浴場を把握する。

イ 再開可能な公衆浴場に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。

ウ 被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

（2）宿泊施設への協力要請

区内のホテル等の宿泊施設への協力要請を行う。

（3）要配慮者への配慮

ア 入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保・都への要請を行う。

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

（4）夏季における対応

夏季には、発汗等の影響による不衛生、アトピー性皮膚炎などの悪化が深刻な問題となるため、入浴サービスの強化を図る。

第4 被災動物の保護

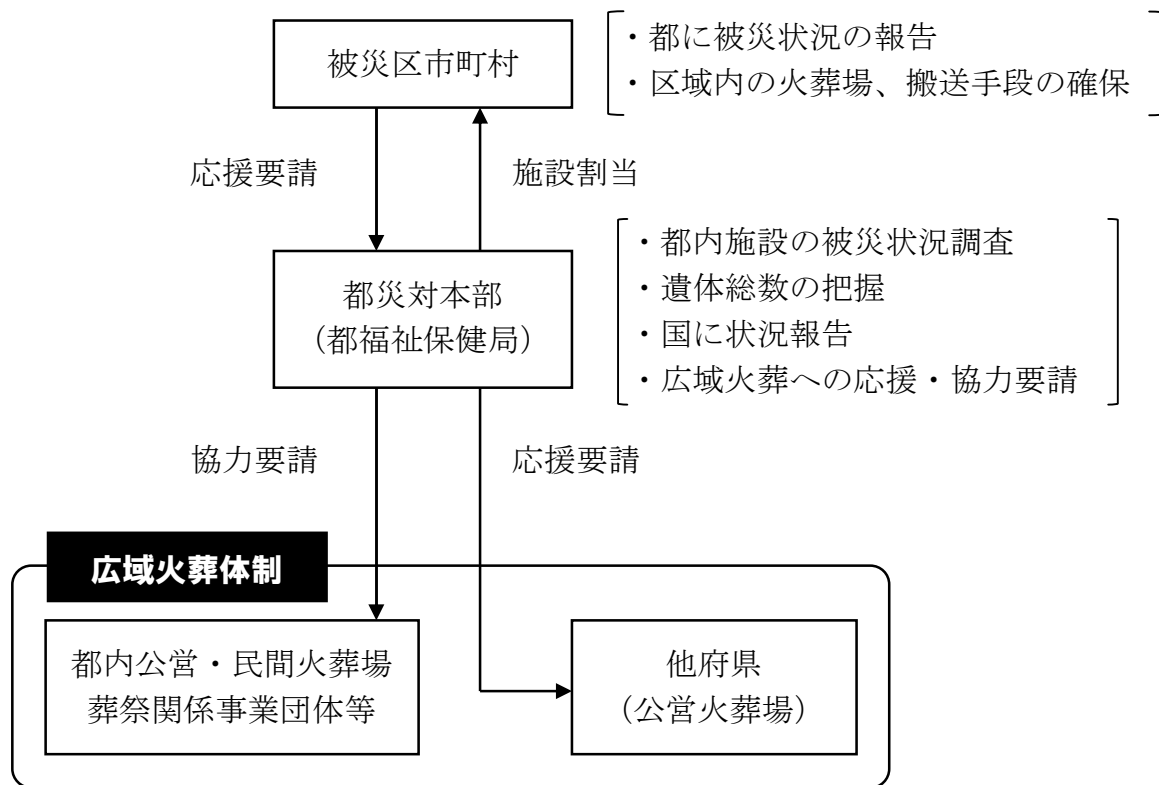
区は、被災動物の保護に関して都、関係団体等が設置する「動物救護本部」を中心とした保護活動へ協力する。

2 火葬

担当	（災対）区民部／（災対）生活環境部／警察署／都福祉保健局／都建設局

第1 広域火葬の実施

都内で広域火葬が実施される場合、都の調整のもと、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬を行う。区は、都県と調整を図り、また都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して、広域火葬の円滑な実施に努める。



火葬体制

機関名	活動内容
都福祉保健局	(1) 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都災対本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 (2) 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定する。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 (3) 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 (4) 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 (5) 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 (6) 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	(1) 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 (2) 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

機関名	活動内容
区	(1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 (2) 平常時の使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、搬送も含め、都や応援協定に基づく他自治体に広域火葬の応援・協力を要請する。 (3) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 (4) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 (5) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に定める車両（以下「緊急通行車両」とする。）により行う。 (6) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

第8章 帰宅困難者等対策

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、北区内においても大きな混乱が生じることが想定される。事業者や学校などにおいては、従業員や児童・生徒等を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。また、要配慮者を優先とする帰宅困難者の搬送についても、国や東京都を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そこで本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取組を示しており、これらを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指す。

予防対策	
1 帰宅困難者対策条例等の周知徹底	
2 帰宅困難者への情報通信態勢整備	
3 一時滞在施設の確保	
4 徒歩帰宅支援のための態勢整備	
応急対策	
1 駅周辺での混乱防止	1－1 駅周辺の混乱防止
	1－2 集客施設及び駅等における利用者保護
	1－3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ
2 事業者等における帰宅困難者対策	
復旧対策	
1 徒歩帰宅者の代替輸送	1－1 鉄道運行情報等の提供
	1－2 代替輸送手段の確保
2 徒歩帰宅者の支援	

【予防対策】

1 帰宅困難者対策条例等の周知徹底

担当	危機管理室／地域振興部／教育振興部／警察署／消防署／都総務局／都教育庁 ／都生活文化局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／東京商工 会議所北支部／一般社団法人北産業連合会／北区商店街連合会

第1「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」「共助」「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

そこで、都及び区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例及び東京都帰宅困難者対策実施計画について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第2「北区帰宅困難者対策基本方針」の策定

区では、東日本大震災での区の対応や「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」等を経て、北区における帰宅困難者対策の課題として「都と連携した一時滞在施設の確保」「各主体による備蓄の責務、対策の促進」等を抽出し、整理してきた。

このたび都が公布した「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえて、区では、区民・事業者等の一層の安全安心を図るため、「北区帰宅困難者対策基本方針」を次のように定める。これに基づいて、各種対策を推進していく。

1. 区民、区内事業者向けの方針

(1) 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進

区内事業者に対し、従業員分に加え10%程度余分の備蓄の促進やオフィスの室内環境を保持するためのオフィス家具の転倒・落下・移動防止対策を推進する。区民に対する家族の3日分の備蓄の促進に加え、区外に在勤する区民に対する職場での個人備蓄の促進を推奨する。また、帰宅困難者対策を事業所防災計画に反映させておく。

- (2) 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発
帰宅行動の端緒となるのは離れた場所にいる家族の安否確認がとれないことが主な原因であることから、あらかじめ家族内で安否確認方法や災害時の対応を話し合うことの必要性を周知する。

2. 徒歩帰宅者向けの方針

- (1) 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報
徒歩帰宅者の安全を確保するために、都で指定する帰宅支援対象道路以外に、区で帰宅支援対象道路を指定するとともに、駅前滞留者、徒歩帰宅者等に一時滞在施設等で帰宅手法等の案内及び広報を行う。
- (2) 沿道の帰宅支援ステーション等の整備による安全・安心の確保
帰宅支援対象道路沿道の災害時帰宅支援ステーション等の活用、デジタルサイネージ（電子看板）やインターネット等通信媒体を使った情報提供ツールの整備を図ることで、水・トイレ・各種情報を提供し、より一層の安全・安心を確保する。

第3 事業者における施設内待機計画の策定

1. 従業員等の施設内待機に係る計画の作成

- (1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画に反映させておく。
- (2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取り組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- (3) テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- (4) 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

2. 備蓄の推進

- (1) 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の一斉帰宅抑制のための従業員等の備蓄の考え方を踏まえ、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく。

※「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より

一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について【資料編p613参照】

- (2) 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。
- (3) 高層ビルに所在する企業等は、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

- (4) 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。
ただし、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- (5) 事業者は、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

3. 施設の安全確保に向けた取り組みの実施

- (1) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- (2) 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- (3) 高層ビルでは、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

4. 発災時における従業員等との連絡手段・手順の検討

- (1) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。

ア 外出する従業員等の所在確認

- (ア) 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。
- (イ) 被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、複数の手段を使うことが望ましい。

- (ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言ダイヤル171

- (イ) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP 電話、専用線の確保 等

- (2) 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

（例）毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

5. 帰宅ルールの設定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

6. 施設内待機等に係る訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的の実施する。あわせて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行うとともに、施設内待機等に係る計画等に反映させる。

7. 関係団体との連携

(1) 東京商工会議所北支部、一般社団法人北産業連合会、北区商店街連合会等は、ポスター・パンフレット等の配布や企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。

(2) 地域住民と関係団体会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、関係団体において連携協力体制を整備する。

第4 駅前滞留者対策協議会の設置

(1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都、鉄道事業者及び区は、ともに連携し、所轄の警察署・消防署、駅周辺事業者等を構成員とする「駅前滞留者対策協議会」を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

(2) 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

地域の行動ルール

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業者、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- (3) 区では、これまで平成25(2013)年度に赤羽駅前滞留者対策協議会、平成26(2014)年度には、王子駅前滞留者対策協議会、平成27(2015)年度には、田端駅前滞留者対策協議会を設置した。
- 地域の行動ルールの策定に取り組み、駅から徒歩圏内にある学校や公共施設を滞留者の一時的な受入場所を指定し、食料や飲料などの支援物資を供給する支援体制の構築を行っていく。

第5 集客施設及び駅等の利用者保護

1. 利用者の保護に係る計画の作成

- (1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画（BCP）に反映させておく。
- (2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。
- (3) テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- (4) 冊子等により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。
- (5) 利用者保護に係る計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような態勢の整備に努める。

2. 発災直後の利用者の案内手順等の検討

- (1) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
- この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）通学の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資（例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等）を検討してあらかじめ備えておく。また、可能な限り優先的

に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応を検討する。

3. 施設の安全確保に向けた取り組みの実施

- (1) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- (2) 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- (3) 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

4. 備蓄の推進

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておく。

5. 利用者保護に係る訓練の実施

- (1) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。そして、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- (2) 停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

第6 学校等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 区教育委員会及び学校管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- (2) 学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を講ずる。

第7 区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機または避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

平常時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておく
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤル（171）や遠くの親戚など、災害時の連絡先をあらかじめ家族で決めておく
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみる
災害時	状況の確認	慌てずラジオ等で状況を把握し、それから行動する
	無理な行動はしない	家族等の安否が確認できた場合、無理に帰宅しない

2 帰宅困難者への情報通信態勢整備

担当	危機管理室／警察署／都総務局／通信事業者

- (1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）」を基に、国・都・区・事業者等は取組を進めていく。
- (2) 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための態勢を構築する。
- (3) 都のホームページに開設された「帰宅困難者対策ポータルサイト」等を活用し、各種情報提供を行う。
東京都「帰宅困難者対策ポータルサイト」
http://www.bousai.metro.tokyo.jp/kitaku_portal/index.html
- (4) 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。
- (5) 警察署は、適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材を整備しておく。
- (6) 区は、帰宅困難者の一時滞在施設など区内の状況について情報提供できるように、平成29(2017)年3月より、NTTタウンページ(株)が配信するスマートフォンアプリ「防災タウンページアプリ」において、北区独自の情報や機能を提供している。当アプリは23区全域を対象としてリリースされており、他区の防災拠点等も確認できることから、区民が区外で帰宅困難者になった際にも活用できる。

3 一時滞在施設の確保

担当	危機管理室／地域振興部／都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

- (1) 都は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約7万人確保）。

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より

一時滞在施設の考え方【資料編p614参照】

- (2) 区は、都の指定する一時滞在施設とあわせ、北区の区立施設として、北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請する。
- (3) 区は、11の地元事業者との間で、「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結した。事業者は、区の要請等に応じてあらかじめ定めた協定内容に基づき一時滞在施設の開設・運営を行う。
- (4) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について要請する。国が所有・管理する施設については、区又は都からの申請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- (5) 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。
- (6) 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- (7) 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の防災関係機関において情報共有する。
- (8) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。
- (9) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、区民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう努める。

エ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より

一時滞在施設の運営【資料編p616参照】

4 徒歩帰宅支援のための態勢整備

担当	危機管理室／東京都／通信事業者／事業者／学校

- (1) 都は、混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。
- (2) 区は、都と連携し、帰宅困難者等への情報提供体制を整備して区民や事業者等に周知する。
- (3) 区は、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民や事業者等に周知する。
- (4) 区は、徒歩帰宅者が円滑に区内を通過し帰宅できるよう、区内帰宅支援対象道路を指定している。

第1 帰宅支援対象道路

- (1) 都は、帰宅支援対象道路として指定した路線について都民へ周知を図る。
- (2) 区は、都が指定した帰宅支援対象道路（3路線）沿道を中心に、災害時帰宅支援ステーション等を活用し、水、トイレの確保を図る。
- (3) 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けのデジタルサイネージ（電子看板）や案内地図を配置し、活用する。

※ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第2 災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、都立学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

- (1) 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
- (2) 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するガイドラインを事業者配布する。
- (3) 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- (4) 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。
- (5) 区内でのみ営業する事業者とは、区は協定を締結する等、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- (6) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

第3 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 区等の行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするよう行う。
- (3) 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

【応急対策】

1 駅周辺での混乱防止

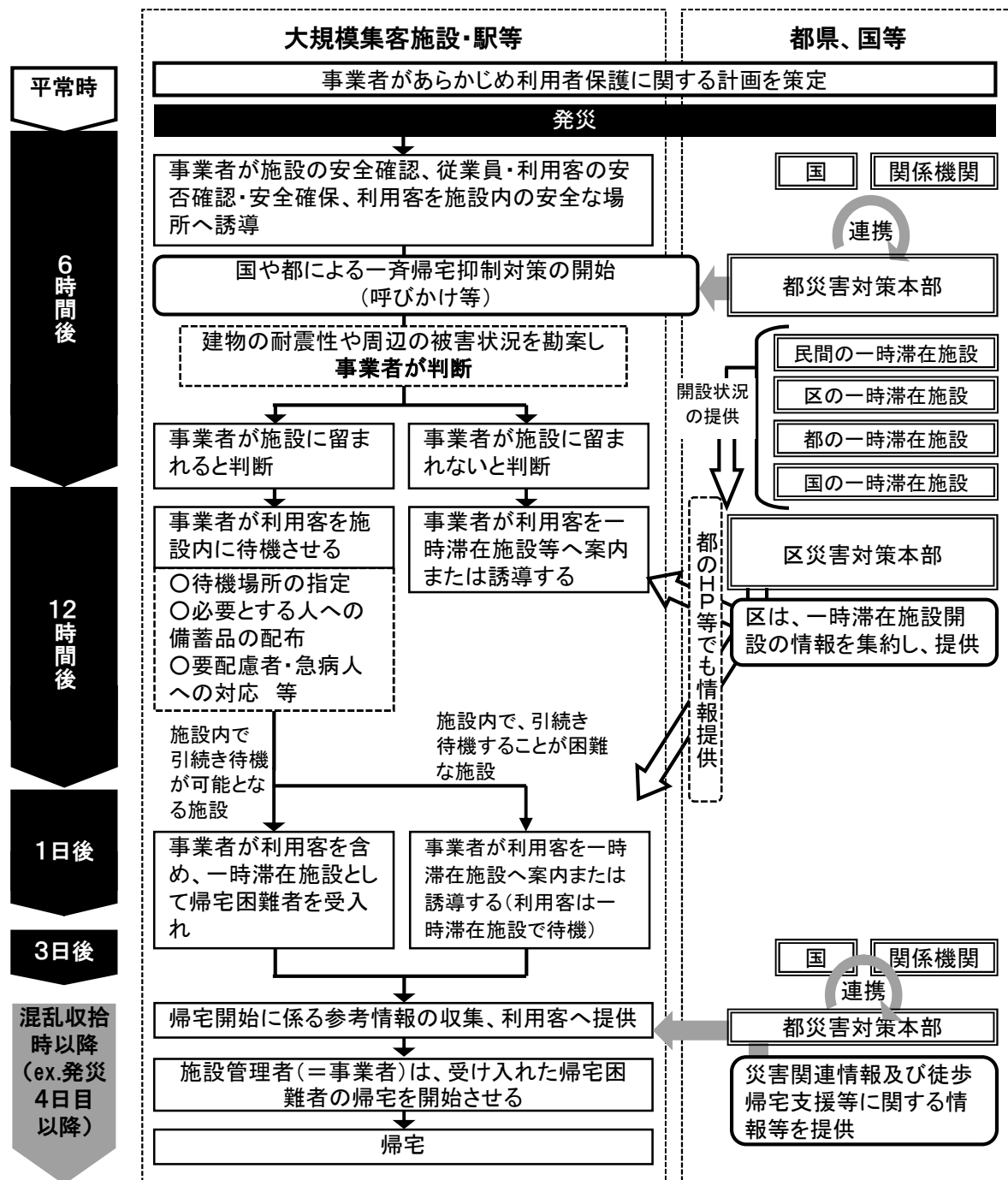
1-1 駅周辺の混乱防止

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等

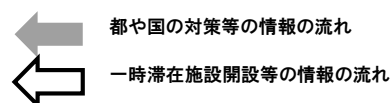
- (1) 発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
- (2) 都は、都災対本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
- (3) 区は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- (4) 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
- (5) 消防署は、区に対して、災害情報の提供と駅周辺の二次災害防止に係る支援を行う。

1-2 集客施設及び駅等における利用者保護

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／集客施設及び駅等の事業者／鉄道事業者／都総務局／国



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー

第1 集客施設及び駅等の事業者

1. 施設の安全性の確認

(1) 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認

区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

(3) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2. 一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、区や防災関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や防災関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

3. 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や防災関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

4. 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や防災関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

5. 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や防災関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

第2 鉄道事業者

(1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

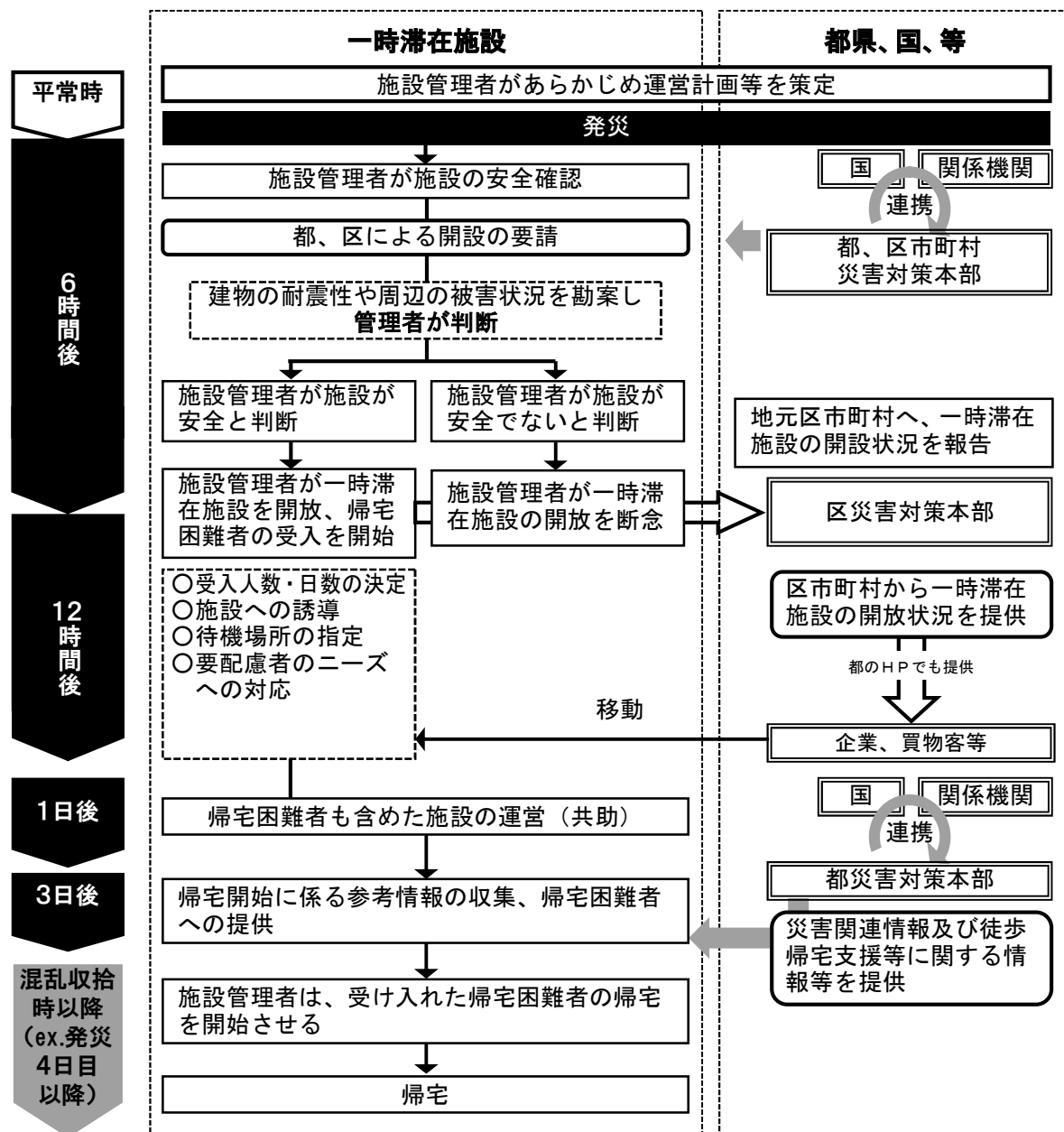
(2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第3 区、都、国

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

担当	一時滞在施設となる施設



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

一時滞在施設運営のフロー

都や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

- (1) 施設管理者は、発災時の区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

- (2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、概ね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）

- (ア) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- (ウ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- (エ) 施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

- ・「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」
- ・「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」
- ・「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。」
- ・「負傷者の治療等、施設において対応できない事項。」等

- (オ) 電話、特設公衆電話、ファックス、Wi-Fi等の通信手段の確保

- (カ) 区等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入れ等（概ね12時間後まで）

- (ア) 帰宅困難者の受入開始
- (イ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- (ウ) 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
- (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告

ウ 運営態勢の強化等（概ね1日後から3日後まで）

- (ア) 受入者も含めた施設の運営
- (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

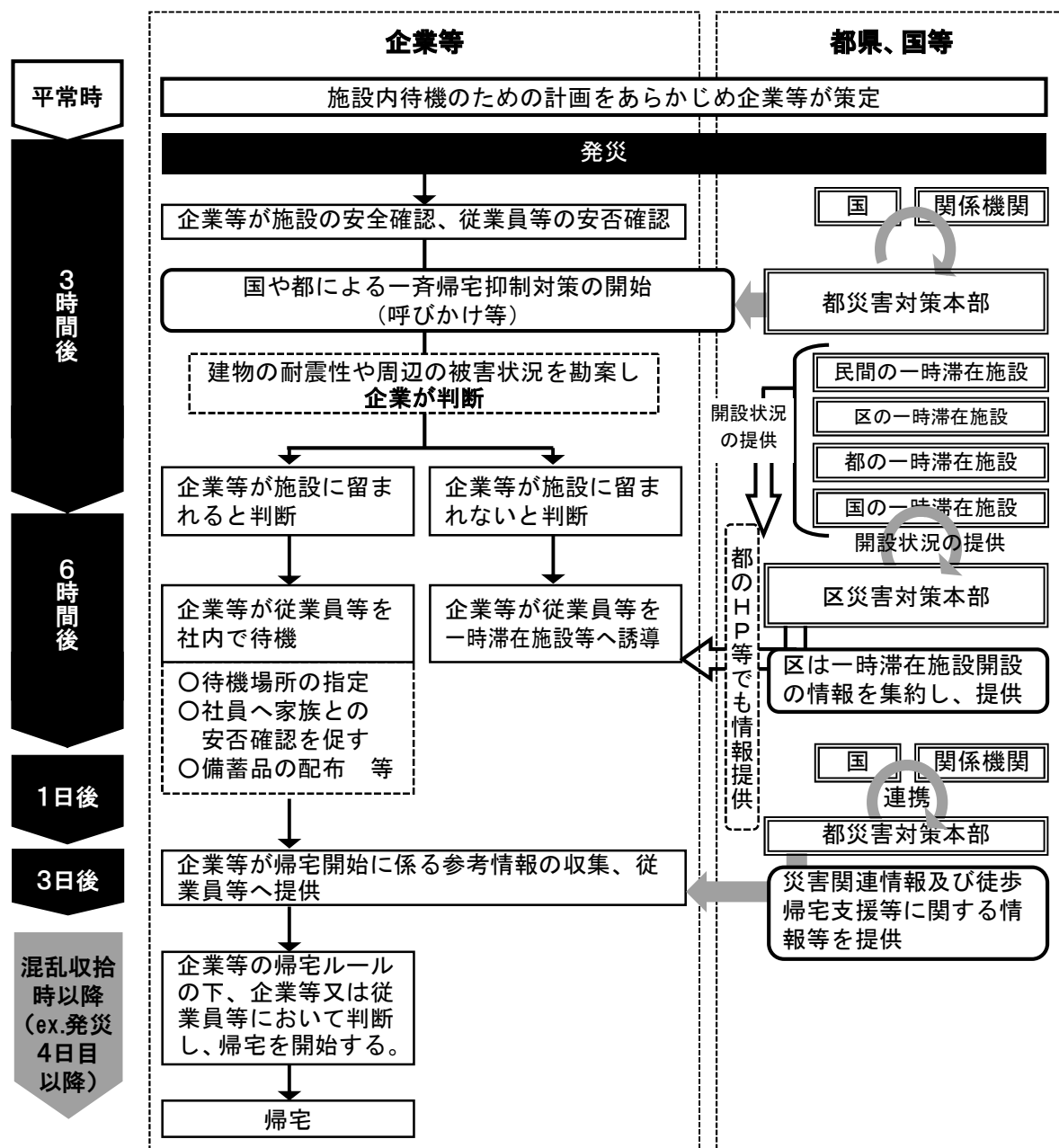
エ 一時滞在施設の閉設（概ね4日後以降）

- (ア) 一時滞在施設閉設の判断
- (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

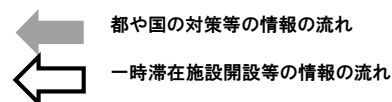
2 事業者等における帰宅困難者対策

担当	(災対) 本部／事業者／学校等／都総務局／国

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、発災時には、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、企業等における施設内待機等の対応が必要である。また、学校・保育所等における幼児・児童・生徒等の保護や一斉帰宅抑制についても対応が必要であり、その対策について定める。



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



一斉帰宅抑制のフロー

1. 事業者による従業員等の施設内待機

- (1) 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- (2) 区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業者の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- (3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

2. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合、事業者は、行政機関からの一時滞在施設や避難場所等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

3. 防災活動への参加

事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

4. 情報提供態勢の確保

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

5. 学校等の対応

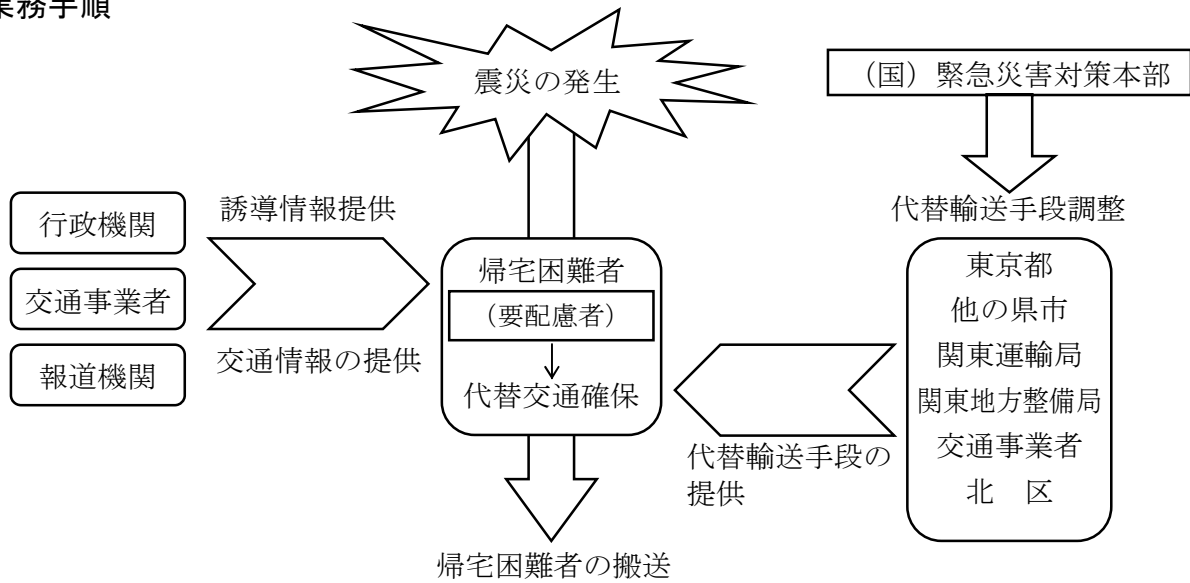
学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

【復旧対策】

1 徒歩帰宅者の代替輸送

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

業務手順



1-1 鉄道運行情報等の提供

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局

- (1) 都は、国及び九都縣市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- (3) 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

- (4) 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
- (5) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- (6) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

1-2 代替輸送手段の確保

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／国／都総務局／都建設局／都港湾局／都交通局／関東地方整備局／関東運輸局／バス事業者／船舶事業者 等

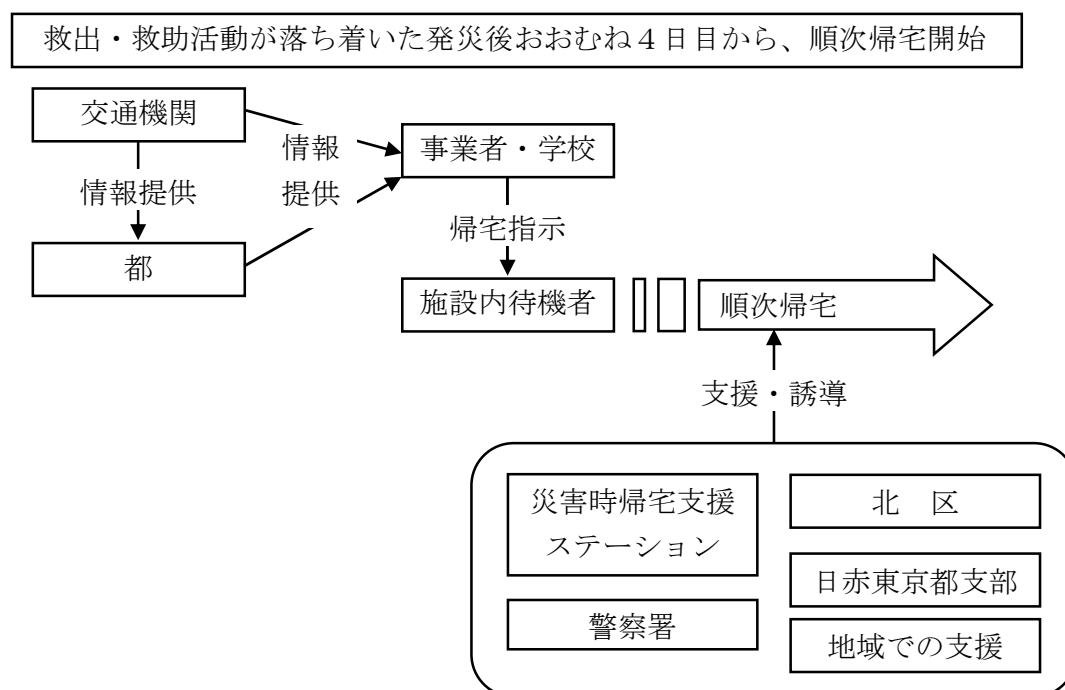
- (1) 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- (2) 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- (3) バス事業者は、バスの運行に当たって、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- (4) 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- (5) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- (6) 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに実施する。
- (7) 関東地方整備局は、船舶運行情報(利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等)の収集・提供を行う。
- (8) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や都及び報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- (9) 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／警察署／都総務局／日本郵便(株)／事業者／学校／日本赤十字社

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

業務手順



- (1) 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等により、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (3) 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- (4) 警察署は、交通規制資機材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- (5) 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

- (6) 日本郵便(株)は、郵便局において、各種災害情報の提供を行う。
- (7) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- (8) 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、災害発生時の避難体制を整備する必要がある。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要である。

本章では、避難者対策として、都と連携した避難場所の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る対策を示す。

予防対策	
1 避難体制の整備	1－1 基本的な避難行動 1－2 避難所等の定義及び指定
2 要配慮者の避難等支援体制の整備	2－1 要配慮者の考え方 2－2 避難行動要支援者への支援の考え方 2－3 避難行動要支援者の避難行動支援 2－4 福祉避難所等の定義及び指定 2－5 福祉避難所の周知
3 避難所の管理運営態勢の整備等	3－1 避難所の開設・管理運営 3－2 避難所における女性への配慮 3－3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	4－1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進 4－2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備
応急対策	
1 避難誘導	
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営	2－1 避難場所の開設・管理運営 2－2 避難所等の開設 2－3 避難所（区立小・中学校等）の運営 2－4 福祉避難所の運営
3 動物救護	
4 ボランティアの受入れ	
5 被災者の他地区への移送	
6 避難所外の避難者への対応	

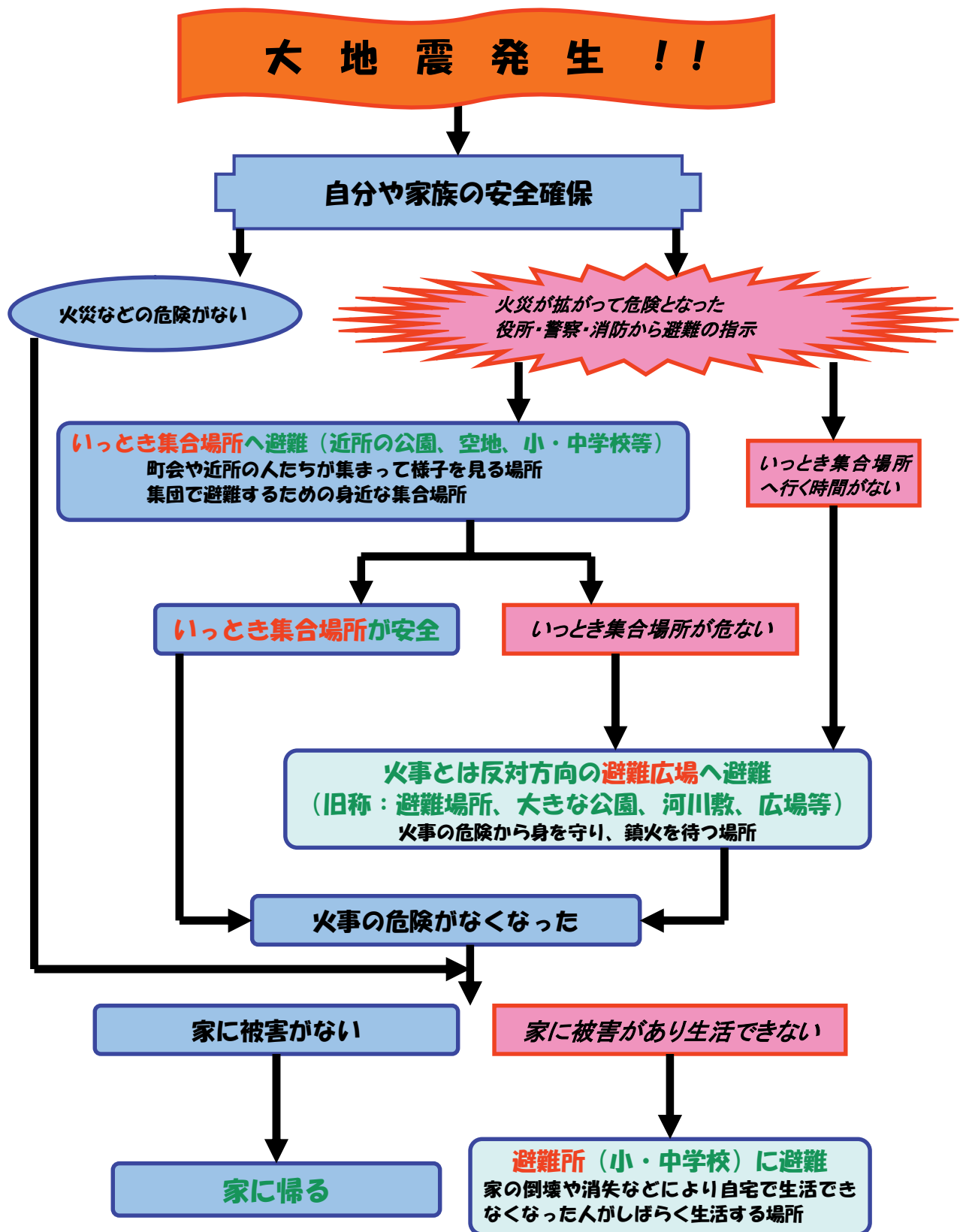
【予防対策】

1 避難体制の整備

1-1 基本的な避難行動

担当	危機管理室／健康福祉部

- (1) 原則として、住民は、自主防災組織等の単位でいっとき集合場所に集合し、以下の方法で避難場所へ避難する2段階避難とする。
 - ア 大地震発生後、火災が拡がり、危険が迫る可能性がある場合、区民は地域で事前に定めた、いっとき集合場所に集合する。
 - イ いっとき集合場所では、近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う。なお、確認の結果、周辺の安全等が確認され、また自宅等に戻ることが可能な場合は、戻る。
 - ウ 火災が迫った場合は、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難場所へ集団避難する。
 - エ 区により現地本部が設置されている場合は、リーダーは、避難場所に到着後、避難者の人数等を確認し報告する。
- (2) 避難方式は、前記(1)の2段階避難方法を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況に応じた避難を行うこととする。
- (3) 避難場所での避難後、区民は、火災が鎮火するなど、周囲の状況が落ち着いた後に、集団を形成するなどして自宅等や避難所へ向かう。



基本的な避難行動のイメージ

※ 北区防災地図【資料編p619参照】

1-2 避難所等の定義及び指定

担当	危機管理室／健康福祉部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局

第1 避難所等の定義及び指定

分類	位置づけ
いっとき 集合場所	(1) 大地震発生後、火災が拡がり、危険が迫る可能性がある場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。火災が迫った場合は、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難場所へ集団避難する。危険が去れば、自宅等に戻る。 (2) 地域において、区と自主防災組織は、警察署、消防署と協議して、事前に選定する。 集合した人の安全が、ある程度確保される空間のある学校の校庭、神社・仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等を対象とし、集合する人々の生活圏と結びついた場所を選定する。 ※ いっとき集合場所一覧表【資料編p621参照】
避難場所	(1) 火災が迫り、自宅や事業所、地域にすることが危険な場合に避難する場所。 (2) 災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例により指定されており、避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による輻射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として一人当たり1㎡とし確保している。また、災害時の水利整備基準に基づき防火水槽が整備されている。 (3) 区内14か所が指定されている。 ※ 避難場所一覧【資料編p625参照】
避難所	(1) 災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。 (2) 区民に対し避難所を、町丁目単位を原則とし自主防災組織に配慮して割り当てており、その収容基準は概ね居室3.3㎡で2人を基準とする。 (3) 北区立小・中学校等、全59か所を指定している。 ※ 避難所一覧【資料編p627参照】

第2 国、都及び他自治体等への協力要請

- (1) 都立高校及び都立特別支援学校については、「避難所施設利用に関する協定」等に基づき協力を要請する。
- (2) 相互応援協定締結の自治体にも、収容施設の提供を要請する。
- (3) 国・都の施設及び私立学校等について、災害時における施設利用に関する協定の締結を検討する。

2 要配慮者の避難等支援体制の整備

2-1 要配慮者の考え方

担当	総務部／危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局

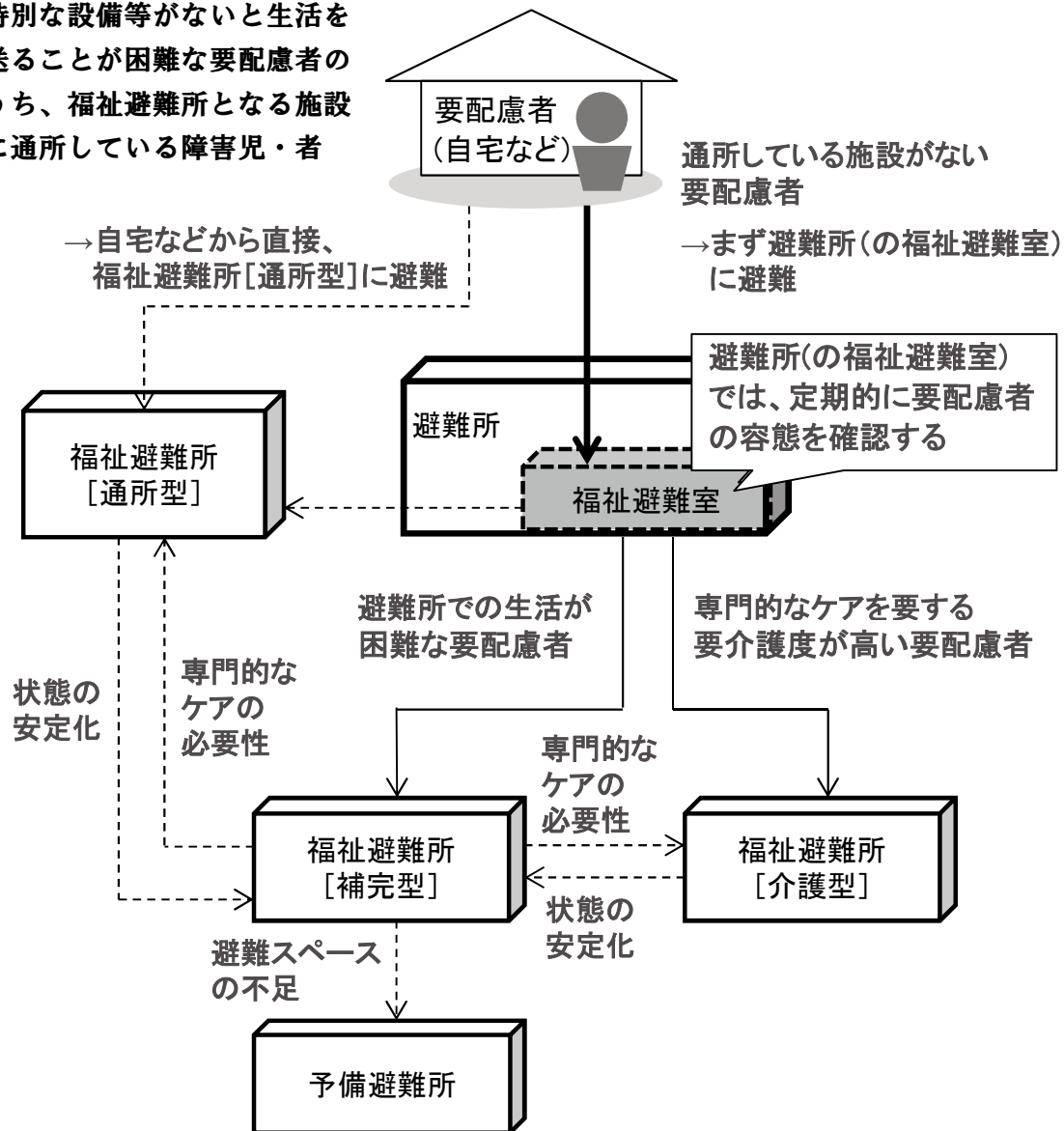
第1 要配慮者及び避難行動要支援者支援の定義

- (1) 要配慮者を次のとおり定義する。
発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義する。具体的には、高齢者、障害者、難病者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
- (2) 避難行動要支援者を次のとおり定義する。
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。具体的には区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登載対象となる人とする。
- (3) 災害発生時に、要配慮者・避難行動要支援者に対する支援策の一つとして、まず区民、自主防災組織、防災関係機関、事業者、区等が「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に対する共通認識を持ち、ともに連携していく必要がある。
- (4) 区は、要配慮者・避難行動要支援者の定義等を区民に広く周知し、理解を得るよう努める。その際、北区ニュースやホームページ等を活用する。

第2 要配慮者の基本的な避難行動

要配慮者の基本的な避難行動を、下図のように位置づける。特に、特別な設備等がないと生活を送ることが困難な障害児・者に関しては、福祉避難所に直接避難できるような体制を整備する。

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、福祉避難所となる施設に通所している障害児・者



要配慮者の基本的な避難行動のイメージ

2-2 避難行動要支援者への支援の考え方

担当	総務部／危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局

第1 避難行動要支援者への支援の基本的考え方

- (1) 避難行動要支援者に対する支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が「避難行動要支援者名簿」等を用いて、避難所への避難行動要支援者の避難状況を確認し、その結果、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。
- (2) 自主防災組織等は、上記の避難行動要支援者の安否確認等を、災害の発生から3日以内を目標として実施する。ただし、災害時の状況次第では、安否確認等を行うことができないことも考えられる。
- (3) 状況次第では命に関わる方*に対しては、（上記に限らず）区、防災関係機関等が主体となり安否確認等を行う。
※ 例えば、人工呼吸器等の電子医療機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になる。
- (4) 避難行動要支援者ごとにそれぞれの状態が異なることから、区は、「北区避難行動要支援者名簿の手引き」を活用し、避難支援を行う際に留意すべき事項を支援者等に対し広く周知する。

第2 避難行動要支援者個別計画作成の考え方

- (1) 名簿情報の提供
区は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。なお、名簿情報を提供することについて本人の同意を得られない場合は、名簿情報は提供しない。
ただし、区は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合は、名簿情報を提供することについての本人の同意は必要ない。
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等は、「避難行動要支援者名簿」等を用いて、避難所への避難行動要支援者の避難状況を確認し、その結果、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行う。

(3) 避難支援体制の確保

区は、避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター）の協力のもと、避難行動要支援者の個別計画の作成に努める。

(4) 避難支援行動に関わるコーディネート機能

区は、個別計画作成にあたっては、高齢者あんしんセンター等に避難行動要支援者と介護サービス事業者などとの連絡・調整を行うコーディネーターとしての協力を得るように努める。

(5) 名簿情報の外部提供不同意者の名簿

区は、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することについて不同意であった者については、災害時に、避難行動の支援や安否確認、救助活動などに避難支援等関係者と協力して活用するための名簿のみ作成する。

(6) 避難支援を協力依頼する企業団体等との協定締結

区は、災害時に、避難行動要支援者への避難支援を依頼する企業団体等との協定締結に努める。

(7) 避難行動要支援者の避難場所

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者の避難場所に留意する。

(8) 避難場所までの避難路の整備

区は、個別計画作成において、避難経路を把握し、複数の避難行動要支援者が利用する避難経路を優先して整備に留意する。

(9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者に適した避難場所での引継方法と見守り体制に留意する。

(10) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

区は、個別計画作成において、避難行動要支援者に適した避難場所から避難先及び当該避難先への移送方法に留意する。

2-3 避難行動要支援者の避難行動支援

担当	総務部／危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／教育振興部／警察署／消防署／都福祉保健局

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の避難行動支援に関して地域防災計画において定める重要事項について、次の表のとおり定める。

項 目	内 容
避難支援等関係者	所管警察署、所管消防署、民生委員・児童委員、自主防災組織（町会自治会）、高齢者あんしんセンター
避難行動要支援者名簿掲載者範囲	(1) 区が指定する登録者 ○ 要介護3～5の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳（1・2級及び体幹3級）に該当する者 ○ 愛の手帳（1・2度）に該当する者 ○ 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 (2) 下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず支援が必要なため、名簿登録を希望する者 ○ 75歳以上の単身もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の者 ○ 要介護若しくは要支援の認定を受けている者 ○ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者 ○ 難病医療費受給者など上記に準ずる者
必要な個人情報	住所、氏名、世帯主、生年月日、性別、続柄、宛名番号、異動年月日及び事由（転居、転出、転入通知受理、死亡）、前住所、通称名、電話番号、FAX番号、身体障害者手帳級数、愛の手帳度数、精神障害者保健福祉手帳級数、要介護度、名簿情報の外部提供についての同意の有無、避難支援等を必要とする事由等
個人情報入手方法	関係部局が把握している要介護者や障害者等の情報把握及び避難行動要支援者名簿に登録する者からの申告に基づく。
更新時期	毎月の更新を基本とする
情報漏えい防止措置	○ 区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。 ○ 避難支援者等関係者が名簿を受領した際、「受領書兼誓約書」を区へ提出する。その際、前年度に配布した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿についてはその管理と廃棄の徹底を求める。
その他	要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮として、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。 避難支援者等関係者の安全確保のため、地域住民全体での協力体制を推進していく。

2-4 福祉避難所等の定義及び指定

担当	健康福祉部／教育振興部／都福祉保健局

第1 福祉避難所等の定義及び指定

要配慮者の避難所として、次のとおり指定する。指定した施設については、避難生活のための必要な設備整備や備蓄物資等を整備する。

分類	定義及び指定
福祉避難室	(1) 避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、要配慮者専用の避難スペース。また、要配慮者の容態を定期的に確認し、福祉避難所等への移送等の必要性を判断する。 (2) 避難所と同じタイミングで開設する。
福祉避難所 [通所型]	(1) 特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害児・者のための避難所 (2) 避難所と同じタイミングで開設する。 (3) 対象施設：障害者福祉センター、赤羽西福祉工房、あすなる福祉園、若葉福祉園、都立特別支援学校、(民間)福祉施設 等
福祉避難所 [介護型]	(1) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、段階的に開設する。 (3) 対象施設：(区立・民間)特別養護老人ホーム、(民間)介護老人保健施設、(区立)高齢者在宅サービスセンター 等
福祉避難所 [補完型]	(1) 福祉避難所[通所型]及び[介護型]の定義には該当しない要配慮者で、避難所での生活が困難な方のための避難所 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 対象施設：ふれあい館、老人いこいの家 等
予備避難所	(1) 避難所あるいは福祉避難所[通所型][介護型][補完型]の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を考慮して、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 候補施設：北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、神谷体育館、区外宿泊施設 等

2-5 福祉避難所の周知

担当	危機管理室／健康福祉部／教育振興部／都福祉保健局

区は、災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に対し、パンフレットや研修、訓練等を通して、福祉避難所についての制度の理解と周知を深める。また、広報活動や訓練を通して、広く区民に福祉避難所等の機能や役割について周知を図り、理解と協力を求める。

3 避難所の管理運営態勢の整備等

3-1 避難所の開設・管理運営

担当	危機管理室／健康福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局

第1 避難所運営マニュアルの活用

- (1) 区は、自主防災組織を主体とする避難所運営を支援するため、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、区の標準版としての「避難所運営マニュアル」を作成した。
- (2) 避難所運営マニュアルは、次の4点を中心に策定しているほか、飼養動物の同行避難の体制整備やペットへの対応も記載している。
 - ア 避難所の運営は、地域住民が中心となって行うこと
 - イ 要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等）に配慮すること
 - ウ 女性の視点を尊重すること
 - エ 学校施設の場合は、教育の再開を踏まえて運営すること
- (3) 各地区防災運営協議会では、地域の実情や協議会での協議等を反映し、各避難所版の「避難所運営マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用いて避難所運営訓練を行い、避難所運営に関するスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

第2 避難所機能に必要な資機材等の整備の推進

- (1) 区は、避難所の早期開錠に向けて、災害時に各避難所の設置・運営にあたる自主防災組織等に対して、避難所の鍵の預託を推進する。
- (2) 区は、自主防災組織が避難所の開設を効率よく進められるよう、避難所開設・運営の作業手順等を時系列に整理した本部キットを導入するとともに、引き続き避難所開設・運営に必要な物資の整備を図る。
- (3) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ（自動ラップ式トイレ）など高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (4) 平日昼間の発災に備えて、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）への児童・生徒、学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（例えば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）等の備蓄物資の充実化も図る。

第3 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

1. 学校参集職員の役割・人数等の見直し

- (1) 発災の時間帯に限らず、避難所の設置・運営の主体は自主防災組織となるが、夜間・休日等に発災した場合の避難所の初期運営のサポート態勢として、区は学校参集職員を設けている。
- (2) 夜間・休日等に災害が発生した場合の、区による避難所の初期運営の支援態勢を強化するため、学校参集職員の役割、参集目標、活動期間等を定義し「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定めている。
- (3) 区職員の交代も考慮し、学校参集職員の指定方法や人数を見直す。その際、業務継続計画を踏まえ、防災職員住宅居住者の活用を図る。

学校参集職員の定義

- ☐ 役割：学校避難所の開錠、及び自主防災組織（及び避難者）を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援
- ☐ 参集：発災後60分以内に徒歩あるいは自転車で参集する
- ☐ 活動期間：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織（及び避難者）による避難所運営態勢が確立するまで（発災から概ね1週間）

2. 学校参集職員の活動支援

区は、避難所に参集してから職場に復帰するまでの対応をまとめた「学校参集職員向け活動マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用い、地区防災運営協議会等とも連携して参集訓練や避難所運営訓練を行い、地域内連携の強化や学校参集職員のスキルの向上、またマニュアルの検証・充実を図る。

第4 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

1. 学校職員の活動支援

- (1) 平日昼間に災害が発生した場合、自主防災組織を主体とした避難所の設置・運営を早期に実現するには、学校職員による支援が不可欠である。そこで区は、平成25(2013)年度に「学校防災マニュアル」の改定を行った。
- (2) 各学校では、学校の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各校版の「学校防災マニュアル」を必要に応じて作成する。
- (3) 平日昼間に災害が発生した場合の避難所の初期運営の支援態勢を強化するための方策について、災害対策各部業務や業務継続計画を踏まえ検討する。

2. 閉校施設の初期運営態勢の強化

災害対策本部各部の業務を見直し、災対教育振興部と連携した閉校施設の初期運営態勢の強化を図る。

3-2 避難所における女性への配慮

担当	危機管理室／健康福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局

- (1) 既往災害の避難所生活では、女性の視点からいくつもの問題点が浮かび上がった。例えば、女性への食事の準備や清掃等の役割分担による負担増加、女性リーダー不足による女性用物品の不足、妊婦や子育て家庭への配慮の不足など、混乱の中では男女共同参画の視点が失われ、精神的・身体的な影響が大きく、その結果健康面での問題や、女性への暴力やセクハラなど社会的問題も生じている。
そこで区では、避難所管理運営委員会内に、避難所生活における女性の悩みの早期解決を目的とした相談窓口の設置・運営を支援するとともに、男女共同参画により避難所運営に携わる「女性リーダー」の育成を図る。
- (2) 区は、警察等と協力して、避難所等における女性相談員による巡回相談態勢を構築する。そのため、平時から警察等と協議を図っておく。
- (3) (1)及び(2)のような女性を対象とする支援拠点を設置する。

3-3 福祉避難所の(初期)運営態勢の強化

担当	危機管理室／健康福祉部／北区保健所／教育振興部／子ども未来部／警察署／都福祉保健局

区は、福祉避難室における巡回態勢の構築、福祉避難所〔通所型〕・〔介護型〕・〔補完型〕及び予備避難所の開設・運営に向けて、災害対策本部各部の業務を見直し、庁内態勢の(再)構築を図る。

第1 福祉避難所の開設

(勤務時間外における)福祉避難所〔通所型〕の早期開設に向けて、区は、非常配備態勢を再定義し、あらかじめ「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定める。開設にあたっては業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有する職員や防災職員住宅居住者の活用を検討し、自主防災組織や防災関係機関等との連携強化を図る。

第2 福祉避難所初期の運営態勢の強化のための協定締結

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に福祉避難所運営業務を含む災害時応援協定の締結を推進する。締結にあたっては、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3 指定管理者施設との協定

区は、福祉避難所としての利用が考えられる施設の指定管理者との間に締結する協定に、今後、災害時の福祉避難所の運営業務を盛り込む。

第4 福祉避難所関係機関の連携

区は、災害時における福祉避難所の開設・運営も含めて要配慮者に対する支援対策の着実な推進を図るために、区関係各課や防災関係機関等が定期的に対策の進捗や支援対策の着実な推進のための課題等を共有する支援を行う。

第5 福祉避難所運営マニュアル

災害時に福祉避難所として機能するように、福祉避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施など、当該施設との連携を強化し準備しておく。

第6 福祉避難所運営のための物資・機材・人材、移送手段の確保

- (1) 区は、福祉避難所開設予定の施設運営者と連携し、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図る。また、区は、物資・機材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・機材を速やかに確保できるように、関係団体・事業者と協定を締結するなど連携を図る。
- (2) 区は、地域における福祉避難室から福祉避難所への移送（福祉避難所間）、あるいは福祉避難所から緊急に入所施設等へ移送することに関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努める。
- (3) 区は、緊急輸送体制強化のため、タクシー・バス事業者と「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」を締結している。

第7 社会福祉施設、医療機関等との連携

福祉避難所運営のための専門的人材の確保や機材等の調達、要配慮者の緊急入所対応等には、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要である。区、社会福祉施設、医療機関は、あらゆる機会を通じて平時から相互に連携を図る。

第8 福祉避難所の運営態勢の事前準備

- (1) 区は、災害時において、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるように努める。
- (2) 区、自主防災組織、支援団体、社会福祉施設福祉関係者、保健師、医師、看護師等の保健・医療関係者、民生委員は、福祉避難所と平時から連携を行い、事前の取り組みを進める。

4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／まちづくり部／教育振興部／子ども未来部 ／消防署

第1 避難所等の耐震補強

- (1) 平成7(1995)年度より、災害時の避難所となる区立小・中学校を中心に、区有建築物の耐震調査を開始し、調査結果に基づき、順次補強工事を行ってきた。平成26(2014)年度現在、区立小・中学校の耐震補強工事は完了している。
- (2) 今後も、要配慮者等が利用する福祉施設、避難所等の公共施設の耐震補強工事を計画的に行うとともに、避難所、医療救護所等、防災・復興の拠点となる施設の耐震化についても同時に計画的に実施する。

※ 学校施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

※ 庁舎等施設の耐震化状況 【資料編p589参照】

第2 避難所等の安全対策

- (1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類・電子機器・書庫等の転倒・落下・移動防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、要配慮者等が利用する福祉施設、避難所、医療援護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。
- (2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機・通信設備等の施設・備品類等を整備する。
- (3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。
- (4) 消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現

【予防対策】2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進 第2 公共施設等の安全化（p88）参照

第3 避難所等の非構造部材の確認及び耐震対策の推進

天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について確認を行うとともに、必要に応じて耐震対策を実施する。また、建築基準法第12条により、所管施設の天井や照明等の落下防止のための安全対策を実施することが義務付けられている。施設所管課及び施設管理所管課との連携を密にし、対策を実施していくとともに、災害時に避難所として指定する施設については、遅滞なく法令基準どおりの実施を推進していく。

4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備

担当	総務部

第1 民間建築士等との連携

災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について迅速な応急危険度判定を実施するため、民間建築士等との連携を図っていく。

- (1) 関係団体との間に、震度5強以上の地震発生時の避難所等の点検や応急危険度判定の早期実施に関する協定の締結、また、その一環として、各避難所等の点検等を担当する事業者等を、あらかじめ定めておき、迅速に対応する。

ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定
：東京都建築士事務所協会北支部

イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
：北区建設業協会、北区総合建設業協議会、北区電設工業会、北区管工会

- (2) 民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定委員会が既に整備している会員用連絡ツール（メーリングリスト）の強化等を図る。

第2 建物被災状況簡易チェックシートの作成

- (1) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等に備え、施設長等も確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を作成しておき、災害時に活用する。
- (2) 「建物被災状況簡易チェックシート」を用いて、施設長や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、施設長等のスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 3 応急危険度判定のための態勢整備（p95）参照

【応急対策】

1 避難誘導

担当	(災対) 本部／(災対) 健康福祉部／警察署／消防署／消防団

第1 避難勧告等

- (1) 区民等の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長（災対本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。
- (2) 区域内において危険が切迫した場合には、区長（災対本部長）は、警察署長、消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定め躊躇なく避難の勧告または指示をするとともに、速やかに都災対本部にその旨を報告する。
- (3) 避難の勧告または指示は概ね次のような事態になったときに発する。
 - ア 火災が拡大するおそれがあるとき
 - イ がけ崩れのおそれがあるとき
 - ウ 洪水のおそれがあるとき
 - エ その他住民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	☐ いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ☐ 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	☐ 避難場所へ避難をしましょう。 ☐ 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。
避難指示 （緊急）	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	☐ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。 ☐ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

- (4) 区長は、避難勧告等に当たって必要と認められる場合、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求める。

第2 避難誘導

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始や避難の勧告・指示を出した場合、区は直ちに、緊急速報メール（エリアメール）・防災気象情報メール・Lアラート（災害情報共有システム）・防災行政無線・広報車・ラジオ・テレビ等を活用して、要避難地域住民・自主防災組織に対して、内容の周知徹底を図る。
- (2) 同時に、警察署・消防署・消防団等の協力を得て、自主防災組織や事業者単位に集団の形成を図るため、いっとき集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織や事業者の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。
- (3) 避難の勧告または指示を行ういとまがない場合は、地域の実情や災害の状況に応じた避難を行う。
- (4) 震災時における避難場所の運用は、原則として所在の自治体が行う。ただし、区部においては所在区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。
- (5) 避難行動要支援者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、区民や自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- (6) 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。
- ア 学校のプール、災害用給水所等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- ウ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

第3 警察署の対応

- (1) いっとき集合場所に集合した区民、事業者の従業員等を、自主防災組織及び事業者の管理者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者を優先して避難させる。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報活動を行う。
- (3) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- (4) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、消防署等に通報する。
- (5) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区長等に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

- (6) 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- (7) 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認められるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。
- (8) 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

第4 消防署の対応

- (1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区長へ通報する。
- (2) 人命に危険が著しく切迫し、通報するいとまがないと認めた場合は、防災関係機関と連携した避難の勧告又は指示を行う。この場合、直ちに区長に通報する。
- (3) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、警察署等に通報する。
- (4) 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により、避難勧告又は指示の伝達を行う。
- (5) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

第5 消防団の対応

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、区民の安全確保等を行う。

2 避難場所・避難所等の開設・管理運営

2-1 避難場所の開設・管理運営

担当	(災対) 健康福祉部

第1 避難場所の開設と閉鎖

- (1) 区災対本部設置後、災対本部長の指令により速やかに開設する。
- (2) 避難の必要が無くなった避難場所から順次、閉鎖していく。
- (3) 避難場所の現地本部位置を明確にするとともに、その開設に必要な資機材を避難場所内の公共施設等に確保する。また、避難場所の運営内容についてもあらかじめ定め、マニュアル化しておき、災害時にはマニュアルに基づいて対応する。

第2 避難場所の運営

災対健康福祉部は、災害対策本部の指示に基づき、避難場所に要員を配置して現地本部を開設し、以下について実施する。

- (1) 救護所・給水所・避難所等の正確な設置情報の提供
- (2) 必要に応じて災害対策本部への、救護所・給水・食料等救援物資の手配の要請
- (3) 避難場所の衛生管理
- (4) 安全かつ円滑な避難所への誘導、避難が不要となった場合の避難者の帰宅要請

なお、隣接区等の被災住民が利用する避難場所の運用については、関係する区と協議して対応する。

2-2 避難所等の開設

担当	(災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部／警察署／消防署／都福祉保健局

第1 避難所等の応急危険度判定の実施

- (1) 災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、できる限り早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機関名	対策内容
区	(1) 区の所管する公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体への協力を要請する。 (3) 社会公共施設（区と協定を締結している医療機関・福祉避難所等）の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。 (4) 区立公共施設等の応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、区災対本部を通じて都に支援要請を行う。
社会公共施設 の 管 理 者	(1) 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 判定が困難な場合、都または区に判定実施の支援を要請する。

- (2) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等は、施設長等が「建物被災状況簡易チェックシート」を活用し、判断を行う。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現
【応急対策】3 社会公共施設等の応急対策（p104）参照

第2 避難所等の開設

- (1) 区は、自主防災組織、学校（校長・副校長）等と連携し、あらかじめ指定している避難所（区立小・中学校等）を開設する。また、学校以外にも、多様な手段で避難所の確保に努める。
- (2) 避難所の運営を担当する自主防災組織は、町会・自治会、学区域等を勘案し、予め地区防災会議が決定しておく。管理責任者は、あらかじめ避難所の運営を担当する自主防災組織で協議の上、指定しておく。また、各責任者には男性と女性を位置付ける。避難所を開設した場合は、運営責任者のもと、避難所管理運営委員会を立ち上げる。
- (3) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。
- (4) 避難所の中に、要配慮者専用のスペースとして福祉避難室を設ける。また、避難所の開設と同じタイミングで、特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のための避難所として、福祉避難所〔通所型〕を開設する。さらには、要配慮者の緊急性等に応じ、また場合によっては社会福祉施設等も活用して、段階的に福祉避難所の開設を目指す。
- (5) 災害遺児については、児童相談所の一時保護などの方向が決まるまでの間、区が保護する。災害遺児であることが確認された時点で、児童館等をはじめとする利用可能な公共施設を災害遺児用の避難所に指定し、子どもの世話や心のケア、相談などに対応できる職員を派遣する。また、災害遺児用の避難所の職員は、身元引受人となり得る親類関係への連絡なども担う。
- (6) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、ファックス等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- (7) ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第3 避難所の開設に係る報告

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に報告する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に連絡する。
- (4) 避難所で生活を送る避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず自宅等に留まり、食事や情報等のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

第4 野外受入施設

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び防災関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2-3 避難所(区立小・中学校等)の運営

担当	(災対)生活環境部／(災対)健康福祉部／(災対)医療衛生部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部

第1 初動期の態勢

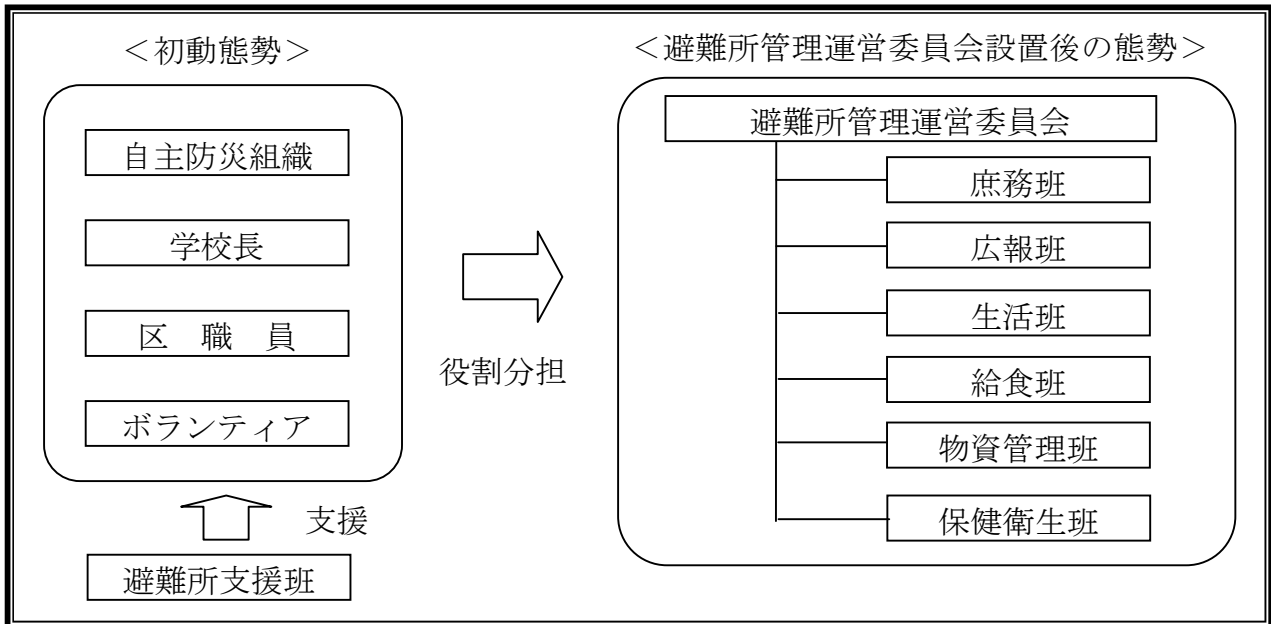
発災初動期における避難所の運営態勢確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則として「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に学校長、区職員、自主防災組織が協力して対応する。

主体	役割分担
自主防災組織 (避難者)	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
学校長	(1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受入れ場所の指示・誘導
区職員	(1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、学校長が不在の場合は学校長の役割(2)(3)(4)について学校参集指定職員が対応する。
ボランティア	区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

第2 避難所管理運営委員会設置後の態勢

- (1) 学校長及び区職員は、早期の避難所管理運営委員会の設置の支援に努める。
- (2) 避難所管理運営委員会が設置された時は、初動期の活動を避難所管理運営委員会が引き継ぐ。
- (3) 避難所管理運営委員会は、自主防災組織を中心に、学校長、区職員及びボランティアで組織する。
- (4) 管理運営委員会各班の構成及び活動手順については、「東京都北区避難所運営マニュアル＜平成26(2014)年6月作成＞」を参照する。

【避難所運営態勢の移行】



【組織の構成と主な役割】

組織構成	- 避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、学校長、区職員、各班長、ボランティア代表で構成する。 - 避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、委員長は自主防災組織の代表とする。
業務内容	- 委員会の開催に関すること - 応援要請、物資補給要請に関すること - 各班の業務調整に関すること - 秩序維持に関すること - その他、避難所全般の管理運営に関すること

【避難所管理運営委員会の班】

	分 担	業務内容
業務内容	庶務班	- 管理運営委員会の庶務 - 区災対本部、防災関係機関との連絡調整事務・避難所運営の記録
	広報班	- 避難者に対する広報活動 - 情報の整理と管理 - 報道機関、視察等の対応 - 避難者名簿の管理 - 尋ね人への対応
	生活班	- 避難所生活ルールの一般管理 - 生活相談
	給食班	- 炊き出し等の給食活動 - 食料の配給 - 栄養状態の管理
	物資管理班	- 救援物資の受入れ、配給 - 運搬車両の管理 - 食料・物資の輸送
	保健衛生班	- 乳幼児、児童、高齢者等の要配慮者支援（避難行動要支援者含む※） - 医療活動の援助 - 健康管理 - 環境衛生管理 - 薬品等の管理 - ペット対策

※ 基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、「避難行動要支援者名簿」等を用いて、避難所で避難行動要支援者の避難状況を確認すること、その結果、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。

第3 災害救助法の適用する範囲

災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係で、災害救助法の適用する範囲は、以下を参照のこと。

→ 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等

第2部 施策ごとの具体的計画 第12章 区民生活の早期再建

【予防対策】 6 災害救助法等（p342）

【応急対策】 7 災害救助法等の適用（p349）

【復旧対策】 12 災害救助法の運用等（p362）参照

第4 避難所運営における留意点

1. 避難所運営全般に係る事項

- (1) 各避難所では、避難者の収容状況を適宜把握し、過密時には区と連携して対応する。
- (2) 学校の情報管理や危険物取扱、施設の安全確認の結果を踏まえ、立入禁止区域、土足禁止区域等を設定する。
- (3) 要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難室への移動や福祉避難所への移送（のための移送手段の確保）、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。
- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (5) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じる。
- (7) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

2. 避難所等における生活不活発病（廃用症候群）の防止

生活不活発病（廃用症候群）は体を動かさないことで、心身の機能が低下する状態で、筋力や心肺の機能低下や、うつ状態など精神にも影響し、寝たきりにもなる。

新潟県中越地震では、高齢者が従来行っていた家庭内での仕事を失い、日常生活動作をほとんどしなくなる（「危ないから」を理由に寝ているだけになる等）状況が把握された。また、災害を契機に要介護状態になったとされる人数がかなり多いことが判明している。

災害時には避難所等にて生活不活発病（廃用症候群）に対する予防を図る。

- (1) 健康体操指導員等による定期的な健康体操の指導（運動指導可能と思われる避難所等）
- (2) 運動指導未実施の避難所等については、保健師等の巡回指導時に実施するよう徹底する。

3. 避難所における防疫活動

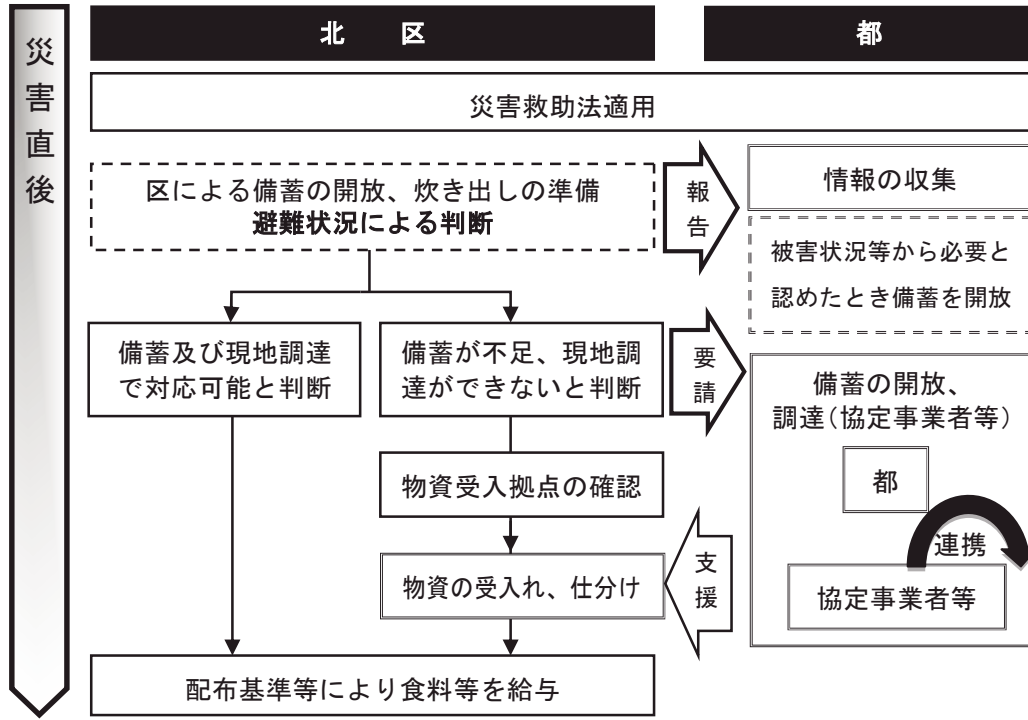
- (1) 各避難所では、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者に対して衛生管理に努める。
- (2) 各避難所では、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- (3) 各避難所では、食品・飲料水の衛生的な取扱いに努める。
- (4) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成、または担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第7章 医療救護等対策
【復旧対策】 1 防疫体制の確立（p257）参照

- (5) 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

4. 食料・生活必需品等の供給・貸与

- (1) 被災者の生活上必要な物品、また要配慮者の特性に応じて必要物品を確保する。
- (2) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (3) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (4) 要配慮者等には、福祉避難所において備蓄している食料を優先的に提供する。また、咀嚼や飲み込みが不自由な者に対してはミキサー食等を提供する。
- (5) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。



避難所における物資供給のスキーム

5. トイレ機能の確保

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、災害用給水所等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。（但し、下水管が損傷のない場合に限る。）
- (2) 発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (3) 区は、し尿収集車による収集が開始されたときは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (4) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

2-4 福祉避難所の運営

担当	(災対)本部／(災対)地域振興部／(災対)健康福祉部／(災対)教育振興部 ／(災対)子ども未来部

第1 「要配慮者対策班」等の設置

- (1) 災対健康福祉部のもとに「要配慮者対策班」を設置する。
- (2) 安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を実施する。
- (3) 都の「要配慮者対策統括部」を通じ、他区や近隣縣市等との連携を図る。

第2 福祉避難所の運営態勢

- (1) 開設運営責任者を施設長とし、施設毎に態勢を整える。（他者の施設設備を借用

して区が福祉避難所を開設する場合を除く。)

- (2) 区及び都のボランティアセンターとの援助態勢の早期確立を目指し、専門知識を持ったボランティアの援助を求める。
- (3) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い要配慮者は、福祉避難所〔介護型〕に指定している区内の特別養護老人ホーム等で可能な限り受入れを行い、罹患した要配慮者については、必要に応じ早急に災害拠点病院等に移送する。
- (4) 施設が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、ホテル等の借り上げを行う。公的な宿泊施設等を福祉避難所として開設した場合は、避難者に周知するとともに、利用を促す。

第3 福祉避難所運営における留意点

基本的に、避難所運営における留意点（p308）を踏まえるが、さらに次の事項についても留意する必要がある。

1. 家族を伴う入所への対応

福祉避難所への入所時の家族の同伴については、状況に応じて対応する。

2. 障害者への情報提供手段の確保

「要配慮者対策班」では、対象者の属性に応じた情報提供手段を確保する。

3. 福祉機器の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

避難所等生活に必要な物

高齢者	：老眼鏡・紙おむつ・車椅子等
視覚障害者	：手袋（ガラス等によるけがの防止）、笛等
聴覚障害者	：笛・筆記用具・筆談ボード等
肢体不自由者	：紙おむつ・携帯用トイレ・車椅子・食品ミキサー等
乳幼児	：紙おむつ・おしりふき・粉ミルク・哺乳瓶等
内部・知的・精神障害	：各種症状に応じた装具
その他全般	：コミュニケーションボード・ヘルプカード・ヘルプボード等

4. 要配慮者の避難所生活に係る相談態勢の整備

- (1) 保健師（・助産師）：避難所及び仮設住宅への巡回健康相談
- (2) ケースワーカー：巡回生活相談
- (3) 巡回精神相談チーム：メンタルヘルスケア
- (4) ホームヘルパー：家事援助
- (5) ボランティア等：巡回相談

上記のほか、要配慮者（の長期）の避難所生活を支援する相談態勢について、受援計画も含め確立を図っていく。

3 動物救護

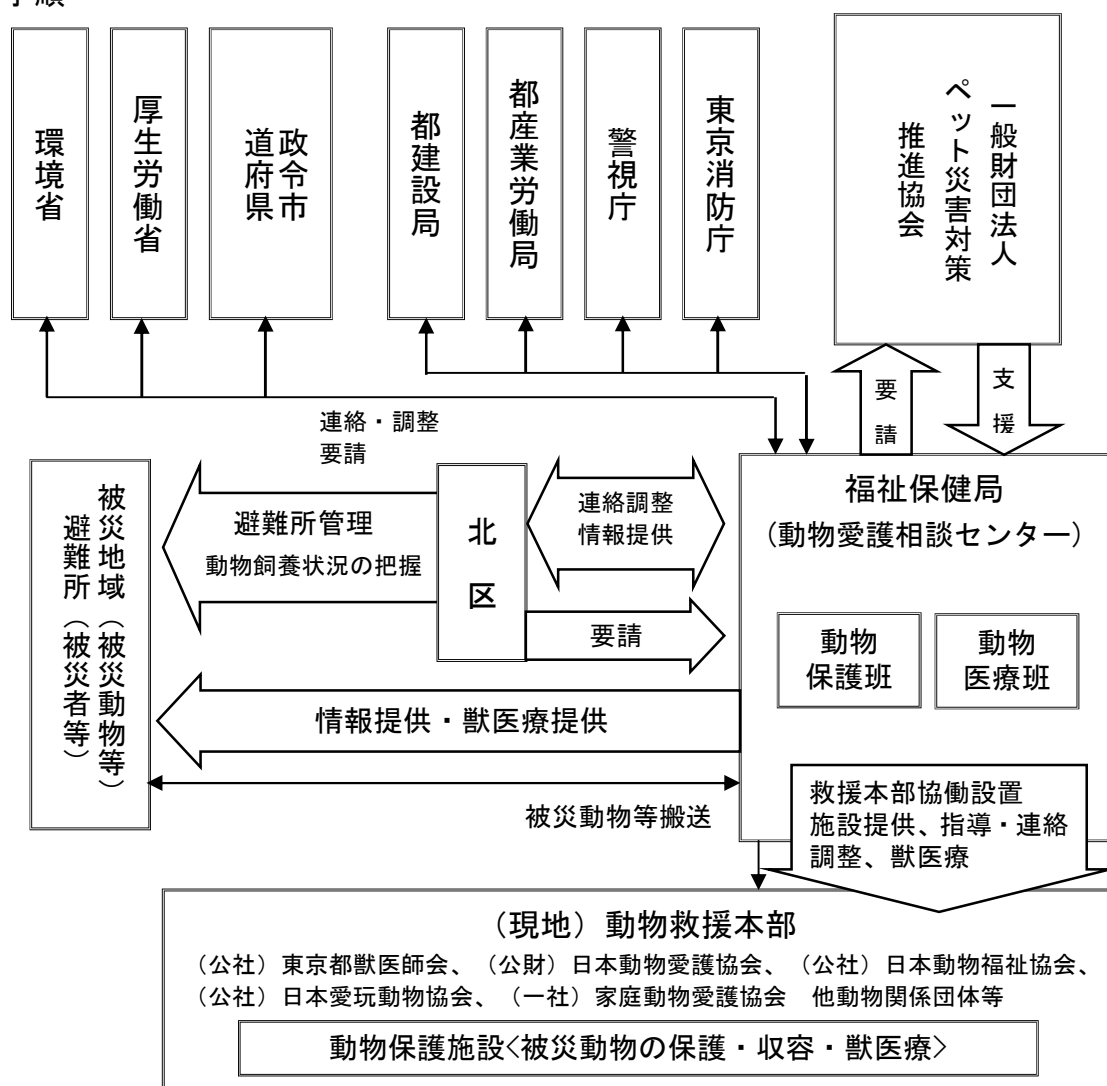
担当	(災対) 医療衛生部／東京都獣医師会北支部

第1 基本方針

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難することが予想される。

区は、動物愛護及び危害防止の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関して、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体等と協力し、またボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について対策を講じる。

業務手順



第2 被災動物の保護

(1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を数か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、避難所運営マニュアルに基づき、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

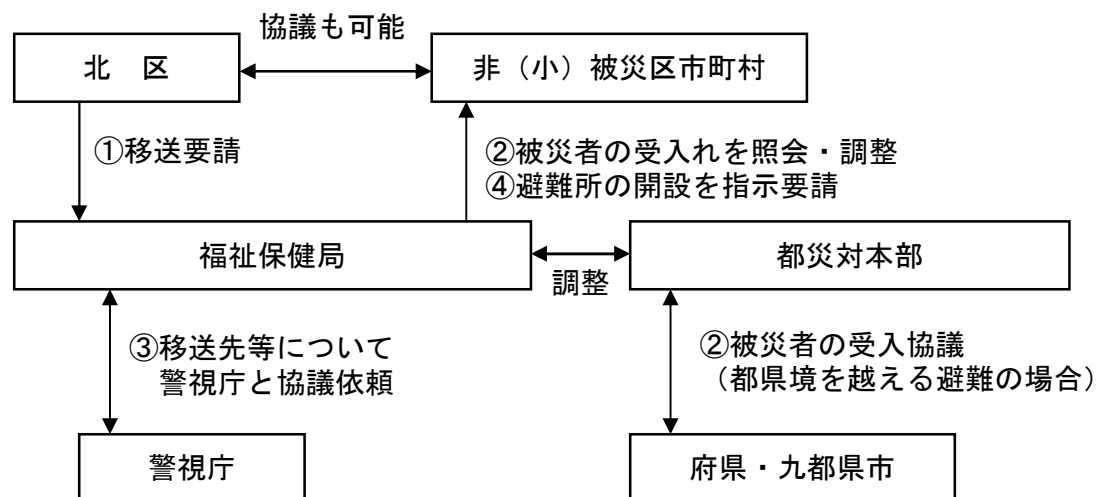
4 ボランティアの受入れ

担当	(災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

- (1) 避難所運営マニュアル等に定めた手順に従い、ボランティアを受け入れる。
- (2) 北区災害ボランティアセンターを通じて、避難所等で活動するボランティアを派遣する。

5 被災者の他地区への移送

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部／都福祉保健局



移送先の決定

機関名	活動内容
区	(1) 区長は、都内の他区市町村への一時的な滞在（広域一時滞在）が必要と認めるとき、当該他区市町村長に協議する。また、他県への一時的な滞在（県外広域一時滞在）が必要と認めるとき、都知事に協議を求める。なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を知事に報告する。 (2) 区長は、(1)のときは、被災者の移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。 (3) 被災者の他地区への移送を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。 (4) 都から被災者の受入れを指示された場合、ただちに受入態勢を整備する。 (5) 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区は運営に積極的に協力する。
都災対本部	(1) 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。 (2) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認められるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができる。 (3) 区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を区長に代わり実施する。
都福祉保健局	(1) 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。 (2) 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し、被災者の受入態勢を整備させる。 (3) 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 (4) 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び防災関係機関の協力を得て調達する。

6 避難所外の避難者への対応

担当	(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 教育振興部

第1 基本方針

都は、震災時の路上の混乱と危険を防止するため、東京都震災対策条例にて、車両を使用した避難を禁止している。また、北区内のオープンスペースには限りがあり、車中泊やテント泊が円滑な応急活動等の実施を妨げる恐れがある。

このため、区では、避難者が安全安心に避難所を利用できるよう、避難所環境の整備に努めるとともに、災害時には自動車での避難を抑制することを平時から区民に周知する。なお、やむを得ず避難所に滞在することが困難な被災者に対しては、以下の支援を行う。

第2 車中泊・避難所外避難の状況調査

- (1) 車・テント・公園等、指定避難所以外への避難状況の調査を実施する。
- (2) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。
- (3) 自主防災組織等の協力を得て場所・避難者数・ニーズ等を把握する。
- (4) 保健師等の巡回精神相談チームによるメンタルヘルスケア、ホームヘルパーによる家事援助実施時に可能な限り情報収集を行う。また、自主防災組織等も加わり、自宅での生活が困難な方の発見、さらには必要に応じて福祉避難所への移送等を行う。

第3 車中泊者・避難所外避難者への支援

- (1) 避難先の提供
 - ア 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を指示する。
 - イ その他、使用可能な公共施設・民間施設なども活用する。
 - ウ テント、ユニットハウス等の借上げなど簡易的な避難施設を利用する。
- (2) 飲料水・食料・生活必需品等の供給
- (3) 避難者の健康管理・健康（運動）指導
- (4) カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

第4 エコノミークラス症候群の予防措置

次の点について、リーフレット・チラシの配布等にて避難者に呼びかける。また、状況に応じて医師への相談等と呼びかける。

・軽い体操やストレッチ運動	・十分な水分補給	・ふくらはぎを揉む
・足を上げて眠る	・ゆったりとした服装をする	・アルコールを控える
・禁煙		

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【基本方針】

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、被災者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給する必要がある。

そこで本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保の実施態勢等についての対策を示す。

予防対策
1 食料及び生活必需品等の確保
2 飲料水及び生活用水の確保
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
4 車両・舟艇等輸送機関の確保
応急対策
1 物資の供給
2 飲料水の供給
3 物資の調達要請
4 救援物資の受入れ・配分
5 義援物資の取扱い
6 輸送車両等の調達
復旧対策
1 多様なニーズへの対応
2 炊き出し
3 水の安全確保
4 生活用水の確保
5 物資の輸送

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保

担当	総務部／危機管理室／健康福祉部／教育振興部／子ども未来部

第1 備蓄に係る基本方針

- (1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄物資の確保に努める。
- (2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難者数等を基準とする。
- (3) 備蓄物資の確保にあたっては、区の実情、季節、また被災後の時間の経過とともにニーズが変化することを考慮する。
- (4) 特に、要配慮者や女性・子どもの視点をもって、備蓄物資の充実を図る。
- (5) 平日昼間の発災に備えて、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）に児童、生徒、学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（例えば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）等の備蓄物資の充実も図る。
- (6) 備蓄を行う際、各品目について備蓄の優先性や適切な備蓄形態（協定締結による流通備蓄など）を精査する。
- (7) 確保した食料及び生活必需品等については、定期的な点検を行い、必要な補修、更新、補充を行うことで、常時利用可能な状態にしておく。

第2 備蓄場所別の役割分担

1. 備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）

主に避難所での避難生活に要する食料・生活用品・給水用資機材等を保管する。

2. 防災資機材倉庫

- (1) 主に近隣住民が使用する初期消火のための軽可搬消防ポンプや発電機・投光機等の救助用資機材及び災害用マンホールトイレの保管場所として、備蓄室と一体で活用する。軽可搬消防ポンプ等は、平常時には小中学生及び学校職員等の消火訓練等に、避難生活時はトイレ用水・生活用水の確保等にも活用できる。
- (2) 学校の資機材倉庫は、備蓄室との統合・建替えも含め、常時使用可能な状態を維持する。

3. 災害備蓄倉庫

- (1) 避難場所・避難所で使用する救助物資・資機材と、備蓄室の補完物資を保管している。災害時には、補給物資の倉庫としても活用する。
- (2) 肌着、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ等の日常生活用品やレンジバーナーセット、給水タンク、発電機等の避難所運営のための資機材を備蓄する。
- (3) 防災公園等の整備時に、新たな備蓄倉庫の建設を検討する。また、既存倉庫については、常時使用可能な状態を維持する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】

4. 福祉避難所

高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者に提供するための、お粥やかセットコンロ、車椅子等を備蓄する。

5. 予備避難所

主に、避難所として利用することになった場合に必要となる資機材を保管する。

※ 災害備蓄倉庫の位置及び名称【資料編p628参照】

※ 備蓄物資一覧【資料編p629参照】

※ 備蓄物資一覧（福祉避難所）【資料編p630参照】

第3 乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用備蓄の推進

- (1) すべての避難所及び特別養護老人ホーム等の入所施設、また障害者施設等の通所施設において、発災後3日分の乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資の確保に努める。被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。また、区は、すべての避難所及び各区立保育園において、調製粉乳、哺乳瓶及び哺乳瓶等の温め器を備蓄する。その他、高齢者や障害者用として、咀嚼や飲み込みしやすい加工食品の備蓄を進めていく。
- (2) 施設内に備蓄スペースの確保が困難な場合、近くの防災備蓄倉庫または備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）等を活用することも視野に入れる。
- (3) 乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資は、優先的に提供してもらえよう、日頃から防災関係機関との協議を進める。

第4 区職員用備蓄の推進

- (1) 区として災害対応を遂行するため、災害対応職員向け備蓄（水、食料、毛布等）を推進する。また、職員用の休息スペース等の整備も検討する。
- (2) 指定参集職員の安全な参集のための用具類を整備する。
- (3) 区は、区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。

第5 備蓄物資・資機材の更新・補充

1. 食料

- (1) 備蓄食料のうち、期限の切れる食料は、期限切れ1年前を目安に入れ替えを行う。
- (2) 入れ替えを行った食料については、自主防災組織が行う防災訓練を中心に、区民まつりなどのイベント、学校・児童館・保育園での体験試食等に供出し、有効活用を図る。

2. 生活必需品

- (1) 生活必需品は、耐久年数を超えるものについては、計画的に入れ替える。
- (2) 不足している生活必需品などについては、計画量の達成を目標とする。

3. 資機材等

- (1) 不足している資機材等については、計画量の達成を目標とする。
- (2) 劣化したもの、機能が低下したものについては、計画的な入れ替えを行う。
- (3) 機材については、点検・オーバーホールで機能が回復しない場合は、早急に入れ替えを行い、機能の維持に努める。

4. 災害用マンホールトイレ等の整備

災害時の避難所となる区立小・中学校や避難場所となる公園等の整備にあわせて、災害用マンホールトイレ等を整備する。

第6 災害発生時の物資等提供に向けた事業者等との連携の強化

- (1) 区は、地元の個人商店・商店街等と自主防災組織等との間に、災害発生時における物資等の提供に関する協定の締結を推進する。
- (2) 区は、区内事業者等に対する、災害発生時の物資等提供に関する意向調査を行い、支援が期待される事業者を把握して災害時応援協定の締結、また流通備蓄の活用等の推進を図る。

2 飲料水及び生活水の確保

担当	危機管理室／区民部／総務局（総合防災部）／都水道局北部支所 北営業所

北区では、浄水場、給水所、応急給水槽^{※1}等を災害時給水ステーション（給水拠点）^{※2}として位置付け、また耐震性地下貯水槽の設置や災害時協力井戸の指定等を行い、給水車の追加配備も加え、災害時の断水に備えた飲料水及び生活水の確保に努めている。

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）別給水計画【資料編p631参照】

※1 応急給水槽

震災時の飲料水等を確保するため、都が、居住場所から概ね半径2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための地下水槽をいう。

※2 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所から概ね半径2km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資機材を配備している。

第1 飲料水の確保

(1) 給水拠点

- ア 滝野川公園・北運動公園及び桐ヶ丘中央公園設置の1,500 t 応急給水槽
イ 災害用給水所（深井戸）

※平成30(2018)年4月時点で飲用可能な深井戸は5か所である。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】

ウ 板橋給水所

※災害用給水所（深井戸）一覧表【資料編p632参照】

- (2) 緊急遮断弁の取り付け
避難所となる区立小・中学校の受水槽、高架水槽の排水口に緊急遮断弁を取り付けることにより、断水時・停電時における有効活用を図るための整備を行う。
- (3) 多様な応急給水への取組
都が行う仮設給水用資機材の整備にあわせて、応急給水訓練を実施するなど、区は、都と連携し取り組む。
- (4) 区立小・中学校のプール
区立小・中学校のプールの水を、各避難所に配置している簡易型浄水器を活用して、飲料水として活用する。
- (5) 消火栓等を活用した応急給水について、東京都水道局から区の避難所を中心に貸与（平成25(2013)年度から3か年で順次貸与）されているスタンドパイプなどの応急給水用資機材の活用を図っていく。また、区は住民に対する取扱い方法などを含めた訓練等を推進していく。
- (6) 避難所敷地内の応急給水栓の計画的な設置及び維持管理
災害発生時における応急給水活動を実施するために、都では、避難所敷地内に応急給水栓を計画的に設置する。また、区は都から引き継いだ応急給水栓について、適切に維持管理を行う。

第2 生活用水等の確保

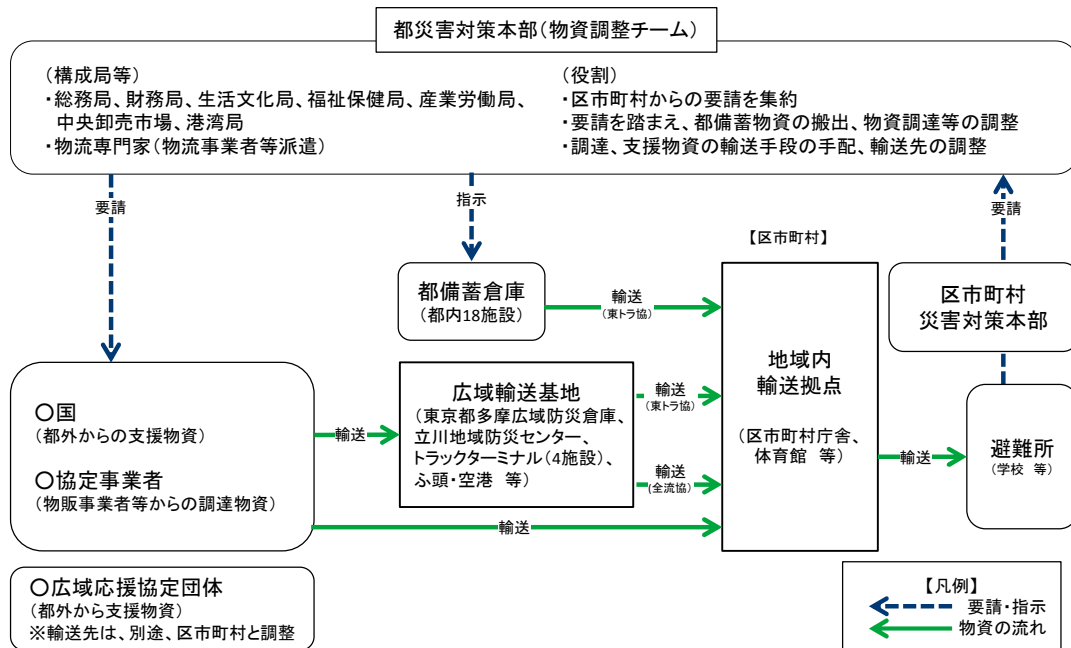
- (1) 深井戸
定期的に点検整備を行う。
- (2) 区内プール
区立小・中学校のプール、区内プールを生活用水として活用する。
改築・大規模改修するプールについては、耐震化を図り、生活用水の確保を図るための整備を行う。
- (3) 耐震性地下貯水槽
災害時の生活用水・消防水利確保のため、耐震性地下貯水槽を設置している。
なお、自主防災組織が消火用水として耐震性貯水槽を活用するにあたり省力化及び事故防止を図るため、貯水槽の蓋を利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に改修した。
※ 耐震性地下貯水槽一覧【資料編p633参照】
- (4) 災害時協力井戸
災害時に備えて、民間の所有する井戸を災害時協力井戸として指定している。平成2(2017)年4月現在、141か所を指定している。
- (5) 事業者・家庭等での取組
事業者及び家庭では、災害の発生に備えて、日頃から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／教育振興部／子ども未来部／都福祉保健局

- (1) 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- (2) 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について、あらかじめ定める。
- (3) 区は、滝野川体育館・桐ヶ丘体育館・赤羽体育館の3か所を、東京都から搬送される調達・応援物資を区内避難所等に搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ地域内輸送拠点として指定する。
- (4) 避難所として指定した学校は、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。
- (5) 輸送拠点として活用可能な民間事業者が管理する施設を把握する。

【災害時における物資等の基本的な流れ】



出典：東京都災害時受援応援計画（東京都、平成30年1月）

4 車両・舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

区では、緊急通行車両の事前申請等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。

また、協定を締結している防災関係機関等の協力のもと、緊急輸送手段の調達先及び調達予定数を明確にし、定期的に調整を行うことにより、調達態勢を整えておく。

【応急対策】

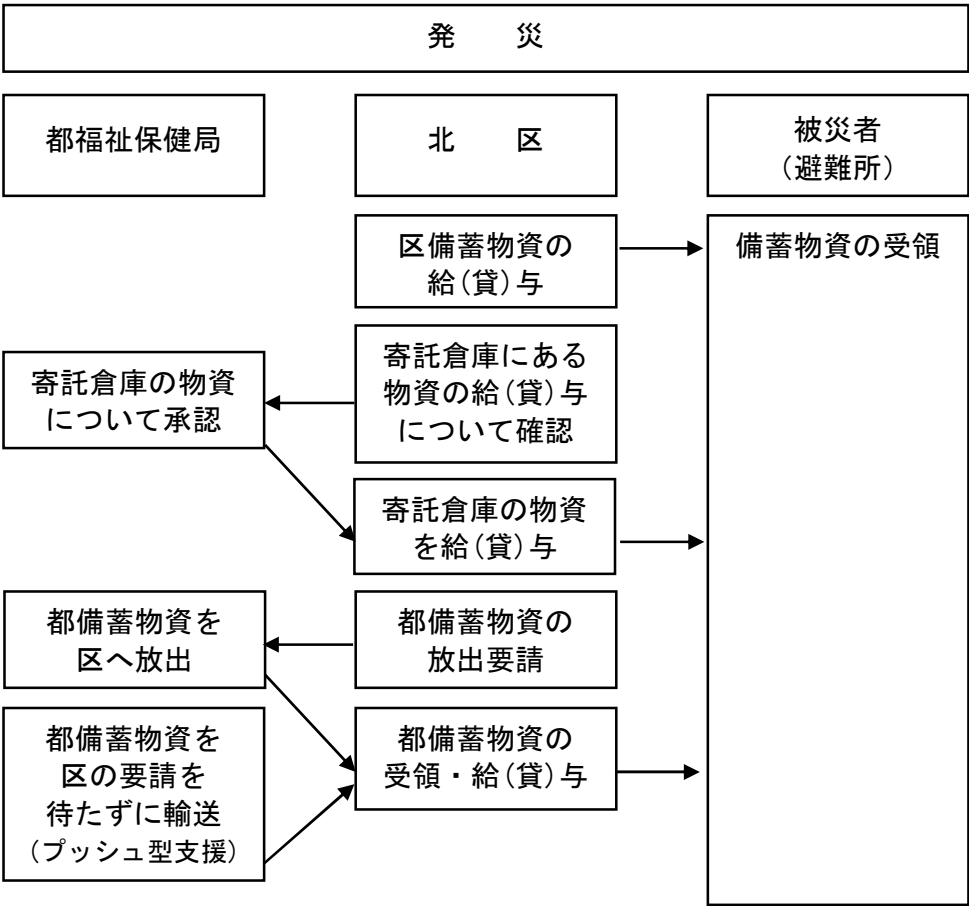
1 物資の供給

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)教育振興部／都福祉保健局／都港湾局

第1 基本方針

- (1) 災害時における被災者の生活維持のため、区は被災者に対し、災害救助法の定める基準に従って備蓄物資を供給する。
- (2) 被災者に対して、区が所有する備蓄物資の供給の実施が困難な場合、区は都に対し、都の事前寄託分の備蓄物資の供出等について要請する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- (3) 区は、協定を締結している防災関係機関等をはじめ、広く企業等に対しても、物資の供給について協力を依頼する。
- (4) 区は、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に備蓄物資の放出を要請し、地区内輸送拠点で受領する。

業務手順



＜業務手順＞

- (1) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (2) 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達態勢を整える。

＜配布基準＞

- (1) 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (2) ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て定める。

第2 備蓄物資の供給

1. 供給の対象（原則）

- (1) 避難所にて把握された被災者
- (2) 開設した避難場所に集まった被災者

2. 供給期間の目安

原則として、発災直後から3日間程度

3. 避難場所での供給

- (1) 避難場所現地本部は、現地の状況により備蓄物資の供給が必要と認めたときは、区災対本部にその状況と必要数量等を報告する。
- (2) 災対本部長は、必要に応じて、区内各所の災害備蓄倉庫に備蓄している物資を、避難場所現地本部へ輸送し、被災者に提供するように命じる。

4. 避難所での供給

- (1) 自主防災組織、学校長または区職員等で組織する避難所管理運営委員会等の判断で、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）に備蓄してある食品を被災者に供給できる。
- (2) 供給する場合は、区災対本部にその旨の供給数量を報告する。
- (3) 災対本部長は、2～3日間、備蓄室の備蓄分で対応できるよう、利用数量の調整を行う。
- (4) 避難者等が多く、備蓄室だけでは対応できないと判断した場合、災対本部長は、災害備蓄倉庫から不足分を輸送し、供給するように命じる。
- (5) 都福祉保健局より、事前配備されている寄託物資は、都福祉保健局長の承認を得て、被災者に提供する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
- (6) 被災者に食品等の供給を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

- (7) 食料の供給に際し、配布時間・食品名・個数・いつまで食べられるか・製造者・異常の有無（におい・外観・容器の破れ）、食物アレルギー物質の有無等をチェックする。また、配給食品チェック表等を作成する。
- (8) 夏季は食中毒が起こりやすい時期であるため、「配給物の早期摂取」「食事前の手洗い」等を避難者に呼びかける。

5. 災害備蓄倉庫からの供給態勢

災対区民部は、区災対本部の指示により、避難場所や避難所に物資を輸送する。

第3 調達物資の供給

1. 調達物資供給の対象

- (1) 避難所への避難者
- (2) 避難所にて把握された被災者
- (3) 医療救護所等への従事者

2. 供給期間の目途

- (1) 避難所での備蓄食料の不足が予想される4日目以降は、食料については原則として米飯の炊き出し等により提供を行う。
- (2) 生活必需品等の給（貸）与は、すべて世帯単位で行い、10日間程度を目途とする。
- (3) 物資調達の要請活動等については、備蓄数量の見通しに基づき速やかに対処する。

3. 都と区の連携

- (1) 区備蓄分の物資が不足する場合、状況により、都福祉保健局に要請する。
- (2) 都が調達した食料は、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
- (3) 他府県等からの応援物資等は原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- (4) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が現地調達する。

4. 区内業者による調達

- (1) 区と東京都米穀小売商業組合北支部の間で締結された「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等、災害時における優先供給に関する協定に基づき、協定業者より調達する。
- (2) 区内小売店、コンビニエンスストア、スーパーストアの各業者または組合、連合会に提供協力を依頼する。

5. 他自治体への要請

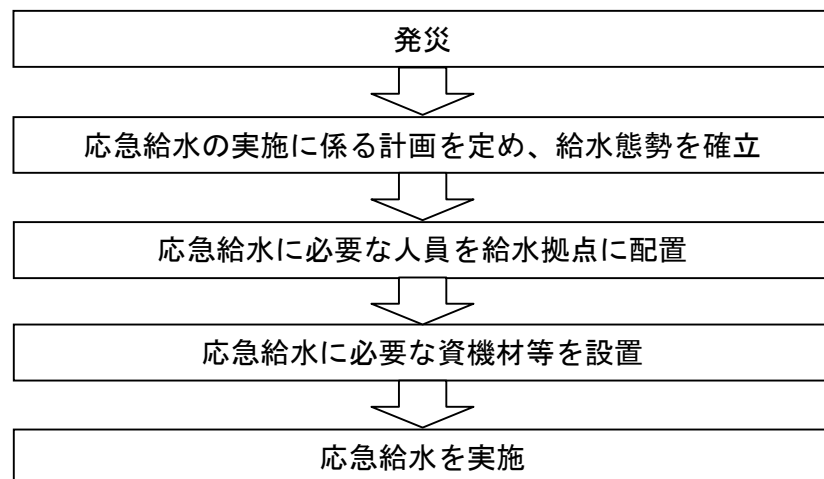
- (1) 区の応援協定市町である山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町及び群馬県前橋市に物資の調達を要請する。
- (2) 従前からの友好関係にある自治体にも要請を図る。
- (3) 野菜等の生鮮食料品の調達は、道路の復旧状況、区の受入態勢、被災者の状況等総合的見地から判断し、輸送を要請する。
- (4) マスメディアを通じて広く全国に応援を呼びかける。

2 飲料水の供給

担当	(災対) 区民部／都水道局北部支所 北営業所

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区は都との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

業務手順



第1 都による災害時の応急給水の方針

1. 災害時の応急給水の方法

- (1) 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や区民の避難状況など必要な状況を把握する。
- (2) 浄水場(所)・給水所等の給水拠点で区と協力して応急給水を行う。
- (3) 給水拠点からの距離が概ね2km以上離れている避難場所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合は、車両による応急給水を行う。
- (4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

2. 医療施設等への応急給水

医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災対本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

第2 給水拠点等での区と都の役割分担

- (1) 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資機材等の設置及び区民等への応急給水を行う。
- (2) 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、区が指定した住民による応急給水も可能である。
- (3) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行う。
- (4) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については、区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。
- (5) 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資機材を水道局が区（避難所等に配置）に貸与する。発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や住民が応急給水用資機材を設置し応急給水を行う。

第3 飲料水の給水基準

災害時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3リットルとする。

第4 給水態勢

- (1) 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- (2) 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- (3) 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- (4) 車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資機材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
- (5) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において、受水槽の水、簡易型浄水器等によりろ過したプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

※ 営業所保有の応急給水用資機材【資料編p637参照】

第5 北区の給水活動

- (1) 区は、給水計画を参照し、給水拠点での給水を実施する。その際、必要に応じて、仮設給水栓の設置を行う。給水が必要な避難場所・避難所・医療救護所・被災現場等に、緊急に必要とされる飲料水を給水する。

※ 災害時給水ステーション（給水拠点）別給水計画【資料編p631参照】

- (2) 1,500 t 応急給水槽では、飲料水自動袋詰機（ウォーターパッカー）を活用して、袋詰めした飲料水により、効率的かつ衛生的な給水活動を行う

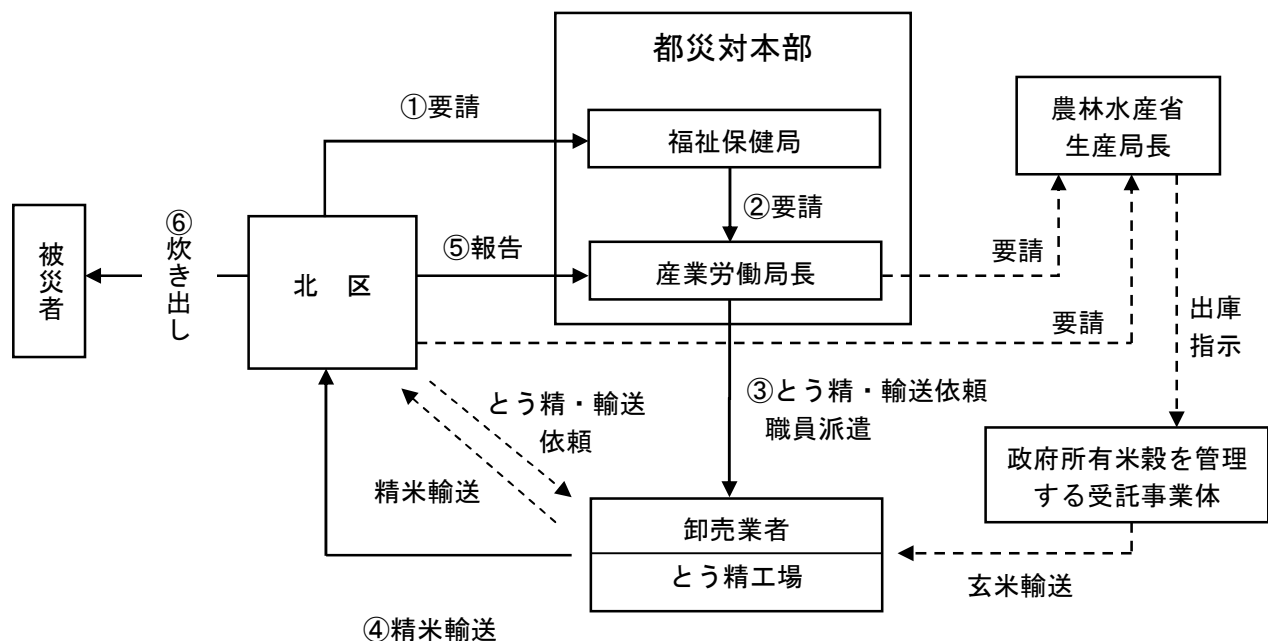
- (3) 給水が可能な災害用給水所（深井戸）において、給水を行う。
- (4) 小・中学校にある受水槽の水を利用する。
- (5) 貯留水・プールを使用する場合は、簡易型浄水器等を使用する。
- (6) 飲料水の輸送は、庁有車（区有の給水車を含む）・雇上車等により輸送し、容器は備蓄している給水タンクを使用する。
- (7) 都水道局と連絡を密にし、相互協力し、給水活動の円滑化を図る。
- (8) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については、区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。

※ 給水資機材等【資料編p637参照】

3 物資の調達要請

担当	(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／ (災対) 教育振興部

業務手順



- (1) 食料・被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (2) 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (3) 生活必需品・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (4) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (5) 都への要請・災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 救援物資の受入れ・配分

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)教育振興部

第1 地域内輸送拠点での活動

- (1) 総合的な情報は区災対本部において一括管理し、報道機関等の対応にあたる。
- (2) 災害後の状況を見て、あらかじめ決めておいた地域内輸送拠点から変更の必要が生じた場合は、所定の様式により、都に報告する。
- (3) 指揮系統の混乱を避けるため、輸送班（災対区民部）は、区災対本部及び災対地域振興部の要請下に活動する。

第2 物資の配給・保管

- (1) 物資の被災者への配給は、原則として各避難所で行う。
- (2) 地域内輸送拠点間での物資の保管・調整する必要がある場合、災対地域振興部は、地域内輸送拠点及び輸送班（災対区民部）に連絡し調整を行う。
- (3) 救援物資は、種類・量・保管場所等について管理する。
- (4) 地域内輸送拠点で保管困難な物資は区災対本部の指示により、備蓄倉庫へ転送し、一時保管する。

第3 不足物資の把握・調達

- (1) 災対地域振興部は、地域内輸送拠点の払い出し状況、救援物資の受入状況等を把握し、不足する流通物資の調達に努める。
- (2) 防災無線、ファックス、自転車等、状況に応じた情報伝達手段を確保する。

5 義援物資の取扱い

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／北区社会福祉協議会／ 東京都北区市民活動推進機構

発災直後は、相当の混乱が予想されるため、受入態勢が整備されるまでの期間は、義援物資の受入れは行わないものとする。態勢が整備された後は、必要物資の状況を踏まえて受入れを検討する。

受入れを行う場合は、原則として区が指定する場所までの輸送手段を提供側で確保することを条件とする。また、需要がない物資や個人等からの小口・混載の物資については受け入れないものとする。

なお、小口・品目が混載した義援物資の送付については控えるように適切に広報を行う。

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）

「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」

6 輸送車両等の調達

担当	（災対）総務部／（災対）区民部／都財務局

第1 災害時の輸送

- (1) 要配慮者を中心とした被災者の移送
- (2) 重傷者、重症患者、妊産婦の搬送
- (3) 物資の輸送
- (4) 活動要員の移動
- (5) 遺体搜索、処理、埋葬のための輸送
- (6) 緊急道路障害物除去に伴うがれき等の輸送

第2 緊急車両の調達

区の災害応急対策にあたり、原則として以下の車両を緊急車両として調達する。

- (1) 区有車（緊急通行車両として事前に届出した車両）
- (2) 協力協定に基づく車両

上記の方法によっても所要車両が調達不能もしくは不足する場合には、都へあつせんを要請する。

第3 配車手続等

車両、舟艇の配車手続きは次のとおりとする。

- (1) 災対総務部：車両の待機を要請
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に連絡する。
- (2) 災対各部：輸送内容、車種、台数、目的地の請求
災対総務部に請求
- (3) 災対総務部：車両の引渡し場所への集結指示
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に連

第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

絡する。

- (4) 災対総務部：舟艇の所要数を確保

運搬は、請求をした部が行う。

- (5) 人員の輸送（活動要員の輸送、被災者の移送、重傷者、重症患者、妊産婦の搬送等）

バスも有効であり、必要な場合、都財務局及び事業者等へ要請し調達する。

- (6) 車両の不足や区内外での調達・あっせんに関しては、都財務局へ要請する。また、舟艇に関しては都港湾局に要請する。

第4 自転車の調達

災害時における自転車の提供・修理を目的として、区の自転車商共同組合との協定等を検討する。

【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)教育振興部／(災対)子ども未来部／都福祉保健局

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

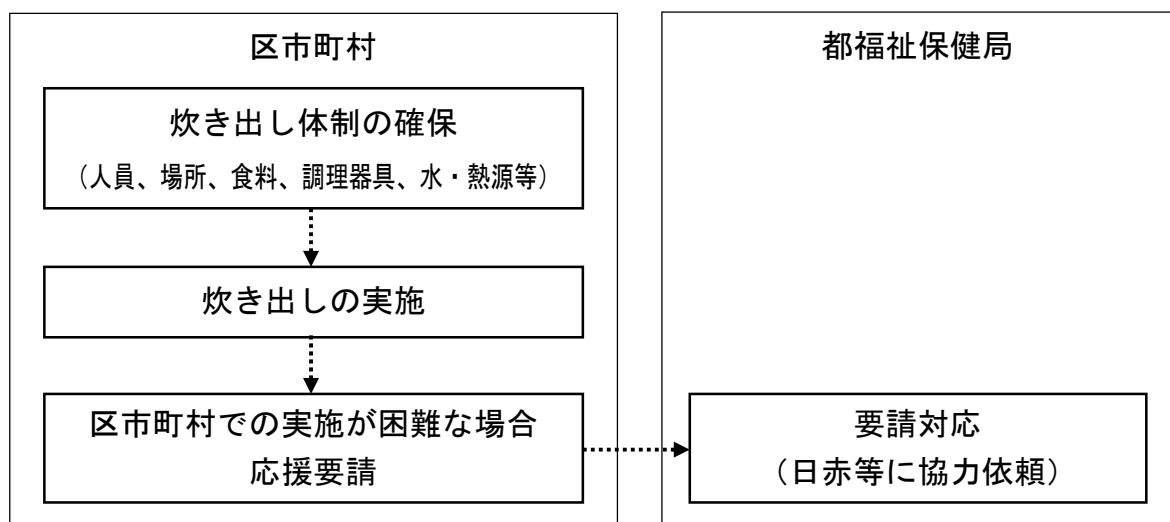
都は広域の見地から区を補完するため、事業者と連携した調達態勢を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達態勢の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

担当	(災対)総務部／(災対)地域振興部／(災対)区民部／(災対)健康福祉部／ (災対)教育振興部／都福祉保健局

業務手順



- (1) 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられるおよそ4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行う。
- (2) 炊き出しの必要がある場合は、主として各避難所（区内小・中学校等）で行う。
- (3) 各避難所における炊き出しに関しては、給食設備の利用について、学校職員等の協力のもと、自主防災組織等と連携を図り実施する。

第2部 施策ごとの具体的計画

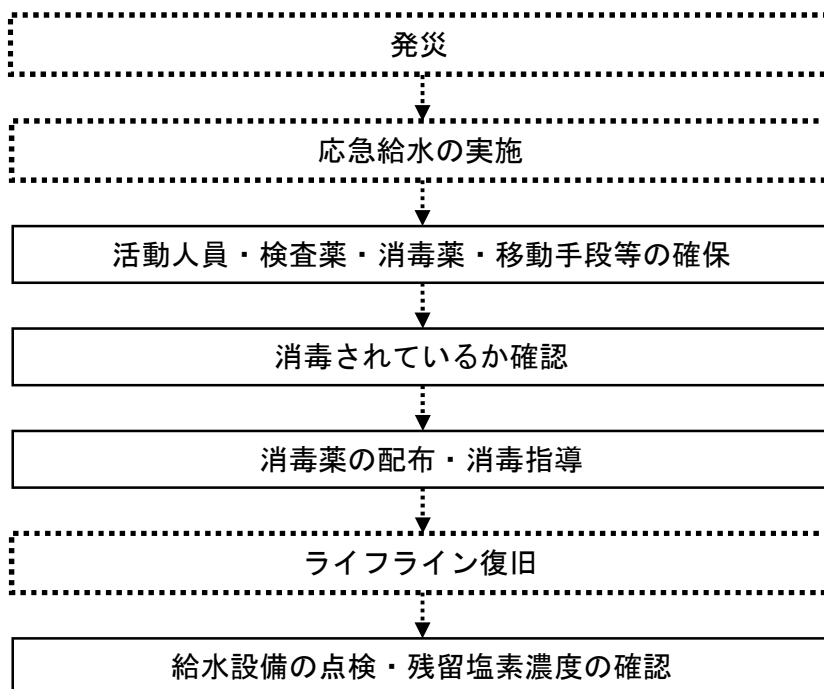
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【復旧対策】

- (4) 被災状況により、炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に応援要請する。

3 水の安全確保

担当	(災対) 医療衛生部

業務手順



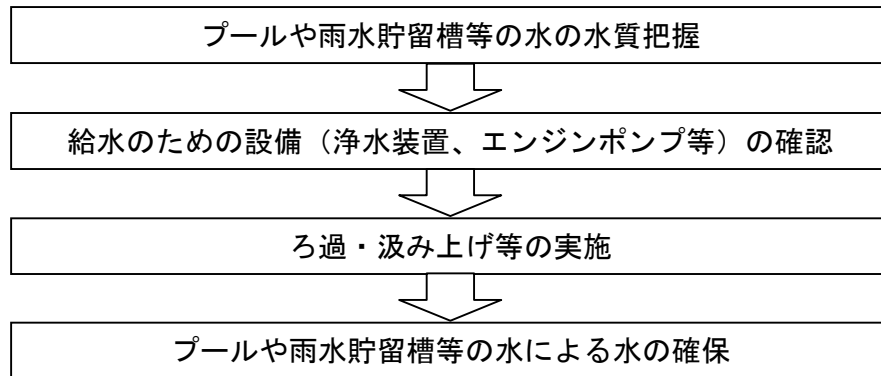
水の安全確保に係る区の業務

- (1) 区は、環境監視、事務職から「防疫検水班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
- (2) 被災家屋、避難所、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行いまたは消毒薬を配布して指導する。
- (3) 井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するかまたは消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

4 生活用水の確保

担当	(災対) 区民部

業務手順



(1) 避難場所における対応

区は、雨水貯留槽、非常災害用井戸（深井戸・災害協力井戸）等によって生活用水を確保する。

(2) 避難所における対応

被災後、断水した場合、区は学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

(3) 事業者・家庭等における対応

上水機能に支障が発生している場合、区民及び事業者等は、汲み置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

5 物資の輸送

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／(災対) 土木部／警察署／都交通局

(1) 都は、調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。

(2) 区は、地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送する。

第11章 放射性物質対策

【基本方針】

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から220km離れている東京都においても、様々な影響を受けた。この間、北区においても、区民からの相談対応や放射線量の測定等、様々な対策を講じてきたところである。

区は今後、都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、区民の放射性物質に対する不安を軽減するために、区における相談態勢や放射線量の測定について対応できる態勢を構築する。

予防対策
1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等
応急対策
1 情報連絡態勢
2 区民への情報提供等
復旧対策
1 保健医療活動
2 放射性物質への対応

【予防対策】

1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等

担当	国／都／政策経営部／危機管理室／生活環境部／北区保健所／土木部／教育振興部／子ども未来部 等

区は、都内及び区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる情報伝達態勢等を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

- (1) 国や東京都からの情報について、円滑な区民への情報提供に努める。
- (2) 都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

【応急対策】

1 情報連絡態勢

担当	(災対)政策経営部／(災対)危機管理室／(災対)生活環境部／(災対)医療衛生部／(災対)土木部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部 等

都内及び区内において放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できるよう、区の態勢を整備する。

1. 災害対策本部を設置した場合

- (1) 災害対策本部の下に、区関係機関で構成する放射性物質対策部会(仮称)を設置する。
- (2) 放射性物質対策部会(仮称)では、区各部課が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
- (3) 対策部会の構成メンバーは、上記担当部のほか、被害の状況により全庁的な対応をとれるよう柔軟に構成するものとする。
- (4) 対策部会の事務は、危機管理室が掌理する。

2. 災害対策本部を設置しない場合

- (1) 放射性物質対策連絡会議(仮称)を設置する。
- (2) 放射性物質対策連絡会議(仮称)の機能は、放射性物質対策部会と同様とする。

2 区民への情報提供等

担当	(災対)政策経営部／(災対)危機管理室／(災対)生活環境部／(災対)医療衛生部／(災対)土木部／(災対)教育振興部／(災対)子ども未来部 等

区は、放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、その内容・結果を公表する。また、関連する各種情報についても、ホームページ等を通じて区民に提供する。

また、都及び関係機関等との連絡を密にし、必要に応じて、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質対策に関する区の対応は以下のとおりであるが、今後は被害等の状況により、必要に応じて、全庁的な対応を講じるものとする。

第2部 施策ごとの具体的計画

第11章 放射線物質対策【応急対策】

(参考)

担 当	対応内容
生活環境部環境課	放射線測定に関すること
生活環境部リサイクル清掃課	災害廃棄物の受入れ
健康福祉部健康推進課 北区保健所保健予防課	放射線に関する健康相談
北区保健所生活衛生課	飲用水・食品に関すること
土木部道路公園課	公園・児童遊園などの対応
教育振興部学校支援課・教育政策課	区立幼稚園、小・中学校の対応
子ども未来部子ども未来課	児童館の対応
子ども未来部保育課	区立保育園の対応

【復旧対策】

1 保健医療活動

担当	(災対) 医療衛生部 等

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口を設置する。また、住民の求めに応じ、保健所等において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

担当	(災対) 生活環境部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部 等

放射性物質による環境汚染に関する都及び国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第12章 区民生活の早期再建

【基本方針】

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

そこで本章では、罹災証明書の発行、生活相談のための生活相談総合窓口の設置、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理態勢、また、がれき処理等の区民の生活再建についての対策を示す。

予防対策	
1 罹災証明書の発行準備	
2 情報システムのバックアップ体制の構築	
3 トイレの確保及びし尿処理	
4 ごみ処理	
5 がれき処理	
6 災害救助法等	
7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制	
応急対策	
1 住家被害認定調査等	
2 義援金の募集・受付・配分	
3 トイレの確保及びし尿処理	
4 ごみ処理	
5 がれき処理	
6 土石、竹木等の除去	
7 災害救助法等の適用	
8 激甚災害の指定	
復旧対策	
1 被災住宅の応急修理	
2 応急仮設住宅の供給	
3 公的住宅や民間賃貸の供給	
4 被災者の生活相談等の支援	
5 義援金の募集・受付・配分	
6 被災者の生活再建資金援助等	6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 6-2 被災者生活再建支援金の支給
7 職業のあっせん	
8 各種減額・免除等	8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等 8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等 8-3 国民年金保険料の免除 8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除 8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除 8-6 障害福祉サービス費の減額・免除
9 日本郵便(株)の復旧・復興支援	
10 融資	
11 がれき処理の実施	
12 災害救助法の運用等	

【予防対策】

1 罹災証明書の発行準備

担 当	危機管理室／地域振興部／区民部／まちづくり部／消防署

第1 被災者生活再建支援システム

1. 被災者台帳の役割と活用

- (1) 被災者支援について、支援もれや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の状況や支援状況、配慮事項を一元的に集約するものであり、発災直後から、災害復興公営住宅における家賃の災害補助の終了もしくは災害貸し付けの終了まで幅広く活用される。
- (2) 区は、災害後、迅速かつ公平に被害者の生活再建支援を進めるための基礎とする被災者台帳を、速やかに作成する必要がある。

2. 被災者生活再建支援システム

- (1) 被災者台帳には、住家被害認定調査結果を整理するとともに、作成にあたっては、罹災証明書発行や各種支援制度適用に必要な住民基本台帳等のデータを活用する。そのための準備として、「被災者生活再建支援システム」を導入する。
- (2) 準備にあたっては、関係課で部会等を組織し、検討を行う。
- (3) 区職員が、罹災証明書発行手順に習熟しておくために、区は、平常時から対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行う。具体的な手順は、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成する「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（平成29年5月）」を参考とする。
- (4) 区は、区内各消防署と情報共有等に関して事前協議等を行い、罹災証明書発行に係る連携態勢を確立し、罹災証明書の発行訓練を定期的に行う。
- (5) 区と東京都（主税局）は、罹災証明書の発行に必要な固定資産関連情報について連携を図る。
- (6) 区は、平常時からホームページ等の手段を用いて、罹災証明書の説明、その申請手続き、住家被害認定調査に関して十分に周知を図るものとする。
- (7) 区は、罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査に関する講習会や訓練を実施し、同調査に関する人材の育成に努める。

第2 データのバックアップ体制の構築

区は、近隣自治体や友好都市との協定に基づき、行政情報や住民データなどの重要データの保管など、震災時に備えたバックアップ体制の構築に努める。

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【予防対策】

2 情報システムのバックアップ体制の構築

担 当	区民部

区民生活の早期再建に必要な区の情報システムについて、震災等で被害を受けないよう、また、もし万一被害を受けた場合でも早期に復旧・利用が可能となるように、データ及びプログラムの安全確保策の整備を進める。

3 トイレの確保及びし尿処理

担 当	危機管理室／生活環境部／都下水道局

第1 災害用トイレの確保

- (1) 避難者50人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。
- (2) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレを確保する。
- (3) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。
- (4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利便性を確保する。
- (5) 仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- (6) 事業者や区民に対しては、当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄と水の汲み置き等により生活用水の確保に努めるよう周知する。

第2 し尿収集・処分態勢の整備

- (1) 区は、都下水道局との覚書の締結により、指定された水再生センター及び下水道管マンホールへのし尿搬入態勢を整備する。なお、毎年、関係者によるし尿受入訓練を実施する。
- (2) 区は、都下水道局との覚書の締結により、下水道用仮設マンホールの設置態勢を整備する。
- (3) し尿収集車については、民間等の所有会社との協定締結等により今後確保を図る。
- (4) 区は、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」を策定し、適宜更新していく。

第3 避難所等のトイレ対策事業

- (1) 可とう性を有する排水設備の整備
貯留型仮設トイレの備蓄配備に加え、災害時の避難所となる小・中学校のうち、校舎の耐震化工事の完了や都下水道局による下水道本管の耐震化工事の進捗に合わせて、既存の学校のトイレが使用できるように、屋外排水管やますに可とう性を持たせるなど、屋外排水設備の耐震化を図る。
- (2) 災害用マンホールトイレを整備する。
- (3) 区は、清潔な環境を維持するために、衛生管理に必要な備品・消耗品等の備蓄を進める。

第4 災害用トイレの普及啓発

- (1) 区は、事業者及び家庭に対して、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄するよう啓発する。また、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。
- (2) 区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄、し尿の収集可能な場所等をあらかじめ選定しておくとともに、住民に周知する。
- (3) 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施するよう呼びかける。

4 ごみ処理

担 当	生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- (1) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
- (2) 区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」を策定し、ごみ処理態勢の構築を促進する。
- (3) 区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」に従い、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合・清掃協議会と連携したごみ処理態勢を構築する。
- (4) 区は、被災時のごみ収集方法（分別方法・集積場所）について、平常時から区民に周知する。

5 がれき処理

担 当	生活環境部／まちづくり部／土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- (1) 区は、あらかじめ、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に基づき、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」を策定し、仮置場等の災害時の選定方法などを定めておく。
- (2) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
- (3) 区は、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」を適宜更新していく。

6 災害救助法等

担 当	(災対) 各部

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- (1) 区の地域内の住家が滅失した世帯数が150世帯以上であること
- (2) 都の区域内の住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること
- (3) 都の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を被ったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命または身体の影響を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること

第2 被災世帯の算定基準

1. 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

前(1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3. 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造アパート等の居住

の用に供している部屋がしゃ断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制

担 当	(災対) 区民部

- (1) 区は、円滑な被災者生活再建支援のために、被災者生活再建相談窓口開設実績のあるNPO法人、その他民間団体情報を収集整理する。
- (2) 区は、被災者の円滑な生活再建支援のために、区の施策事業を生活再建支援の視点で整理する。また、迅速な「問い合わせ窓口」の開設方法、窓口の運用体制を整備する。
- (3) 区は、罹災証明書の発行窓口において、罹災証明書交付後の生活再建に関する相談体制の整備に向け、関係機関との間において、相談専門員の派遣等について、協議を進める。
- (4) 区は、区民の生活再建支援のための職員研修を行う。

【応急対策】

1 住家被害認定調査等

担 当	(災対) まちづくり部／消防署

第1 住家被害認定調査態勢

1. 住家被害認定調査態勢の構築

- (1) 区は、震災後、速やかに家屋・住家に関する被害情報を収集し、被害状況の概要を把握するとともに、調査業務量を想定し、調査対象地域、調査手法・班編成、また、罹災証明書発行時期との関係を考慮した調査期間等の調査方針を決定する。
- (2) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- (3) その後は調査方針に基づき、必要な人員の確保、調査に必要な器材の調達・確保を行い、調査を実施する。調査結果は、都災対本部にも報告する。
- (4) 消防署は、連絡会等で区と情報共有するとともに、火災による被害状況調査を実施する。
- (5) 住家被害認定調査結果は、被災者台帳の作成・罹災証明書の発行に必要である。

→ 【復旧対策】4 被災者の生活相談等の支援

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 (p356) 参照

2. 住家被害認定調査要員の確保

- (1) 区は、住家被害認定調査の実施に際し、必要な調査要員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。
- (2) 区は、震災後に区職員に対し、住家被害認定調査に関する簡易なトレーニングを実施し、災対各部からも応援職員を確保する。

第2 住民への広報

区は、住家被害認定調査や、罹災証明書について、広報紙の配布・掲示、報道機関等との連携により、区民への以下の内容等の広報を実施する。

- (1) 被害認定調査、罹災証明書に関する業務の実施スケジュール
- (2) 被害認定調査と応急危険度判定との違い
- (3) 罹災証明書の発行や罹災証明書によって受けられる支援制度など

2 義援金の募集・受付・配分

担 当	(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／(災対) 会計管理室

第1 義援金の募集

- (1) 区は、被害の状況を勘案し、独自で義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- (2) 区は独自で義援金を募集する場合は、都の例に則り「義援金募集配分委員会」を立ち上げる。なお、義援金募集配分委員会については、被災状況等により柔軟に構成するものとする。
- (3) 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

第2 義援金の受付

- (1) 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 都の義援金募集にも協力する。
- (3) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第3 義援金の配分

- (1) 義援金の配分は「義援金募集配分委員会」の決定による。
- (2) 配分の方法は、原則口座振替によるが、やむをえない場合には窓口払いの選択も可能にする。

3 トイレの確保及びし尿処理

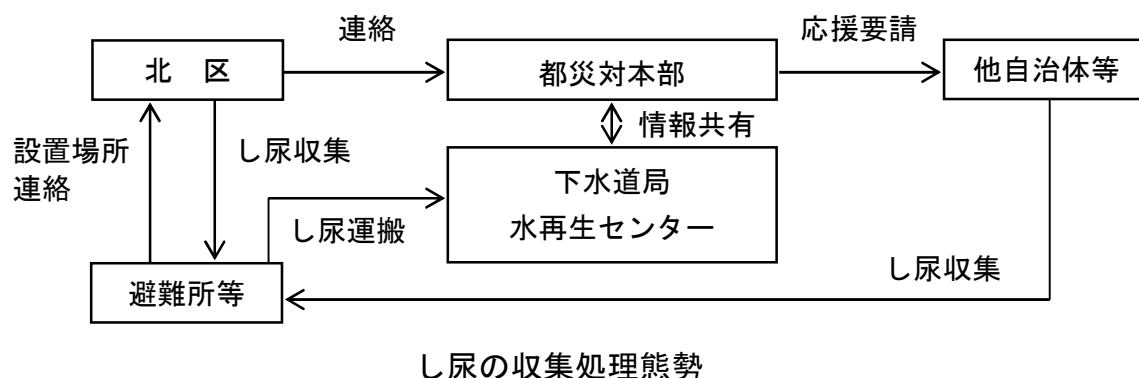
担 当	(災対) 生活環境部／(災対) 教育振興部／都環境局／都福祉保健局／都総務局／都下水道局

第1 対策内容

- (1) 区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上でし尿収集計画を策定し、都と連携して下水道施設（指定された水再生センター及び下水道管マンホール）への処理を実施する。
- (2) 断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

第2 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、仮設トイレ等の設置状況にあわせた収集態勢を整備する。
- (2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- (3) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- (4) 区や協定締結先等で確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- (5) 区は、都に被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。
- (6) 都内ではし尿収集車保有台数が少ないことから、区では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。



第3 避難所等における対応

1. 避難場所における対応

- (1) 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により、学校等のプール、受水槽、非常災害用井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る。
- (2) 便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

2. 避難所における対応

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- (2) それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
- (3) 下水道管が使用できると確認できた場合、マンホール上に仮設トイレを設置する。
- (4) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

- (5) 発災後4日目からは、区は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (6) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して、広域応援等により必要数の確保を要請する。
- (7) 避難所敷地内の排水設備については、区が管工会に対し、応急復旧支援を要請する。

3. 地域における対応

- (1) 上水機能に支障が発生している場合には、区内の災害時協力井戸、災害用給水所（深井戸）、貯水槽等から水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- (2) 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民における備蓄（災害用トイレ）を活用する。
- (3) 便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも利用し、地域の衛生環境の確保を図る。

4 ごみ処理

担 当	(災対) 生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- (1) 区は、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、清掃協議会と情報の共有化を密にして生活ごみの収集・運搬態勢を速やかに確立する。
- (2) 区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出し、地区集積所の決定など、「北区災害廃棄物処理実施計画（平成30（2018）年度策定予定）」を速やかに策定する。
- (3) 区は、「北区災害廃棄物処理実施計画（平成30（2018）年度策定予定）」に沿って、主体的に対応する。
- (4) 収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援が必要な場合、区は、都に要請を行う。
- (5) 区は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や特別区、東京二十三区清掃一部事務組合と情報の共有化を密にして対応する。

5 がれき処理

担 当	(災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- (1) 区はあらかじめ策定した、「北区災害廃棄物処理計画（平成30（2018）年度策定予定）」に基づき、発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生量を算出、地区集積所、一次仮置場などを決定し、「北区災害廃棄物処理実施計画」を策定する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【応急対策】

- (2) 特別区で連携し、二次仮置場、資源化物一時保管場所、必要に応じて仮設処理施設を設置する。
- (3) 区は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (4) 特別区で連携し、がれき処理推進態勢を整備する。
- (5) 特別区で連携し、都へ被害状況（廃棄物処理施設等）及び災害がれき発生量の報告を行い、必要に応じて応援を要請する。
- (6) 区は、「北区災害廃棄物処理実施計画（平成30（2018）年度策定予定）」に従い、所管の区域におけるがれきの処理を行う。
- (7) 被災が広範囲に及ぶ時などは、都や特別区、東京二十三区清掃一部事務組合と情報の共有化を密にして対応する。

6 土石、竹木等の除去

担当	（災対）生活環境部／（災対）土木部／都総務局

- (1) 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機関名	対策
区	救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	救助法適用後は、区の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、区保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、東京建設業協会に対し資機材・労力等の提供を求める。

- (2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者
 - ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
 - イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、または、敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること
 - ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）
 - エ 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）
 - オ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること

7 災害救助法等の適用

担 当	(災対) 各部

第1 救助の実施機関

区の地域で、救助法の適用基準を超える被害が生じ、知事が救助法第2条の規定に基づき救助に着手したときは、区長は、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないとき、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

第2 適用要請

災害に際し、救助法適用基準のいずれかに該当、または該当する見込であるときは、区長は直ちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、救助法の適用を知事に要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を申請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

第3 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策資料となるため、区長は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

なお、北区における災害報告の様式には、被害概況速報、被害状況調、世帯構成員別被害状況があり、速やかにとりまとめることとする。

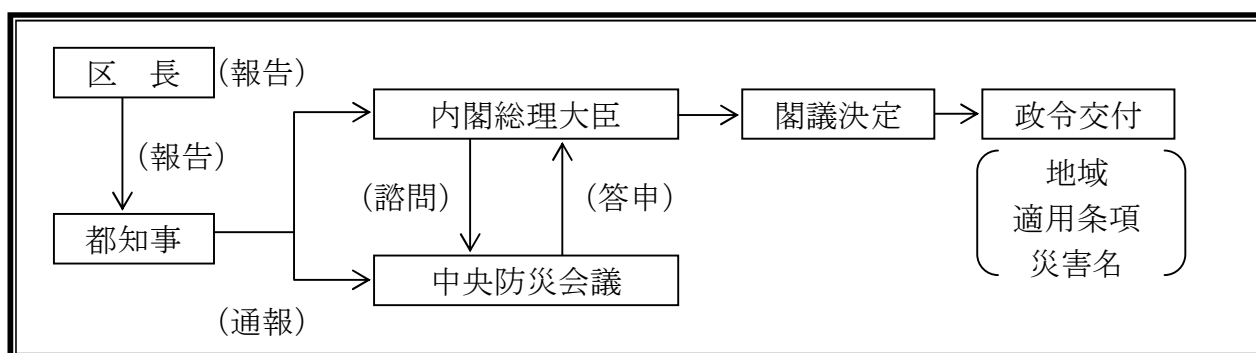
8 激甚災害の指定

担 当	(災対) 各部

第1 激甚災害指定の手続き

災害が発生した場合、区長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

- (1) 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- (2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所または地域
 - エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - オ 災害に対しとられた措置
 - カ その他必要な事項

第3 激甚災害指定基準

激甚災害の指定は、昭和37(1962)年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※ 激甚災害指定基準【資料編p638参照】

第4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43(1968)年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2ヶ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

※ 局地激甚災害指定基準【資料編p640参照】

第5 特別財政援助等の申請手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

【復旧対策】

1 被災住宅の応急修理

担 当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

第1 住宅の応急修理

1. 応急修理の目的

救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

2. 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3. 対象者の調査及び選定

区は、被災者の資力その他生活条件に関する調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定事務を行う。

第2 応急修理の方法

1. 修理

都が、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

2. 経費

1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

3. 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第3 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅の供給

担 当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

第1 活動方針

災害時には、住家の倒壊、焼失または破損することが予想される。その場合、自己の資力で住家を確保できない罹災者を対象に、応急仮設住宅の建設を実施し、応急的な住宅を供給する。

第2 活動計画

救助法適用後の応急仮設住宅の建設及び管理は都が所管し、災害のため住家が全壊、全焼、または流失し、自己の資力で住家を確保できない者を対象として設置する。

第3 建設用地の選定

1. 都の役割

- (1) 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区から報告を求める。
- (2) 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (3) 選定にあたり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

2. 区の役割

- (1) 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。
 - ア 接道及び用地の整備状況
 - イ ライフラインの状況
 - ウ 避難場所などの利用の有無
- (2) 都が仮設住宅の建設にあたり、区内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあう。

※ 応急仮設住宅建設予定地一覧【資料編p641参照】

第4 応急仮設住宅の建設の着工と規模等

1. 建設計画

首都直下地震等による東京の被害想定（平成24(2012)年4月18日公表）による区的全焼、全壊棟数は、3,435棟である。区の建物棟数から被害率を算定し、被災する世帯に換算すると、約9,000世帯になる。応急仮設住宅の設置戸数は、関東地震や阪神・淡路大震災等の経験から、全焼、全壊及び流失世帯の合計数の3割程度と推定される。このため、区の建設目標数は、最大で概ね2,700戸である。

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【復旧対策】

2. 着工と規模

- (1) 応急仮設住宅は、災害発生から20日以内に着工する。工事監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任する。
- (2) 応急仮設住宅の規模は、1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯員数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- (3) 構造は平屋建てまたは二階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じて高齢者・障害者に配慮した設備・構造とする。
- (4) 建設にあたり、応急仮設住宅の防火安全対策を十分講じるものとする。

第5 入居者の募集・選定等

1. 入居資格

- (1) 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

- (2) 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2. 都の役割

- (1) 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- (2) 割り当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

3. 区の役割

- (1) 住宅の割り当てを受けた区は、区内被災者に対し募集を行う。
- (2) 住宅の割り当てに際して、所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあう。
- (3) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。
- (4) 応急仮設住宅の管理、運営するにあたり、適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。

第6 帳簿の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第7 管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行うものとし、入居管理等は区が行う。入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。

3 公的住宅や民間賃貸の供給

担 当	(災対) まちづくり部／都都市整備局

第1 対策内容

一般被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設の他に、都と連携して、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を提供する。

第2 公的住宅の供給

- (1) 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- (2) 区は、区営住宅の空き家を提供し、都より割り当てられた住宅についての募集・選定等を行うこととする。

第3 民間賃貸住宅の供給

- (1) 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- (2) 区は、都から割り当てられた住宅について入居者の募集・選定等を行う。

第4 入居資格・選定等

原則として、「応急仮設住宅」に準拠する。

第5 帳簿の整備

区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

4 被災者の生活相談等の支援

担 当	(災対) 各部／警察署／消防署

第1 生活相談総合窓口の態勢整備と開設

- (1) 区は、震災後の地域の実情及び被災者の利便性を考慮し、区内3か所（北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館）に生活相談総合窓口を順次開設する。なお、開設期間・開設順等については、震災復興本部が、地域の被災状況や被害規模等を考慮し決定する。
- (2) 区は、震災復興本部事務局に生活相談総合窓口対応班を設置し、各生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を行う。各担当部課は、復旧・復興期の以下のような相談業務等を生活相談総合窓口において担当する。
ア 住宅関連として、応急仮設住宅の入居、公営住宅・空き家等のあっせん、応急

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【復旧対策】

- 修理等建築相談、がれき処理等の相談
- イ 罹災証明書の申請・発行、見舞金・義援金の申請、弔慰金・支援金申請、区税・国民健康保険料等の減免・猶予等の発行等の受付・申請
- ウ 個人、事業者を対象とした各種融資等の案内
- エ その他の相談・受付業務として、健康福祉・教育、各種法律相談、雇用・就業あっせん、建築制限に関する相談、行方不明者の搜索等
- (3) 区は、警察署、消防署等とも密に連携を図り、必要に応じて区が開設する生活相談総合窓口への参画などを要請する。
- (4) 区は、生活相談総合窓口を開設した場合は、速やかに区民に広報し、その周知を図る。また、被災者が受けることが可能な生活再建支援策について整理してまとめ、パンフレット等の印刷物又はホームページへの掲載などで周知を図る。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

1. 発行場所等

- (1) 区は、被災者から申請があったとき、被害程度を証明する罹災証明書を発行する。罹災証明書は、区内3か所に順次開設する生活相談総合窓口にて発行する。
- (2) 区は、罹災証明書の発行に際し、必要な人員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。

2. 業務手順等

- (1) 区は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。
- (2) 区は、被災者生活再建支援システムを利用し、住家被害認定調査の結果や、住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。都が保有する被災者に関する情報を必要とする場合は、その情報提供を都に求める。
- (3) 住家被害認定調査結果に基づき、速やかに罹災証明書の発行手続を実施する。
- (4) 罹災証明書の対象を建築物の被害に限定する。罹災証明書の中には、被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の別）を明示する。
- (5) 被災者台帳に基づき、各種被災者生活再建支援業務を推進する。

※ 罹災証明書の範囲【資料編p642参照】

第3 巡回相談・出前型相談

- (1) 震災直後から復旧・復興過程において、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化する。そこで区は、避難所や仮設住宅等への巡回相談や、相談員の派遣等による心のケア等出前型の相談対応を目指し、高齢者あんしんセンター等と連携し、専門ボランティアの確保に努める。
- (2) 各消防署は、被災者に対して復興期における出火防止指導を実施する。

5 義援金の募集・受付・配分

担 当	(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 健康福祉部／(災対) 会計管理室

第1 都の役割

1. 東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都災対本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

2. 義援金の管理

都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。

3. 義援金の配分

(1) 都委員会の開催

義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。

ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定

イ 義援金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(2) 義援金の送金

決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。

4. 義援金の広報

義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

第2 区の役割

1. 義援金の募集・受付

(1) 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

(2) 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

(3) 義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受け付けた義援金については、都委員会に送付する。

(4) 義援金の受領については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

2. 義援金の配分・受入れ

都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【復旧対策】

3. 義援金の支給

- (1) 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
- (2) 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

担 当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

※ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給【資料編p643参照】

※ 見舞金・見舞品【資料編p644参照】

6-2 被災者生活再建支援金の支給

担 当	(災対) 区民部

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第1 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合
- (2) 区の区域内で、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (3) 都の区域内で、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合（人口10万人未満の区市町村に限る）
- (5) (1)～(3)の被害を有する区域に隣接し、区の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合（人口10万人未満の区市町村に限る）
- (6) (1)若しくは(2)の被害を有する区市町村を含む都道府県又は(3)の被害を有する都道府県が2以上ある場合に、区の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合（人口10万人未満の区市町村に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合（人口5万人未満の区市町村に限る）

※ 被災者生活再建支援金支給額【資料編p645参照】

第2 制度の対象となる被災世帯

第1の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

7 職業のあっせん

担 当	(災対) 地域振興部／都労働局

- (1) 被災者の職業あっせんについて、必要によりハローワーク及び都、国に要請する。
また、必要に応じて相談窓口を開設する。
- (2) 都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

8 各種減額・免除等

8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等

担 当	(災対) 区民部

罹災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都北区特別区税条例に基づき、特別区税の税制上の緩和措置として、申告等期限の延長、減額・免除、納税の猶予等、適時、適切な措置を実施する。

ただし、申告等期限の延長については、北区の全部または一部の地域にわたり広範囲に災害が生じた場合で、特に必要があるときは、東京都北区特別区税条例施行規則に基づき、公示により地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建【復旧対策】

8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等

担 当	(災対) 区民部

罹災した国保加入世帯に対し、国民健康保険法または東京都北区国民健康保険条例等に基づき、保険料及び一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等、適切な措置を実施する。

8-3 国民年金保険料の免除

担 当	(災対) 区民部

被保険者（強制加入）またはその世帯員が罹災により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請を受け、区長による意見を記入のうえ北年金事務所に送付する。

8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除

担 当	(災対) 区民部

罹災した後期高齢者医療制度被保険者が、保険料及び一部負担金を納められなくなった場合は、東京都後期高齢者医療広域連合の条例等に基づき、保険料及び一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等の申請を受け、広域連合に送付する。

8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除

担 当	(災対) 健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、介護サービス等の費用または保険料を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減額・免除を行う。

- (1) 要介護（要支援）認定者の介護サービス等の利用者負担の減額・免除
- (2) 第1号被保険者の保険料の徴収猶予または減額・免除

8-6 障害福祉サービス費の減額・免除

担 当	(災対) 健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、障害福祉サービス等の費用を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減額・免除を行う。

- (1) 介護給付、訓練等給付等の利用者負担の減額・免除

9 日本郵便㈱の復旧・復興支援

担 当	日本郵便㈱

第1 計画方針

災害発生時において、地域お客様サービスの確保を図るため、郵便局施設の被害を最小限にとどめる対策を講じ、被害施設の早期復旧に努める。

第2 地域復興支援

全国から寄せられる支援物資等の配達に全力で取り組み、地域の復興に協力する。

第3 区との相互協力

「北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、相互協力する。

10 融資

担 当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 健康福祉部／(災対) まちづくり部

第1 北区災害援護資金貸付

救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

※ 災害援護資金貸付【資料編p646参照】

第2 生活福祉資金

東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。区においては、北区社会福祉協議会で受け付ける。

第3 中小企業融資あっせん(緊急資金)

災害等により損失を受けた中小企業に対して、緊急に必要な資金を低利で活用できるよう取扱金融機関に融資のあっせんをする。

11 がれき処理の実施

担 当	(災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- (1) 区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- (2) 所管区域内の一次集積場所の集積や運搬状況等を把握する。
- (3) 処理施設の被災状況を調査するとともに、施設復旧策を検討し、都に報告する。
- (4) 特別区で連携し、実態相当規模のがれきの最終処分受入場所の確保にも努める。

12 災害救助法の運用等

担 当	(災対) 各部

第1 救助の種類

- (1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるも

のであり、次のような種類の救助がある。

- ア 避難所の設置
 - イ 応急仮設住宅の供与
 - ウ 炊出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
 - エ 被服、寝具、その他生活必需品の供給または貸与
 - オ 医療及び助産
 - カ 被災者の救出
 - キ 被災した住宅の応急修理
 - ク 生業に必要な資金、器具または資料の供給または貸与
 - ケ 学用品の供給
 - コ 埋葬
 - サ 死体の搜索及び処理
 - シ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2 救助の実施方法等

1. 災害報告

- 第2部 施策ごとの具体的計画 第12章 区民生活の早期再建
【応急対策】7 災害救助法等の適用（p349）参照

2. 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は知事に報告するものとする。

3. 救助法による救助の程度・方法及び期間

救助法による救助の程度・方法及び期間は、救助法施行細則第2条別表第一に定めるところによる。

4. 実費弁償

令第10条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のための支出できる費用）は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額も加算した額以内の額とする。

※ 実費弁償【資料編p647参照】

第13章 円滑な受援(応援の受入れ)体制

【基本方針】

大規模災害が発生した場合、平常時業務の継続、緊急対応・応急対応を円滑に進めるためには区職員だけでは人員不足になることは明らかである。他自治体等からの応援を円滑に受け入れ、一日も早く区民生活を再建するため、本章では東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえた受援に関する基本的な方針を定める。

予防対策	
1 受援に関する方針の作成	
2 相互応援協定締結自治体との交流	
3 災害対応派遣要員の事前把握	
応急対策	
1 応急期受援体制	
2 救出救助機関からの受援	
3 人的受援	3－1 応援要請先 3－2 応援要請手続き 3－3 プッシュ型人的支援の受入れ 3－4 受援業務 3－5 ボランティアとの連携・支援
4 物的受援	4－1 物資の調達要請 4－2 プッシュ型支援の受入れ 4－3 個人・企業からの物資の受入れ 4－4 物資の集積と搬送 4－5 継続的要請
5 費用負担	
6 被災地への人的物的応援	6－1 被災地への人的応援 6－2 被災自治体への物的支援

【予防対策】

1 受援に関する方針の作成

担当	区各部

- (1) 区は、被災時に通常業務を大きく超えて発生する災害対応業務を、他自治体職員等の応援を受けて処理をし、もって区民生活の一日も早い再建、行政機能の復活を果たすために受援に関する方針を作成する。
- (2) 受援に関する方針は、①受援開始および終了判断基準、②受援体制（受援窓口の設定）、③応援者、④受援の事前準備、⑤受援業務、⑥物資の受援の各項目により構成する。また、受援は、発災後の局面に応じて、応急期受援と復旧・復興期受援に分けて考える。初動期（発災直後）には、受援の体制を整える。
- (3) 受援業務は、被災前に選定し、選定した受援業務に関して、応援者のための業務実施マニュアルを整える。
- (4) 受援業務は、これまでの災害対策の積み重ねにより、応援が定着している業務（避難所での健康相談、建築物の応急危険度判定、罹災証明書発行など）、及び「北区業務継続計画」において緊急時優先業務と定められている業務を中心に選定する。
- (5) 受援経費の負担方法を明確にする。
- (6) その他、応援をする側になった場合の体制についても検討を行う。

2 相互応援協定締結自治体との交流

担当	総務部／危機管理室

区は、応援が想定される相互応援協定締結自治体と、平常時から職員同士の交流・共同訓練を行い、顔が見える関係を構築する。

3 災害対応派遣要員の事前把握

担当	総務部／危機管理室

区は、区外で大規模災害が起きた場合に被災自治体に応援職員を派遣することを想定し、適切な人材を迅速に派遣するため、応援業務を担うことができる資格、技術を持つ職員を平常時から把握する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制【応急対策】

【応急対策】

1 応急期受援体制

担当	(災対) 本部／(災対) 各部

応急期の受援体制を次のとおりとする。

- (1) 災対本部長が受援の必要性を判断することにより受援を開始する。
- (2) 区災対本部に人的受援担当と物的受援担当を設ける。
- (3) 人的受援担当は、災対各部に設ける受援担当と連絡調整し、受援期間中の受援が必要な業務、必要人数、必要な専門性を把握し、応援機関から派遣される職員の配置を行う。また、応援職員の就業環境を整える。
- (4) 災対各部に設ける受援担当は、応援職員受入れ前に、指揮命令系統を整える。受入時には、応援職員に受援業務内容の説明を行う。
- (5) 一般ボランティアの受入れは、NPO・ボランティアぷらざに設けるボランティアセンターが行うこととし、区災対本部は災対健康福祉部を通して、一般ボランティアの活動状況をボランティアセンターと情報共有する。
- (6) 物的受援担当は、物資供給元と十分に連絡調整のうえ、支援物資に関する情報を把握し、輸送に関する各部と連携し、支援物資の適切な処理に努める。
- (7) 北区行政機能および区民生活が回復したと災対本部長または震災復興本部長が判断した時点で、受援を終了する。

2 救出救助機関からの受援

担当	(災対) 本部／都総務局／警察署／消防署／自衛隊

大規模災害時に、区は、東京都と連携して警察、消防、自衛隊等救出救助機関からの応援を受け入れる。

区災対本部に、救出救助機関および東京都との連絡調整担当を置く。

連絡調整担当は、あらかじめ定められている救出救助機関のための活動拠点周辺の被災状況を把握し、東京都に報告する。

3 人的受援

3-1 応援要請先

担当	(災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区／他自治体

大規模災害時に区では十分な災害応急対策を講じることができない場合には、東京都、特別区又は他自治体へ応援職員の派遣を要請する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】3 応援協力・派遣要請（p199）参照

3-2 応援要請手続き

担当	(災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室

東京都が「東京都災害時受援応援計画」に応援要請手続きを定めていることから、同計画に従い応援要請手続きを行う。

3-3 プッシュ型人的支援の受入れ

担当	(災対) 本部／(災対) 各部／東京都／特別区／他自治体

災害発生時には、東京都は被災区からの要請に基づき人的支援を行うことを原則としているが、被災状況が甚大で要請を行えない場合は、要請がなくとも人的支援にかかわる総合調整を実施することとなっている。東京都を通して全国からプッシュ型(※)人的支援を受け入れる。

※ プッシュ型支援は、支援のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測等に基づき緊急支援を行う方法である。一方、プル型支援は、被災地の要請に応じて、支援を行う方法である。

第2部 施策ごとの具体的計画

第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制【応急対策】

3-4 受援業務

担当	(災対) 本部／(災対) 政策経営部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部

主な受援業務は次のとおりとする。

- (1) 情報連絡員の受入れ【(災対) 危機管理室】
- (2) 区災対本部業務【(災対) 危機管理室】
- (3) 避難所運営【(災対) 危機管理室／(災対) 健康福祉部／(災対) 教育振興部】
- (4) 物資の仕分け・荷降ろし等【(災対) 危機管理室／(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部】
- (5) 応急復旧業務全般（窓口受付など）【(災対) 区民部】
- (6) 住家被害認定調査・罹災証明書発行【(災対) 区民部／(災対) まちづくり部】
- (7) 都市復興基本計画作成のための家屋被害状況調査【(災対) まちづくり部】
- (8) 社会公共施設の応急危険度判定【(災対) 総務部／(災対) まちづくり部】
- (9) 民間住宅の応急危険度判定【(災対) まちづくり部】
- (10) 被災宅地危険度判定【(災対) まちづくり部】
- (11) 応急仮設住宅供与及び応急修理にかかわる募集・受付・審査等業務【(災対) まちづくり部】
- (12) 災害廃棄物処理【(災対) 生活環境部】
- (13) 健康・保健（保健師業務）【(災対) 健康福祉部／(災対) 医療衛生部】
- (14) 医療業務（医師）【(災対) 医療衛生部】
- (15) 応急給水（給水車派遣）【(災対) 区民部】
- (16) 道路・河川・橋梁等応急復旧【(災対) 土木部】

3-5 ボランティアとの連携・支援

担当	(災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

- (1) 災害時のボランティア活動の本部となる「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」）を、NPO・ボランティアぷらざに設置する。また、ボランティアの円滑な活動のために、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」に活動拠点を設置する。なお、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。
- (2) 区は、「東京都災害ボランティアセンター」と連携し、ボランティア活動に対する情報収集や調整等を行う。
- (3) センターの立ち上げ・管理・運営は、北区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。ただし、管理・運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、区は必要な援助、情報提供を行う。
- (4) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図る。

4 物的受援

4-1 物資の調達要請

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都

大規模災害時には、区備蓄物資数量を踏まえ、災害情報システム（DIS）により東京都に応援を要請する。

また、調達協定締結団体に要請する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】3 物資の調達要請（p327）参照

4-2 プッシュ型支援の受入れ

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都

被災状況によっては、国及び都からプッシュ型支援の可能性があることを踏まえ、物資受け入れ態勢をとる。

4-3 個人・企業からの物資の受入れ

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】5 義援物資の取扱い（p328）参照

第2部 施策ごとの具体的計画

第13章 円滑な受援（応援の受入れ）体制【応急対策】

4-4 物資の集積と搬送

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／東京都

食料品や生活必需品等の物資は、本計画第4章に従って地域内輸送拠点を設置し、集積・輸送する。物資輸送は、(災対) 地域振興部が作成する配分計画に基づいて、(災対) 区民部が行う。物資の仕分け作業、輸送作業は、物流業者への委託を検討する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】4 救援物資の受入れ・配分 (p328) 参照

4-5 継続的要請

担当	(災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都

区は、東京都、調達協定団体と継続的に連絡調整を行い、必要な物資の受入れに努める。調達協定団体は、継続的に物資供給に努める。

5 費用負担

担当	(災対) 本部／(災対) 政策経営部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室

区が被災し人的物的受援を行った場合の費用負担は、関係法令及び相互応援協定に従う。

- (1) 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。
- (4) 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第18条）。

6 被災地への人的物的応援

6-1 被災地への人的応援

担当	(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区

- (1) 区は、区外で大規模災害が発生したときは、災害対策基本法、都、特別区長会からの要請、相互応援協定に基づき、被災自治体へ応援職員を派遣する。
- (2) 応援職員派遣にあたっては、実際に応援職員を派遣する前に、派遣先自治体の被災状況、必要な派遣人数、必要な職能を調査把握するために先遣職員を派遣する。
- (3) 被災自治体の状況によって、派遣期間が長期になる場合は、応援職員の派遣期間を重複させるなど、業務の継続性に配慮する。
- (4) 応援職員の派遣にあたっては、応援業務に必要となる資機材の持参を原則とする。
- (5) 区は、派遣した職員による報告会を開催するなど、経験を広く共有する機会を設ける。

6-2 被災自治体への物的支援

担当	(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区

区は、相互応援協定締結自治体、被災自治体、東京都（東京都が調整した広域応援協定団体からの要請を含む）からの要請に基づき、被災自治体へ物的支援を行う。

物的支援にあたっては、被災自治体の状況に応じて、現地までの輸送・現地での仕分け・必要箇所への配送の対応を支援として考慮する。

第 3 部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

1 復興の基本的な考え方

大規模な災害が発生した時は、速やかに復興の基本方針、復興実現のための目標を定めて対策を講じる必要がある。一方で、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

そこで、復興対策を迅速かつ計画的に実施するためには、震災復興本部態勢の構築が重要となる。発災当初は、各種の応急対策が災害対策本部を中心に実施されるが、復興対策が本格的に求められる時期になった際に各種業務が円滑に進められるよう、早期に震災復興本部の設置も目指す。

復興に際しては、くらし・まちの再生、安全・安心なまちづくりをめざして、市街地、住宅、保健・医療・福祉、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- (3) 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第2 市街地復興

- (1) 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる北区をつくるため、次の点に留意して市街地復興に取り組む。
- (2) 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被害を繰り返さない地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を行う。
- (3) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- (4) 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体が「協働と連携によるまちづくり」を行う。
- (5) 市街地復興整備条例の整備に向けた検討を行う。

2 北区震災復興マニュアル

復興方針や復興計画に基づき、多岐にわたる復興事業を円滑に進めていくために、平成25(2013)年度に「北区震災復興マニュアル」を作成した。本マニュアルには、震災復興本部態勢の構築、復興計画の策定方法、各分野（都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興）の復興施策推進方法などについて定めてあることから、有事の際の迅速な復興対策を進めていくため、平常時からマニュアル習熟のための訓練等を実施する。

第2章 震災復興本部

1 震災復興本部の設置

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部

第1 震災復興本部の設置

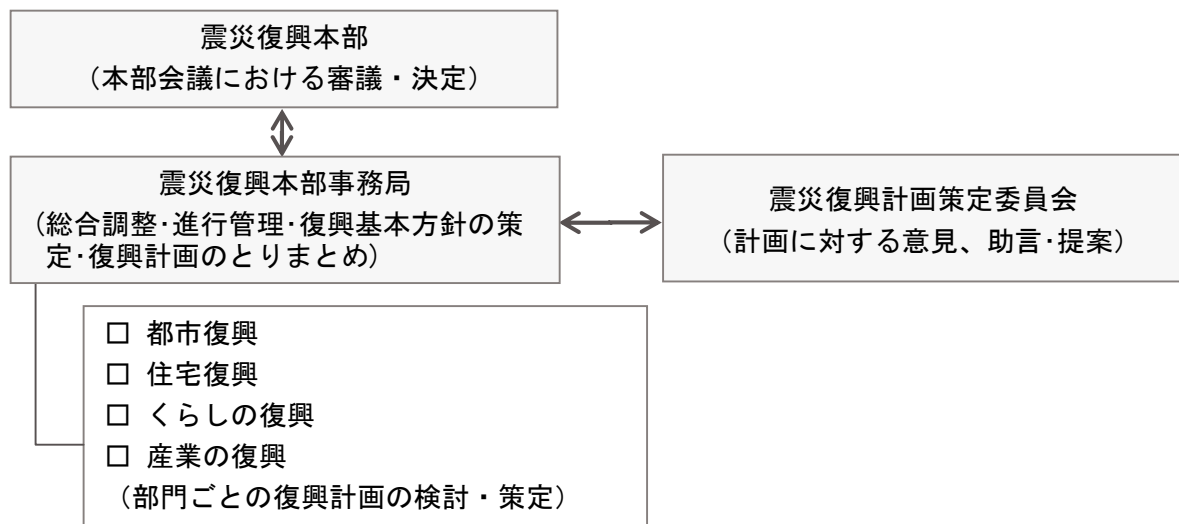
区は、震災による被害が甚大であり、震災復興施策等の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、東京都北区震災復興本部条例（平成26(2014)年3月条例第2号）に基づき、震災復興本部を設置する。

第2 震災復興本部事務局の設置

- (1) 区は、震災復興本部の速やかな設置・運営を目指し、「震災復興本部事務局」を設置する。なお、復興に関わる活動は、震災直後の応急対策の段階から徐々に進展していくものであるため、事務局の設置にあたっては、災害対策本部の活動と並行して、政策経営部が中心となり、その態勢準備を図っていくものとする。
- (2) 震災復興本部事務局長（正）は、政策経営部長とし、事務局次長（副）は、まちづくり部長とする。事務局員は、政策経営部、まちづくり部、土木部、危機管理室及び関係課室に所属する職員のうちから事務局長が指名する。
- (3) 復興活動が長期化する中で、区は「復興対策室」（もしくは「復興推進室」）を常設し、専任職員を配置させ、復興事業の円滑な推進に努める。

第3 震災復興本部の組織体制

震災復興本部、震災復興本部事務局、震災復興計画策定委員会の関係を下図に示す。
区は、職員の不足が予想される部門・職種に対しては、庁内から弾力的に職員を配置することに努める。



震災復興本部組織体制

2 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係

担当	(災対) 各部

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

3 震災復興本部における各部の分掌事務

3-1 震災復興本部における各部の分掌事務

担当	(災対) 各部

- (1) 震災復興本部長に区長、副本部長には、副区長、教育長がつく。
- (2) 震災復興本部には、震災復興本部事務局を置き、業務の総合調整・進行管理、震災復興基本方針の策定・震災復興計画のとりまとめ等を行う。また、震災復興本部事務局には、区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を担当する「生活相談総合窓口対応班」を置く。
- (3) 都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興の各部門の復興計画の検討・策定に関しては、それぞれの分掌事務に応じた災対各部が担当する。
- (4) 震災復興本部に、復興業務の総合調整・進行管理、復興基本方針の策定・復興計画のとりまとめ、復興受援体制の整備等を行う震災復興本部事務局を置き、業務の指揮を執る。

震災復興本部長：区長
副本部長：副区長、教育長

震災復興本部事務局：総合調整、進行管理、復興基本方針の策定、復興計画のとりまとめ、復興受援体制の構築等

事務局長：政策経営部長
事務局次長：まちづくり部長
事務局員：政策経営部、まちづくり部、土木部、危機管理室 他

生活相談総合窓口対応班（関係事務局員により構成）
区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を担当

災害対策本部
調整

部門ごとの復興計画の検討・策定

〈部門〉	〈分掌事務〉	〈主な担当部〉
都市復興	- 被災状況を把握し、今後の災害に強いまちづくりをめざし、都市復興の基本的方針を作成する。 - 個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。	総務部、地域振興部、危機管理室、生活環境部、健康福祉部、まちづくり部、土木部、教育振興部、子ども未来部
住宅復興	- 被災者の住宅確保対策として、応急的住宅、公的住宅の供給を図るとともに、都市復興とも連携し、安心・安全な住環境の整備方針や計画を策定する。 - 被災者生活再建支援制度の運用等により、被災者の早期住宅再建への道筋をたてる。	区民部、まちづくり部
くらしの復興	- 被災者のくらしに関わる、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育の早期復興をめざした事業方針や計画を策定する。 - また、罹災証明書を発行するとともに生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。	総務部、地域振興部、区民部、健康福祉部、北区保健所、教育振興部、子ども未来部
産業復興	- 事業の早期再開をめざし、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。 - 中長期的視点にたち、区の産業振興を図る施策を検討し進める。	地域振興部

震災復興本部態勢と分掌事務

3-2 復興に関わる専門職員の確保

担当	(災対) 各部

- (1) 区は、復興に関わる活動を推進する上で、専門的技術や知識を必要とする業務に関する職員の不足を補完するため、災害発生後に都や他自治体に専門職員の応援を要請する。
- (2) 区は、あらかじめ復興支援を盛り込んだ、他自治体との災害時相互応援協定の締結に努める。

3-3 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化

担当	(災対) 各部

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3章 震災復興計画の策定

1 震災復興基本方針の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部

- (1) 震災復興本部長は、復興後の区民生活及び市街地形成のあるべき姿及び実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災復興の基本方針及び年次目標等について、震災後速やかに策定し、区民に提示する。
- (2) 区民への公表については、公聴会や説明会の開催、広報紙「(仮称)復興ニュース」の作成・配布等により行う。

2 震災復興計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部

- (1) 震災復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、区政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- (2) 震災復興計画の検討や事業の推進には、法制度、都市計画、福祉等の復興に関連する専門的な知見が必要となり、また、地域と一体となって進めていくという観点から、各分野の専門家（学識者等）や住民組織・各種団体の代表者の参画による震災復興計画策定委員会を設置する。

3 特定分野計画の策定

担当	(災対) 政策経営部／(災対) 各部

都市復興、生活復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な震災復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第1 都市復興

- (1) 被災状況を把握し、今後の災害に強いまちづくりをめざし、都市復興の基本的方針を作成し、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。
- (2) 個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設等の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。

第2 住宅復興

- (1) 都市復興とも連携し、安心・安全な住環境の整備方針や計画を策定する。
- (2) 被災者の住宅確保対策として、自力による復興を基本としつつ、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。応急的住宅、公的住宅の供給を図るとともに、被災者生活再建支援制度の運用等により、被災者の早期住宅再建への道筋をたてる。

第3 くらしの復興

- (1) 被災者のくらしに関わる、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育の早期復興をめざした事業方針や計画を策定する。
- (2) 生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。
- (3) ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第4 産業の復興

- (1) 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、区の産業振興を図る施策を進める。
- (2) 個別には、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。

震災対策編 担当表

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
震災対策編																
第1部 総則																
第1章 計画の概要																
1 計画の目的	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 計画の性格及び範囲	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 計画の修正	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 計画の習熟	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 区の概況																
1 位 置	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 地形と地質	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 人 口	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 被害想定																
4-1 首都直下地震	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4-2 南海トラフ巨大地震	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5 地域危険度																
5-1 調査の目的	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5-2 調査の方法	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5-3 調査結果	20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定																
	21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2部 施策ごとの具体的計画																
第1章 区、区民、事業者等の基本的責務と役割																
1 区、区民、事業者の基本的責務	25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 防災機関業務大綱	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関

注) 表中の★は、災害対策本部も 担当する業務を指す	頁	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	その他
		政策経営部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	健康福祉部	医療衛生部	まちづくり部	土木部	会計管理室	教育振興部	子ども未来部	区議会事務局	主な関係機関	
第2章 区民と地域の防災力向上																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 自助による区民の防災力向上																	
1-1 区民による自助の備え	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
1-2 防災意識の啓発	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
1-3 防災教育・防災訓練の充実	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／消防団／都水道局／都福祉保健局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
1-4 外国人支援対策	55		●	●		●				●							
2 地域による共助の推進	55	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／各防災関係機関
3 消防団の活動体制の強化	59	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団
4 事業者による自助・共助の強化	60			●													消防署／事業者
5 ボランティアとの連携	63		●	●	●			●		●	●						北区保健所／消防署
6 小・中学校の防災対策	66													●			
【応急対策】																	
1 自助による応急対策の実施																	
1-1 区民自身による応急対策	68	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
1-2 外国人の情報収集等に係る支援	68		●			●											都生活文化局／都政策企画局／都産業労働局／観光関連事業者等
2 地域による応急対策の実施	70		●	●	●			●	●	●							消防署
3 消防団による応急対策の実施	71			●													各防災関係機関
4 事業者による応急対策の実施	73																事業者
5 ボランティアとの連携 ★	73																北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
6 応急教育・応急保育																	
6-1 応急教育の実施	75													●			
6-2 応急保育の実施	77														●		

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第3章 安全なまちづくりの実現																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 安全に暮らせるまちづくり																
1-1 地域特性に応じた防災まちづくり	79									●	●					都都市整備局
1-2 河川等の整備	84									●	●					都建設局
1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策	84									●	●					警察署／消防署／都都市整備局
1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	86			●						●	●					
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進																
2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進	88		●		●	●				●			●			消防署
2-2 エレベーター対策	92	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会
2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	94		●	●	●	●	●	●		●	●		●	●		北区保健所／消防署
2-4 文化財施設の安全対策	94												●			
3 応急危険度判定のための態勢整備	95		●							●						
4 液状化、長周期地震動への対策の強化																
4-1 液状化対策の強化	96									●						都都市整備局／都建設局／都港湾局／都水道局／都下水道局
4-2 長周期地震動対策の強化	97			●						●						消防署／都総務局／都都市整備局
5 出火、延焼等の防止																
5-1 消防水利の整備、防火安全対策	97			●												消防署／都水道局／その他の防災関係機関
5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	100			●												北区保健所／消防署／都環境局／都福祉保健局／都生活文化局／各学校／その他の防災関係機関
5-3 危険物等の輸送の安全化	102			●												消防署／都環境局／都福祉保健局／その他の防災関係機関
【応急対策】																
1 消火・救助・救急活動及び警備活動	103															警察署／消防署／消防団／自衛隊
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止																
2-1 河川施設等の応急対策	103										●					都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	103									●	●					警察署／消防署／都建設局
2-3 公園・児童遊園の応急対策	104										●					

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
3 社会公共施設等の応急対策	104		●							●			●			各施設管理者
4 被災住宅の応急危険度判定	106									●						
5 被災宅地の応急危険度判定	107									●						
6 危険物等の応急措置による危険防止																
6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	107			●			●		●				●			警察署／消防署
6-2 危険物輸送車両等の応急対策	115								●							警察署／消防署／消防団
6-3 危険動物の逸走時対策	117								●							消防署／消防署
【復旧対策】																
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復																
1-1 河川施設等の復旧	118										●					都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
1-2 二次的な土砂災害防止対策	118									●	●					都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
1-3 公園・児童遊園の復旧	118										●					
2 社会公共施設等の復旧	119	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 道路・橋りょう	121										●					警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都市整備局／都青少年・治安対策本部／関東地方整備局／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
2 鉄道施設	125															都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)
3 河川施設等	128										●					都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
4 緊急輸送ネットワークの整備																
4-1 緊急輸送ネットワーク	129															各防災関係機関／都各局
4-2 緊急道路障害物除去等	130										●					警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)
4-3 地域内輸送拠点の設置等	131			●												
5 水道	132															都水道局
6 下水道	133															都下水道局

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
7 電気・ガス・通信等																
7-1 電気施設の安全化	135															東京電力パワーグリッド(株)
7-2 ガス施設の安全化	136															東京ガス(株)
7-3 通信施設の安全化	138															東日本電信電話(株)
7-4 共同溝の整備促進	140															東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局
7-5 電線類の地中化推進	140										●					都建設局
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保	140										●					
9 電源等の確保	141			●									●			
【応急対策】																
1 道路・橋りょう																
1-1 道路・橋りょうの応急対策	142										●					都第六建設事務所／首都高速道路(株)
1-2 交通規制	145															警視庁／警察署／都災対本部
1-3 輸送ルートの確保	149										●					警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)
2 鉄道施設	150															都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)
3 河川施設等																
3-1 河川及び内水排除施設	153										●					都第六建設事務所／都下水道局／国土交通省荒川下流河川事務所
3-2 防災用船着場の運用	155										●					都災対本部／都建設局
3-3 河川障害物の除去	156															都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
4 水道	156															都水道局
5 下水道	157															都下水道局
6 電気・ガス・通信等																
6-1 電気	158															東京電力パワーグリッド(株)
6-2 ガス	160															東京ガス(株)／ガス事業者
6-3 通信	161															通信事業者

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
【復旧対策】																
1 道路・橋りょう	163										●					都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路(株)
2 鉄道施設	163															都交通局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)
3 河川施設等	163										●					都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局
4 水道	165															都水道局
5 下水道	165															都下水道局
6 電気・ガス・通信等																
6-1 電気	166															東京電力パワーグリッド(株)
6-2 ガス	166															東京ガス(株)
6-3 通信	166															通信事業者
6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ	167									●						
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 初動態勢の整備																
1-1 活動庁舎等の設備	169	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-2 初動態勢の強化	169	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-3 地区本部態勢の強化	169				●											
1-4 夜間・休日等勤務時間外の態勢	170	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-5 夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	171												●			
1-6 平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	171												●			
1-7 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	171							●								
1-8 防災職員住宅居住者の活用	171		●													
1-9 各種訓練の充実	171			●												
1-10 庁舎が被害を受けた場合の代替庁舎	172			●												
2 事業継続体制の確保	172	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備																
3-1 消火・救助・救急活動態勢	175															消防署／消防団
3-2 警備態勢の整備	175															警視庁／警察署
4 広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）	176	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5 応急活動拠点の整備																
5-1 オープンスペースの確保	176									●	●					都都市整備局
5-2 大規模救出救助活動拠点等の確保	177			●												
5-3 ボランティアの活動拠点の明確化	177			●												

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
【応急対策】																
1 初動態勢																
1-1 区の責務	178	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-2 区の活動態勢	178	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1-3 防災機関の活動態勢	191			●												警視庁／警察署／消防署／消防団／都交通局／東日本旅客鉄道(株)／首都高速道路(株)
2 消防・救助・救急及び警備活動																
2-1 震災消防活動	195															消防署／消防団
2-2 救助・救急活動	197															警察署／消防署／自衛隊
2-3 警備	198															警察署
3 応援協力・派遣要請	199		●	●												
4 応急活動拠点の調整	203			●												都災対本部
第6章 情報通信の確保																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	205			●												都総務局
2 区民等への情報提供体制の整備	206	●		●												
3 区民相互の情報連絡等の環境整備	207	●		●												
【応急対策】																
1 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	208			●						●						警察署／消防署／都総務局／都各局出先機関／東日本電信電話(株)
2 緊急地震速報の利用	210	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）																
3-1 基本方針	211	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3-2 情報収集・伝達態勢の確立	212	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3-3 区の被害調査要領	215	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-4 都への報告	219			●												
4 広報態勢	220	●		●												警視庁／警察署／東京消防庁／消防署／都水道局／都下水道局／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)／東日本電信電話(株)／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／首都高速道路(株)
5 相談窓口態勢	226	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
6 区民相互の情報連絡等	226	●		●												

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第7章 医療救護等対策																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 初動医療体制の整備																
1-1 情報連絡体制等の確保	228															北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部
1-2 医療救護活動の確保	229															北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部
1-3 負傷者等の搬送体制の整備	232				●											北区保健所／健康福祉部（健康推進課王子・赤羽・滝野川健康支援センター）／都総務局／都福祉保健局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部
1-4 防疫体制の整備	232							●								北区保健所／都福祉保健局／東京都獣医師会北支部
1-5 在宅難病患者への対応	233							●								
2 医薬品・医療資機材の確保	233															北区保健所／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社
3 医療施設の基盤整備	234															都総務局／都福祉保健局／都病院経営本部
4 遺体の取扱いに関する体制整備	235					●	●									警察署／都福祉保健局／陸上自衛隊

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
【応急対策】																
1 初動医療態勢																
1-1 医療情報の収集伝達態勢	238								●							都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部
1-2 初動期の医療救護活動	239								●							消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／東京DMAT／日本赤十字社
1-3 負傷者等の搬送態勢	243				●				●							消防署（東京消防庁）／都総務局／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部
1-4 保健衛生態勢	244		●					●	●							都福祉保健局／東京都獣医師会北支部
2 医薬品・医療資機材の供給	247								●							都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団
3 医療施設の確保	248								●							都福祉保健局／都総務局／都病院経営本部／自衛隊／第三管区海上保安本部
4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	249					●	●									警察署（警視庁）／都福祉保健局／都総務局／陸上自衛隊／各防災関係機関
【復旧対策】																
1 防疫体制の確立	257								●							都福祉保健局
2 火葬	259					●	●									警察署／都福祉保健局／都建設局
第8章 帰宅困難者等対策																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 帰宅困難者対策条例等の周知徹底	263			●	●									●		警察署／消防署／都総務局／都教育庁／都生活文化局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／東京商工会議所北支部／一般社団法人北産業連合会／北区商店街連合会
2 帰宅困難者への情報通信態勢整備	269			●												警察署／都総務局／通信事業者

注) 表中の★は、災害対策本部も 担当する業務を指す	頁	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	(災対)	その他
		政策経営部	総務部	危機管理室	地域振興部	区民部	生活環境部	健康福祉部	医療衛生部	まちづくり部	土木部	会計管理室	教育振興部	子ども未来部	区議会事務局	主な関係機関	
3 一時滞在施設の確保	270			●	●												都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設
4 徒歩帰宅支援のための態勢整備	271			●													東京都／通信事業者／事業者／学校
【応急対策】																	
1 駅周辺での混乱防止																	
1－1 駅周辺の混乱防止 ★	273				●												警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等
1－2 集客施設及び駅等における利用者保護 ★	274				●												集客施設及び駅等の事業者／鉄道事業者／都総務局／国
1－3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	276																一時滞在施設となる施設
2 事業者等における帰宅困難者対策 ★	278																事業者／学校等／都総務局／国
【復旧対策】																	
1 徒歩帰宅者の代替輸送																	
1－1 鉄道運行情報等の提供 ★	280				●												鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都総務局／関東運輸局
1－2 代替輸送手段の確保 ★	281				●												国／都総務局／都建設局／都港湾局／都交通局／関東地方整備局／関東運輸局／バス事業者／船舶事業者 等
2 徒歩帰宅者の支援 ★	282				●												警察署／都総務局／日本郵便(株)／事業者／学校／日本赤十字社
第9章 避難者対策																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 避難体制の整備																	
1－1 基本的な避難行動	285			●				●									
1－2 避難所等の定義及び指定	287			●				●				●					警察署／消防署／都福祉保健局

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
注) 表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す																
2 要配慮者の避難等支援体制の整備																
2-1 要配慮者の考え方	288		●	●				●		●			●			警察署／消防署／都福祉保健局
2-2 避難行動要支援者への支援の考え方	290		●	●				●		●			●			警察署／消防署／都福祉保健局
2-3 避難行動要支援者の避難行動支援	292		●	●				●		●			●			警察署／消防署／都福祉保健局
2-4 福祉避難所等の定義及び指定	293							●					●			都福祉保健局
2-5 福祉避難所の周知	293			●				●					●			都福祉保健局
3 避難所の管理運営態勢の整備等																
3-1 避難所の開設・管理運営	294			●				●					●	●		北区保健所／警察署／都福祉保健局
3-2 避難所における女性への配慮	296			●				●					●	●		北区保健所／警察署／都福祉保健局
3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	296			●				●					●	●		北区保健所／警察署／都福祉保健局
4 避難所等の耐震化及び安全対策の促進																
4-1 避難所等の耐震化及び安全対策の促進	298		●	●	●					●				●	●	消防署
4-2 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備	299		●													
【応急対策】																
1 避難誘導 ★	300							●								警察署／消防署／消防団
2 避難場所・避難所等の開設・管理運営																
2-1 避難場所の開設・管理運営	302							●								
2-2 避難所等の開設 ★	303		●		●			●		●			●	●		警察署／消防署／都福祉保健局
2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営	305						●	●	●				●	●		
2-4 福祉避難所の運営 ★	310				●			●					●	●		
3 動物救護	312								●							東京都獣医師会北支部
4 ボランティアの受入れ ★	313															北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
5 被災者の他地区への移送	313							●					●			都福祉保健局
6 避難所外の避難者への対応	315							●	●				●			
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 食料及び生活必需品等の確保	317		●	●				●					●	●		
2 飲料水及び生活用水の確保	319			●		●										総務局（総合防災部）／都水道局北支部 北営業所
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	321			●	●			●					●	●		都福祉保健局
4 車両・舟艇等輸送機関の確保	321		●			●										

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
【応急対策】																
1 物資の供給	322		●		●	●		●					●			都福祉保健局／都港湾局
2 飲料水の供給	325					●										都水道局北部支所 北営業所
3 物資の調達要請	327		●		●	●		●					●			
4 救援物資の受入れ・配分	328		●		●	●		●					●			
5 義援物資の取扱い	328		●		●	●										北区社会福祉協議会 ／東京都北区市民活動推進機構
6 輸送車両等の調達	329		●			●										都財務局
【復旧対策】																
1 多様なニーズへの対応	331		●		●	●		●					●	●		都福祉保健局
2 炊き出し	331		●		●	●		●					●			都福祉保健局
3 水の安全確保	332								●							
4 生活用水の確保	333					●										
5 物資の輸送	333		●			●					●					警察署／都交通局
第11章 放射性物資対策																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等	334	●		●			●				●		●	●		国／都／北区保健所等
【応急対策】																
1 情報連絡態勢	335	●		●			●		●		●		●	●		
2 区民への情報提供等	335	●		●			●		●		●		●	●		
【復旧対策】																
1 保健医療活動	337								●							
2 放射性物質への対応	337						●		●	●	●		●	●		
第12章 区民生活の早期再建																
【基本方針】																
【予防対策】																
1 罹災証明書の発行準備	339			●	●	●				●						消防署
2 情報システムのバックアップ体制の構築	340					●										
3 トイレの確保及びし尿処理	340			●			●									都下水道局
4 ごみ処理	341						●									都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
5 がれき処理	341						●			●	●					都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
6 災害救助法等	342	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制	343					●										

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
【応急対策】																
1 住家被害認定調査等	344									●						消防署
2 義援金の募集・受付・配分	345				●	●		●				●				
3 トイレの確保及びし尿処理	345						●						●			都環境局／都福祉保健局／都総務局／都下水道局
4 ごみ処理	347						●									都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
5 がれき処理	347						●			●	●					都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
6 土石、竹木等の除去	348						●				●					都総務局
7 災害救助法等の適用	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8 激甚災害の指定	350	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
【復旧対策】																
1 被災住宅の応急修理	352									●						都都市整備局
2 応急仮設住宅の供給	353									●						都都市整備局
3 公的住宅や民間賃貸の供給	355									●						都都市整備局
4 被災者の生活相談等の支援	355	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
5 義援金の募集・受付・配分	357				●	●		●				●				
6 被災者の生活再建資金援助等																
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	358			●	●			●								
6-2 被災者生活再建支援金の支給	358					●										
7 職業のあっせん	359				●											都労働局
8 各種減額・免除等																
8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	359					●										
8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等	360					●										
8-3 国民年金保険料の免除	360					●										
8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除	360					●										
8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	361							●								
8-6 障害福祉サービス費の減額・免除	361							●								
9 日本郵便㈱の復旧・復興支援	361															日本郵便㈱
10 融資	362			●	●			●		●						
11 がれき処理の実施	362						●			●	●					都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会
12 災害救助法の運用等	362	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

注) 表中の★は、災害対策本部も 担当する業務を指す	頁	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	(災 対)	その他 主な関係機 関
		政策 経営部	総務 部	危機 管理室	地域 振興部	区民 部	生活 環境部	健康 福祉部	医療 衛生部	まち づくり部	土木 部	会計 管理室	教育 振興部	子ども 未来部	区議 会事務局		
第 1 3 章 円滑な受援（応援の受入れ）体制																	
【基本方針】																	
【予防対策】																	
1 受援に関する方針の作成	365	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 相互応援協定締結自治体との交流	365		●	●													
3 災害対応派遣要員の事前把握	365		●	●													
【応急対策】																	
1 応急期受援体制 ★	366	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 救出救助機関からの受援 ★	366																都総務局／警察署／ 消防署／自衛隊
3 人的受援																	
3－1 応援要請先 ★	367		●	●													東京都／特別区／他 自治体
3－2 応援要請手続き ★	367		●	●													
3－3 プッシュ型人的支援の受入れ ★	367	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／特別区／他 自治体
3－4 受援業務 ★	368	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●				
3－5 ボランティアとの連携・支援 ★	368																北区社会福祉協議会 ／東京都北区市民活 動推進機構
4 物的受援																	
4－1 物資の調達要請 ★	369				●												東京都
4－2 プッシュ型支援の受入れ ★	369				●												東京都
4－3 個人・企業からの物資の受入れ ★	369				●												
4－4 物資の集積と搬送 ★	370				●	●											東京都
4－5 継続的要請 ★	370				●												東京都
5 費用負担 ★	370	●	●	●													
6 被災地への人的物的応援																	
6－1 被災地への人的応援	371		●	●													東京都／特別区
6－2 被災自治体への物的支援	371		●	●													東京都／特別区

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 教育振興部	(災対) 子ども未来部	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
第3部 災害復興計画																
第1章 復興の基本的な考え方																
1 復興の基本的な考え方	375	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 北区震災復興マニュアル	376	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 震災復興本部																
1 震災復興本部の設置	377	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係	378	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 震災復興本部における各部の分掌事務																
3-1 震災復興本部における各部の分掌事務	378	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-2 復興に関わる専門職員の確保	380	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3-3 復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化	380	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 震災復興計画の策定																
1 震災復興基本方針の策定	381	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 震災復興計画の策定	381	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 特定分野計画の策定	381	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

